

旭区連合自治会町内会連絡協議会 5 月定例会



旭区マスコットキャラクター
あさひくん

日 時：令和6年5月17日（金）
午前10時00分から
場 所：旭公会堂講堂（旭区役所4階）

1 警察・消防からのお知らせ

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	旭警察署からのお知らせ（情報提供） (旭警察署) 【資料1-1】	単会 会長
(2)	旭消防署からのお知らせ（情報提供） (旭消防署) 【資料1-2】	単会 会長
(3)	家庭防災員研修受講者募集及びポスターの掲示について（依頼） (旭消防署) 【資料1-3】	掲示

2 横浜市町内会連合会定例会結果報告

（自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。）

番号	議題	配布先
(1)	「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について（情報提供） (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課) 【資料2-1】	連長
(2)	エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について（協力依頼） (脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 脱炭素ライフスタイル推進課/旭区 区政推進課) 【資料2-2】	掲示
(3)	よこはまポジティブエイジング計画（第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画）の策定について（情報提供） (健康福祉局 高齢健康福祉課/旭区 高齢・障害支援課) 【資料2-3】	単会 会長
(4)	第5期横浜市地域福祉保健計画の策定について（情報提供） (旭区 福祉保健課) 【資料2-4】	連長
(5)	自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について（情報提供） ※ 申請期間：令和6年3月1日（金）から令和6年9月30日（月）まで (市民局 地域活動推進課/旭区 地域振興課) 【資料2-5】	単会 会長
(6)	よこはま防災 e-パークのリニューアルについて（周知依頼） (旭消防署) 【資料2-6】	掲示
(7)	地域防災活動の支援に向けた研修のご案内（協力依頼） (総務局 地域防災課) 【資料2-7】	単会 会長

3 旭区連合自治会町内会連絡協議会 議題

(自治だよりに掲載し、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します。)

番号	議題	配布先
(1)	令和6年度家具転倒防止対策助成事業のご案内(情報提供) ※ 申込期間: 令和6年6月1日から令和7年1月31日まで (総務局 地域防災課) 【資料3-1】	単会 会長
(2)	令和6年度感震ブレーカー等設置推進事業(情報提供) ※ 申請期間: 令和6年6月1日から令和7年1月31日まで (総務局 地域防災課) 【資料3-2】	単会 会長
(3)	旭区防災講座の開催について(依頼) ※ 申込期限: 集合形式 各回の前日12時まで 出前形式 令和6年7月19日(金)まで (旭区 総務課) 【資料3-3】	単会 会長
(4)	令和6年度 日赤災害・救急法講習の開催について(依頼) ※ 提出期限: 令和6年6月24日(月)まで (旭区社会福祉協議会) 【資料3-4】	連長
(5)	令和6年度 横浜動物の森公園の中央道路整備について(情報提供) (みどり環境局 公園緑地事業課) 【資料3-5】	連長
(6)	第13回きらっとあさひ福祉大会開催日程について(情報提供) (旭区 福祉保健課) 【資料3-6】	連長

4 その他(情報提供、講演会・催事等の案内等)

(自治だよりに掲載しませんが、【資料番号】に網掛けしたものは、「自治だより」に資料を同封します)

番号	議題	配布先
(1)	「GREEN×EXPO 2027 開催1000日前フェスタ」の開催について(情報提供) (旭区 区政推進課) 【資料4-1】	単会 会長
(2)	旭区の花・緑・農の魅力あふれるオリジナルフレーム切手を販売します (情報提供) (旭区 区政推進課) 【資料4-2】	単会 会長
(3)	「旭区サークル見学・体験会」の自治会町内会掲示板への掲出について (依頼) (旭区 地域振興課) 【資料4-3】	掲示
(4)	令和6年度「あさひくんポロシャツ」のご注文について(情報提供) ※ 申込期限: 令和6年6月14日(金)まで (旭区 地域振興課) 【資料4-4】	単会 会長
(5)	旭区子連広報誌「あさひ」の配布について(情報提供) (旭区 地域振興課) 【資料4-5】	単会 会長
(6)	横浜FCあさひ区民DAYチラシの自治会町内会掲示板への掲出について (依頼) (旭区 地域振興課) 【資料4-6】	掲示

- 5 地域広報紙等の配布について（地区連合会長への情報提供）
みんなの若葉台（No.465） ※若葉台連合自治会 広報紙

定例会結果報告はこちら



【次回日程】

◎旭区連合自治会町内会連絡協議会 6月定例会

日 時：令和6年6月18日（火） 午後3時00分から

場 所：新館大会議室（旭区役所新館2階）



旭警察署生活安全ニュース

令和6年5月号
旭警察署生活安全課
045-361-0110(内線261)

⚡ 刑法犯の発生状況 令和6年4月

	令和6年	令和5年	増減
特殊詐欺	18	21	-3
空き巣	4	7	-3
車上ねらい	12	8	+4
部品ねらい	11	17	-6
自動車盗	4	3	+1
オートバイ盗	18	12	+6
自転車盗	31	35	-4
不同意わいせつ	3	2	+1
強盗	0	0	±0
ひったくり	1	0	+1
器物損壊、忍込み等	139	146	-7
総件数	241	251	-10

● 特殊詐欺について
旭区全域で特殊詐欺の前兆電話が多数入電しています。
特殊詐欺の手口の一つとして預貯金詐欺があります。
最近の騙しの電話は、区役所を騙り、「医療費の還付があります。手続きに新しいキャッシュカードが必要です。」等と電話をかけてきて、区役所職員を装う人が、自宅にキャッシュカードを取りに来るものです。
電話で「カード・お金・ATM」という言葉を聞いたら、それは詐欺です。
被害者の方のほとんどが、特殊詐欺の手口を知っていて、騙されています。
自宅の電話に迷惑電話防止機器を取り付けることで、被害を防止しましょう。

⊙ 特殊詐欺の発生状況 令和6年4月末

神奈川県内

	令和6年	令和5年	増減
件数	530	694	-164

令和6年 被害金額 約12億1000万円

旭区内

	令和6年	令和5年	増減
件数	18	21	-3

令和6年 被害金額 約1800万円

★ 旭警察署からのお知らせ

～あなたの携帯電話に防犯・防災情報が届きます！～
あさひ安全・安心かわら版に登録を!!

旭区内の安全・安心に関する情報を受信できるシステムです。
地域の防犯活動や高齢者・子供などへの注意喚起にお役立てください。

※ 登録方法は旭区役所のホームページに掲載されています。

○ 旭警察署ホームページでも情報発信を行っています。

○ 迷惑電話防止機能付き録音機を設置して特殊詐欺を防ぎましょう。

みんなで作ろう! 安全・安心の街 旭!

オレオレ詐欺急増中!

電話で
お金の話はサギ!

その声 本当は息子かあー!?

県内では、息子や孫をかたって

「会社の書類を間違えて送った」

「会社のカバンを無くした」

と言い、損失補填名目で現金を要求する

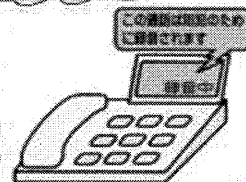
「オレオレ詐欺」が急増しています。



どうすれば詐欺を防げる?

固定電話対策で、犯人からの電話をブロック!

- ↳ ① 常時、留守番電話に設定する!
- ② 迷惑電話防止機能付き電話機を設置!



犯人からの電話に出ないことが、被害防止への第一歩!

神 奈 川 県 警 察

特殊詐欺発生件数(4月)

発生件数4件

発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由	発生日	発生場所	手口詳細	被害品	騙された理由
3月19日	四季美台	区役所騙り	約200万	相手が名乗った身分を信じた					
4月2日	善部町	区役所騙り	キャッシュカード1枚	焦らされて考える暇が無かった					
4月6日	今宿東町	年金事務所騙り	約150万	相手が名乗った身分を信じた					
3月28日	鶴ヶ峰本町3丁目	息子騙り	100万	相手が名乗った身分を信じた					

場所	川島町	四季美台	鶴ヶ峰1丁目	鶴ヶ峰2丁目	鶴ヶ峰本町1丁目	鶴ヶ峰本町2丁目	鶴ヶ峰本町3丁目	西川島町	中希望が丘
当月		1件					1件		
累計	1件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件

場所	東希望が丘	善部町	南希望が丘	さちが丘	二俣川1丁目	二俣川2丁目	本宿町	本村町	中尾1丁目
当月		1件							
累計	2件	1件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件

場所	中尾2丁目	中沢1丁目	中沢2丁目	中沢3丁目	市沢町	小高町	三反田町	白根町	白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件

場所	白根2丁目	白根3丁目	白根4丁目	白根5丁目	白根6丁目	白根7丁目	白根8丁目	中白根1丁目	中白根2丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件

場所	中白根3丁目	中白根4丁目	上川井町	川井宿町	川井本町	桐が作	左近山	上白根町	上白根1丁目
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件

場所	上白根2丁目	上白根3丁目	今川町	今宿西町	今宿東町	今宿南町	今宿町	今宿1丁目	今宿2丁目
当月					1件				
累計	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件

場所	大池町	柏町	万騎が原	南本宿町	若葉台1丁目	若葉台2丁目	若葉台3丁目	若葉台4丁目	金が谷
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

場所	金が谷1丁目	金が谷2丁目	笹野台1丁目	笹野台2丁目	笹野台3丁目	笹野台4丁目	矢指町	下川井町	都岡町
当月									
累計	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件

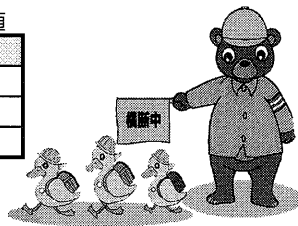


◎4月末の事故状況前年対比

※速報値

	件数	死者	重傷者	軽傷者	負傷者
2024年	188	4	6	205	211
2023年	159	0	8	166	174
前年比	+29	+4	-2	+39	+37

2024年月別 事故発生件数	1月	2月	3月	4月
	38	43	54	53



◎時間別発生件数【2時間単位】

※速報値



◎事故類型別件数

※速報値

事故類型	2023			2024			
	数	死者数	負傷者数	数	死者数	負傷者数	
人対車両	横断歩道横断中	3	0	3	7	0	7
	その他	9	0	9	6	0	6
車両相互	すれ違い時	0	0	0	1	0	1
	出会い頭	4	0	4	6	0	6
	右折時 その他	2	0	2	0	0	0
	右折時 右折直進	6	0	6	3	0	3
	左折時	1	0	1	3	0	3
	正面衝突	0	0	0	1	0	1
	車両相互その他	8	0	9	10	0	10
	追突	6	0	6	13	0	19
追越追抜き時	0	0	0	0	0	0	
車両単独	車両単独	0	0	0	2	0	2
列車	列車	0	0	0	1	1	0
合計	39	0	40	53	1	58	

二輪車の特性に注意！

実際よりも

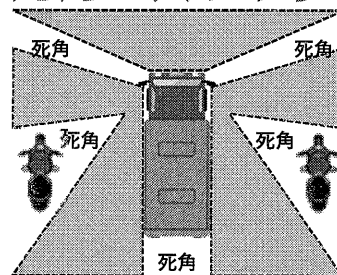
遠く・ゆっくり走行している



「行けるだろう」は事故のもと
先に行かせる心のゆとりを！

車体が小さく

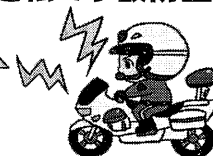
死角に入りやすい



死角に二輪車がいるかも？
「かもしれない」運転で事故防止

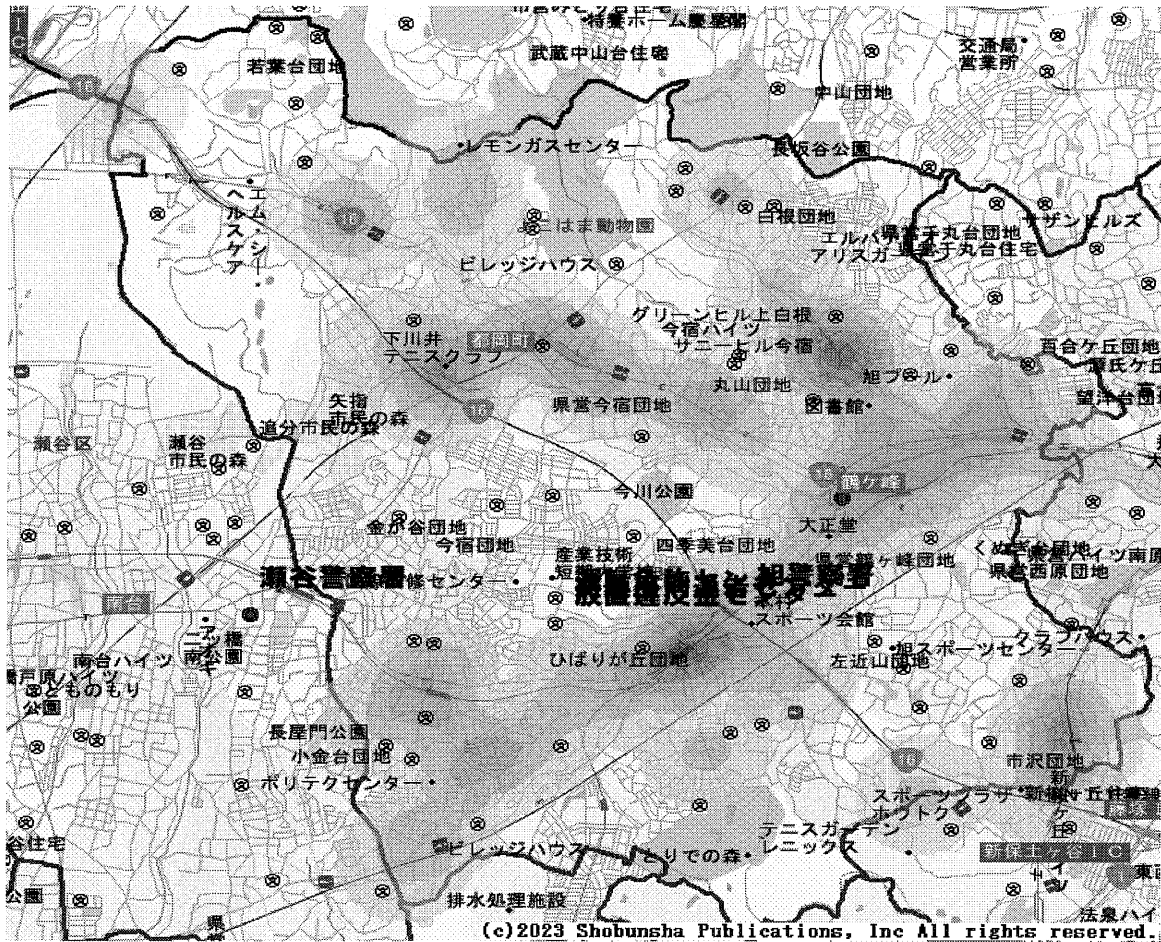
二輪車は、見た目よりも

近くにいる！ 速度も速い！



◎旭警察署管内 町内会別

令和6年4月末現在



町内会	件数	前年比	二輪車	自転車	子供	高齢者
(大池)	0	0	0	0	0	0
鶴ヶ峰	7	+4	4	1	0	4
白根	6	+4	1	0	0	3
旭北	2	-5	1	0	1	0
上白根	1	-3	1	1	1	0
今宿	4	+3	3	1	0	0
川井	10	+6	2	3	2	2
若葉台	0	-1	0	0	0	0
笹野台	0	0	0	0	0	0
希望が丘	2	+2	1	1	1	0
希望が丘東	2	+1	0	0	0	0
希望が丘南	4	+3	2	0	0	2
さちが丘	2	+2	1	0	0	1
万騎が原	1	+1	0	0	0	1
二俣川	4	-1	1	0	0	2
二俣川ニュータウン	0	-1	0	0	0	0
旭中央	1	-2	0	0	0	0
旭南部	3	+2	0	1	1	0
左近山	0	-1	0	0	0	0
市沢	4	0	2	0	0	1
総計	53	14	19	8	6	16

(注) * 二輪車に乗った高齢者と、自転車に乗った子供が衝突した場合、それぞれにカウントされますが、発生件数は1件になります。

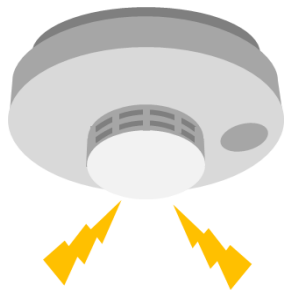
旭区内火災発生状況 (4月中 : 4件)

月日	場所	用途	被害状況	出火原因
4月10日	白根六丁目	ごみ集積場	ごみ若干焼損	放火の疑い
4月16日	今宿二丁目	建物	専用住宅の外壁、玄関扉及び雑物各焼損	不明
4月17日	笹野台四丁目	建物	居室内のアウトドア用バーナー及び雑物焼損、負傷者1人	調査中
4月26日	川井宿町	その他	廃材置場の雑物焼損	放火の疑い

各年の1月1日から同年4月30日(現在)

項目	区分/年数	旭区内			横浜市内		
		令和6年	令和5年	増△減	令和6年	令和5年	増△減
火災状況	火災件数(件)	13	18	△5	233	275	△42
	焼損床面積(m ²)	333	210	123	2,399	2,745	△346
	死者(人)	1		1	14	6	8
	負傷者(人)	3	3		44	35	9
救急状況	救急件数(件)	5,542	5,053	489	82,817	76,021	6,796
	1日当たりの出場件数(件)	45.8	42.1	3.7	684.4	633.5	50.9

(備考) 令和6年の数値は速報値であり、確定値ではありません。



6月に住宅用火災警報器
点検・交換キャンペーンを実施します。

設置義務化から**13年!** 「電池切れに注意!」
定期的に作動確認をしましょう。

警報器を設置すると、設置なしと比べて...

死者数
損害額

半減

焼損
床面積

6割減

・死亡リスク
・損失拡大リスク
大幅に減少

総務省消防庁HPより



いつ付けたっけ?

電池が切れたら?



点検しましょう!

交換しましょう!



3分で分かる! 住宅用火災警報器

「よこはま防災e-パーク」では住宅用火災警報器の「点検・交換」「設置」など、様々な動画コンテンツを公開しています。



3分シリーズ

【お問合せ先】旭消防署総務・予防課
電話・FAX 045(951)0119

令和6年町丁別火災発生状況

令和6年1月1日から同年4月30日(現在)

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
本署	川島町	1	1			
	白根町					
	白根一丁目					
	白根二丁目	1		1		
	白根三丁目					
	白根四丁目					
	白根五丁目					
	白根六丁目	1				1
	白根七丁目					
	白根八丁目					
	中白根一丁目					
	中白根二丁目					
	中白根三丁目					
	中白根四丁目					
	鶴ヶ峰一丁目					
	鶴ヶ峰二丁目					
	鶴ヶ峰本町一丁目	1	1			
	鶴ヶ峰本町二丁目					
	鶴ヶ峰本町三丁目					
	西川島町					
本村町	1		1			
四季美台						
今川町	1				1	
今宿東町	1				1	
今宿西町						
今宿南町						
さちが丘	さちが丘	1	1			
	東希望が丘					
	中希望が丘					
	南希望が丘					
	二俣川1丁目					
善部町						
都岡	川井本町					
	川井宿町	1			1	
	下川井町					
	都岡町					
	上白根町					
	上白根一丁目					
上白根二丁目	1		1			
上白根三丁目						

署所別	町丁別	小計	火災種別			
			建物	車両	林野	その他
南本宿	本宿町					
	南本宿町					
	二俣川2丁目					
	桐が作	1	1			
	左近山					
	万騎が原					
1件	大池町					
	柏町					
	上川井町					
	若葉台					
0件	若葉台一丁目					
	若葉台二丁目					
	若葉台三丁目					
	若葉台四丁目					
市沢	市沢町					
	三反田町					
	小高町					
今宿	金が谷					
	金が谷一丁目					
	金が谷二丁目					
	今宿町					
	今宿一丁目					
	今宿二丁目	1	1			
	笹野台一丁目					
	笹野台二丁目					
	笹野台三丁目					
	笹野台四丁目	1	1			
	中沢一丁目					
	中沢二丁目					
	中沢三丁目					
中尾一丁目						
中尾二丁目						
矢指町						

合計	13	件	建物	車両	林野	その他
			6	3	0	4

* 地区連合未加入・高速道路等を含みます。

旭区連合自治会町内会火災発生状況

自治会・町内会	4月	累計
鶴ヶ峰地区町内会連合会		2
白根地区町内会自治会連合会	1	1
旭北地区連合自治会		1
上白根連合自治会		
今宿地区町内会自治会連合会		1
川井地区町内会自治会連合会	1	1
若葉台連合自治会		
笹野台地区連合自治会	1	1
希望が丘連合自治会		
希望が丘東地区連合自治会		

自治会・町内会	4月	累計
希望が丘南地区連合自治会		
さちが丘地区連合自治会		1
万騎が原連合自治会		
二俣川地区連合自治会		
二俣川ニュータウン連合町内会	1	1
旭中央地区連合町内会		1
旭南部地区連合自治会		1
左近山連合自治会		
市沢地区連合町内会		
地区連合未加入・高速道路等		2
合計	4	13

令和6年5月17日

旭区自治会町内会長 各位

横浜市旭消防署長

令和6年度旭区家庭防災員研修受講者募集及びポスターの掲示について(御依頼)

若葉の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、火災予防の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年度の家庭防災員研修の日程が決定いたしましたので、自治会・町内会からの推薦のほか、個人からの応募をお願いいたします。

つきましては、令和6年度の旭区家庭防災員受講者募集案内ポスターを5月の自治だよりで配布いたしますので、掲示板への掲出の御協力をお願いいたします。

1 ポスター掲出期間

令和6年5月から7月26日(金)まで

2 受講申し込み方法

(1) 自治会・町内会からの推薦の場合(任意)

「**家庭防災員研修受講者・連絡員推薦書**」を旭消防署へ郵送、窓口、メールのいずれかで御提出ください。研修受講者に対して、8月以降に研修案内を送付させていただきます。連絡員・地区代表連絡員を推薦いただく場合は、合わせて御記入ください。

(2) 個人での応募の場合

横浜市電子申請・届出システムまたは「**令和6年度 旭区家庭防災員研修 受講申込書**」に御記入いただき、郵送、窓口、メールのいずれかで御提出ください。

※家庭防災員受講案内及び申込書は、旭消防署HP(ホームページ)もしくは、旭消防署または各消防出張所で入手できます。

3 推薦・申込期限

令和6年7月26日(金)

4 添付資料

- (1) 家庭防災員研修受講者・連絡員推薦書(自治会町内会推薦用)
- (2) 令和6年度 旭区家庭防災員研修のご案内
- (3) 令和6年度 旭区家庭防災員研修 受講申込書(個人申込用)
- (4) 家庭防災員研修受講募集ポスター

【担当】

旭消防署総務・予防課 中澤・辻
連絡先 (951) 0119 (内線30)

令和6年度 旭区家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「近助」「共助」の重要性がますます高まっています。

家庭防災員研修を通じて、自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けていただくとともに、共助の重要性についても理解を深めていただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただきたいと考えています。

2 研修内容

区分	内容
防火研修	住宅防火対策（出火防止、消火方法）など
救急研修	救命処置要領（AEDを含めた心肺蘇生法）など
地震研修	地震の知識や対応方法など
風水害研修	風水害の知識や対応方法など
DIG研修	地図に様々な情報を書き込み、防災対策を検討する訓練です。



※地震研修の実施状況は、横浜市民防災センターで行われた研修の様様です。

3 研修日程

区分	日時	会場
防火・地震・風水害・救急	①10月4日（金） 9：30～12：30	横浜市民防災センター
	②10月4日（金） 13：30～16：30	
	③10月5日（土） 9：30～12：30	
	④10月5日（土） 13：30～16：30	
救急	⑤10月25日（金） 9：30～11：00	旭区役所
	⑥10月25日（金） 13：30～15：00	
	⑦10月26日（土） 9：30～11：00	
防火・地震・風水害	⑧11月28日（木） 9：15～12：15	新館2階大会議室
	⑨11月30日（土） 9：15～12：15	
	⑩12月2日（月） 9：15～12：15	
災害図上訓練（DIG）	自己学習型	自宅

裏面あり

4 受講対象者

受講対象者は、満 15 歳以上の旭区民かつ次のいずれかの方々

・自治会町内会から推薦を受けた方

(自治会町内会から消防署へ推薦書のご提出が必要です。)

・個人により研修を希望される方

5 申し込み方法

自治会・町内会からの推薦を受けた方は、消防署から研修案内を8月に送付します。申込書のご提出は必要ありません。

個人により研修を希望される方は、令和6年度家庭防災員研修受講申込書に、必要事項をご記入のうえ、窓口、郵送または電子メールにて、7月26日(金)までに、以下の宛先にお申し込みください。横浜市電子申請・届出システムでもお申し込みいただけます。

●「令和6年度 旭区家庭防災員研修 受講申込書」(別紙)

【宛先】旭消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛

○郵送：〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12

○TEL：045-951-0119 (代)

○電子メール：sy-asahi-yobo@city.yokohama.lg.jp

電子申請は

こちらから



6 修了証

研修受講者には、研修修了証を交付します。

7 その他

- (1) 申込み状況に応じて、日程の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)
- (2) 研修会場までは、公共交通機関を御利用ください。
- (3) 小さなお子様(2歳~未就学児)がいらっしゃる方で、託児を希望される場合はご相談ください。
- (4) 気象警報等が発表された時は、研修を中止する場合があります。

【問合せ先】

旭消防署総務・予防課予防係

予防担当 辻

TEL：045(951)0119

【令和6年度 旭区家庭防災員研修 受講申込書】 ※個人申込用

～お申込み方法～

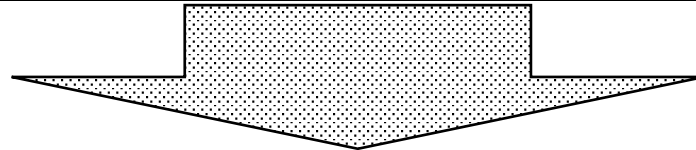
必要事項をご記入のうえ、窓口、郵送または電子メールにて、7月26日（金）まで（必着）に以下の宛先にお申し込みください。

【宛先】旭消防署 総務・予防課 家庭防災員担当 宛
○郵送：〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰一丁目4-12
○TEL：045-951-0119
○電子メール：sy-asahi-yobo@city.yokohama.lg.jp

電子申請はこちらから



フリガナ		住所	〒 横浜市旭区
氏名			
連絡先 TEL	日中、連絡が付きやすい番号をお願いします		
自治会町内会名	<input type="checkbox"/> () 自治会・町内会 <input type="checkbox"/> 自治会町内会には入っていません <input type="checkbox"/> 不明		



①～④を選択の方は○を1つ、
⑤⑥⑦を選択の方は⑧⑨⑩も選択してください。（計○2つ）

希望日に ○	番号	日程	時間	研修項目				場所
				防火	風水害	地震	救急	
	①	10/4(金)	9:30~12:30	○	○	○	○	横浜市民防災センター 横浜市神奈川区沢渡4-7 横浜駅西口より徒歩10分
	②	10/4(金)	13:30~16:30	○	○	○	○	
	③	10/5(土)	9:30~12:30	○	○	○	○	
	④	10/5(土)	13:30~16:30	○	○	○	○	
	⑤	10/25(金)	9:30~11:00	—	—	—	○	旭区役所新館2階会議室 旭区鶴ヶ峰1-4-12 鶴ヶ峰駅北口より徒歩7分
	⑥	10/25(金)	13:30~15:00	—	—	—	○	
	⑦	10/26(土)	9:30~11:00	—	—	—	○	
	⑧	11/28(木)	9:15~12:15	○	○	○	—	
	⑨	11/30(土)	9:15~12:15	○	○	○	—	
	⑩	12/2(月)	9:15~12:15	○	○	○	—	

(備考)

- 1 申込書はコピーするなどして、保管しておいてください。
- 2 受付は研修開始15分前より行います。
- 3 申込み状況に応じて、日程の調整をさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
(消防署から連絡がない場合は希望日にお越しください。)
- 4 欠席や受講日を変更する場合は平日(月～金曜日(祝日除く))午前9時～午後5時に旭消防署総務・予防課
家庭防災員担当まで御連絡ください。
TEL：045-951-0119 Email：sy-asahi-yobo@city.yokohama.lg.jp
- 5 小さなお子様(2歳～未就学児)がいらっしゃる方で、託児を希望される方はご相談ください。

自治会・町内会名 _____

会 長 名 _____

電 話 _____

家庭防災員研修受講者・連絡員推薦書（任意）

令和 6 年度の家庭防災員研修受講者・連絡員として、次の方を推薦いたします。

1 研修受講者

ふりがな 氏 名	住 所	電 話 番 号
1	〒 旭区	
2	〒 旭区	
3	〒 旭区	
4	〒 旭区	
5	〒 旭区	
6	〒 旭区	

2 連絡員（単一自治会・町内会）

ふりがな 連絡員氏名	住 所	電 話 番 号
	〒 旭区	

3 地区代表連絡員（連合自治会・町内会）

ふりがな 連絡員氏名	住 所	電 話 番 号
	〒 旭区	

◎ 備考

- 住所・氏名等は研修案内の送付・修了証等に使用しますので、お間違いのないようご記入ください。
- 提出期限は令和6年7月26日（金）です。

旭消防署総務・予防課予防係
TEL 951-0119（内線 30）
予防担当：辻

家庭防災員研修

受講者募集!!

無料



電子申請申込
はこちらから



「家庭防災員研修」について

家庭防災員研修は、自助から始まり地域防災の担い手にもつなげる研修として、一人でも多くの市民が本研修を受講し、防火・防災に関して必要な知識及び技術を身に付けることを目的としています。

研修受講要領

●**受講要件:** 満15歳以上の旭区民の方(個人申込)

※自治会・町内会推薦の方は区連会を通し別にご案内しています。

●**申込方法:** 郵送、窓口、メール、電子申請

●**申込期限:** 令和6年7月26日(金)

※詳細は旭消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。また、受講申込書は最寄りの消防署所にも置いてあります。

●**研修日程**

日程(3時間程度)	会場・研修内容
10月4日(金)・5日(土) 両日午前・午後コースあり。各コース同内容です。	横浜市民防災センター (防火・地震・風水害・救急)
上記以外に、旭区役所でも受講できます。10/25(金)・26(土)(救急)、 11/28(木)・30(土)・12/2(月)(防火・地震・風水害)	

【お問合せ先】

- 旭消防署 総務・予防課予防係予防担当
- メール: sy-asahi-yobo@city.yokohama.lg.jp



045 - 951 - 0119

旭消防署 お知らせ

検索



「GREEN×EXPO 2027」地域説明会の開催について【情報提供】

「GREEN×EXPO 2027」に係る意見書を令和 6 年 3 月 29 日に横浜市町内会連合会から市長へいただきました。これをふまえ、次のとおり「GREEN×EXPO 2027」の意義や概要をお伝えし、さらなる幅広い理解促進、機運醸成につなげるため、自治会町内会や公園愛護会等、地域活動にご尽力いただいている皆様を対象とした説明会を各区で開催します。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 ご承知おきください。

※ 開催日程等については当局が各区と調整します。

※ 区ごとの地域説明会の詳細が確定しましたら、市から地区連長および単位会長に対してご案内いたします。

2 開催概要

(1) 対象

単位自治会・町内会、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロードサポーター、環境事業推進委員、横浜の森づくり活動団体 等

(2) 会場

公会堂、区民文化センターなど（約 300～400 名程度のキャパシティ）

(3) 説明者

横浜市長 山中 竹春

(4) 時期

5 月下旬～8 月末までに順次開催を予定

(5) 時間

1 時間程度

3 進行イメージ（詳細は調整中）

	内 容	時 間
冒頭	司会から進行事項の説明	5 分
	山中市長による説明	40 分
	意見交換	15 分
むすび	市長挨拶 等	5 分

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

■名 称：2027 年国際園芸博覧会

■会 場：旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

■開催期間：2027 年 3 月 19 日（金）～2027 年 9 月 26 日（日）

■ク ラ ス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）

■参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000 万人以上）

区連会 資料 2-2

市連会 5月定例会説明資料
令和6年5月13日
脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、令和6年6月から、家計負担の軽減とCO₂排出量の削減、脱炭素ライフスタイルへの転換のきっかけづくりのため、市内の登録店舗で、対象となるエコ家電をご購入いただいた市民の皆様を対象に、ポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾）」を実施いたします。

つきましては、別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】自治会町内会あて掲示物を送付します。掲示についてご協力をお願いします。（可能な限り、令和6年12月26日（木）まで掲出いただきますよう、ご協力お願いいたします。）

3 キャンペーン概要

実施時期	令和6年6月6日（木）～令和6年12月26日（木） ※予算上限に達し次第早期終了 ※上記期間内に購入、設置、申請いただいたものが対象
対象製品	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED照明器具
登録店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請または郵送申請
還元内容	本体購入価格（税抜）の20%（上限3万円）分を、 各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または商品券で還元

★登録店舗など詳細な情報は、キャンペーンサイトへ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



エコハマ

4 お問い合わせ先

キャンペーンの内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：045-900-4830、5/13（月）開設、土日祝・年末年始含む10時～18時）

掲示板への掲出に関すること

脱炭素ライフスタイル推進課エコハマ担当（電話番号：671-2661）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
脱炭素ライフスタイル推進課 担当 東田・安室
電話 045-671-2661 /FAX 045-550-4838
メール da-ecohama@city.yokohama.jp

横浜市民限定

エコハマ

第2弾

横浜市 **エコ家電** 応援キャンペーン

節電効果の大きいエコ家電

本体購入価格(税抜)の**20%**(1台あたり
上限3万円)分を還元!

キャンペーン
期間

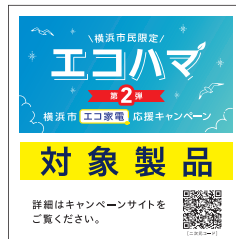
2024年**6月6日(木)**…2024年**12月26日(木)**

※キャンペーン期間内に購入・設置・申請した場合に還元対象となります。 ※申請先着順で還元し、予算上限に達し次第、早期終了
※最終日(早期終了時は終了日)の申請は抽選での還元となる場合があります。 ※郵送申請は最終日(早期終了時は終了日)の消印有効

対象製品

下記の要件に該当する製品のうち、資源エネルギー庁が提供する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている製品が対象です。
キャンペーンサイトの「対象製品一覧」や店頭で、購入前に必ずご確認ください。

エアコン	冷蔵庫 (450L以下の冷蔵庫含む)	LED照明器具 (電球は対象外)
統一省エネラベル省エネ性能		
☆☆☆☆☆ 2.4以上 (目標年度2027)	☆☆☆☆☆ 【451L以上】3.0以上 ☆☆☆☆☆ 【450L以下】2.0以上	☆☆☆☆☆ 4.0以上



店頭では
このラベルが
目印!

※申請はお1人様
エアコン・冷蔵庫は各1台、
LED照明器具は2台まで。

キャンペーン対象者

キャンペーン期間内に登録店舗※で対象製品を購入し、市内の自宅に設置した後に申請した横浜市民の皆様

※本キャンペーン対象店舗としてご登録いただいた、市内の家電取扱店舗です。キャンペーンサイトの「登録店舗一覧」をご覧ください。

還元方法

各種キャッシュレスポイントに交換できる「エコハマPay」ポイント または 商品券※
(バニラVisaギフトカード)

※郵送での申請は、商品券での還元となります。※商品券をご選択いただいた場合、ポイント還元額が500円分以上1,000円分未満の場合は、一律500円分のQUOカードにて還元いたします。ポイント還元額が500円分未満となる申請は無効となります。※バニラVisaギフトカードは、VISAマークのある店舗やオンラインショッピングで使用できるプリペイドカードです。

申請方法

キャンペーンサイトからオンライン申請 または 郵送申請※

申請には対象製品購入時にお渡しする「申請チケット」やレシート、製品保証書、本人確認書類、LED照明器具の場合は設置前後の写真などが必要です。詳細はキャンペーンサイトなどでご確認ください。 ※郵送用の「申請用紙」はキャンペーンサイトまたはご購入店舗にて入手可能

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン第2弾)

TEL.045-900-4830

[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む) ※おかけ間違いにご注意ください。
[開設期間] 2024年5月13日(月)~2025年2月24日(月)まで

登録店舗・対象製品など、
詳しくはキャンペーンサイトへ

エコハマ

<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>



[二次元コード]

区連会 資料 2-3

資 料
令和 6 年 5 月 17 日
健康福祉局 高齢健康福祉課
旭区 高齢・障害支援課

第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画) の策定について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 6 年度から始まる「第 9 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)」を策定しました。

多くの市民の皆様には本市の施策・事業を知ってもらえるよう「計画概要版」「パンフレット」を、市役所、区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等で配布しています。

また、市役所、区役所、駅、公共交通機関等にて、広報動画を放映しています。

2 お願いしたいこと

【区連長】計画の推進にご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 よこはまポジティブエイジング計画の概要

本計画では、高齢者の皆様が歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して、

○自分らしい暮らしの実現に向けて (情報発信や利便性向上)

○いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

(介護予防・健康づくり、社会参加や生活支援の推進)

○在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

(介護サービスの充実や医療と介護の連携強化)

○ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して (高齢者の施設や住まいの整備)

○安心の介護を提供するために (介護人材の確保・定着や介護現場の業務改善)

○安定した介護保険制度の運営に向けて (介護サービスの適正化・質の向上)

○認知症施策の推進 (認知症の人や家族への支援)

など、様々な施策に取り組んでいます。

4 参考

「計画概要版」「パンフレット」等については、市ウェブサイトで閲覧が可能です。

【横浜市ウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryō-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



健康福祉局 高齢健康福祉課
担当 郷原、武井、磯部
電話 045-671-3412 / FAX 045-550-3613
メール kf-keikaku@city.yokohama.jp

第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画 (よこはまポジティブエイジング計画)の策定について

令和6年度から始まる「第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(よこはまポジティブエイジング計画)」を策定しました。

1 計画概要

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

I 自分らしい暮らしの実現に向けて

- 高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるように、市民意識の醸成に取り組みます。
- 高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のオンライン化など、市民の利便性向上を図ります。

II いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

- 地域との協働を基盤に、介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援を一体的に進めることで、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、つながり・支え合う地域づくりを進めます。
- 高齢者になる前からの、健康維持や地域活動等の社会参加の機会を充実します。

III 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療や介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅生活を支える医療、介護、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療と介護の連携など、多職種連携の強化を進め、一人ひとりの状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 日常生活に支援や手助けが必要になっても、一人ひとりの状況に応じた選択が可能となるように、必要な施設や住まいを整備するとともに、特別養護老人ホームの待機者対策を強化します。
- 自分らしい暮らしの基礎となる施設・住まいに関する相談体制を充実し、一人ひとりの状況に応じたサービスを選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上、④介護現場の業務改善(生産性向上)を4本の柱として総合的に取り組みます。

VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

- 持続可能な制度運営に向けて、介護サービスの適正化や質の向上を図ります。
- 高齢者施設等における、災害や感染症などの緊急時に備えた体制を整備し、対応力を強化します。

認知症施策推進計画

共生

備え

安心

認知症の人を含めた一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、お互いに人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現が求められています。このため、認知症施策推進計画では、より多くの人々が認知症を我が事と捉え、周囲や地域の理解と協力の下、認知症の人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、住み慣れた地域の中で尊厳を保ちながら自分らしく暮らし続けることができる社会を目指します。

① 正しい知識・理解の普及

④ 認知症の人の権利

② 予防・社会参加

⑤ 認知症に理解ある共生社会の実現

③ 医療・介護

介護保険料(第1号被保険者の保険料基準月額)

第8期(令和3~5年度)
6,500円



第9期(令和6~8年度)
6,620円

裏面あり

2 計画の広報・周知

(1) 広報動画の作成・放映

計画について広く市民・事業者の皆様に周知するため、15秒の動画を作成し放映します。

ア 放映時期

令和6年5月以降

イ 放映場所

市役所、区役所、駅、公共交通機関等

ウ 動画の内容（3種類）

- ・元気な高齢者向け
- ・心や体に変化を感じ始めた高齢者向け
- ・介護をしている家族向け

(2) 「計画概要版」「パンフレット」の作成・配布

多くの市民の皆様に本市の施策・事業を知ってもらえるよう、「計画概要版」「パンフレット」を作成しました。市役所、区役所、地域ケアプラザ、老人福祉センター、地区センター等で配布します。

（計画書冊子の販売及び配布は行いません。）

(3) 市ウェブサイトでの公表

「計画書」「計画概要版」「パンフレット」については、市ウェブサイトで閲覧が可能です。

【横浜市ウェブサイト】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/koreisha-kaigo/kyogikai/chiikihoukatsu-care/9kikeikaku.html>



担当 健康福祉局高齢健康福祉課

郷原、武井、磯部

電話 045-671-3412

メール kf-keikaku@city.yokohama.jp

歳を重ねても 自分らしく暮らせる まちを目指して

—— パンフレット ——



「ポジティブ エイジング」とは？

「ポジティブ エイジング」 = 歳を重ねても自分らしく暮らす

横浜市は、次のような思いを「ポジティブ エイジング」に込めています

誰もが歳を重ねる中で

- ▶ 積極的で活力ある高齢社会を作りたい
- ▶ 人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい



心身の状態が変化したとしても

- ▶ 地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」につなげていきたい



横浜市は「自分らしい高齢期の暮らし」の実現のため、様々な取組を行います

健康で自立した生活のために（P2）

社会参加

将来への
備え

介護予防・
健康づくり
自立支援

地域活動

相談先
の充実

介護
サービスの
充実

心や体に変化を感じた時（P3）

医療や介護が必要になった時（P4）

認知症の
早期発見

医療と介護
の連携

認知症
施策

健康で自立した生活のために

社会参加の推進

高齢者の皆様が、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進めます。
また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつなげます。※一部の区で実施、順次拡大

社会参加ポイント事業

スマホアプリを活用し、
「通いの場」への参加状況を記録



- ① 参加者に、参加状況に応じてポイントを付与
- ② 参加状況をデータ化し、収集・分析

シニア×生きがいマッチング事業

ボランティア活動への参加を支援する
コーディネーターが、

- ① 希望者の経験やスキルを聞き取り
- ② 経験等に応じた活動の有無を
地域活動団体や企業等に確認
- ③ 希望者と活動をマッチング

問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096

地域活動・サービス情報の充実

ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ

高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活の小さな困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できます。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域で活躍したい方はぜひご活用ください。



問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096

将来に備えるための支援

○ エンディングノート

元気なうちから、これからの人生をどう歩んでいきたいか、自分の思いを記せるノートです。

【配布場所】各区高齢・障害支援課



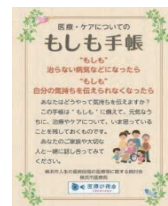
◀ 18区のエンディングノート

- 金銭的なこと
- これからやってみたいこと
- 大切な人へのメッセージ

○ もしも手帳

もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけにしたり、本人の考えを家族等と話すための手帳です。

【配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ等



- 治療やケアの希望
- 代理者の希望
- 最期を迎える場所の希望

○ 成年後見制度

認知症をはじめ、自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるよう、制度の利用を支援します。

【パンフレット配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ等



よこはま成年後見推進
センター ホームページ



心や体に変化を感じた時

介護予防・健康づくりと自立支援

医療や介護などの各種データ等を活用し、高齢者一人ひとりの健康課題に着目した、「フレイル」※の対策を実施します。 ※一部の区で実施、順次拡大

※フレイルとは…



高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

各種データ等から、フレイルやフレイルのリスクが高い高齢者の方をピックアップ

該当の方に介護予防サービスのご案内をお届け

希望者に医療専門職による介護予防サービスのご提供、地域活動のご紹介

問合せ 健康福祉局地域包括ケア推進課 電話：045-671-3464 FAX:045-550-4096
 高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

相談先の充実

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及を促進します。

かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局・薬剤師とは

健康の相談や体調が悪い時などにまず相談する医師、歯科医師、薬局、薬剤師のこと。日頃の状態をよく知る「かかりつけ医」等であれば、ちょっとした体調の変化にも気づきやすく、病気の予防や早期発見・早期治療が可能になります。

問合せ 医療局地域医療課 電話：045-671-2972 FAX:045-664-3851

認知症の早期発見・早期対応

もの忘れ検診

<目的>
 認知症の疑いがある人を早期に発見し、診断と治療につなげ、認知症の重症化を予防します。

<対象者>
 50歳以上の市民（認知症の診断を受けていない方）

もの忘れ検診
 実施医療機関



受診

定期検診

定期通院

精密検査

精密検査の実施

の推奨

問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

医療や介護が必要になった時

介護保険サービス等の充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう介護保険サービス等を充実します。

▶ 介護保険の内容は、P6「ハートページ」をご覧ください。

ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

高齢者の皆様が、日常生活の支援が必要になっても状況に応じた選択ができるように、必要な施設や住まいを整備します。

令和6年度～8年度新規整備数（公募数）

特別養護老人ホーム	特定施設 (介護付有料老人ホーム等)	認知症高齢者 グループホーム	介護医療院
700人分程度	900人分程度	675人分程度	150人分程度

医療と介護の連携強化

必要な時に適切な医療・介護サービスが受けられ、疾病の重症化や介護の重度化が予防できるよう、医療と介護の連携を進めます。

脳血管疾患ケアサポートガイド ～医療・介護連携ケアパス～

突然の脳卒中などの脳血管疾患で入院するとき、必要な手続きや受けられるサービスが分かる、本人・ご家族向けのパンフレットです。

【配布場所】各区高齢・障害支援課、地域ケアプラザ、一部の病院など



問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-2405 FAX:045-550-3612

認知症の人や家族の居場所の充実

「本人ミーティング」の開催や、「認知症カフェ」の支援を行います。

本人ミーティング

認知症の方が集い、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、これからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。



認知症カフェ

認知症の人や家族、地域住民、医療や福祉の専門職など、誰でも気軽に集まれる場所です。

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。

市内の「認知症カフェの一覧」▶



問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課 電話：045-671-4129 FAX:045-550-3612

特別養護老人ホームの新たな待機者対策

○ 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策

安価な多床室を希望する方が、ユニット型（個室）を利用できるよう、介護保険料が第5～7段階相当の方を対象に、市独自に居住費(部屋代)を助成します。

○ 医療的ケアが必要な方への対策

特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアが必要な方のために、介護医療院を150人分程度整備します。

○ 認知症の行動・心理症状により入所が難しい方への対策

夜間の介護職員を手厚く配置した特別養護老人ホームに、人件費を助成します。

問合せ 健康福祉局高齢施設課 電話：045-671-3923 FAX:045-641-6408

安心の介護を提供するために

増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①～④の施策を柱として総合的に取り組みます。

① 新たな介護人材の確保

② 介護人材の定着支援

③ 専門性の向上

④ 介護現場の業務改善（生産性向上）

▼ 介護人材に関する情報はこちら



横浜市ホームページ「介護人材関連情報」

<具体的な取組>

介護事業者向けのハラスメント対策

「ハラスメント相談センター(仮)」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援します。

問合せ 健康福祉局介護事業指導課
電話：045-671-2356 FAX:045-550-3615

ケアマネジャーに関するリーフレット作成

ケアマネジャーの業務を利用者や家族に正しく理解してもらうためのリーフレットの作成を検討します。

問合せ 健康福祉局高齢在宅支援課
電話：045-671-2405 FAX:045-550-3612

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発

小・中学生を対象に、介護職員の仕事や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業を実施します。

問合せ 健康福祉局高齢健康福祉課
電話：045-671-3920 FAX:045-550-3613

地域ケアプラザ

「地域の身近な福祉保健の拠点」です。
(おおむね中学校区に1か所あります)

誰でも利用でき、専門知識を持った職員が
高齢者等の地域での生活の困りごと等に関する
相談受付や支援を行っています。

下記サイトで、自宅の住所を入力すると、
担当の地域ケアプラザ(地域包括支援センター)
が表示されます。



▲ ふくしらべ「地域ケアプラザ検索」

高齢期に必要な情報

ふくしらべ

高齢者福祉の情報をまとめた、
高齢期の自分らしい暮らし選び
応援サイトです。



横浜市介護保険総合案内パンフレット 「ハートページ」

介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子です。

【配布場所】
各区高齢・障害支援課
市役所(市民情報センター)

ハートページ
(WEB版・PDF版)



高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口です。
専門の相談員が、窓口や電話での個別相談や、
施設情報・入所待ち状況などの情報を提供します。

(提供している施設の情報)
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、
有料老人ホームなど



住所 港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー14階
受付 月～金 9:00～17:00 (土日祝休日、12/28～1/4は休み)
※第2・第4土曜日は予約相談のみ受付
電話 045-342-8866 FAX 045-840-5816

相談は事前予約制です。お電話かFAXでご連絡ください。

5

介護保険サービス等について

介護保険サービスの財源

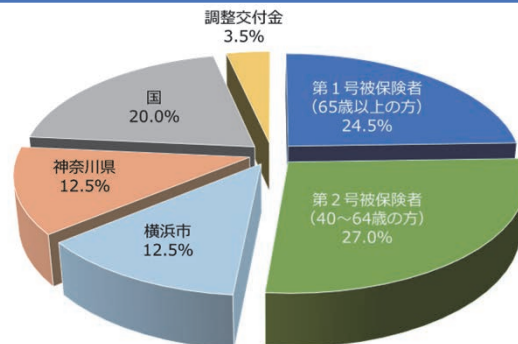
社会全体で「介護保険」を支えています

介護保険は、「公費」と40歳以上の方が納める「保険料」を財源として運営しています。

保険料は、介護が必要な方の介護サービス費用などをまかなうために使われます。

保険料の金額は、3年間のサービスの給付額等の見込みに基づいて算定します。

第9期の介護保険サービスの財源



介護保険料

将来の要介護認定者数、サービスの利用者数・利用実績等から給付費を見込み、保険料（※）を算出しました。

※ 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

第9期（令和6～8年度）
保険料基準額

6,620円/月

6

よこはまポジティブエイジング計画について

計画書（概要版）の配布場所

令和6年5月頃
から配布

- ・市役所（3階市民情報センター）
- ・各区役所
- ・地域ケアプラザ
- ・老人福祉センター
- ・地区センター など

計画書（全体版）を見るには？

令和6年4月頃
から閲覧開始

市役所（3階市民情報センター）
各区役所、市内図書館で閲覧できます。

計画書をインターネットで見るとは？

横浜市ホームページで公開しています。

横浜市 ポジティブ

検索



発行 横浜市 健康福祉局 高齢健康福祉課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話:045-671-3412 FAX:045-550-3613 ✉:kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp

令和6年3月発行

歳を重ねても自分らしく暮らせるまちを目指して

よこはま ポジティブエイジング計画 (概要版)

計画期間 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

第9期 横浜市 高齢者保健福祉計画

介護保険事業計画

認知症施策推進計画



目次

第1章 よこはまポジティブエイジング計画の趣旨	P. 1
第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況	P. 3
第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム	P. 7
第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開	P.11
第5章 認知症施策推進計画の施策の展開	P.40
第6章 介護サービス量の見込み・介護保険料の設定	P.52



第1章 よこはまポジティブエイジング計画の趣旨

1. 計画の位置付け

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することが市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

また「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条において市町村が策定するよう努めることとされた計画で、これら3つの計画を合わせて「よこはまポジティブエイジング計画」としています。

本計画は、第8期計画（令和3年度～5年度）の終了に伴い、新たに第9期計画（令和6年度～8年度）を策定したものです。

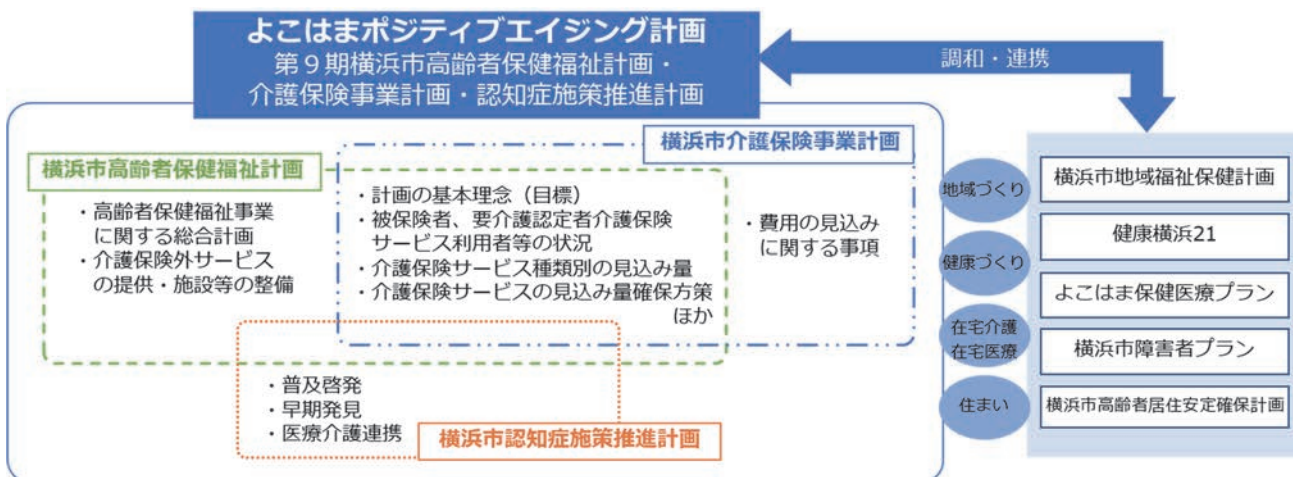
横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、令和7年（2025年）にかけて、後期高齢者人口が急速に増加することが見込まれるとともに、その後も令和27年（2045年）頃にかけて、高齢者人口が増加し続けることが見込まれています。そのため、医療、介護、生活支援などが必要になる市民がさらに増大することが予想されます。

これらの課題に対して「ポジティブエイジング」を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いの下、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

本計画で推進する横浜型地域包括ケアシステムは、65歳以上の高齢者を主な対象としていますが、2040年を見据え、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動できるよう取り組んでいきます。

横浜型地域包括ケアシステムが目指す地域は、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、多くの市民が共有することのできる地域共生社会の基盤の一つとなっていきます。そのため、横浜型地域包括ケアシステムを効果的に機能させていくために、高齢者福祉分野だけでなく、多分野での連携・協働を一層進めていきます。

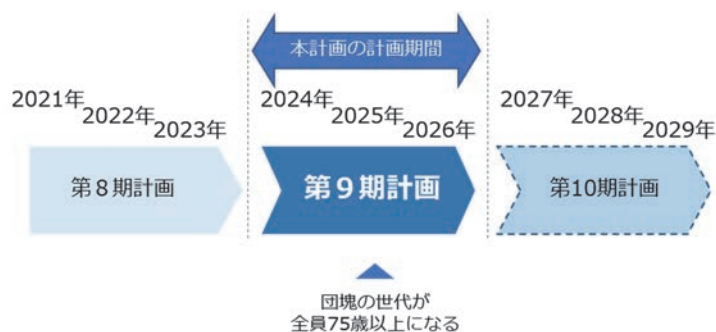
< よこはまポジティブエイジング計画と他の計画の関係 >



2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間です。

計画は3年ごとに見直しを行うことから、令和5年度（2023年度）に第8期計画の見直しを行いました。



3. 地域包括ケアシステムの目的

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるために、住まいを中心に、医療、介護、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制のことです。

団塊の世代全員が後期高齢者となる2025年を目途に、全国各地で構築が進められています。



<日常生活圏域単位での地域包括ケアシステム>

参考：厚生労働省資料

4. 計画の策定・推進体制

本計画は、庁内の関係区局による体制を基盤に、被保険者の代表や学識経験者、保健・医療・福祉関係者による介護保険運営協議会を設置して、多様な参加者による知見や意見を踏まえて策定・推進しています。

5. 計画の評価・点検

本計画では、被保険者数や要介護認定者数、サービスの利用状況について、令和6年度から令和8年度までの3年間の見込み量を定めるとともに、計画全体の達成状況を把握するための成果指標や事業量を独自に設定しています。

計画の推進に当たっては、PDCAサイクルを活用して、年度毎に各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、計画の進捗状況を評価するとともに、達成状況を踏まえた課題の検証・分析を行い、次年度以降の取組に生かしていきます。

また、これらの評価・点検の実施に当たっては、介護保険運営協議会で報告、審議するとともに、その過程を一般に広く公開することとします。

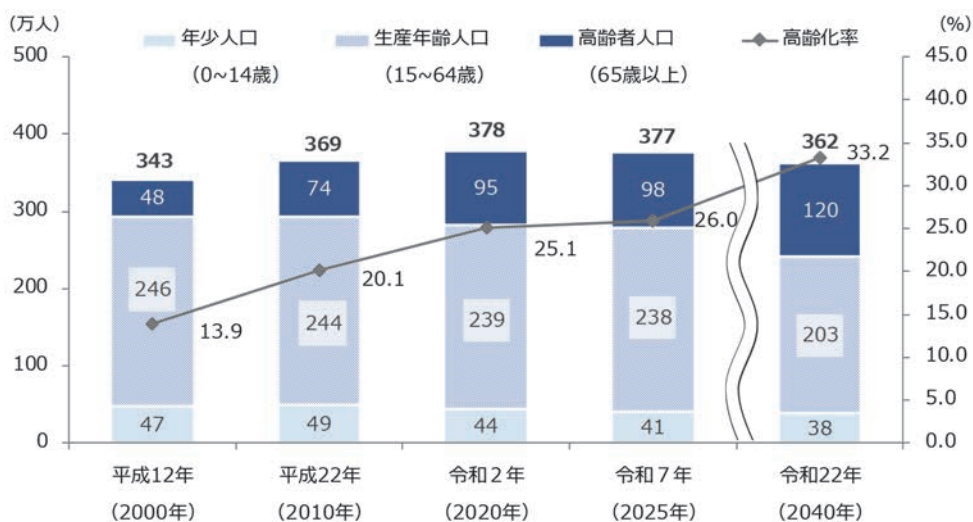
第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況

1. 統計データから見る横浜市の高齢者の状況

(1) 高齢者人口の増加・生産年齢人口の減少

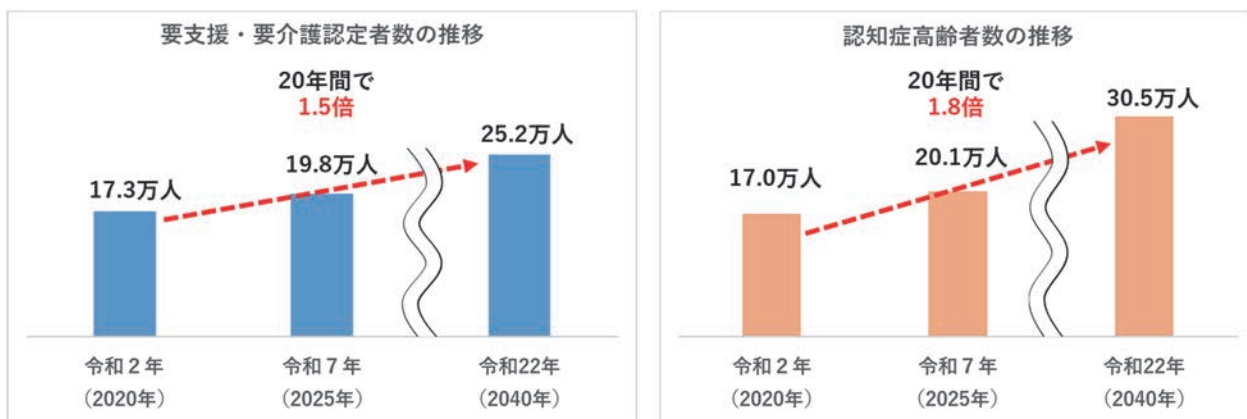
横浜市では、これまで増加傾向にあった総人口の減少が始まる中、65歳以上の高齢者人口は増加し続け、令和22年には高齢化率が33.2%となり「3人に1人が高齢者」となる見込みです。

一方で、生産年齢人口は減少し、介護サービスや地域を支える担い手不足が深刻化する懸念があります。



(2) 要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数の増加

高齢者人口の増加とあいまって、要支援・要介護認定者数、認知症高齢者数ともに増加が予想され、2040年にかけて医療・介護ニーズの急増が見込まれることから、介護サービスのさらなる充実が必要になります。

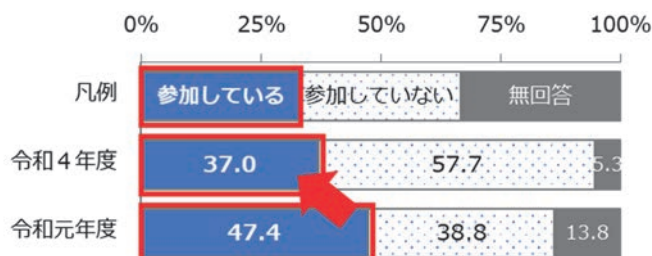


2. 高齢者実態調査の結果

コロナ禍による地域活動の停滞

要支援・要介護認定を受けていない、65歳以上の高齢者が「地域活動に参加している」割合が、令和元年度の47.4%から、令和4年度には37.0%に減少しています。

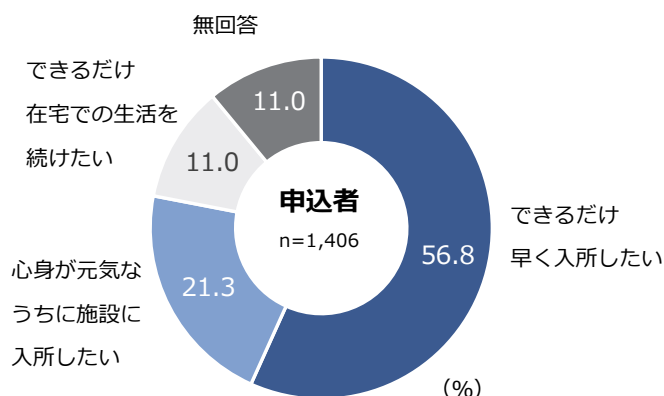
コロナ禍による外出制限や地域活動の中止が影響していると考えられますが、地域活動に代表される「社会参加」は、健康維持や介護予防・重度化防止にとっても大切です。



施設入所を希望する高齢者への対応

特別養護老人ホームに入所申込をしている高齢者の施設入所に対する考えは「できるだけ早く入所したい」という希望が56.8%となっており「できるだけ在宅での生活を続けたい」(11.0%)という希望を大きく上回っています。

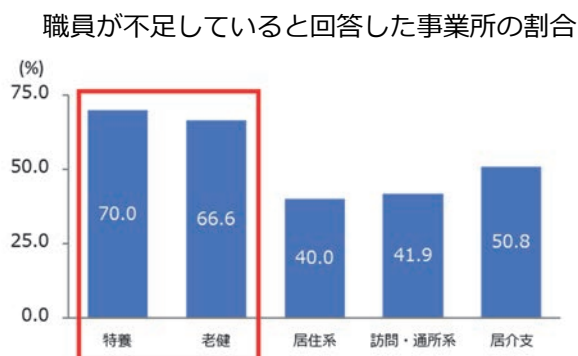
施設入所を強く希望する高齢者の施設・住まいの確保を進める必要があります。



事業所における介護人材の不足感

市内の介護サービス事業所の職員の不足について「大いに不足」「不足」「やや不足」と回答した割合は、特に施設系サービス（特別養護老人ホームや介護老人保健施設）において高くなっています。

また、居宅介護支援事業所においても、半数以上の事業所で職員が不足していると回答しています。



第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況

3. 第8期計画における取組の成果と今後の課題

横浜市の第8期計画（計画期間：令和3年度～5年度）における各施策を評価するために設定した指標の達成状況や成果、課題は次の通りです。

【達成状況の見方】達成状況は、令和4年度（2022年度）末までの達成値により下記の基準で評価しています。

★★★★★：目標値以上の達成（100%以上） ★★★：達成度が50%以上 ★：達成度が0%以上
 ★★★★：達成度が75%以上 ★★：達成度が25%以上 —：計画時よりも低い

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
通いの場の参加者数（実人数）	47,000人	62,000人	89,764人	★★★★★
通いの場の参加率	5.0%	6.5%	9.6%	★★★★★
地域活動やボランティアに参加したことがある高齢者の割合	47.4%	50.0%	37.0%	—

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 多様な通いの場等に関する市独自の検討を踏まえ、情報収集や支援を行った結果、多くの市民が通いの場に参加しやすい環境づくりにつながりました。
- 🔹 新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域活動等をしている高齢者の割合が減少しており、通いの場等のさらなる充実や、コロナ禍で停滞した地域活動等の再開に向けた支援が必要です。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
在宅看取り率	23.9%	27.8%	33.1%	★★★★★
訪問診療利用者数	303,791人	378,000人	395,375人	★★★★★
地域包括支援ネットワークが構築されている割合	69.8%	80.0%	66.4%	—

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 在宅医療の充実や、医療と介護の連携が進んだことにより、高齢者が療養生活や人生の最終段階をどこで過ごすのかを選択できる体制が整ってきたと考えられます。
- 🔹 地域包括支援ネットワークが構築されている割合が低下しており、引き続き、区役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の連携を支援する必要があります。

III ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
特別養護老人ホームに入所した人の平均待ち月数	11か月	10か月	9か月	★★★★★
介護老人保健施設退所後の在宅復帰率	29.0%	33.0%	29.5%	★★★★

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 高齢者施設・住まいの相談センターによる出張相談の開催や特養入所待機者への個別アプローチを行ったことで、平均待ち月数を短縮できました。
- 🔹 介護老人保健施設の在宅復帰率が向上しない要因として、入所者及び家族等が在宅復帰よりも施設での入所継続を希望するといった事情等も関係していることが高齢者実態調査から見えてきました。調査結果を踏まえ、介護老人保健施設の多様な役割に合わせた支援を引き続き行います。

IV 安心の介護を提供するために

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
外国人従事者の人数	497人	800人	1,477人	★★★★★
介護職員の離職率	15.6%	14.1%	14.8%	★★★★

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 介護職員の住居借上支援事業や、外国人と受入介護施設等のマッチング支援事業の実施等により、一定の人材確保につながりました。
- 🔹 介護職員の離職率の低減に向けて、国の制度と連動した処遇改善を進めます。また、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減等を目的とした ICT、介護ロボット等の導入・活用支援など、様々な取組を通じて、人材の確保・定着支援・専門性の向上、介護現場の業務改善（生産性向上）を図っていくことが必要です。

V 地域包括ケアの実現のために

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」において、高齢者の社会参加促進のための地域活動に関する情報を新たに掲載しました。
- 🔹 高齢者実態調査の結果、人生の最終段階に向けた意思表示をしている人の割合が低下しており、エンディングノートやもしも手帳など、本人の自己決定支援に係る取組の普及啓発が必要です。

VI 自然災害・感染症対策

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 新型コロナウイルス感染症対策として、介護事業所が継続してサービスを提供できるよう事業継続に係る必要経費の助成を行うなど、事業所内での感染拡大防止に努めました。
- 🔹 高齢者施設等において、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられましたが、令和4年度時点の策定率が低く課題となっています。各事業所がスムーズに策定できるよう支援することが必要です。

認知症施策の推進

【指標の達成状況】

指標	計画策定時	目標値	達成値	達成状況
本人ミーティング参加者数	140人	250人	151人	★★★
認知症にとっても関心がある人の割合	45.4%	55.0%	39.2%	—

【主な成果🌸と課題🔹】

- 🌸 若年性認知症に関わる相談支援の充実や関係機関との連携を推進し、若年性認知症支援コーディネーターを、市内1か所から4か所へ増配置しました。
- 🌸 本人ミーティングを年10回開催し、1回あたりの参加者数が増加しているほか、継続的に参加する方が多く、当事者同士の仲間意識や支え合いの力が高まっています。
- 🔹 認知症にとっても関心がある人の割合が低下しており、引き続き、認知症施策について充実を図りつつ、高齢者をはじめとした市民への普及啓発を拡充する必要があります。
- 🔹 若年性認知症支援コーディネーターを中心に、相談支援の充実や連携体制の構築、居場所の拡充をさらに進める必要があります。

第3章 計画の基本目標と横浜型地域包括ケアシステム

1. 横浜型地域包括ケアシステム～2025年・2040年を見据えた中長期的な将来像～

目指す将来像

- 地域で支え合いながら
- 医療や介護が必要になっても安心して生活でき
- 高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる



横浜の強みを生かし、次の視点で「横浜型地域包括ケアシステム」を深化・推進します

視点1

「地域ケアプラザ」を中心に、日常生活圏域ごとに推進します

視点2

活発な市民活動や企業との協働を進めます

視点3

「介護予防・健康づくり」「社会参加」「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます

視点4

医療と介護の連携など、多職種連携の強化を進めます

視点5

高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます

視点6

データに基づく施策立案を進めるほか、デジタル技術を有効に活用すること等により、介護現場における業務改善（生産性向上）に取り組みます

状態像別にみた地域包括ケアシステム

健康で自立した生活のために

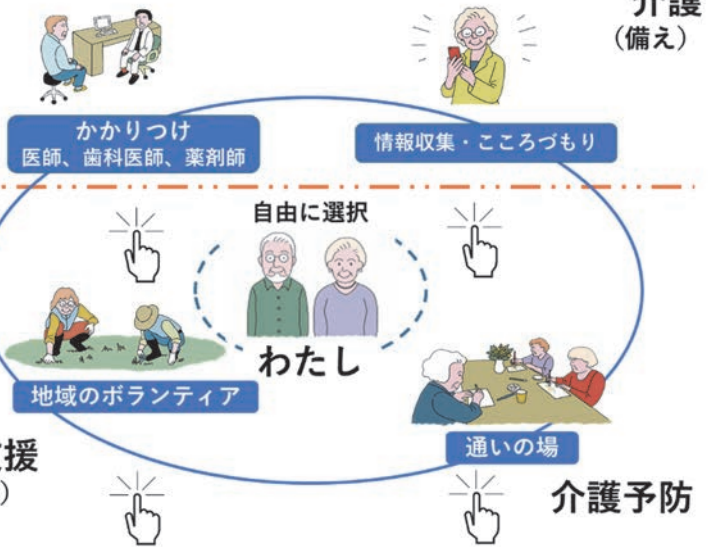
- ・身近な場所で、介護予防や健康づくりに取り組むことができます。
- ・知識や経験等を生かしたボランティア活動等に取り組むことができます。
- ・地域にかかりつけ医や薬局があります。
- ・医療や介護が必要になった時のために、必要な情報や相談窓口を知り、備えます。

医療

専門職によるサービス

地域の支え合い

生活支援 (担い手)



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

介護 (備え)

心や体に変化を感じた時

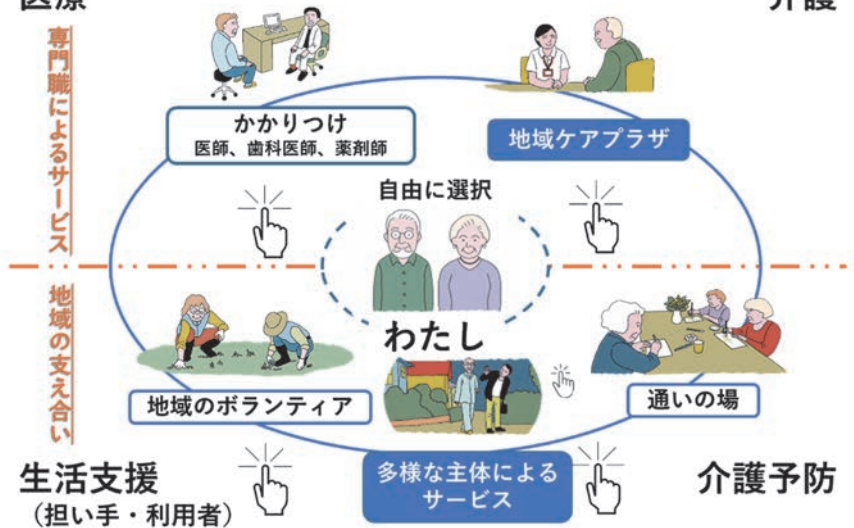
- ・身近な相談窓口やかかりつけ医等に相談できます。
- ・身近な場所に、状態像に合ったリハビリや地域とつながる機会があります。
- ・日常生活の支援を、ボランティアや企業など多様な主体が実施しています。
- ・認知症を早期に発見する機会があります。

医療

専門職によるサービス

地域の支え合い

生活支援 (担い手・利用者)



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

介護

医療や介護が必要になった時

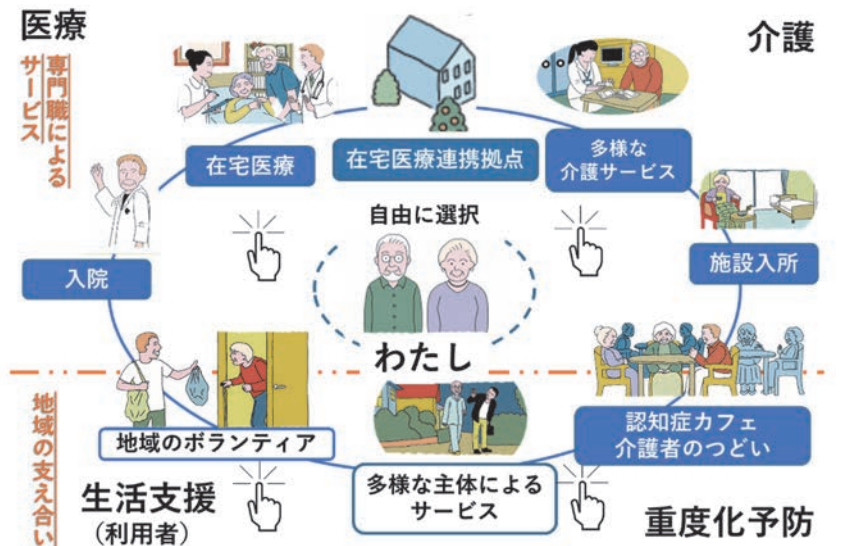
- ・本人の状態や希望に合わせ、多様な介護サービス等を選択できます。
- ・医療と介護の連携があり、入退院後も安心して在宅での生活を続けることができます。
- ・身近な場所に、認知症の人やその家族の居場所や、介護者支援があります。

医療

専門職によるサービス

地域の支え合い

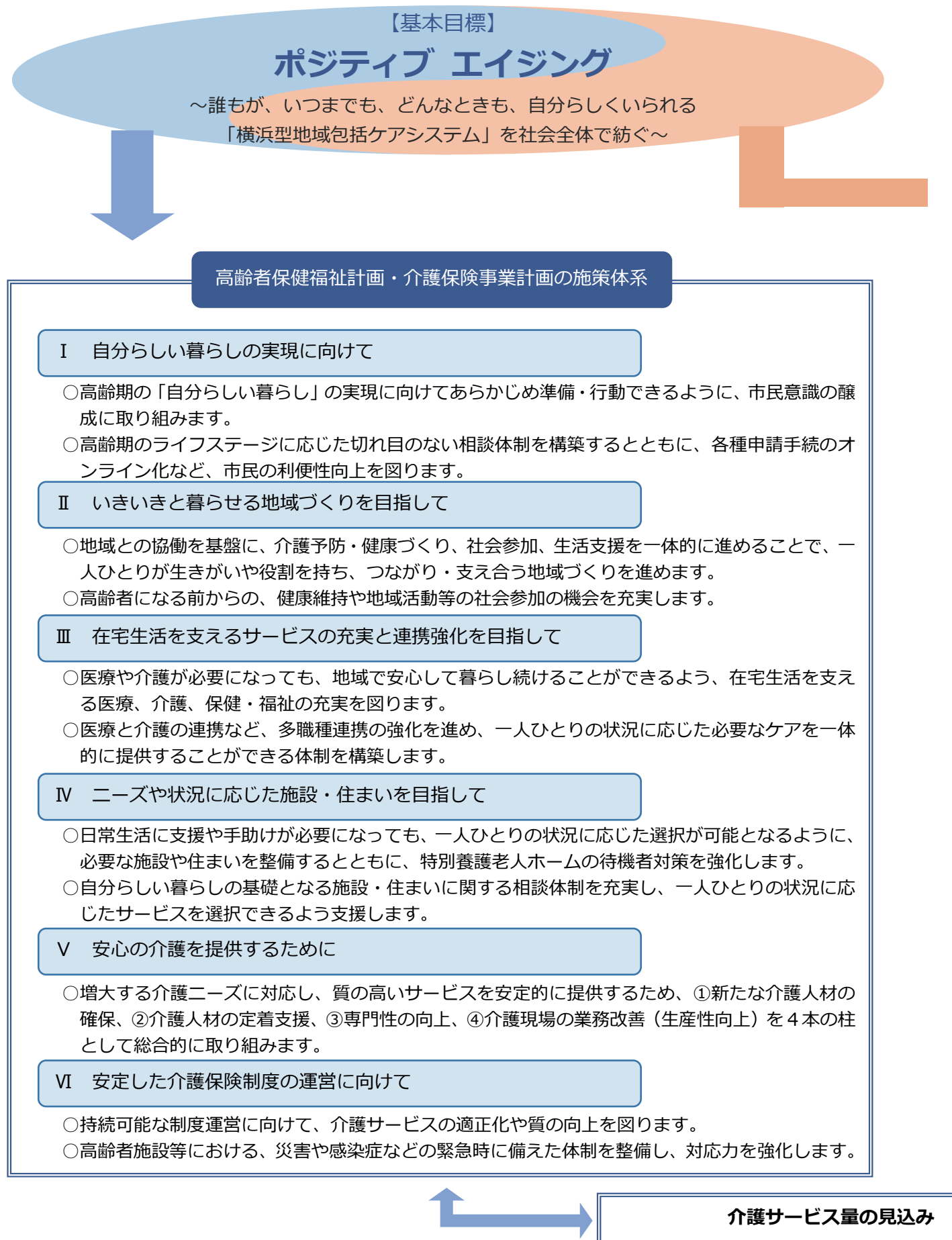
生活支援 (利用者)



※円は、概ね中学校圏域（徒歩 30 分程度）を表す

介護

2. 第9期計画の基本目標と施策体系



ポジティブ エイジングとは

- 誰もが歳を重ねる中で、積極的に活力ある高齢社会を作りたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ エイジング」に込めています。
- 「ポジティブ エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質（QOL ※Quality Of Life）の向上」につなげていくことを目指しています。

認知症施策推進計画の施策体系

認知症施策の3つの柱

共生

認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症と共に生きる、また、認知症であってもなくても同じ社会で共に生きる、という意味を示します。

備え

認知症を取り巻くあらゆる段階における、その状態に応じた個人、社会の心構えや行動を示します。

安心

認知症であっても希望を持ち、認知症の人や家族が安心して暮らせるという意味を示します。

1 正しい知識・理解の普及

○認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

2 予防・社会参加

○認知症の人やその家族が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

3 医療・介護

○認知症の人やその家族、周囲が認知症に気付き、早期に適切な医療や介護につなげることで、本人や家族がこれからの生活に備えることのできる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の認知症への対応力の向上を図ります。

4 認知症の人の権利

○認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人々が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

5 認知症に理解ある共生社会の実現

○様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人やその家族が相談でき、支援を受けられる体制をさらに推進します。

・保険料の設定

第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

I 自分らしい暮らしの実現に向けて


1 高齢期の暮らしに必要な情報の発信と啓発～ヨコハマ未来スイッチプロジェクト～

施策の方向性

高齢期の暮らしに対する「不安」を「安心」に変えられるよう、多くの市民が高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けて、あらかじめ準備・行動することの大切さを実感できるような広報・啓発に取り組めます。

高齢期の「自分らしい暮らし選び」応援サイト等の充実

拡充

事業内容	○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、 <u>高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」の充実に取り組めます。</u>	
	○知りたい情報が明確になっていない方にも、よくある困りごとや、体験談などから、様々な情報に触れ、高齢者の選択の幅が広がり、相談先をわかりやすくご案内できるよう、情報発信に取り組めます。	
	○主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等による情報発信に取り組めます。	

※サロン…高齢者の健康維持や仲間づくり、子どもとの世代間交流などを目的にした地域での居場所などのこと。

ポジティブエイジングの実現に向けた、動画等を活用した広報

拡充

事業内容	○高齢期の「自分らしい暮らし」の実現に向けてあらかじめ準備・行動できるよう、「ヨコハマ未来スイッチ」を活用した動画等により、市民が高齢期に必要な情報を入手しやすくなるような広報活動に取り組めます。
------	--

「ヨコハマ未来スイッチプロジェクト」

～ポジティブエイジングの実現に向けて～

今後、ますます進展する超高齢社会に備えて、一人ひとりが社会や自分自身の変化を理解したうえで「その人らしい生き方」をあらかじめ考え、具体的に行動いただけるよう「ヨコハマ未来スイッチ」(※)のコンセプトを掲げ、広報に取り組んでいます。

※「ヨコハマ未来スイッチ」には、「未来を意識する“スイッチをONにする”」という意味と「どことなく消極的に捉えてしまう、歳を重ねることへの考え方を“切り替える”」という2つの意味を込めています。



介護予防の普及啓発（フレイル予防等の推進）

新規

事業内容	<p>○フレイル予防の4本柱である、運動、オーラルフレイルの予防、低栄養の防止、社会参加に一体的に取り組める環境づくりを進め、市民がフレイルについて理解し、自身や周囲の人のリスクに気づき、フレイル予防に取り組む人が増えるよう支援します。</p> <p>○フレイル予防の4本柱と併せて、こころの健康や認知機能の維持、疾病管理の3つの取組を推進します。</p> <p>○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、ロコモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。</p> <p>○民間企業等と連携し、介護予防・フレイル予防や健康づくり、社会参加に関する取組を行い、幅広い対象者に普及啓発を行います。</p>
------	---

「フレー！フレー！フレイル予防！」は
横浜市のフレイル予防取組推進の愛称です▶



※オーラルフレイル…噛む、飲み込むなどの口腔機能が低下した状態。

「フレイル」「ロコモ」とは

「フレイル」

高齢期に体力や気力、認知機能など、からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態をいいます。日頃の小さな変化から、からだ、こころ、社会生活面など、多面的な要素が相互に影響し、フレイルに至ります。

「ロコモ」

ロコモティブシンドロームの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態」をいい、フレイルや要支援認定を受ける方の代表的な状態像のひとつです。



本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）

事業内容	<p>○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。</p> <p>○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。</p> <p>○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。</p>
------	---

住まいの終活の促進

新規

事業内容	<p>○住まいの終活を早い段階から進められるよう、居住中の高齢者世帯などに向けて「空家にしない『わが家』の終活ノート」などを活用した普及啓発を推進します。</p>
------	---

※終活…自らの人生の最期に向けた活動のこと。

人生の最終段階の医療・ケアに関する検討・啓発

事業内容	<p>○もしものときにどのような医療やケアを望むのか、前もって考え、家族や信頼する人、医療・介護従事者たちと繰り返し話し合い、共有する「人生会議（アドバンス・ケア・プランニング：略称“ACP”）」の普及啓発を図ります。</p> <p>○もしものときの医療やケアについて、元気なうちから考えるきっかけとなることを目的に「もしも手帳」の配布を進めます。</p>
------	--

介護サービス情報の公表

事業内容	<p>○利用者が介護事業所等を適切かつ円滑に選択することができるよう、介護サービスの内容や運営状況等に関する情報をインターネット上の「介護サービス情報公表システム」で公表します。</p>
------	---

介護保険総合案内パンフレット及び介護サービス事業所リスト（ハートページ）の発行

事業内容	<p>○介護保険の利用者向けの情報をまとめた冊子を民間企業と協働で発行します。</p> <p>○総合案内パンフレットを多言語に翻訳し、横浜市ウェブサイト等で提供します。</p>
------	--

2 相談体制の構築と市民の利便性向上

施策の方向性

高齢期のライフステージに応じた切れ目のない相談体制を構築するとともに、各種申請手続のオンライン化など、市民の利便性向上を図ります。

※ライフステージ…高齢者の健康状態等に応じた各段階のこと。

※オンライン化…紙や対面で行っていた手続等を、インターネットなどで行うこと。

(1) 相談体制の構築

高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築

事業内容	<p>○高齢期のライフステージに応じた相談体制の構築に向け、各区の福祉保健センターのほか、地域の身近な福祉保健の拠点である「地域ケアプラザ」や、高齢者の施設や住まいに関するサービスの情報提供を行う総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」など、様々な関係機関と連携して取り組みます。</p>
------	---

(2) 市民の利便性向上

介護保険等の各種申請手続の利便性向上

新規

事業内容	<p>○「横浜DX戦略」に基づき、要介護認定の申請や負担限度額認定証の発行など、介護保険業務に係る各種申請手続の一部オンライン化を図り、スマートフォン等で手続が完結できるようにします。</p>
------	--

※DX…デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。

II いきいきと暮らせる地域づくりを目指して

1 介護予防・健康づくりと自立支援

施策の方向性

高齢者の医療、介護、保健データを活用した、効果的な介護予防施策・事業の立案に取り組みます。
 また、高齢者が積極的に介護予防や健康づくりに取り組み、身近な地域につながるできるよう「一人ひとりの健康課題に応じたフレイル対策」と「高齢者の誰もが参加できる、通いの場等が充実した地域づくり」を推進します。

※フレイル…からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態。

(1) 効果的な介護予防施策の立案

データに基づく介護予防施策の立案		新規
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の医療、介護、保健や社会参加状況等のデータを活用し、研究機関等との共同研究等を踏まえた多角的な分析を行います。 ○各種データの分析や地域情報等を積極的に活用した地域分析を行い、市や各地域の特性・健康課題を踏まえた介護予防・重度化防止の各種施策・事業を立案します。 ○健康づくり部門等と連携した地域分析や、健康づくりと介護予防が連動した取組を推進し、若い世代からの健康づくりの取組を将来の介護予防につなげます。 	

(2) 介護予防・健康づくりのための地域づくりの推進

高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開		新規
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各種データの活用や地域活動等を通じて、生活機能の低下や生活習慣病の重症化など、フレイル状態にある高齢者やフレイルのリスクが高い高齢者等の把握を行います。 ○フレイル状態にある高齢者やフレイルのリスクが高い高齢者等に対し、状態像に応じ、生活機能の低下や疾病の予防等に着目した、各種医療専門職による支援(ハイリスクアプローチ)や、必要な情報提供等を行います。 ○高齢者が地域の中で他者とつながり、必要な支援を受けながら、介護予防や健康づくりに取り組めるよう、地域の活動等につなげる支援を行います。 	

※ハイリスクアプローチ…健康リスクが高い対象者に対して、働きかけること。

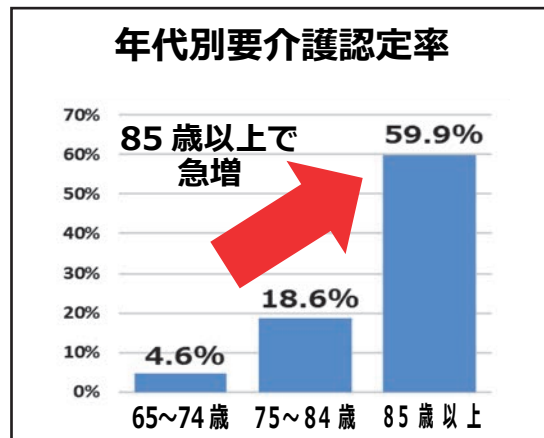


高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策の展開 ～高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業～

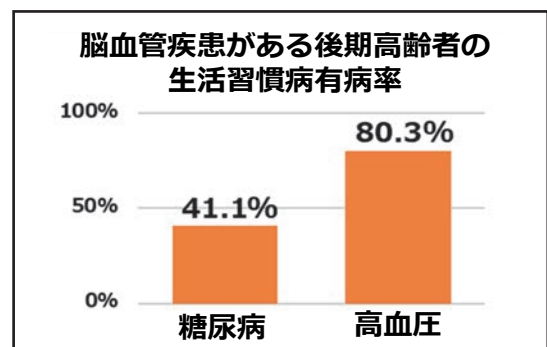
フレイル状態にある人は、老化などが原因でストレスに対抗する潜在能力が低下しており、筋力や認知機能などの心身機能の低下や、生活習慣病や加齢に伴う病気の発症・重症化が起こりやすい状態になっています。特に、75歳以上の高齢者は、多くの場合、このフレイル状態を経て、要介護状態に陥ると言われており、早めの対策が重要です。

また、要介護の認定理由の多くを占める脳血管疾患や認知症は、糖尿病、高血圧等の生活習慣病等が原因の一つになっています。フレイル対策には、ロコモの予防や改善、地域とのつながりづくり（社会参加）のほか、生活習慣病等への対策も必要です。

横浜市では、このような課題に対応する新たなフレイル対策として、生活習慣病の重症化予防等（＝保健）と心身機能の維持改善や社会参加等（＝介護予防）の両方の側面から、高齢者一人ひとりの健康課題に着目した支援を行う「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」を開始します。



横浜市：令和5年3月末時点



横浜市：後期高齢者医療レセプト分析
(令和5年1月診療分)

- ※フレイル…からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態。
- ※ロコモ…「ロコモティブシンドローム」の略称で、加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態。
- ※「フレイル」「ロコモ」についての詳細は、P.12 参照。

地域介護予防活動の推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○地域ケアプラザや社会福祉協議会等、地域の関係機関と協力して地域の情報を分析し、地域の活動に必要な支援を実施します。○高齢者の興味や関心に応じた、また、身体機能や認知機能の低下など、どのような健康状態であっても参加できる社会参加の場（通いの場等）を多様な主体と連携し充実させます。例えば、体操（運動）、茶話会、趣味活動、農作業、多世代交流のほか、eスポーツ等デジタル技術を活用した活動など、様々な活動内容の展開を支援します。○通いの場等に参加する個人の状態（健康状態・機能維持状態）の経年変化や、場の機能評価等の状況分析を行い、必要な支援を行います。○元気づくりステーションのグループ活動を広げるとともに、地域の中で役割を發揮できるように支援します。○地域で介護予防やフレイル予防を推進する人材の発掘・育成及び支援に取り組みます。また、より効果的に人材育成ができるよう、研究機関等と協力し、教材の配布や研修の実施、効果測定等を行います。○通いの場等の活動に参加しなくなった高齢者の把握と、専門職等による効果的な支援を行います。
------	--

※元気づくりステーション…住民と市が協働し、介護予防活動の核として自主的に活動するグループ。

リハビリテーション専門職等による地域づくり支援の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○高齢者が虚弱になっても役割を持ちながら継続して地域社会に参加できるよう、通いの場等や地域ケア会議等にリハビリテーション専門職を積極的に活用します。○多様な医療専門職（リハビリテーション専門職、栄養士、歯科衛生士等）による地域づくり支援の充実を検討します。○介護予防・自立支援を行う個別支援にリハビリテーション専門職を活用します。
------	---

自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○区役所、地域包括支援センター、ケアマネジャーが高齢者の自立に資するケアマネジメントを実践できるための研修を実施します。
------	--

(3) 自立を目指した多様なサービスの充実

ボランティアや専門職によるサービスの充実

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○保健事業や介護予防の事業と連携し、地域での自立した生活を目指し、ボランティアや専門職によるサービスの充実及び支援を必要とする対象者の把握を進めます（サービスB・Cの見直し等）。○サービスAについて、国による検討会の議論も踏まえ、課題の把握を進め、あり方を検討します。
------	---

※サービスA…必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者又は入門的研修修了者が、掃除、洗濯、調理、買い物などの生活支援を行う事業。

※サービスB…住民主体のボランティア等が行う訪問・配食・見守り・通所型支援への補助事業。

※サービスC…閉じこもり傾向のある虚弱高齢者に対し、区役所の訪問看護師及び保健師が3～6か月の短期集中的に自宅訪問し、対象者の生活機能を改善・向上させる事業。

2 社会参加

施策の方向性

高齢者がこれまでに培った知識・経験を生かし「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め「活力のある地域」を目指します。また、社会参加を通じて、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(1) ニーズやライフスタイルに合わせた社会参加

高齢者社会参加ポイント事業

新規

事業内容	○通いの場等への参加者に対し、インセンティブを付与する「高齢者社会参加ポイント事業」を実施し、通いの場等への参加を促進します。 ○通いの場等への参加状況や参加者の健康状態等のデータを収集し、医療、介護、保健データと掛け合わせた多面的な分析を行い、介護予防施策へと反映します。
------	--

※インセンティブ…行動を促す「刺激」や「動機」のこと。

シニア×生きがいマッチング事業「よこはまポジティブエイジング」

新規

事業内容	○高齢者個人のニーズに基づいて、地域活動団体や企業等から切り出した活動へのマッチングを行うことで、高齢者の社会参加を促進します。 ○高齢者の役割を有した形での社会参加を促進することにより、地域活動やボランティア活動に参加する人材の発掘・育成を図ります。
------	---

※マッチング…人と人（又は人が必要としている機会や仕事）などをつなげること。

シニア×生きがいマッチング事業「よこはまポジティブエイジング」

令和5年度よりモデル実施しているシニア×生きがいマッチング事業「よこはまポジティブエイジング」は、シニア世代と地域活動団体・企業等でのボランティア活動をつなぎ合わせるプログラムです。

コーディネーターが高齢者個人のニーズを丁寧に把握し、本人の希望に沿った活動を地域活動団体や企業等から切り出して、マッチングします。

シニア世代の社会参加は、健康寿命の延伸にもつながります。住み慣れた地域でいつまでも元気で過ごすために、持っているスキルや経験を生かせる活動を通じて、地域などで活躍しましょう！

マッチングのイメージ



よこはまシニアボランティアポイントの推進

事業内容	○活動者拡大のため、登録者への情報提供を継続的に行うとともに、活動対象の拡大や効果的な運営方法を検討します。 ○ボランティアの受入れに慣れていない受入施設に対して情報提供等を行い、ボランティアの受入れを支援します。
------	--

※よこはまシニアボランティアポイント…高齢者が、介護施設、地域ケアプラザ、病院、子育て支援拠点等で事業の手伝いやレクリエーション活動の補助などの活動を行った場合にポイントがたまり、たまったポイントに応じて寄附・換金ができる仕組み。

(2) 就労等を通じた社会参加の機会・情報の提供

高齢者の就業支援

事業内容	○公益財団法人横浜市シルバー人材センターにおいて、市内の事業所や家庭からの臨時的・短期的又はその他の軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者(登録会員)に対し、経験や希望に合った仕事を紹介し、就業を通じた社会参加を支援します。
------	---

(3) シニアの生きがい創出

かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

事業内容	(ア) 支え合い活動への支援 ○高齢者が住み慣れた地域で安心・安全な暮らしを継続するために、老人クラブが高齢者相互の支え合い活動など積極的な地域活動ができるよう、引き続き横浜市老人クラブ連合会と連携し、各区老人クラブ事業の運営を支援します。 (イ) 老人クラブの活性化への取組 ○会員加入の促進・減少防止のために、老人クラブ活動の周知の強化に加え、各区老人クラブ連合会のIT化支援や、未設置地域の加入希望者への広域的なクラブの設立支援、ニュースポーツ等の取組支援を行います。 ○新たなリーダーの養成や30人未満クラブの支援を引き続き行い、クラブの維持・存続を図るとともに、非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」を開催して、高齢者の仲間づくりを支援します。
------	---

※IT化支援…各区老人クラブ連合会のウェブサイト整備など、業務の効率化を図る取組支援。

※ニュースポーツ…ボッチャ、グラウンドゴルフ、ペタンクなどの比較的新しく考案されたスポーツ。

敬老パスを利用した高齢者の外出支援（敬老特別乗車証交付事業）

事業内容	○高齢者等外出支援の観点で、敬老パスのICカード化により得られる利用実績等も踏まえながら、地域の総合的な移動サービスを検討する中で、敬老パス制度も検討していきます。
------	--

※ICカード化…紙製の敬老パスを廃止し、プラスチック製カードに変更したこと。

3 生活支援・助け合い

施策の方向性

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら暮らし続けることができるよう、地域住民、ボランティア、NPO法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。

地域のニーズや社会資源の把握・分析

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地域特性や地域課題等のニーズを把握するとともに、地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、地域づくりに生かします。 ○医療、介護、保健のデータベースの拡充を図り、より多角的に地域分析を行うとともに、地域分析結果を地域等と共有します。
------	---

※データベース…系統的に整理・管理された情報の集まり。

多様な選択肢による個別ニーズとのマッチングの支援

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○多様化する個別ニーズに応えるため「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」等により、地域活動・サービスを選択できる環境を整備し、個別のニーズと取組のマッチングを支援します。 ○介護予防・社会参加に取り組む機会を提供するなど、生きがいや役割を持ていきいきと暮らせる地域づくりを支援します。
------	---

※マッチング…人と人（又は人が必要としている機会や仕事）などをつなげること。

ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ とは

さがせる！



みつかる！

横浜市では、主に高齢者を対象とした地域のサロンや趣味活動の場、日常生活のちょっとした困りごとをお手伝いする活動の情報などを検索できる「ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ」で身近な地域活動情報を公開しています。

地域活動（サロン、趣味活動の場、生活支援等）をお探しの方、地域の担い手として活躍したいと考えている方や高齢者を支援するケアマネジャーなど、幅広い方に活用いただけます。



横浜 地域活動ナビ 検索



※サロン…高齢者の健康維持や仲間づくり、子どもとの世代間交流などを目的にした、地域での居場所などのこと。

横浜型プロボノ事業

事業内容	○課題を抱える地域活動団体等と支援したい方をウェブ上でマッチングし、地域活動団体等の課題解決につながる具体的な成果物の提供（チラシの作成、SNS の活用等）をすることにより、地域活動団体等の支援を行います。
------	---

※プロボノ…職業上の経験をボランティアとして提供し、社会課題の解決に成果をもたらす活動。

※SNS …LINE(ライン)や Facebook(フェイスブック)などのウェブサイト上の交流サービス。

住民主体による活動の支援

事業内容	○区社会福祉協議会や地域ケアプラザ等に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。
------	--

※生活支援コーディネーター…自治会町内会・ボランティア団体等の多様な主体と連携し、地域における新たな活動や生活支援の担い手づくり等を支援する人。

多様な主体間の連携体制の構築

事業内容	○NPO 法人、社会福祉法人及び民間企業等の多様な主体と連携・協働する場（協議体等）を通じて、地域ニーズや課題等から目指す方向性を共有し、必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させる取組を支援します。 ○身体的な衰え等により買い物や地域サロン等への移動が困難な方のために、多様な主体と連携した買物支援や移動支援等の取組を支援します。
------	--

民生委員等による見守り活動の支援

事業内容	○行政が保有する 75 歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を、民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）に提供することにより、支援を要する人を効果的に把握できるよう支援します。 ○把握した状況に応じて、民生委員、地域ケアプラザ、区福祉保健センターが情報共有しながら、相談支援や地域における見守り活動等に的確につながられるよう取り組みます。
------	---

自治会・町内会、地区社協との連携

事業内容	○地区連合町内会及び地区社会福祉協議会等との協働により、地域住民による主体的な課題解決の取組が進むよう、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等関係機関が連携して支援する体制づくりを進めます。 ○自治会町内会等、地域で活動する団体等が継続的に活動できるよう、自主的な運営に向けた支援、地域の団体間の連携促進、地域人材の確保など多様な支援を行います。 ○市・区社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会等が持つネットワークや特性を生かして、住民の困りごとの早期発見や解決に向けた取組を推進できるよう、地区社会福祉協議会活動の充実・強化に向けた検討会を実施します。 ○地区社会福祉協議会の取組の集約・発信を通じて住民の理解の促進を図ります。
------	---

4 地域づくりを支える基盤

施策の方向性

地域包括ケアシステムの推進に向けて、地域づくりの中心的な役割を担う地域ケアプラザ等の機能強化を図ります。 ※地域ケアプラザの機能強化については、25ページ参照

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の円滑な運営

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域のつながりづくり」等を通じて支援が必要な人の把握や孤立防止等に取り組みます。 ○地域の身近な福祉保健の拠点・相談窓口として、地域ケアプラザの適切な運営を行います。 ○地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームを地域包括支援センターとして位置付け、保健・福祉の専門職員（保健師等、社会福祉士等、主任ケアマネジャー等）が総合相談や介護予防支援等を行います。
------	--

地域ケアプラザ ～地域の身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

地域ケアプラザ

- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成

地域包括支援センター

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職員

- 所長
 - 保健師等
 - 社会福祉士等
 - 主任ケアマネジャー等
 - 生活支援コーディネーター
 - 地域活動交流コーディネーター
- 地域包括支援センター
など



老人福祉センター

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○各区に1か所設置している老人福祉センターにおいて、健康寿命の延伸を目指し、元気なシニアが生涯を通して活躍できるよう「健康づくり」「体力づくり」「介護予防」や「社会参加」につながるメニューを充実します。 ○公共施設の適正化に向けた市民利用施設全体のあり方検討の中で、老人福祉センターのあり方や運営の効率化等についても検討を進めます。
------	---

Ⅲ 在宅生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

1 在宅介護

施策の方向性

可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実とともに、特に 24 時間対応可能な地域密着型サービスの整備・利用を推進します。

介護保険の在宅サービスの充実

事業内容	○訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションなど、介護保険の在宅サービスを提供する事業所の新規指定・更新事務を実施するとともに、適正な運営を支援します。
------	---

24 時間対応可能な地域密着型サービスの推進

事業内容	○今後増加する在宅要介護高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護、又は、看護小規模多機能型居宅介護について、おおむね日常生活圏域に 1 か所以上の整備を進めます。 ○看護小規模多機能型居宅介護については、各区 1 か所以上の整備を進めます。 ○事業所の整備量を確保するとともに、地域特性を踏まえ、不動産事業者等との連携や公有地の活用等の方法により、未整備圏域の解消を図ります。 ○在宅で医療と介護の両方のニーズを持つ要介護者に対して必要なサービスが提供できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を進めます。 ○事業者連絡会と連携し、市民や関係機関に対し、イベントやリーフレット、事例発表会等を通じてサービスの特徴やメリットの周知に努め、必要な方のサービス利用につなげます。
------	--

ケアマネジャーの支援

新規

事業内容	○ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。 ○相談技術向上のため、新任のケアマネジャーに対する研修や、連絡会等を活用した自主的な研修を支援します。 ○記録や事業所間の連携に係る事務負担の軽減を図るため、ケアプランをクラウド上で共有する「ケアプランデータ連携システム」の事業所への導入促進に向けた啓発を進めます。 ○ケアマネジャーの業務を利用者や家族に正しく理解してもらうためのリーフレットの作成を検討します。
------	---

※AI ケアプラン…医療や看護・介護・リハビリ職の知識・経験を学習した AI (人工知能) が文章を解析することでケアマネジャーのケアプラン作成を支援するもの。

2 在宅医療

施策の方向性

医療や介護が必要な場面に応じて適切なサービスが提供できるよう、在宅医療連携拠点を軸とした医療と介護の連携強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療の市民理解促進のため普及啓発を進めます。

(1) 医療と介護の連携強化

在宅医療連携拠点

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市医師会と協働して運営する「在宅医療連携拠点」において、病気があっても住み慣れた自宅等で、安心して在宅医療と介護を受けることができるよう、在宅医療や介護に関する相談支援を行います。 ○医療機関、訪問看護ステーション、介護事業所等の関係事業者間での多職種連携、市民啓発を推進します。
------	--

在宅療養に多く見られる疾患・課題への対応

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○多職種が連携して、高齢期に多く見られる糖尿病、誤嚥性肺炎、心疾患、緩和ケアなど療養上の課題の解決に向けた支援体制の構築を図ります。
------	--

(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

医療・介護従事者の人材育成研修

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○より多くの医師が在宅医療に取り組めるよう、横浜市医師会と連携して研修を実施し、在宅医を養成します。 ○在宅医療・介護サービスを一体的に提供するために、医療・介護従事者がより質の高い連携をとれるよう、研修を実施します。また、ケアマネジャーが医療現場を学ぶ研修を実施します。
------	---

在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問看護師の人材育成の指標である「横浜市訪問看護師人材育成プログラム」の周知を進め、訪問看護ステーションの人材育成を支援します。 ○潜在看護師等に対する訪問看護への就業や転職支援による人材確保のため、セミナー（就職説明会）や入門研修を実施します。 ○訪問看護師の定着支援及び訪問看護サービスの質の向上を図るため、離職防止研修を実施します。
------	--

(3) 在宅医療の普及啓発

在宅医療を推進するための市民啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○在宅医療についての講演会等を開催し、市民等の理解を促進するとともに、在宅医療の普及啓発を進めます。○部局ごとに分散していた情報を一元化し、高齢者やその家族等身近な方が知りたい情報をまとめた、<u>高齢期の自分らしい暮らし選び応援サイト「ふくしらべ」</u>の充実に取り組みます。【再掲】
------	---

脳血管疾患ケアサポートガイド（医療・介護連携ケアパス）の活用

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○脳血管疾患による入院からその後の手続やサービスを、本人や家族があらかじめ知ることで先の見通しを立てやすくし、不安の軽減や必要なサービスが受けられることを目的としたパンフレットを配付します。○インターネットを活用し、脳血管疾患患者に必要なサポート等について、広く周知を図ります。
------	--

(4) 医療につながるための支援

ショートステイにおける受入れ促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○ショートステイにおける医療的ケアが必要な要介護高齢者の受入れを促進し、本人やその介護者の生活の質の向上を図ります。○介護者の急病時などに、医療的ケアが可能な緊急ショートステイの受入枠を確保します。
------	--

かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局・薬剤師の普及

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近な医療機関を紹介するなど、かかりつけ医の普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。○かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。○服薬状況を継続的に把握し、重複投薬や相互作用の防止等の役割を担う、かかりつけ薬局・薬剤師の必要性について啓発を進めます。
------	--

地域密着型サービスと医療連携

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○常時看護師による観察を行う療養通所介護サービスや、24時間の在宅生活を支援する看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の、医療ニーズにも対応する地域密着型サービスと医療の連携を推進します。
------	---

3 保健・福祉

施策の方向性

一人暮らし高齢者や高齢夫婦世帯、認知症高齢者の増加に対し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を適切に把握し相談につながるよう、地域ケアプラザの機能強化、高齢者の権利擁護、見守り合う体制づくり等に取り組みます。

(1) 地域ケアプラザの機能強化

地域ケアプラザの強化（質の向上）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○職員向け研修の充実や事例の共有を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。 ○高齢者等の生活課題の解決に向けて、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などとのネットワークを構築します。また、地域の状況に合わせた多様な活動の創出・支援を行います。 ○夜間の利用方法を見直し、夜間時間帯勤務の職員を可能な範囲で日中勤務とすることで、近年件数が大きく増加している日中の相談支援の充実・強化を図ります。 ○利用者の利便性や満足度の向上を図るため、オンラインによる相談対応や事業実施等に取り組みます。
------	---

(2) 高齢者の権利擁護

成年後見制度等の利用促進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及啓発を進めます。 ○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士等による専門相談を行います。 ○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、<u>成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</u>
------	---

高齢者虐待防止

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を深めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。 ○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。 ○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組みます。 ○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	---

(3) 介護者に対する支援

相談・支援体制の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。○住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。
------	---

介護者のつどい

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護の経験者同士が、情報交換や交流を通じて介護の工夫や悩みを共有し、介護による負担が軽減されるよう、介護者や家族を対象としたつどいやセミナー等を開催します。
------	---

(4) 身寄りのない高齢者の支援

身寄りのない高齢者の支援

新規

事業内容	<p>(ア) 身寄りのない高齢者に向けた支援策の検討</p> <ul style="list-style-type: none">○<u>身寄りのない一人暮らしの高齢者等に関する様々な課題について、関係部署間で連携しながら検討を進め、安心して高齢期の生活を送ることができるよう支援します。</u> <p>(イ) エンディングノートの作成と普及等【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考えるきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。また、一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながら、さらなる周知を図ります。 <p>(ウ) 成年後見制度等の利用促進【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none">○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。 <p>(エ) 緊急通報装置等による見守り</p> <ul style="list-style-type: none">○<u>異変に気付かれにくい身寄りのない高齢者も含めた、デジタル技術を活用した見守り手法を検討します。</u>
------	---

4 医療、介護、保健・福祉の連携

施策の方向性

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療、介護、保健・福祉の専門職等が連携した一体的なサービスの提供体制を推進します。

また、多職種間や地域との連携を強化するとともに、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

地域ケア会議

事業内容

○多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤の整備につなげます。

「地域ケア会議」とは

地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。

各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることで、地域づくりや政策形成にまでつなげていく仕組みです。

多職種連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

事業内容

○ケアマネジャーと医療機関との連携強化を図ることを目的として、地域包括支援センター圏域内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

「包括的・継続的ケアマネジメント支援」とは

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるために、高齢者の生活全体を丸ごと（包括的）、どのような状態になっても切れ目なく（継続的）支援できるようケアマネジャーが活動しやすいよう環境づくりを支援します。

具体的には、個別事例への助言とともに、医療と介護の連携の取組や地域住民を含めた多様な支援者同士のネットワークの構築など、様々な関係機関との連携・協働の体制をつくります。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

1 個々の状況に応じた施設や住まいの整備・供給

施策の方向性

要介護者から要支援者等まで、利用者のニーズに対応した施設や住まいを整備します。

	単 位	R3 年度 2021 年度	R4 年度 2022 年度	R5 年度 2023 年度	R6 年度 2024 年度	R7 年度 2025 年度	R8 年度 2026 年度
介護保険施設（定員）							
特別養護老人ホーム （介護老人福祉施設）	人	16,896 (446)	17,211 (315)	17,960 (749)	18,179 (219)	19,173 (994)	19,857 (684)
うち、地域密着型	人	84 (29)	113 (29)	113 (0)	142 (29)	142 (0)	142 (0)
介護老人保健施設	人	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)	9,571 (0)
介護医療院	人	272 (0)	272 (0)	212 (▲60)	233 (21)	283 (50)	333 (50)
居住系サービス（定員）							
認知症高齢者 グループホーム	人	5,966 (98)	6,050 (84)	6,177 (127)	6,258 (81)	6,483 (225)	6,708 (225)
特定施設 （介護付有料老人ホーム等）	人	15,785 (485)	15,933 (148)	16,364 (431)	16,664 (300)	16,964 (300)	17,264 (300)
※うち、介護専用型	人	6,162 (485)	6,383 (221)	6,880 (497)	7,030 (150)	7,180 (150)	7,330 (150)
※うち、地域密着型	人	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)	12 (0)
※うち、混合型	人	9,611 (0)	9,538 (▲73)	9,472 (▲66)	9,622 (150)	9,772 (150)	9,922 (150)
※※うち、混合型の 推定利用定員総数	人	6,727 (0)	6,676 (▲51)	6,630 (▲46)	6,735 (105)	6,840 (105)	6,945 (105)
※※うち、混合型の 必要利用定員総数	人	-	-	-	6,735 (105)	6,840 (105)	6,945 (105)

※R3・R4 年度は実績値、R5 年度は実績見込み値、R6～8 年度は計画値。

※上段：年度末の定員数、下段：年度中の増減。

※各年度の定員数は年度末（3月31日時点）を基準とする。

※介護医療院のR5年度までの定員数には「介護療養型医療施設」の定員数も含む。

※特定施設のうち、混合型の推定（必要）利用定員総数とは、特定施設（混合型）の総定員数に一定の割合（本市では70%）を乗じたもので、特定施設（混合型）の利用者のうち要介護者認定を受けた者の推定人数。

(1) 施設や住まいの整備

特別養護老人ホームの整備（地域密着型含む）

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームは、第9期計画期間中に新規整備 700 人分程度を公募します。 ○ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を 200 人分程度実施します。
------	--

特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み（新たな待機者対策を含む）

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームの入退所指針に基づき、入所を必要とされる方ができるだけ早く入所できるよう取り組みます。 ○新たな待機者対策として、以下の取組を進めます。 (ア) 経済的な理由でユニット型施設への入所ができない方への対策 ○保険料段階が第5～7段階相当で居住費（部屋代）の負担軽減（介護保険負担限度額認定）が受けられず、収入に対する施設利用料の負担割合が高くなることが見込まれる方に対し、市独自に新たな居住費（部屋代）を助成します。 (イ) 医療的ケアを必要とする方への対策 ○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、既存施設からの転換を含めて介護医療院を 150 人分程度公募します。 また、既存の医療対応促進助成を拡充し、医療的ケアを必要とする方の受入れをさらに促進します。 (ウ) 認知症の行動・心理症状(自傷・他害行為、一人歩き等)により入所が難しい方への対策 ○夜間に介護職員を手厚く配置し、認知症の行動・心理症状のある方を新たに受け入れた施設へ助成します。また、認知症専門医や精神科医と連携し、認知症の行動・心理症状のある方を受け入れる取組をモデル的に実施し、好事例を市内施設へ横展開します。 (エ) 利用率上昇に向けた対策 ○一部の特別養護老人ホームにおいて、入所申込者の減少等の理由により利用率が低下している状況がみられます。このため「高齢者施設・住まいの相談センター」の施設のコンシェルジュが、より積極的に入所申込者へ状況の確認を行うとともに、比較的早期に入所できる施設の案内を行うなど、さらなる支援を行います。
------	--

介護老人保健施設

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護老人保健施設は、一定の整備水準に達していることから、第9期計画期間においては新たに整備は行いません。 ○在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や、認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化できるよう支援します。
------	---

介護医療院

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホームでは対応が難しい医療的ケアを必要とする方のため、既存施設からの転換を含めて介護医療院を 150 人分程度公募します。【再掲】
------	--

認知症高齢者グループホーム

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方が増える見込まれることなどから、年間 225 人分程度を公募します。○地域特性を踏まえ、日常生活圏域ごとに計画的に整備を進めます。特に、未整備圏域の早急な解消に重点を置きます。
------	---

特定施設（介護付有料老人ホーム等）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○特定施設（介護付有料老人ホーム等）については、第 9 期計画期間中の 3 年間で 900 人分程度を公募します。○特定施設の公募については、公募条件として比較的低額な料金であること又は医療ニーズへの対応が可能であることなど、役割やニーズに対応した施設の整備を誘導します。
------	---

ショートステイ（短期入所生活介護施設）

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○第 9 期計画期間中の 3 年間で、ショートステイから特別養護老人ホームへの転換を 200 人分程度実施します。○特別養護老人ホームの空床を活用したショートステイサービスの利用推進を図ることで、必要なサービス量を確保します。
------	--

緊急ショートステイ・生活支援ショートステイ

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護者の不在や虐待等の理由により緊急にショートステイが必要な高齢者を対象に、特別養護老人ホームや介護老人保健施設にベッドを確保し、必要な支援を行います。また、医療的ケアが必要な高齢者を緊急に受け入れる専用のベッドも確保します。○介護者の不在や日常生活に支障がある等、在宅生活を継続すると本人の生命又は身体に危険が生じる恐れがある要介護認定等を受けていない高齢者を対象に、養護老人ホームによる短期入所サービスを提供し、必要な支援を行います。
------	---

(2) 高齢者向け住まいの整備・供給促進

サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○立入検査等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を促進します。
------	--

第4章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の施策の展開

(3) 安心して住み続けられる環境の整備

介護保険の住宅改修

事業内容	○手すりの取付け、段差解消、滑りの防止等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替えなどの住宅改修を行った場合に、改修費用の一部を支給します。
------	--

緊急通報装置等による見守り

拡充

事業内容	○高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談や助言、安否確認、緊急時の対応を行います。 ○高齢化率が高く、福祉的対応が必要な一般公営住宅への生活援助員の派遣を拡充します。 ○一人暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方等へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を貸与します。 ○デジタル技術を活用した見守り手法を検討します。【再掲】
------	--

健康リスクの軽減などに寄与する省エネ住宅の普及促進

拡充

事業内容	○冬季のヒートショックや夏季の室内熱中症など、高齢者の住まいにおける健康リスクの軽減に寄与する最高レベルの断熱性能や気密性能を備えた「省エネ性能のより高い住宅」の普及を促進します。
------	--

(4) 高齢者の賃貸住宅等への入居支援

住宅セーフティネット制度の推進

拡充

事業内容	○高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅や公的賃貸住宅の空き室などを活用して、高齢者等の受入れを拒まない「セーフティネット住宅」の供給を促進します。 ○住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅のオーナー等に対する経済的支援として、家賃、家賃債務保証料、孤独死・残置物保険料の減額補助及び単身高齢者等への見守りサービスに対する補助を実施します。 ○居住支援を行う不動産事業者や福祉支援団体などを、横浜市居住支援協議会が「サポーター」として登録し、住宅確保要配慮者の状況に応じたきめ細やかな支援を進めます。
------	---

2 相談体制や情報提供の充実

施策の方向性

高齢者施設や住まいに関する総合相談窓口である「高齢者施設・住まいの相談センター」などにおいて、専門の相談員がきめ細やかな相談対応や情報提供を行います。

施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

事業内容	<p>(ア) 高齢者施設・住まいの相談センター</p> <ul style="list-style-type: none">○特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行うとともに、区役所や地域ケアプラザなど、より身近な場所で相談対応や情報提供を行います。○利用率上昇に向けた対策【再掲】 一部の特別養護老人ホームにおいて、入所申込者の減少等の理由により利用率が低下している状況がみられます。このため「高齢者施設・住まいの相談センター」の施設のコンシェルジュが、より積極的に入所申込者に状況の確認を行うとともに、比較的早期に入所できる施設の案内を行うなど、さらなる支援を行います。○相談者の利便性向上を図るため、引き続き、土日相談やオンライン相談を実施します。 <p>(イ) 横浜市「住まいの相談窓口」</p> <ul style="list-style-type: none">○横浜市居住支援協議会の相談窓口や「住まい・まちづくり相談センター 住まいのイン」など、住まいの相談窓口において、不動産関係団体や福祉支援団体等と連携して、民間賃貸住宅等への入居・居住相談や、高齢者住替え相談などを行います。
------	--

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話、オンラインでの個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

提供している情報：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、
認知症高齢者グループホーム、有料老人ホーム など

住所 港南区上大岡西 1 - 6 - 1 ゆめおおかオフィスタワー14 階
月～金 9 : 00～17 : 00 (土日祝休日、12/28～1/4 は休み)
※第 2・第 4 土曜日は予約相談を受付します
電話 045 (342) 8866 FAX 045 (840) 5816



相談は予約の方が優先になります。ぜひ『予約』をお電話か FAX でご連絡ください。

V 安心の介護を提供するために

1 新たな介護人材の確保

施策の方向性

高校生や介護職経験者、外国人など様々な人材層を対象とした支援を充実させ、介護職員の確保に取り組みます。また、小中学生を対象に介護の仕事と魅力を紹介するなど、将来の介護人材の確保につなげていきます。

介護職経験者の復職支援 新規

事業内容	○潜在介護福祉士等の介護職経験者を対象に、復職前研修や職場体験等により復職を支援します。
------	--

資格取得と就労支援 拡充

事業内容	○介護未経験の求職者などを対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援します。 ○高校生を対象に、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。 ○これまで介護との関わりがなかった方などを対象に、介護に関する入門的研修をeラーニング動画により実施するとともに、就労支援を行うことで、多様な人材の参入につなげます。
------	---

住居確保の支援 拡充

事業内容	○新たに市内で介護職員となる者を雇用する法人に対し、当該介護職員用住居の借上げを実施するための経費を補助することで、介護人材の確保につなげます。 ○より利用しやすい補助金となるよう、補助要件を緩和します。
------	---

高校生の就労準備支援

事業内容	○高校生を対象に、介護施設での有給職業体験プログラム（職業体験+アルバイト）を実施して介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、高校生向けにアレンジした介護職員初任者研修を行い、介護施設等への就職をサポートします。
------	--

介護職の魅力の発信とイメージアップ啓発 拡充

事業内容	○小・中学生を対象に、介護職員の仕事内容や介護現場で働くことの魅力を、介護職員等が直接伝える出前授業の実施校数を拡充します。 ○小・中学校の教職員を対象に「介護に関する入門的研修」の受講を勧奨し、介護職への理解を深めます。また、定年退職前の市職員等も対象とすることで介護分野への参入促進を図ります。 ○介護の魅力向上につながるコンテンツ（動画・PRサイト・パンフレット等）を作成します。
------	---

介護人材就業セミナー

事業内容	○介護人材の確保を目的とした介護人材就業セミナーの開催を支援します。
------	------------------------------------

外国人活用に向けた受入促進

事業内容	○横浜市の介護現場での就労を希望する外国人や、介護福祉士養成施設への留学を希望する外国人を発掘し、介護事業所や介護福祉士養成施設とのマッチングを行い、外国人介護人材の導入を促進します。 ○海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、日本語学校の学費を補助します。 ○日本語学校卒業後に通学する介護福祉士専門学校の学生を対象に、神奈川県社会福祉協議会の奨学金では不足する学費を補助します。
------	---

※マッチング…人と人（又は人が必要としている機会や仕事）などをつなげること。

2 介護人材の定着支援

施策の方向性

働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減等を行い、介護職員の定着支援を推進します。

処遇改善加算等の取得促進

事業内容	○介護事業所・施設の処遇改善加算等の取得を推進するため、社会保険労務士によるセミナーや個別訪問相談を実施します。
------	--

外国人介護職員等への支援

拡充

事業内容	○市内の介護事業所に就労している外国人介護職員の定住・仲間づくりを目的とした交流会を実施します。 ○市内で働く外国人介護職員の質の向上及び定着のため、介護の現場で必要とされる日本語等の研修を実施します。 ○介護福祉士国家資格の取得支援の実施方法を見直し、外国人介護職員のさらなる定着につなげます。 ○外国人介護人材受入施設（受入予定施設を含む）の職員を対象に受入体制整備を推進することを目的とした研修を実施します。
------	--

介護事業者向けのハラスメント対策

新規

事業内容	○介護事業者向けにハラスメント対策の知識・応対スキルを習得できる研修の実施や、実際のハラスメント等への対応を相談できる「ハラスメント相談センター（仮称）」を設置し、介護職員をハラスメント被害から守り、安心して働くことができるよう支援を進めます。
------	--

3 専門性の向上

施策の方向性

介護現場の中核を担う人材の育成、専門性向上のための研修の実施、多職種連携による情報の共有など、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

介護事業所のための質の向上セミナー

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。 ○介護事業所の介護職員向けに、認知症のケア技法等の基本的な知識や技術取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。
------	---

経営者向け研修

事業内容	○介護施設向けに施設運営に係る幅広いテーマの研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。
------	--

医療や介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修

事業内容	○高齢者の生活全体を丸ごと(包括的)、どのような状態になっても切れ目なく(継続的)支えるため、医療や介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修や連絡会を実施し、連携を強化します。
------	--

訪問介護事業所支援

事業内容	○在宅サービスを担う訪問介護事業所のサービスの質の向上を目指した研修や意見交換会等の実施を支援します。
------	---

地域密着型サービスに対する運営支援

事業内容	○地域密着型サービス事業所の質の向上を図るため、各サービス事業所連絡会と連携して事業所向けセミナー等を開催します。
------	---

認知症高齢者グループホームに対する運営支援

事業内容	○認知症高齢者グループホームの質の向上を図るため、事業所連絡会と連携してグループホーム間での職員交換研修やセミナー等を実施します。
------	---

事業所単位表彰制度

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生活の質の向上につながるような、優れた自立支援の取組等を実施している介護事業所を評価し、事業所単位の表彰を行います。【再掲】 ○市内事業所全体のサービスの質が向上していくよう、表彰事業所の取組を他の事業所へ広く周知します。【再掲】 ○介護事業所にとってより魅力的な制度となるよう、事業内容や実施手法等について再検討を行います。
------	--

4 介護現場の業務改善（生産性向上）

施策の方向性

ICT・介護ロボット等の導入支援や各種様式の標準化等により、介護職員の負担軽減を図り、介護現場の業務改善（生産性向上）を推進します。

中高齢者又は外国人雇用を伴う介護ロボット導入支援

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市内の介護事業所における介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器、ポータブル翻訳機）等の福祉機器の導入費用の一部を補助し、介護現場の業務改善（生産性向上）を推進します。○補助要件や周知方法等について、より利用しやすい補助金となるよう見直しを行います。
------	---

業務改善（生産性向上）に向けた伴走支援

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○好事例の横展開やセミナーの実施等により、いわゆる介護助手等の活用や、多様な働き方の導入を促進します。○介護職員が担う業務の明確化と役割分担を図り、介護現場の業務改善（生産性向上）につなげます。
------	--

介護事業所・施設等の業務負担軽減

新規

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○介護事業所・施設の業務負担軽減に向けて、申請・届出等の手続をオンライン化します。○ケアマネジャーの業務負担軽減に向けて、AI ケアプランの好事例の情報提供や、試験的導入の検討を行います。【再掲】
------	---

※オンライン化…紙や対面で行っていた手続等を、インターネットなどで行うこと。

※AI ケアプラン…医療や看護・介護・リハビリ職の知識・経験を学習した AI（人工知能）が文章を解析することでケアマネジャーのケアプラン作成を支援するもの。



外国人介護職員の活躍を紹介

外国人介護職員の活躍動画を横浜市ウェブサイトで公開しています。

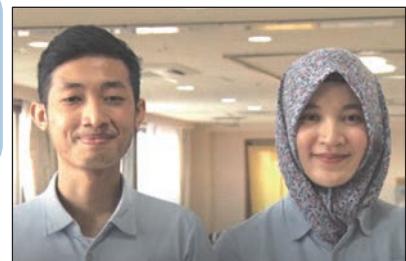
【ベトナム編】

【中国編】

【インドネシア編】



介護施設で多くの仲間と助けあいながら働くアディトさんとヴィラさん。
2人が日本に来た想いとは・・・。



VI 安定した介護保険制度の運営に向けて

1 介護サービスの適正化・質の向上

施策の方向性

介護サービスを必要としている人が質の高いサービスを受けられるよう、適正な事務の実施や事業所の評価、指導・監査体制の強化を図ります。

(1) 介護給付の適正化

要介護認定の適正化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護認定の平準化・適正化を図るために、認定調査員・審査会委員を対象に研修を実施します。 ○要介護認定事務センターの運用により、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。
------	--

ケアプラン点検

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援に資する適切なケアプランとなるよう、ケアマネジャーとともにケアプラン点検を実施します。ケアマネジャーの気づきを促しケアマネジメントの質の向上を支援するとともに、地域の社会資源や課題等を共有します。 ○居宅介護支援事業所等に対して、サービスの必要性等を確認するためのヒアリングシートを送付します。ケアプランや提供されたサービスが、利用者の心身状態に適合しているか等をケアマネジャーとともに確認します。
------	---

ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検

令和4年度より、横浜市内で働くケアマネジャーを対象に、日頃作成しているケアプランについて、対話の中で悩み等を共有し、また、様々な考え方に触れることで新たに「気づき」を得ることを目的として、職能団体と協働で点検を行っています。

居宅介護支援事業所と横浜市が力を合わせ、市全体のケアマネジメントの質の向上を目指し、健全な介護給付につなげます。

第9期計画期間中においても、より多くのケアマネジャーに参加いただけるよう事業を拡充します。



(2) 介護事業所の質の向上、指導・監査

施設の第三者評価の実施

事業内容	○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等が提供するサービスの質の向上に向けた自主的な取組等を支援するため、神奈川県の評価制度を積極的に活用するよう事業者に対し働きかけます。
------	--

認知症高齢者グループホーム等のサービス評価の促進

事業内容	○認知症高齢者グループホームは、毎年、外部評価を受けて、その結果を公表することになっています。事業者のサービスの質を向上させるため外部評価の受審を徹底します。 ○外部評価結果を分かりやすく公表することで、利用者や家族が自分に合った事業者を選択できるようにします。
------	--

介護事業所に対する指導・監査の実施

事業内容	○介護事業所に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 ○定期的に介護事業所等の運営状況を確認するため、外部委託による運営指導を行うなど、効率的・効果的な指導・監査を実施します。
------	--

宿泊サービスの適正化

事業内容	○宿泊サービスを提供している通所介護事業所及び居宅介護支援事業所に対して、本市の指針に沿って宿泊サービスの提供が行われるよう助言を行い、宿泊サービスの適正化を図ります。
------	--

(3) 苦情相談体制の充実

苦情相談対応の充実

拡充

事業内容	○利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センターの窓口等、利用者身近な場所で苦情相談に対応します。 ○高齢者施設等に関する利用者・家族からの相談をお受けし、問題の整理や、施設と円滑なコミュニケーションを図るための助言を行うコールセンターを新たに設置します。
------	---

2 緊急時に備えた体制整備

施策の方向性

地震、風水害、感染症など、地域や施設での生活環境へのリスクの高まりに対して、事前の備えを充実させるとともに、緊急時の対応力を強化します。

大規模災害発生時に向けた取組

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○地震や風水害などの大規模災害が近年多く発生していることから、想定を超える災害が発生することを見越して、食料品や介護用品等の備蓄量の見直しや訓練の実施について、改めて高齢者施設等に周知し、必要な支援を行います。 ○併せて、高齢者施設等が大規模災害時に関係機関や地域と連携できるよう、日頃からの関係構築に向けた支援を検討します。 ○大規模災害発生時には、職員の不足が想定されることから、広域的連携も含めた相互応援体制について、事業者団体等と検討していきます。
------	--

自然災害・感染症発生時相互応援助成事業

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム等での自然災害の発生時や感染症発生による施設職員の自宅待機時等における業務継続を図るため、職員派遣に協力した施設等に対して協力を支給することで、高齢者施設等間での相互応援体制の強化を図ります。
------	--

福祉避難所の協定締結

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者施設等の社会福祉施設との間で、福祉避難所の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護者の受入れを行います。
------	--

災害時要援護者支援

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支え合いの取組を支援します。 ○個別避難計画作成の検討などの取組を通じて、本人含め、支援者、地域、関係機関等と連携した支援を進めていきます。
------	--

高齢者施設等の医療連携体制の強化に向けた取組

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症等の発生時に往診や入院を依頼できる医療機関を確保するよう、高齢者施設等に働きかけていきます。 ○高齢者施設等において、感染症及び大規模災害に備えた業務継続計画（BCP）に基づく必要な研修や訓練が円滑に実施できるよう支援を行います。
------	--

高齢者施設の感染症発生防止に向けた取組

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○特別養護老人ホーム等における感染症の発生を防止するとともに、発生時に適切な対応ができるような施設内体制を整備することを目的として、施設管理者及び感染症担当者等を対象とした研修を実施します。
------	---

第5章 認知症施策推進計画の施策の展開

1 正しい知識・理解の普及

施策の方向性

認知症の人やその家族が地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に関する正しい知識の普及を進め、認知症への社会の理解を深めます。

(1) 認知症に関する理解促進

認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○働き世代など認知症に関わりの少ない層も含め、全世代が認知症を我が事として捉えられるよう、認知症サポーターキャラバンをはじめとした認知症の理解促進に向けた取組について官民協働を推進するとともに、公共交通機関、図書館、インターネット、SNS等の様々な媒体を効果的に活用した啓発を行います。○「認知症の日（毎年9月21日）及び認知症月間（毎年9月）」の機会を捉えて、認知症に関する普及啓発イベントを集中的に開催します。
------	--

※認知症サポーター…認知症について正しく理解し、手助けをする応援者。

※SNS…LINE（ライン）やFacebook（フェイスブック）などのウェブサイト上の交流サービス。

認知症サポーターキャラバンの推進

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進します。特に小売業をはじめとした認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業等での養成講座を推進します。○小・中・高等学校や大学において、認知症の人などを含む高齢者に対する理解を深めるための福祉教育や高齢者との交流活動等を推進します。○認知症サポーター養成講座のオンライン開催を支援するなど、新たな層の受講促進を図ります。
------	---

キャラバン・メイトの活動充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症サポーター養成講座を推進するために、講師役であるキャラバン・メイトの活動の充実を図ります。特に小売業・金融機関・公共交通機関等の認知症の人と関わる機会が多いことが想定される企業向けにキャラバン・メイト養成研修を実施し、企業内で認知症サポーター養成講座が実施できるような体制づくりを推進します。
------	--

(2) 相談先の周知

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）の活用

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）を積極的に活用し、認知症の段階に応じた情報の提供やサービスの利用につなげます。 ○早期発見・早期対応の重要性等を周知するとともに、地域包括支援センター、区役所及び認知症疾患医療センターなどの相談先・受診先の利用方法について支援が必要な方に届くように周知を行います。 ○区役所や認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用します。
------	--

認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

★認知症ケアパスガイドとは

認知症ケアパスガイドとは、発症予防から人生の最終段階まで、生活機能障害の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよりよい環境で暮らし続けるという考え方を基本として作成しています。

★横浜市版認知症ケアパスガイド（オレンジガイド）

横浜市では、平成27年度に認知症の人、その家族、医療や介護関係者等の間で共有し、認知症の人が状態に応じて、医療や介護サービス、インフォーマルサービス等の適切な支援が切れ目なく受けられることを目指し横浜市版認知症ケアパスガイドの作成を行いました。各区役所や地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等で配布しています。

認知症に関する相談先・受診先の利用方法、早期診断・早期対応の重要性等についての周知や、区役所及び認知症疾患医療センター等におけるネットワークづくりに活用されています。



※インフォーマルサービス…行政や介護保険サービスなど公的機関が行う制度に基づかないもので、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティアなどが主体となる支援やサービスのこと。

(3) 認知症の本人からの発信支援

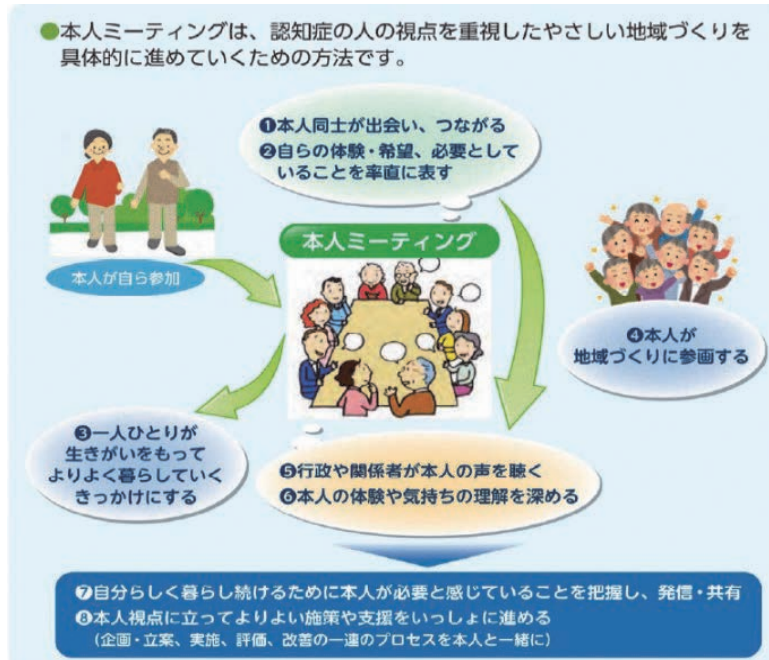
本人発信の場の拡大

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○本人からの発信の機会が増えるよう、イベントや地域における講座等での発信を、地域で暮らす認知症の人とともに進めていきます。 ○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。 ○本人ミーティングの場等を通じて本人の意見を把握し、認知症の本人の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映するよう努めます。 ○本人発信の場を本人の身近で開かれた場所で用意し、認知症についての普及啓発に努めます。
------	--

本人発信支援「本人ミーティング」とは

★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う場です。



平成 28 年度 一般財団法人長寿社会開発センター発行「本人ミーティング開催ガイドブック」より一部抜粋

<参加者の声>



同じ病気を持った人同士なのでざっくばらんに話ができる。



同じ病気を持つ仲間と話しながら、今後の生活に役立つための情報収集をしている。

同じ病気を持つ仲間同士であると分かり合える。新たに参加した人には、自分の知っていることを色々と伝えられる。



2 予防・社会参加

施策の方向性

認知症の人やその家族が社会から孤立せず、継続的に社会とつながることができる取組を推進します。

(1) 介護予防・健康づくり

身近な地域における認知症予防に資する可能性のある取組の普及啓発

事業内容	○庁内外の関係機関や関係団体等と連携し、フレイル予防、口コモ予防、口腔機能の向上、栄養改善、社会参加の促進、こころの健康維持や認知症予防、健診・検診を含めた適切な受診等の効果的な普及啓発を行います。【再掲】
------	---

軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防の正しい理解推進 拡充

事業内容	○軽度認知障害（MCI）を含めた認知症予防について、普及啓発媒体を活用し正しい理解を促進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が、認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。
------	--

軽度認知障害（MCI）

認知機能は、加齢とともに少しずつ低下していくと言われています。**軽度認知障害（以下、MCI）**とは、正常（年齢相応）と認知症の中間の状態、軽い認知機能の低下があって、難しい作業に支障は生じても基本的に日常生活は送ることができる状態の段階を指します。

運動や社会参加、適切な食事などの様々な生活習慣が、認知機能の維持や、認知機能の低下を緩やかにすることにつながると考えられています。

■ 認知機能の維持・介護予防に役立つ4つのヒント！

ヒント1 生活習慣病等の体調管理・治療

ヒント3 バランスの良い食事

ヒント2 適切な運動

ヒント4 社会参加・メリハリのある生活

詳しい内容は、MCIに関するリーフレット「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」でご紹介しています。

MCIに関するリーフレットや「認知症予防大作戦（社会保険出版社）」の冊子を区役所や地域包括支援センターで配布しています。



「認知症予防につながる早い気づきと4つのヒント」



「認知症予防大作戦」

(2) 地域活動・社会参加

本人や家族の居場所の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症の人、家族、関係者が集える場を増やすとともに、身近な場所に居場所があることを周知します。運営者に対して、参加者が気軽に参加できる場となるよう、研修を行います。また、介護者のつどい等の運営支援や広報を行います。○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】○認知症カフェについて、認知症の人やその家族が地域の人や専門職等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場であることを周知します。また、<u>認知症カフェ同士の横の情報共有が行える体制づくりを推進します。</u>
------	--

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、医療や福祉などの専門職など誰でも気軽に集まれる場所です。

横浜市内には100か所を超える認知症カフェがあります。

認知症カフェが居心地の良い安心できる場所だと感じていただけるように、認知症カフェの運営者向けの研修を開催するなどの支援をしています。

○認知症カフェの参加者は何を目的に集まっているの？

「同じ立場の人と話をしてみたい」、「利用できる制度の情報が欲しい」など、一人ひとりが違った目的で利用しています。



○認知症カフェではどのようなことをしているの？

茶話会やミニ講座、健康体操など場所によって様々な取組をしています。



○認知症カフェはどこで開催されているの？

地域ケアプラザや医療機関、介護施設などで開催されています。
市内の「認知症カフェの一覧」は、横浜市ホームページをご覧ください。



本人が主体的に社会参加できる場の充実

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症になってもこれまでの地域との関係が保たれ、住民同士の支え合いができるように、地域活動団体や担い手への認知症理解の啓発を図ります。 ○認知症の人が、支えられる側だけでなく、支える側として役割と生きがいを持って生活ができるよう、地域活動やサロン、認知症カフェの運営等に参画する取組を推進します。 ○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。 ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。
------	---

※サロン…高齢者の健康維持や仲間づくり、子どもとの世代間交流などを目的にした、地域での居場所などのこと。

チームオレンジ

認知症の人が自分らしく過ごせる地域づくりを進める取組です。認知症の人及び家族の困りごとや希望に沿って、認知症の人や家族、地域の住民、地域の関係機関などがチームを組んで、様々な活動に取り組んでいます。

■活動の具体例・・・

- ・認知症カフェの開催後に、参加者の声や様子を共有し、認知症の人が活躍できる機会について話し合った。
- ・地域に認知症の人が集える場所がなかったのでキャラバン・メイトや民生委員などの関係者が話し合って当事者のつどいを立ち上げた。
- ・地域の見守り活動団体が主体となり地域のイベントでブースを設置し、認知症の見守り活動について啓発を行い、地域住民が自分事として認知症について考えるきっかけづくりをした。

チームオレンジが実現するとこんな街!



3 医療・介護

施策の方向性

認知症の人やその家族、周囲が認知症に気づき、早期に適切な医療や介護につなげることで、本人や家族がこれからの生活に備えることができる環境を整えます。また、医療従事者や介護従事者等の認知症への対応力の向上を図ります。

(1) 早期発見・早期対応

もの忘れ検診による早期発見・早期対応の推進

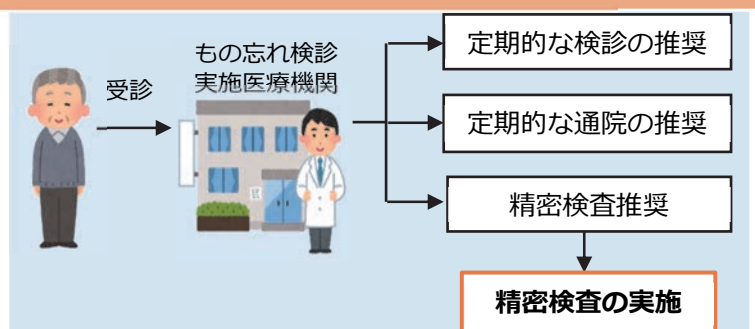
拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の症状や認知症の早期発見・早期対応、軽度認知障害（MCI）に関する知識の普及啓発を進め、本人や家族が必要なときに適切な機関へ相談できるようにします。 ○身近な医療機関で受けられる「もの忘れ検診」をさらに周知し、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。 ○軽度認知障害（MCI）と診断された人が、認知機能の維持や低下を緩やかにするための生活習慣や社会参加の必要性を知り、認知症予防に資する活動に取り組めるように支援を行います。【再掲】
------	--

もの忘れ検診

認知症の疑いがある人を早期に発見し、早期の診断と治療につなげることで、認知症の重症化予防を図ることを目的としています。

対象者は、50歳以上の市民で、認知症の診断を受けていない方です。



多機関連携による早期対応や相談支援の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組めます。 ○運転免許の自主返納又は行政処分により運転免許を失った高齢者の相談支援について、神奈川県警察と連携を図り、認知症の疑いがある人等の早期発見・早期対応を推進します。
------	---

認知症初期集中支援チームの活用と連携強化

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症初期集中支援チームの効果的な活用のため、認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業所等と連携を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム間の情報共有や研修を通じて、チーム活動の活性化を図ります。 ○認知症初期集中支援チーム活動の評価等を通して、活動の充実を図り、積極的な活用につなげます。
------	--

第5章 認知症施策推進計画の施策の展開

(2) 医療体制の充実

認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の強化や認知症支援の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○認知症疾患医療センターに外部評価制度を導入することで、専門医療機関としての機能、地域連携拠点としての機能等について、質の向上を図ります。○認知症疾患医療センターが、地域の認知症に関する医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の医療・介護資源等を有効に活用するためのネットワークを構築します。○認知症の速やかな鑑別診断、症状増悪期の対応、BPSDや身体合併症に対する急性期医療、BPSD・せん妄予防等のための継続した医療・ケア体制の整備等を行います。○診断直後の本人・家族に対する医療的な相談支援、継続した日常生活支援の提供等を行います。
------	---

※BPSD…記憶障害などの中核症状が元になり、本人の性格や素質、周囲の環境や人間関係などが影響して出現する症状。

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターは、地域における認知症医療提供体制の拠点としての役割を担う専門医療機関です。保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、BPSDと身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談などを行っているほか、地域保健医療・介護関係者等への研修を開催しています。



(3) 医療従事者等の認知症対応力向上の推進

医療従事者等に対する認知症対応力向上研修の実施

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○かかりつけ医、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の病院勤務の医療従事者等に対する認知症対応力向上研修や、かかりつけ医を適切に支援する認知症サポート医養成のための研修を実施します。また、認知症サポート医の地域での活動状況を踏まえたフォローアップ研修を実施します。○かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施により、研修を受講した医師が、認知症の疑いがある人や認知症の人に対し、適切に対応し、必要がある場合は、適切な専門医療機関等へつなげられるようにします。
------	--

4 認知症の人の権利

施策の方向性

認知症の人の視点を踏まえながら、家族や地域、関わる全ての人々が認知症の人の思いを理解し、安全や権利が守られるよう、施策を推進します。

(1) 自己決定支援

本人の自己決定支援（エンディングノートの作成と普及等）【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○これまでの人生を振り返り、これからの生き方を考え、家族や大切な人と共有するきっかけとなるように、各区でオリジナルのエンディングノートを配布し、活用講座を実施します。○一人暮らし高齢者など情報が届きにくい方に対して、地域関係者や介護事業所等の関係機関と連携しながらさらなる周知を図ります。○早い時期から自身のこれからの生き方を考えるきっかけとなるよう、幅広い世代に対してインターネット等を活用して周知を図ります。
------	--

(2) 権利擁護

成年後見制度等の利用促進【再掲】

拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○横浜市成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、中核機関である、よこはま成年後見推進センターを中心に、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、制度の普及啓発を進めます。○横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士等による専門相談を行います。○区社会福祉協議会あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談や契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」により、不安のある高齢者等の日常生活を支援します。また、<u>成年後見制度による支援が必要になった方を適切に制度につなぎます。</u>
------	---

(3) 虐待防止

高齢者虐待防止【再掲】

事業内容	<ul style="list-style-type: none">○市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、地域の見守り活動や、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護事業所等の協力を通じて、早期発見と未然防止を目指します。○養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士のつどいの活動の充実を図ります。○支援者向け研修の充実を図り、高齢者虐待の防止への相談・支援技術の向上に取り組めます。○施設等において、利用者一人ひとりの人格や尊厳を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や運営指導等の機会を捉え、適切な指導を行います。
------	--

5 認知症に理解ある共生社会の実現

施策の方向性

様々な課題を抱えていても、一人ひとりが尊重され、本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めます。また、若年性認知症の人やその家族が相談でき、支援を受けられる体制をさらに推進します。

(1) 認知症バリアフリーのまちづくり

認知症バリアフリーの推進 拡充

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人への対応について、交通事業者や金融機関等の接遇研修等への導入を働きかけ、認知症の人と関わる機会が多いことが想定される職域での認知症への理解を深めます。 ○日常生活や地域生活における様々な生活の場面で、認知症になっても利用しやすい生活環境の工夫や改善、支援体制づくりを進めます。認知症の人のニーズに沿って、関係機関が連携して取り組みます。 ○スローショッピングの周知や取組を進めます。 ○チームオレンジのモデル実施で取り組んだ内容や効果、課題等を検証し、方向性を検討して本格実施に移行します。【再掲】 ○チームオレンジの好事例を周知し、取組の拡大を図ります。【再掲】
------	--

※スローショッピング…認知症等の高齢者がボランティア等のサポートを受けて自分のペースで買い物を楽しむことで、自信や役割を取り戻すことを目的とした取組。

認知症バリアフリー

「認知症バリアフリー」とは、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていくための取組のことです。国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」においても、「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」が挙げられています。

「認知症バリアフリーにつながる生活環境の工夫」

認知症バリアフリーの取組の一つとして、生活環境の工夫やユニバーサルデザインがあります。認知症の人にとってやさしい環境は、あらゆる人にとってやさしい環境であると考えられます。

■ 認知症の人の特徴

認知症の人は記憶障害だけではなく、場所の認識や方向感覚の障害、判断力の低下などの症状がある上に、高齢化に伴う視覚や聴覚、身体の機能低下が加わります。環境の工夫により、本人が生活しやすく落ち着いて過ごせることや、介護がしやすくなることなどに繋がります。

■ 環境の工夫の具体例

- ドアの色の統一
- サインや目印の工夫
- ドア・手すり・壁・床などの色のコントラスト
- 便座の色を変えることによる認識のしやすさ



写真：クレールレジデンス横浜十日市場

(2) 見守り体制づくり

認知症の人の行方不明時における早期発見等の取組の充実

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。また、行方不明になった際に早期発見・保護ができるよう、SOSネットワークの取組を推進します。 ○見守りシールについて、多方面への周知を行うことにより、認知度を上げて、利用者数を増やします。 ○厚生労働省のウェブサイト上の特設サイトの活用により、家族等が地方公共団体に保護されている身元不明の認知症高齢者等の情報にアクセスできるよう周知します。
------	---

行方不明時の早期発見の取組

認知症高齢者等 SOS ネットワーク

関係機関が連携し、行方不明の認知症の人の発見・保護に協力する仕組みです。



認知症高齢者等 見守りシール

行方不明になった認知症の人が早期に自宅に戻れるよう、個人情報を守りながら身元を特定できる「見守りシール」を配付しています。

<見守りシール見本>

衣服やよく持ち歩くものに貼って使用します。



(3) 介護者支援の充実

介護者のつどいや介護セミナー等の開催、情報発信の推進

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○介護者の視点から、より参加しやすい介護者のつどいの開催方法や関心のある内容について、支援機関向けに研修等を行います。 ○認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。 ○老老介護、ダブルケア、ヤングケアラー、介護離職の問題など、介護者が抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、関係部署間での横断的な連携を行いながら、支援策の検討や支援者の質の向上を図ります。【再掲】
------	--

相談支援の実施

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○区役所や地域包括支援センターにおいて、関係機関と連携し、高齢者や家族の認知症に関する相談対応と適切な支援・調整に取り組みます。【再掲】 ○介護経験者や専門職等が対応するコールセンターを運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。 ○幅広い世代の介護者へ、相談窓口や各種制度等についての情報を届けるため、インターネット等効果的な媒体を活用した周知を行います。
------	---

(4) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人や家族の居場所の充実		拡充
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○若年性認知症について、早期に気づき、相談や医療につながるよう市民へ幅広く啓発を進めます。 ○若年性認知症の正しい理解、本人の雇用継続の一助となるよう、企業や産業保健分野への普及啓発を行います。 ○発症初期の段階から、症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえ、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けながら、適切な支援が受けられるようにします。 ○本人や家族に対する理解を深め、本人や家族のニーズに沿った支援を行うため、支援者を対象とした研修を実施します。 ○若年性認知症の人が通所できる介護事業所や障害事業所等を増やし、社会参加できる場を拡充します。 ○本人や家族がお互いに安心して情報交換や相談ができ、思いが発信できる場の充実に図ります。 	
若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の推進		拡充
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症の人が、自身の希望や必要としていることなどを本人同士で語り合う「本人ミーティング」の取組を一層普及させます。【再掲】 ○若年性認知症の人の受入れについて、介護事業所や障害事業所等へ周知や調整を図ります。 ○若年性認知症支援コーディネーターを中心とした関係機関等とのネットワーク作りを推進します。 ○若年性認知症支援コーディネーター間の情報共有や研修を通じて、支援の充実に図ります。 	

第6章 介護サービス量の見込み・介護保険料の設定

1. 主な介護保険給付サービスの見込量

(1) 在宅サービス

サービス種別			第8期計画（実績）			第9期計画（見込）		
			令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
訪問介護	介護給付	回数	7,198,235	7,546,766	7,969,400	8,399,700	8,618,100	8,764,600
		人数	357,158	363,081	383,500	404,200	414,700	421,700
訪問看護	介護給付	回数	2,793,732	2,927,885	3,091,900	3,258,800	3,343,500	3,400,400
		人数	258,209	276,591	292,100	307,900	315,900	321,300
	予防給付	回数	205,064	293,019	309,500	326,200	334,700	340,400
		人数	43,556	43,020	45,500	47,900	49,200	50,000
通所介護	介護給付	回数	2,451,755	2,440,952	2,577,700	2,716,900	2,787,500	2,834,900
		人数	262,598	268,452	283,500	298,800	306,600	311,800
通所リハビリテーション	介護給付	回数	761,267	733,921	775,100	816,900	838,100	852,400
		人数	87,985	87,045	92,000	96,900	99,500	101,100
	予防給付	人数	21,610	21,502	22,800	24,000	24,600	25,000
		回数	682,873	718,176	758,400	799,400	820,200	834,100
短期入所生活介護	介護給付	人数	57,277	61,222	64,700	68,200	70,000	71,200
		回数	6,583	7,068	7,500	7,900	8,100	8,300
	予防給付	人数	1,216	1,330	1,500	1,500	1,600	1,600
		回数	138,222	127,296	147,300	150,000	152,700	155,400
特定施設入居者生活介護	介護給付	人数	15,396	14,977	17,400	17,700	18,000	18,300
	予防給付	人数	590,430	613,864	648,300	683,300	701,000	713,000
福祉用具貸与	介護給付	人数	149,013	156,546	165,400	174,300	178,800	181,900
	予防給付	人数						

(2) 地域密着型サービス

サービス種別			第8期計画（実績）			第9期計画（見込）		
			令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護給付	人数	10,291	9,908	10,500	11,100	11,400	11,600
地域密着型通所介護	介護給付	人数	164,436	176,691	186,600	196,700	201,800	205,300
小規模多機能型居宅介護	介護給付	人数	28,786	28,893	30,600	32,200	33,000	33,600
	予防給付	人数	2,226	2,204	2,400	2,500	2,600	2,600
認知症対応型共同生活介護	介護給付	人数	67,059	68,455	69,900	70,800	73,400	75,900
	予防給付	人数	156	159	200	200	200	200

(3) 施設サービス

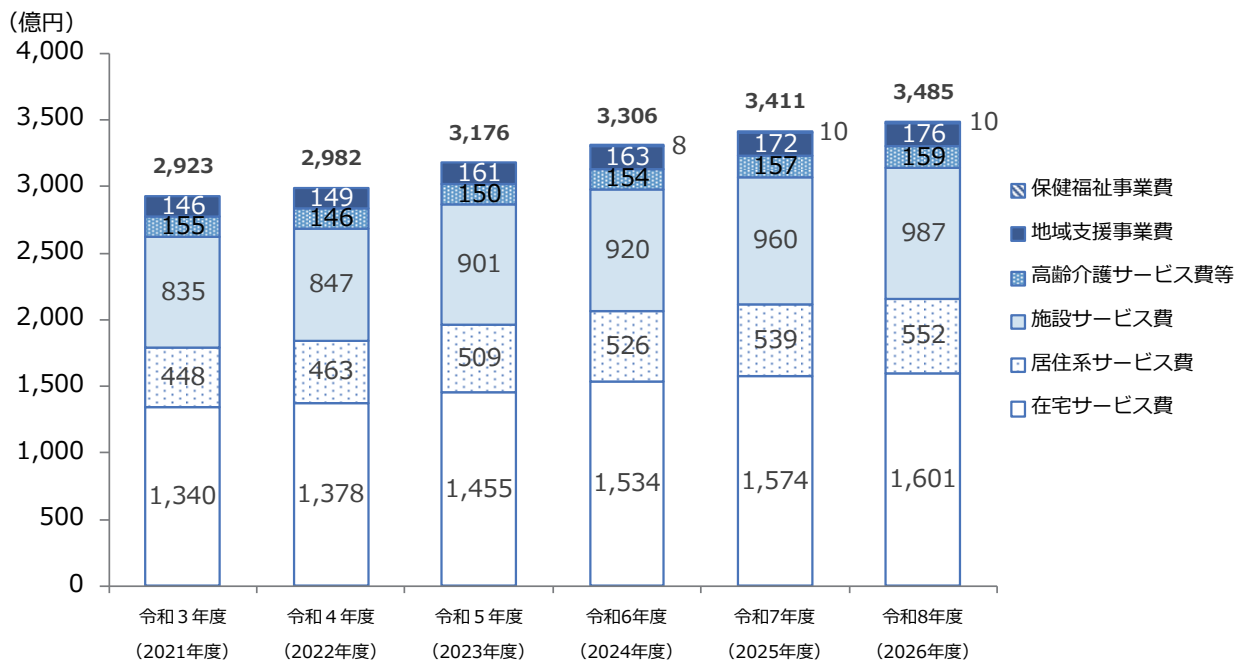
サービス種別			第8期計画（実績）			第9期計画（見込）		
			令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
介護老人福祉施設	介護給付	人数	186,910	188,108	203,300	206,100	219,300	228,100
介護老人保健施設	介護給付	人数	96,708	97,744	102,200	102,200	102,200	102,200
介護療養型医療施設	介護給付	人数	2,190	1,743	1,200	-	-	-
介護医療院	介護給付	人数	2,215	2,443	2,500	2,800	3,400	4,000

※令和3～4年度は実績値、令和5年度は実績見込み値、令和6～8年度は計画値

2. 介護保険給付費等総額

後期高齢者の増加により、介護保険サービス利用者も増加していることから、給付費が年々増加しています。

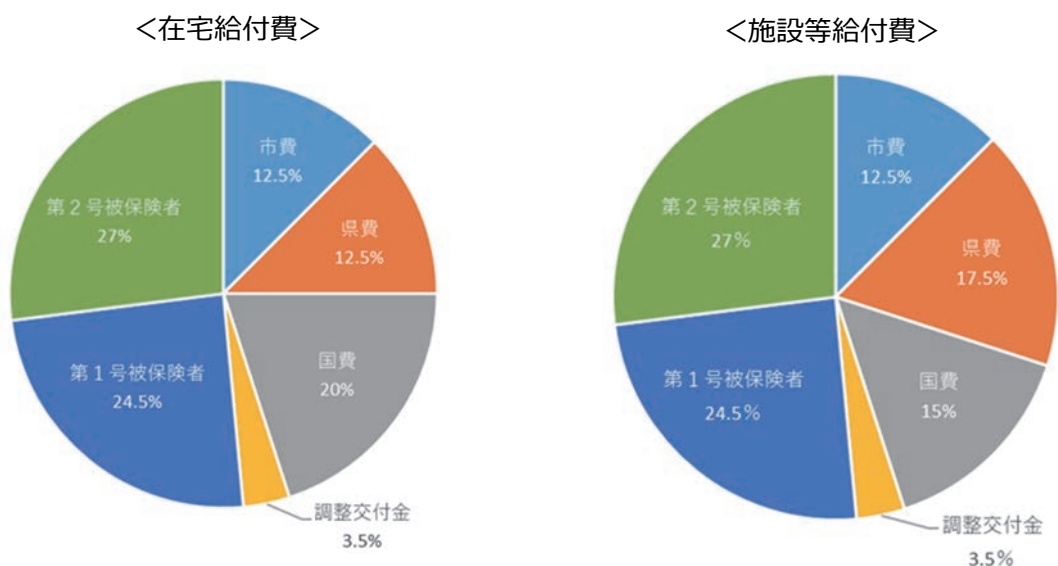
介護職員の処遇改善等にかかる介護報酬改定の影響も見込んでいます。



3. 介護保険給付費の財源

介護サービスを利用する場合、費用の原則1割が自己負担となり、残りの9割が保険から支払われます。その財源の約半分は公費（税金）により、国、都道府県、市町村が負担し、残りを被保険者の保険料で運営しています。

介護サービスの利用量に応じて被保険者の方の保険料が決まることとなります。

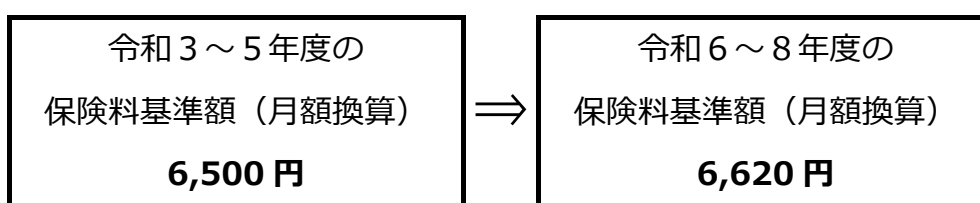


4. 第1号被保険者保険料

これまでの要介護認定者数、利用者数の伸び、サービスの利用実績、介護報酬の改定による影響等から、第9期計画期間内の給付費を約1兆200億円と見込みました。

これに、法令で定められた被保険者の負担割合（23%+調整交付金の不足分1.5%）を乗じた後の金額から、介護給付費準備基金の取崩額（約220億円）を引き、被保険者数に段階割合を乗じた補正被保険者数（約290.2万人）で除することにより保険料基準額を算出しました。

$$\left(9,956 \text{億円 (包括的支援事業・任意事業費以外)} \times 24.5\% + 216 \text{億円 (包括的支援事業・任意事業費)} \times 23\% + 28 \text{億円 (保健福祉事業費)} - \text{約} 220 \text{億円 (介護給付費準備基金の取崩額)} \right) \div 99.6\% \text{ (予定収納率)} \\ \div \text{約} 290.2 \text{万人 (補正被保険者数)} \div 12 \text{か月} = 6,620 \text{円}$$



（※端数処理を行っているため、完全一致しないことがある。）

5. 令和12年度及び令和22年度の見込み

総人口、第1号被保険者数の伸びなどから、要介護認定者数、サービス利用者数を見込み、令和12年度（2030年度）及び令和22年度（2040年度）の給付費と介護保険料を推計しました。

	第9期			第11期	第14期
	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	3,770,466人	3,765,955人	3,760,663人	3,733,102人	3,616,948人
第1号被保険者数	943,400人	949,900人	956,500人	1,001,900人	1,165,300人
前期高齢者 (65歳～74歳)	394,300人	386,300人	383,500人	419,000人	554,700人
後期高齢者 (75歳以上)	549,100人	563,500人	573,000人	583,000人	610,600人
第2号被保険者数	1,371,100人	1,368,500人	1,363,400人	1,311,300人	1,148,300人
要支援・要介護認定者数	193,300人	198,200人	202,800人	223,100人	251,800人
介護保険サービス 利用者数	163,000人	168,300人	171,500人	176,000人	184,100人
年度給付費 (地域支援事業費含む)	3,306億円	3,411億円	3,485億円	3,548億円	3,772億円
介護保険料 (基準月額)	6,620円			7,700円程度	8,100円程度



ヨコハマ **未来** スイッチ
Positive Aging

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

よこはまポジティブエイジング計画（概要版）

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

横浜市中区本町6丁目50番地の10
☎045-671-3412 fax045-550-3613
✉kf-keikaku@city.yokohama.lg.jp
令和6年3月作成



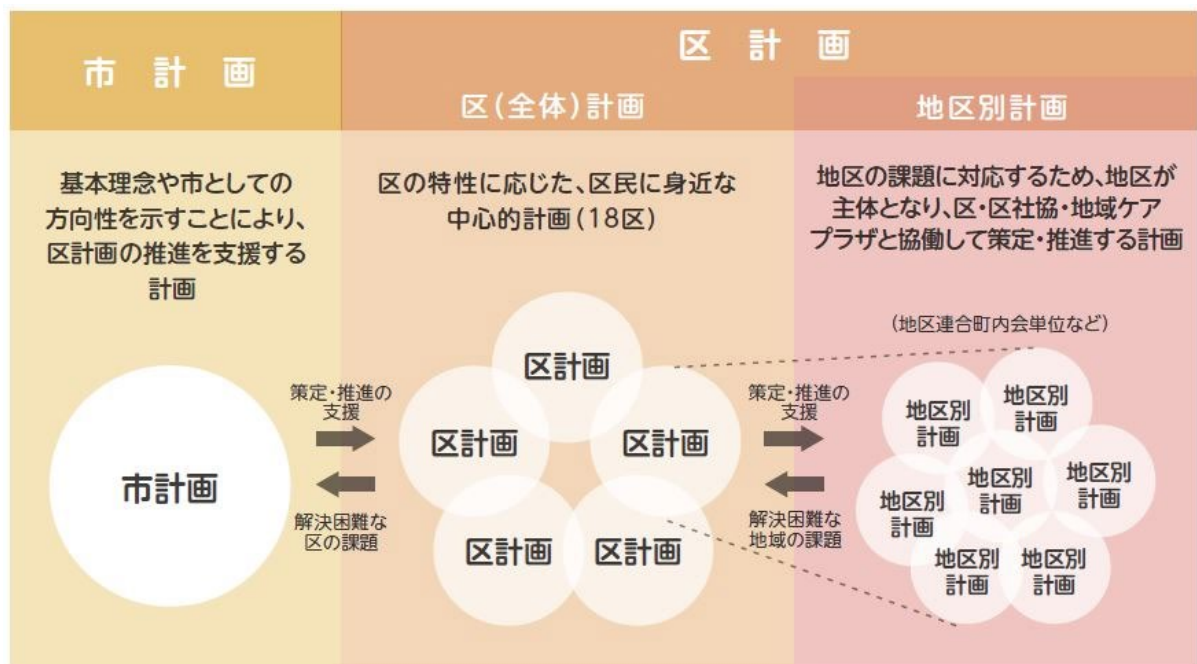
区連会 5 月 説明 資料
令和 6 年 5 月 17 日
旭 区 福 祉 保 健 課

第 5 期横浜市地域福祉保健計画の策定について

2024（令和 6）年度から 2028（令和 10）年度を計画期間とする第 5 期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）（以下、「第 5 期市計画」という。）について、確定しましたので御報告します。

1 横浜市の地域福祉保健計画について

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18 区の区計画、地区別計画で構成しています。



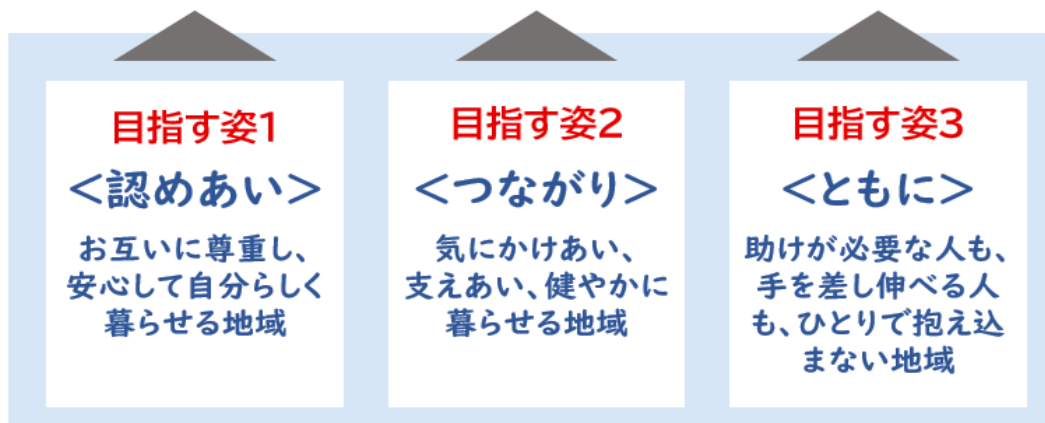
今後各区では、2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度を計画期間とする第 5 期区地域福祉保健計画の策定に、今年度、来年度の 2 か年で取り組んでまいります。

それぞれの地域の状況に応じた地域福祉保健の取組が進むよう、協働で計画を策定・推進していきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

2 第5期市計画の全体像

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

3 第5期市計画を広く周知するための工夫

(1) 事例を多く盛り込んだ冊子

社会情勢を鑑みたテーマや市内の取組などの事例を紹介しています。

地域の先進的な取組や関連する市の施策など幅広く取り上げ、写真や図表と一緒に掲載することで、計画を具体的にイメージしやすくなる内容になっています。

(2) マンガ入りで分かりやすい概要版

計画の考え方をイメージしやすくするため、マンガを盛り込むなど分かりやすい概要版を作成しています。

なお、冊子及び概要版は、区役所広報相談係、区役所福祉保健課、各区社協、地域ケアプラザ等でご覧いただけます。

(3) 外国語版等も作成

より多くの人に読んでいただけるよう英語、中国語、韓国語の3つの言語に翻訳した概要版も作成しました。外国語版は市ホームページに掲載します。また今後は点字版の作成も予定しています。

4 添付資料

資料1 第5期横浜市地域福祉保健計画 概要版

資料2 第5期横浜市地域福祉保健計画 冊子

【お問合せ先】

旭区福祉保健課事業企画担当

TEL:954-6143/FAX:953-7713

第5期 横浜市地域福祉保健計画

計画期間：2024（令和6）年度－2028（令和10）年度

よこはま笑顔プラン

概要版



認めあい
つながり
ともに



なぜ、地域福祉保健計画が必要なの？

あなたの地域にも、様々な困りごとを抱えながら誰にも相談できず、孤立している人がいるかもしれません

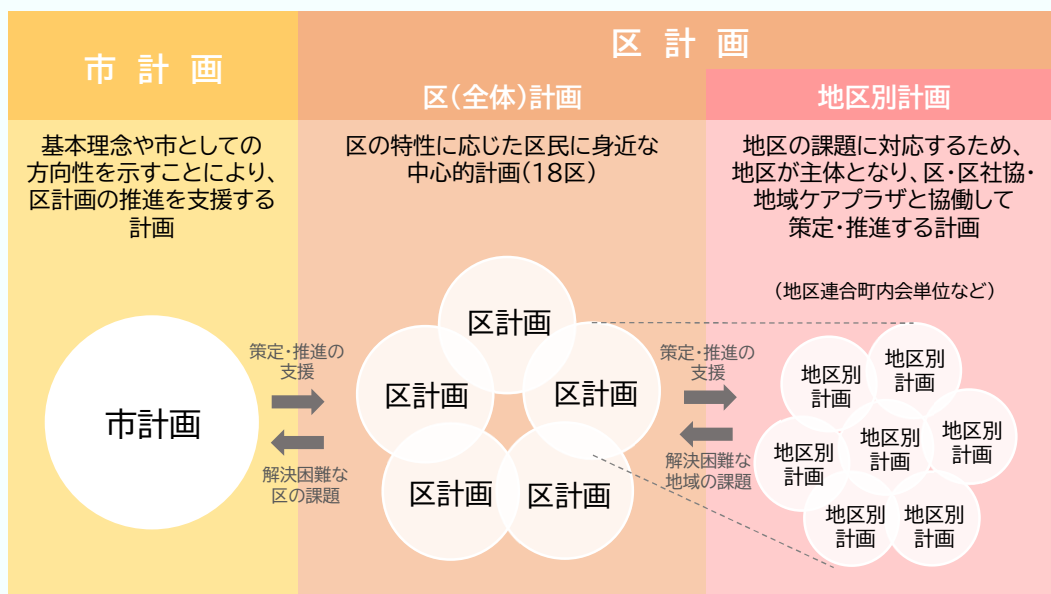
- 地域には、乳幼児から高齢者までの幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な立場や背景のある人が暮らしており、中には、生活する上での困りごとを抱えている人もいます。
- しかしながら、地域における「つながり」が徐々に希薄化している中で、様々な困りごとを抱える人が誰にも相談できずに孤立し、問題が深刻化してしまうケースも珍しくありません。

互いに「つながり」、「支えあう」 地域共生社会の実現に向けて

- そのような中、地域で暮らす人々が様々な生活課題を抱えながらも、地域住民や地域の多様な主体が互いに「つながり」、「支えあう」ことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らしていくためには、市民の皆様、支援機関、関係機関等が、一緒になって、よりよい地域づくりに向けて、それぞれができることを考え、具体的な行動につなげていくことが必要です。

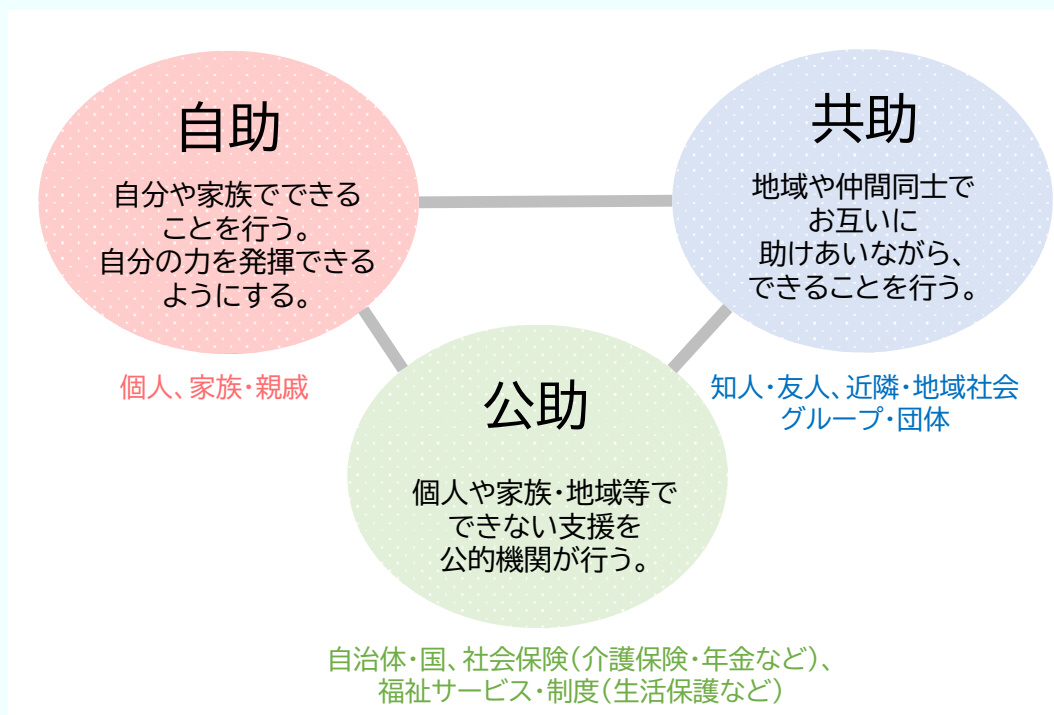
市計画・区計画・地区別計画の関係

- 横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画、地区別計画で構成しています。



「自助」、「共助」、「公助」の連携

- 地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、ひとりでは解決できないことをお互いに助けあう「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。
- 地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連づけながら総合的に取組を進めていきます。



福祉保健の関連する分野、他分野との関係性

- 横浜市では、福祉保健の分野別計画を推進し、必要な公的サービス等を行っています。
- 地域福祉保健計画は、地域の視点から分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性を示し、住民、事業者及び支援機関等が協働して取組を進めることで、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。

【福祉保健の分野別計画】

- よこはまポジティブエイジング計画
(横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画)
- 横浜市障害者プラン
- 横浜市子ども・子育て支援事業計画
- 健康横浜21

全体像と基本理念

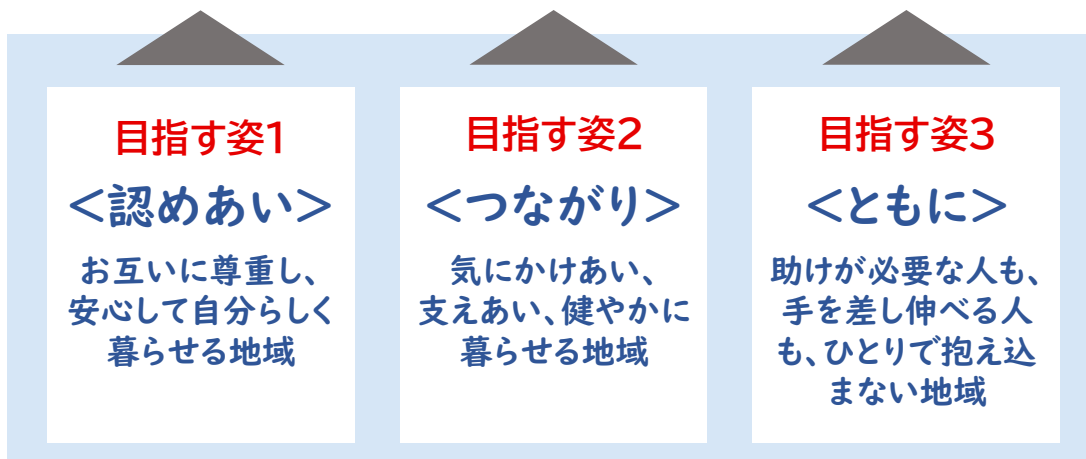
- 計画の推進を通じて目指す全市に共通の目標像である「基本理念」、及びより具体的な方向性である「目指す姿」とその実現に向けた「推進のための取組」、さらに計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」は以下のとおりです。

第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

計画期間：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<推進の視点>

- ① 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する
- ② 一人ひとりの暮らしに着目して支える
- ③ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

目指す姿

1. 認めあい

～お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域～

- 地域には様々な立場や背景の人がいます。その中には、その存在が十分に認識されず、孤立しがちになるなどの生きづらさを抱えた人もいます。また、社会や生活環境の変化により、あるがままの自分であることが難しくなっている人もいます。
- どのような人でも、安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で「受け入れられている」、「ここにいていい」と感じられることが必要です。
- 同じまちの中で一人ひとりの多様性を広く受け入れ「お互いを知り、認めあい、尊重する」ことで、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

2. つながり

～気につけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域～

- 一人ひとりの「つながり」の形は多様です。近所の人と世間話をする、ひとり暮らしの方を日頃から気にかけている、共通の趣味を持った者同士で集まる、生活の中で様々な困難を抱えている人が近隣の住民や専門職のサポートを受ける。これらはいずれも暮らしの中にあるかけがえのない「つながり」といえます。
- 交流する場や機会を通じて、人と人との「つながり」をつくることは、暮らしを生きがいのある充実したものとし、心身の健康にも良い効果をもたらすことが期待されます。
- 人と人との「つながり」が、心身の健康や役割の創出などを通して支えあいへと発展し、暮らしやすい地域の実現へと近づきます。
- 一方で、コロナ禍の影響や社会環境の変化により、これまでに比べて、つながりや気につけあう機会が減少してしまっている地域もあります。
- 今改めて身近な地域でつながることの大切さを共有し、お互いに気につけあい、支えあえる地域を目指します。

3. とともに

～助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域～

- 困りごとを抱えながら暮らしている人の中には、「周囲に知られたくない」、「誰に頼れば良いか分からない」など、助けてと言えない人も多くいます。その一方で、「困っている人に気付けていても、どうすればよいか分からない」、「どう支援したらよいか分からず、抱え込んでしまっている」といった人もいます。
- 助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、孤立することなく、周囲に相談できる環境を地域の中に整えていくことが必要です。
- 「住民同士のつながり」や「行政・関係機関等の分野を超えた連携」の推進など、あらゆる人や主体が「ともに」取り組んでいくことで、ひとりで抱え込まない地域を目指します。

<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、生活困窮、いわゆる「8050問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー、ダブルケア等、その家族への支援などにも取り組みます。あわせて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

- 身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気付きを広げる
- 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

(2) 課題解決に向けた住民、支援機関、関係機関・団体の連携

- 困りごとを抱えた人を住民、支援機関、関係機関・団体が連携して支援する
- 各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
- 支援する人がひとりで抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
- 複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

- 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
- 権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークの拡充
(横浜市成年後見制度利用促進基本計画)

(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 複合的課題に対応するための多機関連携
- 社会的孤立状態の予防、解消
- 支援者の孤立予防
- 「支える側」、「支えられる側」にとらわれず、誰もが地域の一員としての居場所や役割を持てる地域づくり

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり



2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

【全体の方向性】

地域では人口減少・少子高齢化等により地域活動の担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社協、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

- 自治会町内会、地区社協、地区民児協等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
- 地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
- 新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

- 社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
- 地域と学校の連携・協働の推進
- 多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

- 地域特性を踏まえた地域支援の推進
- 個別支援と地域支援の一体的な推進に向けた地区別支援チームの総合力の発揮
- 包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり



3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

【全体の方向性】

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

- 立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
- 日常のつながりの中での相互理解の推進

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

- 身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
- 多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
- 生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
- 子どもの頃から地域とつながるきっかけづくり
- 時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

(3) つながりを通じた健康づくりの推進

- 様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
- 一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
- 地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進



● 地域には、高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人など様々な人がいて、それぞれの立場や背景、価値観には違いがあります。同じ地域で尊重しあって暮らすためには、日常の中でつながり、互いの状況を踏まえ、得意なことや不得意なことを理解し、支えあう関係性が育まれていくことが大切です。



第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント

(1) 身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出

- 幅広い対象者を意識した、地域主体の見守りの仕組みづくりが進んでいます。今後は地域全体で日常的な見守りを進める重要性を周知することや、地域住民による日頃の支えあいを推進する支援が必要です。
- 日常の中で緩やかにつながる機会が広がっています。また、より身近な地域での活動の重要性が共有され、実践が進められています。今後は、支えあえる地域づくりに向けて、若い世代や企業で働く人など幅広い層へのアプローチや啓発方法を工夫する必要があります。

(2) 世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築

- 分野にとらわれない、地域主体の見守り・早期発見の仕組みづくりが進められてきています。今後は支援が必要な人が、生活課題が複雑化・深刻化する前の段階で適切な支援につながるよう、環境づくりを進めていく必要があります。
- 地域にある活動団体が、課題ごとに分野の枠を超えて横断的につながり、必要な取組を進めています。地区連合町内会や地区社協等と企業、NPOなどの団体が連携した取組が多く地域で進むよう、引き続き、活動事例の共有や取組検討の場づくりなどを進めていくことが必要です。
- 判断能力の低下等があっても地域で安心して生活できるような、地域ネットワークの構築と拡充が必要です。
- 地域活動の担い手不足解消と持続可能な運営のために、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野の拡大や、民生委員・児童委員の活動を安心して続けられるようなサポート体制が必要です。

(3) 困りごとを相談しやすい環境整備

- 住民の生活により身近な地域で支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくりとして、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点などの整備が進みました。
- 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を目指し、成年後見制度利用促進の中心的な役割を担う中核機関が整備され、権利擁護支援が必要な方へ様々な取組を進めています。
- 一方で、近年では、いわゆる「8050問題」やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど困りごとを抱えていても、誰にも相談することができずに地域の中で孤立し、問題が深刻化してしまう人たちの存在も浮き彫りになっています。
- 自分から支援を求めることが難しい人が、支援を受けにくいという問題もあり、生活困窮者自立支援方策との一体的実施を更に推進し、困りごとを相談しやすい環境整備や関係機関が連携した対応ができるような仕組みづくりが必要です。

(4) 様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる機会の創出

- 幅広い対象に向けた普及啓発活動や福祉教育等の多様性理解のための取組に加え、子どもの居場所づくりや生活困窮世帯への支援、外国籍の子どもと地域の交流など、日常の中で緩やかにつながる機会や場が増えています。
- 一方で、障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の異なる人やその考えについての理解をより一層深めていくことが求められています。
- また、交流などを通じて市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深めることにより、障害者が支援を求めやすい環境を整備することなどが必要です。
- 今後は、多様性を理解しあう関係づくりに向けた、様々な人が立場や背景を超えて参加できる、日常的につながる機会や場づくりが必要です。

(5) 支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化

- 支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向けて役割を果たしています。今後は、複雑化、多様化する地域課題に対応するため、より一層コーディネート機能を強化していくことが必要です。
- 住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO、学校等の連携・協働の取組が広がっていますが、更に地域のニーズに応じて連携先の強みを生かした取組を行うためには、単発的な取組から継続的な連携へと広げていくことが求められます。
- 複合的な生活課題についての検討では、分野を超えた様々な関係機関・団体や地域住民が参加し、協働した取組が行われていますが、今後は特に区域での課題共有等を進めるなどが必要が必要です。

(6) 学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組

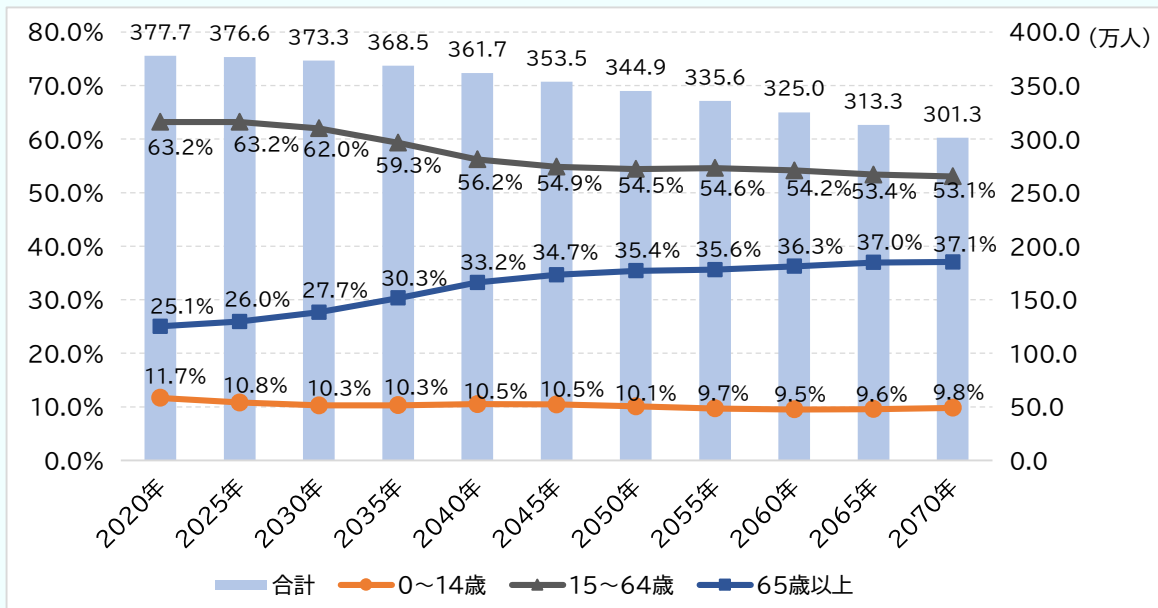
- 地域子育て支援拠点の整備が進みました。今後は、地域での親子の居場所を利用したことがない親子を、身近な支援の場へとつなぐ取組などアウトリーチの活動を進めることが必要です。
- 子どもの頃から地域の中でつながる場や機会が広がっていますが、今後は学校や地域が一緒になって青少年や若い世代の地域とのつながりを持続的に形成、発展させていくことも必要です。

(7) 一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出

- 多様な世代や人々が交流しつながる場や機会が徐々に広がってきていますが、新たな交流の方法や開催方法を工夫し、市民参加の裾野を更に広げていく必要があります。
- 特に住民一人ひとりが楽しむことができる活動を広げ、社会参加につなげることが重要であり、福祉保健活動という枠にとらわれない自由な活動を推進していくことも必要です。
- また、地域活動の活性化に向けて支援制度や活動のノウハウの周知を促進するとともに、制度を利用しやすくする必要があります。
- それぞれの主体の強みや特徴を生かし連携・協働を促進していくために、様々な活動団体、参加者同士がつながる交流の機会や場を更に増やしていく必要があります。

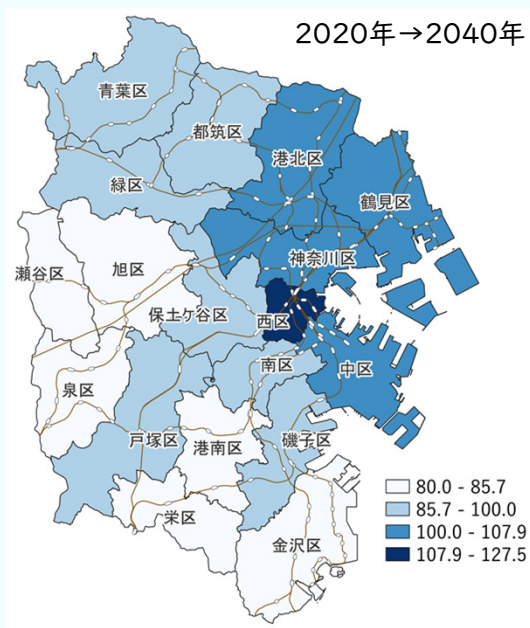
2021年をピークに人口は減少、今後は85歳以上人口が大幅に増加

横浜市の人口は、2021年にピークを迎え、以降は減少傾向にあります。今後は少子高齢化が進むことが懸念されており、特に85歳以上人口の急激な増加が見込まれています。

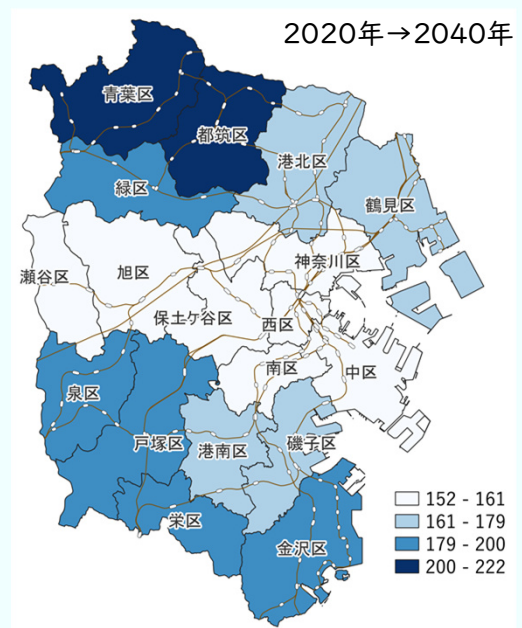


出典:横浜市将来人口推計(政策局 基準時点:2020年)

<総人口の変化>



<85歳以上人口の変化>

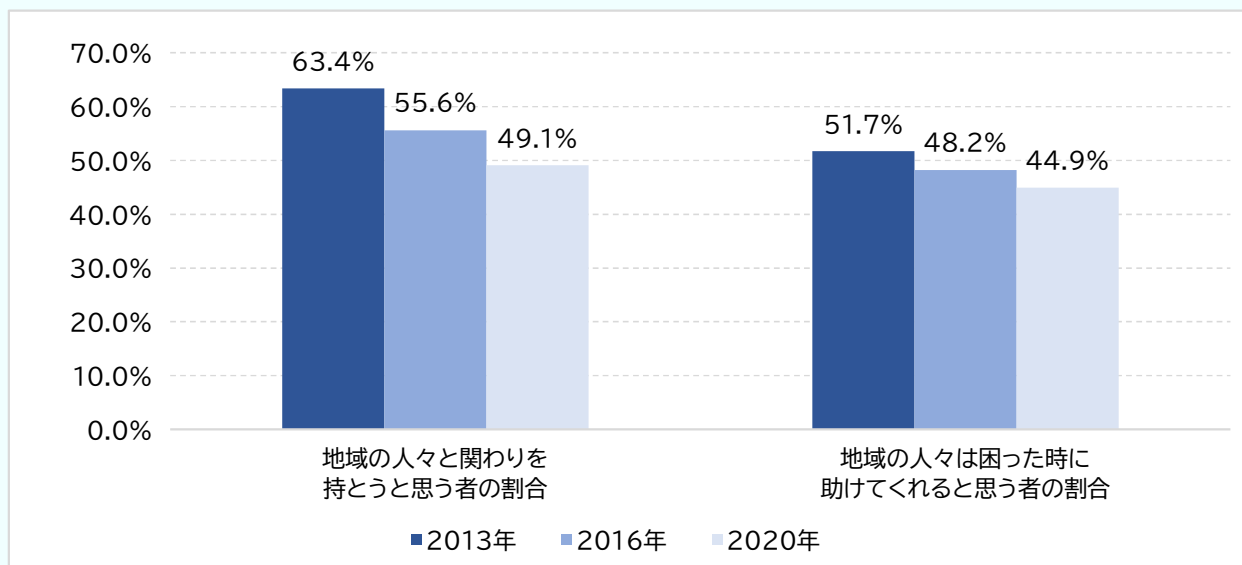


※2020年を100とした場合の、2040年の指数

出典:横浜市将来人口推計(政策局 基準時点:2020年)

地域における「つながり」の希薄化

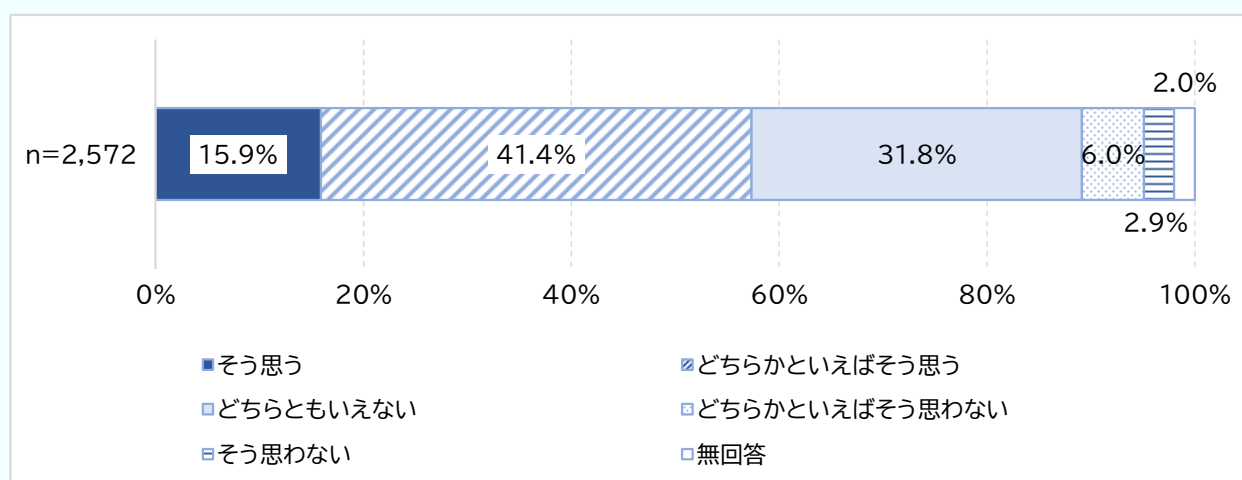
「健康に関する市民意識調査」の結果をみると、「地域の人々と関わりを持つと思う者の割合」と「地域の人々は困ったときに助けしてくれると思う者の割合」は徐々に減少傾向にあり、地域における住民同士の「つながり」の希薄化が懸念されます。



出典：健康に関する市民意識調査（健康福祉局）

「何らかの形で、積極的に社会に役立つことをしたい」と思う人が半数以上

市民意識調査における、「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」との問いへの回答をみると、「そう思う」が15.9%、「どちらかといえばそう思う」が41.4%でした（合計：57.3%）。



出典：令和3年度市民意識調査（政策局）



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
「ちふくちゃん」

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



ほら、
よこはまは
あったかい

横浜市健康福祉局福祉保健課

横浜市中区本町6-50-10
TEL 045 (671) 3428
FAX 045 (664) 3622
kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜市中区桜木町1-1
TEL 045 (201) 2090
FAX 045 (201) 8385
kikaku@yokohamashakyo.jp

この概要版は「第5期横浜市地域福祉保健計画」の一部を紹介したものです。

詳細については、

横浜市 地域福祉保健計画

検索

2024(令和6)年3月発行

第5期 横浜市地域福祉保健計画

計画期間：2024（令和6）年度 — 2028（令和10）年度

よこはま笑顔プラン



認めあい
つながり
ともに



第5期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたって

人口減少や少子高齢化の進展による担い手不足、雇用慣行の変化、価値観や生活様式の多様化など、横浜市の地域福祉保健を取り巻く環境は大きく変化しています。

また近年、いわゆる「8050 問題」や、ダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど、生活課題の複合化・複雑化も問題となっています。さらに、地域のつながりが徐々に希薄化している中で、こうした困りごとを抱えていても、誰にも相談することができずに孤立し、問題が深刻化してしまう方々もいます。

こうした中、地域で暮らす市民の皆様、関係機関・団体の皆様、そして行政が協力して、互いに支えあうことのできる、より良い地域づくりに取り組むことで、『誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる よこはま』を実現するために、「第5期横浜市地域福祉保健計画」を策定しました。

地域の絆を支える横浜の市民力は、横浜市の財産です。この計画により、地域福祉保健の推進に向けて、目指す方向性や目標を皆様と共有し、互いに認めあい、つながりあうことのできる地域を、ともにつくってまいります。皆様の御支援と御協力をお願いします。

結びに、本計画の策定に当たり、熱心に議論していただいた横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会の皆様、パブリックコメントなどを通じて、多くの貴重な御意見・御提案をお寄せいただいた市民の皆様及び関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

横浜市は、この計画のもと、皆様とともにより良い地域づくりに取り組んでまいります。

令和6年3月
横浜市長

山中竹春



身近な地域で誰もがつながり、支えあう「地域共生社会」の実現に向けて

市民の皆さまが身近な地域の課題を話しあい、そこで出た言葉を丁寧に拾い上げて計画の骨子としていく。私自身、名和田委員長とご一緒に第1期横浜市地域福祉保健計画(以下、市計画)の策定に携わり、当時から大切にしてきたことです。コロナ禍の「集まって話す」ことが困難であった時期を経てなお、ボトムアップによる計画策定のスタイルが途切れることなく続いていることは、本当に市民力のなせる業です。

本会では、第1期市計画が策定される前から、地域の皆さまと膝を突き合わせ、住み慣れた地域で幸せに暮らすための知恵と力をどう出し合うか話しあい「地域福祉活動計画」として策定・推進してまいりました。どちらも地域福祉保健を推進するための計画であることから、第3期市計画からは一体的に取り組むことといたしました。

第4期市計画では、「より身近な地域でつながり、支えあう基盤づくり、体制づくりの推進」に力を入れてきました。近所付き合いが希薄になる中で「つながり、支えあう」のは大変難しくなっています。しかし、コロナ禍で多くの制限がある中でも、つながりを途切れさせないように、支えあいが継続するようにと、横浜のそこかしこで様々な工夫を凝らした取組がありました。本会が主催するよこはま地域福祉フォーラムでもそうした地域に根差した取組が共有され、居場所があること、ご近所の助けあい、お互い様といったことの大切さを改めて実感しています。

孤独や社会的孤立は健康や生命にも深刻な影響を与えることが最近の研究で分かってきています。自分の健康を守るためにも暮らしやすい地域づくりのためにも、この、やさしそうで難しい「つながりづくり」に果敢にチャレンジしてまいりましょう。

第5期市計画では、障害の有無にかかわらず、年齢や国籍にもとらわれず、困りごとを抱えている人が孤立することのないよう、多様な力を合わせて、連携・協働による支えあいを進めてまいります。

目指すは「地域共生社会」の実現です。一段と高い目標を掲げました。どうぞ、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

令和6年3月
社会福祉法人
横浜市社会福祉協議会
会長 荒木田 百合



新しい地域福祉保健計画で新しい地域コミュニティの再生を

横浜市地域福祉保健計画も全市計画は第5期となり、すっかり横浜市の地域コミュニティに関する計画として定着した感があります。第1期からずっと関わらせていただいた者として、その間の展開を思い返し、横浜がこのような素晴らしい地域づくりのツールを我がものとしたことを大変よろこばしく思っています。

日本一の巨大自治体である横浜市の地域福祉保健計画は、支援的計画である全市計画、本体的計画である各区の計画、それに身近な地域での住民自身による地区別計画の、三層構造をとっており、大規模な自治体でもきめの細かい地域づくりが福祉の観点からできるようになっています。第2期計画においてすでに全ての地区で地区別計画が策定され、各地域で地域活動を推進する際の軸となる仕組みとなって定着したことは、横浜市民の獲得した大きな成果です。

本計画冊子の中にも述べられていますが、福祉ないし地域福祉保健は、狭義の福祉だけではなく、防災、教育、多文化共生、環境、都市計画・建築、交通等々の様々な分野とも関わっており、実際にも地区別計画を拝見すると、こうしたいわば「他分野」の取組がたくさん登場します。ある区の区計画が「暮らしやすいまちづくりの計画」と題しているのも頷けようというものです。

包括的な地域づくりの強力なツールとして地域福祉保健計画を生かして、これからも住みよい横浜の地域を築いていきたいところですが、このところ実際のその現場で柱となるべき自治会町内会の加入率が下げ止まらず、また地域のつながりの希薄化も進行しているのが現実です(本計画冊子にもデータが載っています)。そんな中でどうやって地域コミュニティを再生していけるのでしょうか？

おそらく、まさにこの地域福祉保健計画を用いて、地域の状況をみんなで話しあい、必要な手を打っていくことによってです。

これから、区計画や地区別計画も第5期に突入していきます。その話しあいと取組の中でこの「地域福祉保健計画」という得難いツールを十分に活用し、住みよい地域をつくってまいりましょう。

令和6年3月

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
委員長 名和田 是彦



目次

第 1 章 計画の趣旨	1
1 地域福祉保健計画について.....	2
(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題	2
(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」	2
(3) 横浜市の地域福祉保健計画	2
(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携	3
(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨	4
(6) 計画期間.....	4
2 計画の位置づけ	5
(1) 「横浜市中期計画 2022~2025」との関係	5
(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係.....	7
(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係.....	12
(4) 圏域の考え方	14
第 2 章 横浜市の地域福祉保健計画を取り巻く状況	15
1 国の動向.....	16
(1) 地域福祉推進の理念 ~地域生活課題の把握と、関係機関との連携等による解決~	16
(2) 包括的な支援体制づくり ~課題解決 & つながり続けるアプローチ~.....	16
2 横浜市のこれまでの取組 ~包括的な支援体制を見据えて~.....	18
(1) より身近な地域での基盤づくり・体制づくりの推進	18
(2) 地区別支援チームによる住民主体の活動支援	18
(3) 「地域に身近な福祉保健活動の拠点」としての地域ケアプラザの整備	18
3 統計データからみる横浜市の状況	19
(1) 2021 年をピークに人口は減少、今後は 85 歳以上人口が大幅に増加	19
(2) 単身世帯の増加.....	20
(3) 地域における「つながり」の希薄化.....	20
(4) 自治会町内会加入率の減少	21
(5) コロナ禍における地域活動・交流の機会の変化	21
(6) 「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人が半数以上	22
(7) 市内の認証 NPO 法人等の増加.....	22
4 第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント	23
(1) 身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出.....	23
(2) 世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築.....	23
(3) 困りごとを相談しやすい環境整備	23
(4) 様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる機会の創出	24

(5) 支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化	24
(6) 学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組	24
(7) 一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出	24

第 3 章 第5期計画の方向性..... 25

1 全体像と基本理念	26
2 目指す姿	27
3 目指す姿と取組のつながり	28

第 4 章 推進のための取組 29

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり	31
(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実	31
(2) 課題解決に向けた住民、支援機関、関係機関・団体の連携	37
(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進	44
(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり	49
2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり	53
(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化	53
(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援	57
(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり	61
3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進	64
(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり	64
(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充	69
(3) つながりを通じた健康づくりの推進	74

第 5 章 推進体制 79

1 推進体制	80
2 推進の視点	81
(1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する	81
(2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える	81
(3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む	82
3 計画の評価方法	83
(1) 計画の評価時期	83
(2) 評価の基本的な考え方	83
(3) ロジックモデルを活用した評価	83
(4) 評価内容・手順	85

資料編 87

第1章 計画の趣旨

- 1 地域福祉保健計画について
- 2 計画の位置づけ

1 地域福祉保健計画について

(1) 人口減少・超高齢社会の到来と、複合化・複雑化する生活課題

- ・ 横浜市は国内最大の基礎自治体ですが、人口は2021年をピークに減少に転じており、今後は特に85歳以上の高齢者が急増するなど、人口減少・超高齢社会を迎えることとなります。
- ・ 一方で、近年では、80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支えるといったいわゆる「8050問題」や、親の介護と育児などが同時進行となる「ダブルケア」、本来大人が担うことが想定されている家族の介護やケア、家事などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」の問題など、複数の分野にまたがる「複合化・複雑化した生活課題」を抱える人たちの存在が浮き彫りになっています。
- ・ 地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化している中で、様々な生活課題を抱える人が誰にも相談できずに孤立し、問題が深刻化してしまうケースも珍しくありません。

(2) 地域共生社会の実現と「地域福祉計画」

- ・ そのような中、地域で暮らす人々が様々な生活課題を抱えながらも、地域住民や地域の多様な主体が互いに「つながり」、「支えあう」ことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められています。
- ・ 地域共生社会の実現に向けては、地域課題の解決力の強化のため、2018年(平成30年)施行の改正社会福祉法により、それまで「任意」であった地域福祉計画の策定が「努力義務」となりました。

(3) 横浜市の地域福祉保健計画

- ・ 横浜市の地域福祉計画は、2004年度(平成16年度)に第1期計画を策定し、第2期計画からは名称を「地域福祉保健計画」とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。
- ・ さらに、第3期計画からは、横浜市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、市と市社協の取組を一体的に推進しています。

<地域福祉保健計画の推進の経緯>

計画	主な特徴
第1期 横浜市地域福祉計画 (2004～2008年度)	・ 社会福祉法改正を踏まえ、市及び全区で地域福祉計画を策定
第2期 横浜市地域福祉保健計画 (2009～2013年度)	・ 全区で地区別計画を策定 ・ 福祉と保健の取組の一体的な推進 ・ 地域福祉保健計画に名称変更
第3期 横浜市地域福祉保健計画 (2014～2018年度)	・ 市社協の地域福祉活動計画と一体化、連携して推進
第4期 横浜市地域福祉保健計画 (2019～2023年度)	・ 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

(4) 地域福祉保健計画の推進における「自助」、「共助」、「公助」の連携

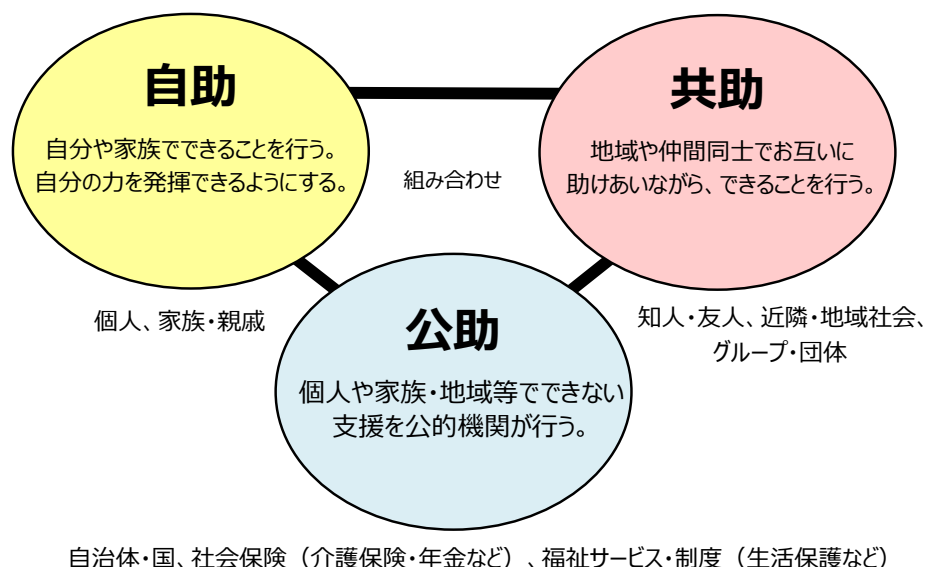
- ・ 地域福祉保健においては、個人でできることは自分たちで取り組む「自助」、ひとりでは解決できないことをお互いに助けあう「共助」、行政でなければ解決できない問題に取り組む「公助」が相互に連携して進められることが重要です。
- ・ 地域福祉保健計画では、生活課題や地域課題の解決に向けて「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせ、関連づけながら総合的に取組を進めていきます。

<自助・共助・公助の定義について>

【自助】自分や家族でできることを行う。自分の力を発揮できるようにする。

【共助】地域や仲間同士でお互いに助けあいながら、できることを行う。

【公助】個人や家族・地域等でできない支援を公的機関が行う。



(5) 地域福祉保健計画の策定の趣旨

- ・ 地域福祉保健計画の策定の趣旨は、地域住民と関係機関・団体等が協力して取り組む地域づくりを計画として明文化し、合意形成を図りながら推進していくことにあります。
- ・ 計画の策定を通じて、地域住民と関係機関・団体等が地域ごとの現状と課題を明らかにし、より良いまちづくりに向けた目標を共有することで、同じ方向を見据えて、それぞれの役割に応じた取組を進めていくことができます。
- ・ 地域住民や地域の多様な主体が互いにつながり、支えあう地域共生社会の実現に向けて、地域に暮らす一人ひとりが「私たちのまち」に関心を持ち、地域福祉保健の推進に取り組んでいくことが重要です。

(6) 計画期間

計画期間は、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度の5年間です。

<市計画・区計画の計画期間>

	H16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
市計画		第1期				第2期					第3期					
区計画		第1期 ※1				第2期					第3期					
			第1期 ※2			第2期										
	R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
市計画		第4期				第5期										
区計画		第3期			第4期			第5期								
			※3													

※1 鶴見／神奈川／西／南／青葉／栄／泉

※2 中／港南／保土ヶ谷／旭／磯子／金沢／港北／緑／都筑／戸塚／瀬谷

※3 コロナ禍の影響により第4期計画策定期間を1年延長

2 計画の位置づけ

(1) 「横浜市中期計画 2022～2025」との関係

～「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」に向けて～

- ・ 本市では、令和4年度に策定した中期計画 2022～2025 において、2040 年頃のありたい姿として、横浜に関わる人・企業・団体の皆様と共有する指針となる「共にめざす都市像『明日をひらく都市 OPEN×PIONEER 2040 YOKOHAMA』」を掲げました。
- ・ その実現に向けた 10 年程度の取組の方向性として、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、中期計画の核に据えています。
- ・ この基本戦略では5つのテーマを掲げ、子育て世代への直接支援に加えて、地域コミュニティや経済活性化、まちづくりなど、様々な施策分野を連携させることで、市民生活の質と都市の活力の向上の好循環を生み出し、横浜の魅力を総合的に高めていくことを目指しています。
- ・ 横浜市地域福祉保健計画は、基本戦略の推進にあたって主にテーマ 02:コミュニティ・生活環境づくり「未来を育むつながり・自然・文化・学びに溢れるまち」の実現に向け、互いに支えあい誰もが自分らしく活躍できる地域づくりなどを推進する計画として位置づけられています。
- ・ 横浜市地域福祉保健計画の推進を通じて、地域ぐるみで子育てを温かく見守る環境を醸成し、「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指します。



参考:SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

- SDGs(エス・ディー・ジーズ<Sustainable Development Goals>)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられた、2016年から2030年までの国際目標です。
- SDGsでは「誰一人として取り残さない」を基本理念に、環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決し持続可能な世界を実現するため、17の目標が掲げられています。
- 「横浜市中期計画2022~2025」では、国から選定を受けた「SDGs未来都市」として、あらゆる施策においてSDGsを意識して取り組んでいくこととしています。
- SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。「誰一人取り残さない」という考えは、「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよこはま」の実現という、本計画が掲げる理念にも当てはまるものです。
- また、SDGsは、「インクルーシブ社会(多様性を認め、尊重しあい、共に支えあうことができる社会)」の考え方と共通し、「地域共生社会」の実現を目指すことにもつながります。
- そのため、横浜市地域福祉保健計画の推進にあたっては、SDGsを意識して取り組み、地域住民や地域の多様な主体の連携・協働によって、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会の実現を目指します。

<SDGsの目標のアイコンとロゴ>

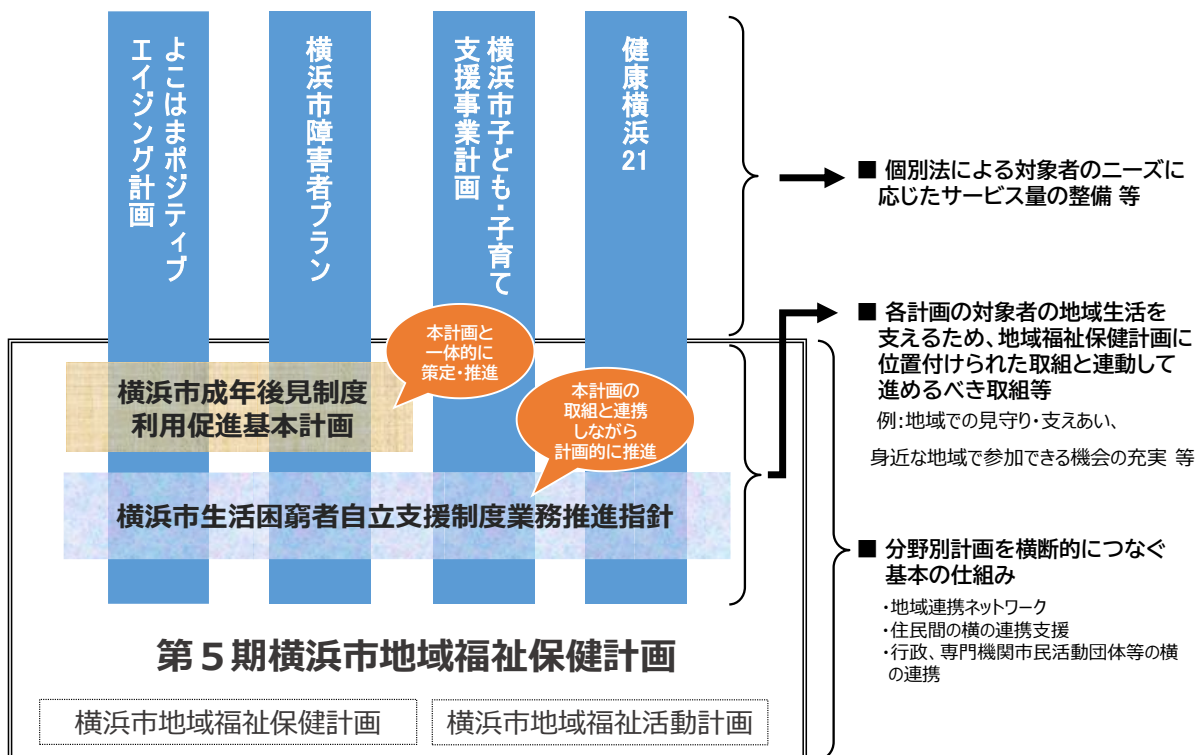
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 主な福祉保健の分野別計画との関係

- ・ 地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害のある人、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、対象者全体の地域生活の充実を図ることを目指しています。また、住民、事業者及び支援機関が協働する基本的な事項を横断的に示すことで、地域における展開を総括する役割を果たします。
- ・ 分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と連動して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。
- ・ なお、横浜市成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置づけ、一体的に策定し推進します。
- ・ 生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であるため、生活困窮者自立支援方策を地域福祉保健計画の中に位置づけて取り組むこと、とされています(市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について(平成26年3月27日社援発0327第13号))。
- ・ 横浜市では、本制度の基本理念と方向性を計画で示し、より具体的な事項については、「横浜市生活困窮者自立支援制度業務推進指針」に示すことで計画的に推進していきます。

<主な福祉保健の分野別計画との関係>



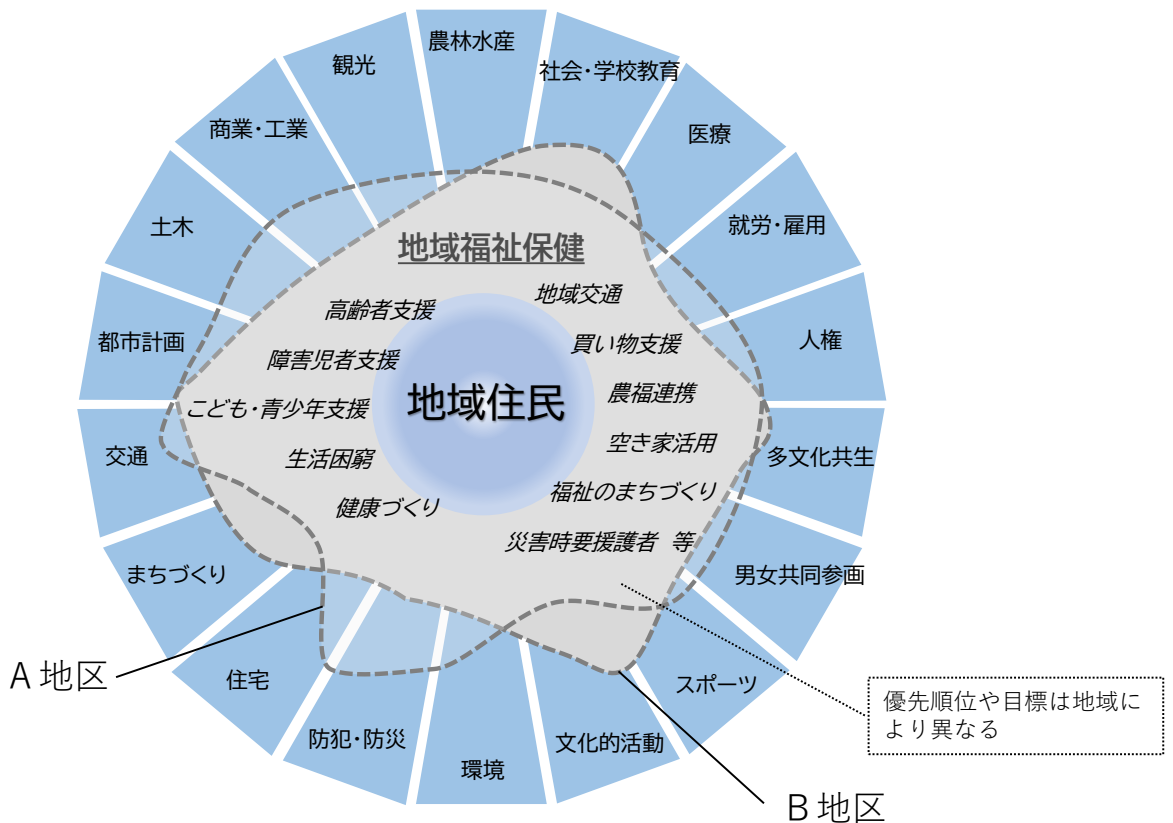
【地域福祉保健計画に関する計画】

- ・横浜市自殺対策計画 横浜市子どもの貧困対策に関する計画
- ・横浜市教育振興基本計画 横浜市再犯防止推進計画 横浜市人権施策基本指針

<横浜市地域福祉保健計画と他分野の関係性>

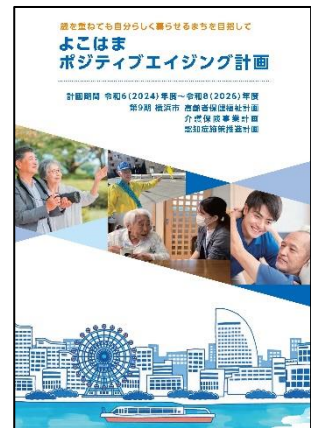
- ・ 地域で起きる様々な困りごと(地域課題)は、視点によっては都市計画や交通問題等、全ての分野が地域福祉保健(計画)の対象となります。
- ・ 例えば、ごみの分別ができていないという「環境」の課題が、ルールを守らないというマナー違反によって発生している場合もあれば、認知症等によりルールが認知・実行できない高齢者が多いという場合もあり、これは地域福祉保健の視点でみることもできます。
- ・ また、バスが減便され困っているという「交通」の課題も、地域交通のネットワークの視点で考える場合もあれば、それによって買い物や通院が困難になるということについては、地域福祉保健の視点でみることができます。
- ・ 従来、地域福祉保健が担ってきた住民と協働して課題を解決するという方法を、環境問題や地域のまちづくりでも推進していくために、様々な分野の施策が連携して地域の生活課題を解決する姿勢が大切です。
- ・ ただし、地域の課題の状況は各区・各地区により異なるため、地域福祉保健計画に取り上げる課題の優先順位や目標は、地域により異なります。

<関係性のイメージ図>



関連計画トピックス:よこはまポジティブエイジング計画(第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画) 2024年度~2026年度

- **基本目標**
 ポジティブ エイジング
 ~誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
 「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ~
- **主な取組**
 - ・高齢者に関する保健福祉事業
 - …高齢者の介護予防・社会参加・生活支援の推進 等
 - ・介護保険制度の円滑な実施
 - …介護サービスの充実、施設・住まいの整備、介護人材の確保
 - ・質の向上 等・認知症施策の推進
 - …認知症に関する理解促進、認知症の方の社会参加促進、認知症バリアフリーの推進 等
- **地域福祉保健計画との関係性**
 高齢者の生活と、それを取り巻く地域を包括的に支える計画として「横浜市地域福祉保健計画」を含む他の関係計画と調和を取りながら進めています。
- **区アクションプランについて**
 各区では、日常生活圏域ごとの特性を踏まえた区の方針や重点取組などを「区アクションプラン」として示し、関係者(地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、医療・介護関係者、事業所、自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO、社会福祉法人、民間企業等)と共有しながら連携を深め、横浜型地域包括ケアシステムの構築・推進に向けた取組を進めています。
 特に、地域の助けあいに関する取組については、地域福祉保健計画の策定・推進により築いてきた、地域との信頼関係や活発な市民活動という横浜の財産を生かし、協働しながら進めています。



~よこはまポジティブエイジング計画と区アクションプランの関係性~

	よこはまポジティブエイジング計画	区アクションプラン
考え方	本市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、中長期的な戦略を示す。	日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえ、区ごとの中長期的な戦略を示す。
位置づけ	法定計画 老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	よこはまポジティブエイジング計画を補足する任意計画

○ **基本目標**

障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す

○ **主な取組**

◆様々な生活の場面を支えるもの

◆生活の場面1 住む・暮らす ◆生活の場面2 安全・安心

◆生活の場面3 育む・学ぶ ◆生活の場面4 働く・楽しむ

さらに「地域生活支援拠点」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を、障害児・者を支える基盤整備として別に章立てしてしています。



○ **地域福祉保健計画との関係性**

「第4期横浜市障害者プラン」で掲げている分野別計画に掲げた事業や地域活動支援は、地域福祉保健計画と相互に連携して取組を進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

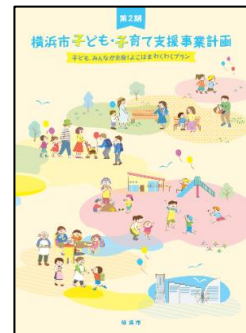
○ **障害について**

障害の種類は、大きく「身体障害」、「知的障害」、「精神障害」の3つに分けられます。このうち、身体障害には、肢体不自由、視覚や聴覚、心臓や腎臓等の内部機能障害など、様々な障害があります。また、身体障害・知的障害・精神障害という3つの障害に加え、発達障害や強度行動障害、難病や、医療的ケア児・者(日常的に医療的ケアを必要とされる方)などについても、障害者プランでは触れています。同じ種別の障害であっても程度・状態などは人それぞれであり、障害者手帳の有無や障害の種別・等級にかかわらず、障害のある方が自分らしく暮らせる地域をつくっていくことが大切です。

関連計画トピックス:横浜市子ども・子育て支援事業計画

～子ども、みんなが主役!よこはまわくわくプラン～ 2020年度～2024年度

- **目指すべき姿**
未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を発揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」
- **子ども・青少年が様々な力を育み、健やかに育つ環境をつくる(子ども・青少年への支援)**
 - ・乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期までの切れ目のない支援
 - ・学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進
 - ・若者の自立支援施策の充実
 - ・障害児への支援の充実
- **誰もが安心して出産・子育てができる環境をつくる(子育て家庭への支援)**
 - ・生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実
 - ・地域における子育て支援の充実
 - ・ひとり親家庭の自立支援/配偶者等からの暴力(DV)への対応と未然防止
- **社会全体で子ども・青少年を育てる環境をつくる(社会全体での支援)**
 - ・児童虐待防止対策と社会的養護体制の充実
 - ・ワーク・ライフ・バランスと子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進



関連計画トピックス:第3期健康横浜21 令和6(2024)年度～令和17(2035)年度

- **基本理念「共に取り組む生涯を通じた健康づくり」**
市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。
- **基本目標「健康寿命の延伸」**
健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を延ばします。
- **主な取組**
「栄養・食生活」、「歯・口腔」、「喫煙」、「飲酒」、「運動」、「休養・こころ」、「暮らしの備え」といった個人の行動に関わる「生活習慣の改善に向けた取組」、「健康診査」、「がん検診」、「歯科健診」、「糖尿病等の疾患」といった疾患リスクの早期発見や症状の進行予防に関わる「生活習慣病の発症予防や重症化予防の取組」、「食環境づくり」、「給食施設の栄養管理」、「受動喫煙防止対策」、「職場における健康づくり」といった社会環境の整備に関わる「健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくり」を推進します。
- **地域福祉保健計画との関係性**
市民の行動目標の一つに「つながりを大切にする」を設定し、人と人のつながりや自身の役割を大切に、楽しみながら健康づくりに取り組む市民が増えることを目指しています。
地域福祉保健計画における「つながりを通じた健康づくりの推進」と調和を取りながら推進します。



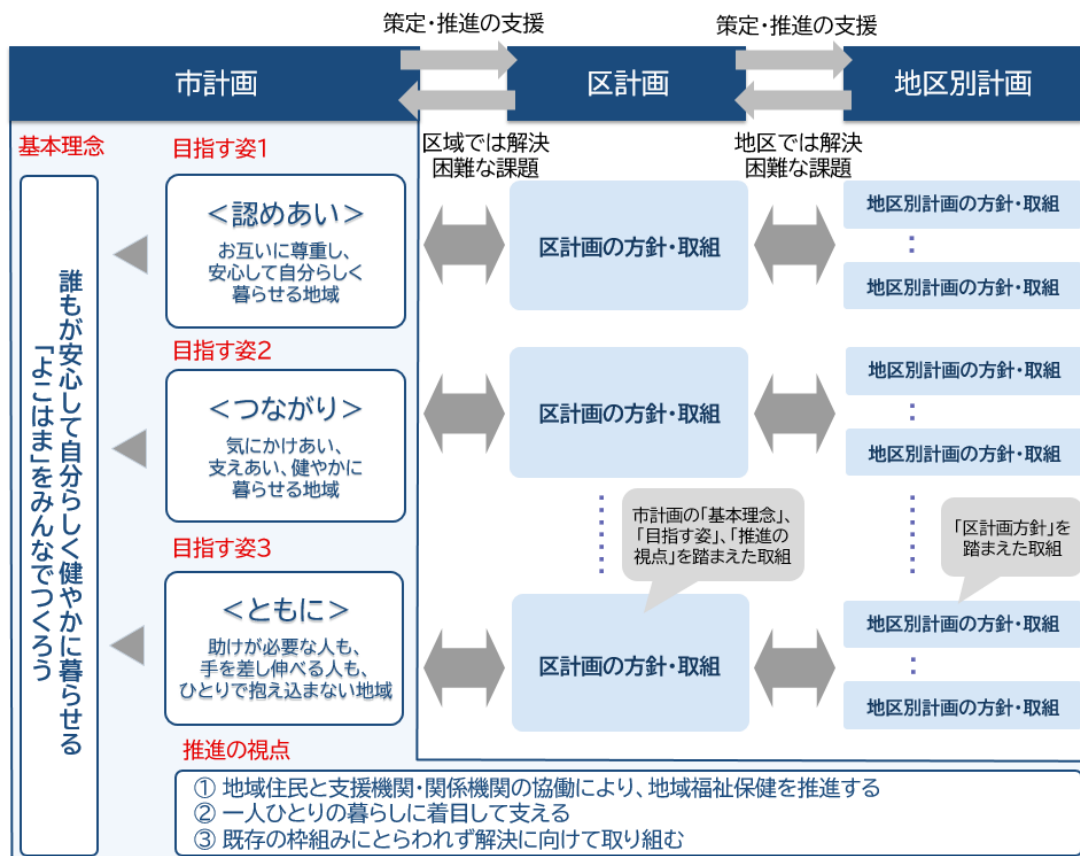
(3) 市計画・区計画・地区別計画の関係

- ・ 横浜市地域福祉保健計画は、市計画、18区の区計画及び地区別計画（地区連合町内会単位）で構成しています。
- ・ 政令指定都市である横浜市の場合、各種福祉保健サービスの提供や、区民ニーズや地域特性に基づく取組の中心は区であるため、各区で区計画を策定しています。さらに、地域課題や生活課題にきめ細かく対応するためには、お互いに顔の見える小さな圏域を単位とすることが必要なため、第2期計画から各区で地区別計画を策定・推進しています。
- ・ 市計画では、計画の推進を通じて目指す目標である「基本理念」と、より具体的な方向性である「目指す姿」、計画の推進にあたっての前提となる考え方である「推進の視点」を示しています。
- ・ これらは、全市に共通する目標、方向性、考え方であり、市計画は区計画の推進を支援する計画として位置づけられます。
- ・ 区計画・地区別計画では市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえつつ、各区の地域特性に応じた方針・取組を検討します。

<市計画・区計画・地区別計画の位置づけと盛り込む内容>

	市計画	区計画	
		区(全体)計画	地区別計画 (地区連合町内会単位)
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 全市域を対象とした計画 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を明示 	<ul style="list-style-type: none"> 区(全体)計画: 区(全体)の特性に応じた、区民に身近な中心的計画 	<ul style="list-style-type: none"> 地区別計画: 地区別の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社会福祉協議会・地域ケアプラザが協働して策定・推進する計画
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none"> 全市に共通する「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」 上記の実現に向けた市域で取り組むべき課題に対する市・市社協の取組 区計画の推進に必要な市・市社協の取組 	<ul style="list-style-type: none"> 市計画の「基本理念」と「目指す姿」、「推進の視点」を踏まえた、地域特性に応じた区の方針 上記の実現に向けて区域で取り組むべき課題に対する取組 地区別計画の活動を支える地区別支援チームの取組 	<ul style="list-style-type: none"> 区計画の方針を踏まえた、地域特性に応じた地区の方針など 住民主体の活動により解決を図る課題に対する取組 上記の実現に向けた課題と、地区の取組

<市計画・区計画・地区別計画の関係>



(4) 圏域の考え方

- ・ 横浜市は人口約 370 万人の大都市であり、市内でも地域によって生活上の課題等が異なるため、一律の計画のみでは、課題解決を進める上で十分とはいえない状況にあります。住民が地域生活課題を解決するためには、一定の範囲で地域の特性や状況に応じた検討や取組を行う必要があります。
- ・ 地域福祉保健の圏域を横浜市の現状から考えると、次のように分けられます。

<地域福祉保健計画における圏域>

	圏域	圏域の考え方
地区別計画	<u>近隣</u> 自治会町内会の班(組)程度	隣近所の付き合いや地域住民相互の協力により、支援の必要な人を把握し、見守りや日常生活支援等を行う基礎的な範囲。
	<u>自治会町内会</u> 人口平均 1,300 人程度	地域住民の暮らしの課題を解決していくために日常的な活動を行う範囲。団地やマンション等もこの範囲。
	<u>地区連合町内会</u> 人口平均15,000人程度 253 地区	自治会町内会、各団体・組織がまとまり、地区連合町内会や地区社会福祉協議会(以下、「地区社協」という。)を組織し、活動を行っている圏域。
	<u>日常生活圏域(中学校区程度)</u> 人口平均25,000人程度 地域ケアプラザ(146 圏域)	地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等、身近な地域課題を解決するための福祉保健サービスや公共施設が整備されている圏域。
区計画	<u>区域(18区)</u> 人口 10~35 万人程度	効果的なサービス提供を実現するために区社会福祉協議会(以下、「区社協」という。)をはじめとした様々な公的機関を整備し、区役所を中心にそれぞれの圏域で把握した各地区に共通する地域課題を共有し、各地域を支援する地域福祉保健施策を進める圏域。
市計画	<u>市域</u> 人口約 370 万人	市全域を対象とした、総合的な地域福祉保健の取組を推進する圏域。

第2章

横浜市の地域福祉保健計画 を取り巻く状況

- 1 国の動向
- 2 横浜市のこれまでの取組
～包括的な支援体制を見据えて～
- 3 統計データからみる横浜市の状況
- 4 第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント

1 国の動向

(1) 地域福祉推進の理念 ～地域生活課題の把握と、関係機関との連携等による解決～

- ・ 日本では、未婚化・晩婚化や高齢化の進行に伴い、単身世帯が増加、世帯規模が縮小しています。また、日本型雇用慣行の変化により、安定した雇用につけない人が増加しています。地域においては、近所付き合いをはじめとする住民同士のつながりが弱くなってきています。
- ・ 日本の社会保障制度が前提としてきた、頼れる家族がいる、安定した雇用についている、社会的なつながりがあるといった状況が変化する中で、制度上これまで想定されていなかったような課題や、生活保護、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉の一つの分野にとどまらない複合的な課題を抱える人や世帯が増えています。
- ・ こうした中、2017年に社会福祉法が改正され、地域福祉推進の理念が次のように規定されました。

地域福祉推進の理念(社会福祉法第4条第3項より)

地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

- ・ 福祉サービスを必要とする住民だけでなく世帯も対象となっていること、福祉や介護、保健医療にとどまらず多様で複合的な地域生活課題を捉えていること、その地域生活課題を「把握」とともに「関係機関との連携等による解決」が図られることを目指していることが分かります。

(2) 包括的な支援体制づくり ～課題解決 & つながり続けるアプローチ～

- ・ さらに、上記の「地域福祉推進の理念」を実現するため、市町村が「包括的な支援体制」づくりに努める旨が規定されました。

「包括的支援体制」とは？

- ①地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ②住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
- ③主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

出典：厚生労働省社会・援護局地域福祉課「社会福祉法の改正趣旨・改正概要(重層的支援体制整備事業について)」、令和3年1月7日

- その後、国では「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」が設置され、「包括的な支援体制」を具体化するための検討が行われました。ここでは、従来の「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に加え、「つながり続けることを目指すアプローチ」（伴走型支援）が必要であり、2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが重要とされました。

「伴走型支援」とは？

具体的な課題解決を目指すアプローチは、本人が有する特定の課題を解決に導くことを目指すものである。このアプローチを具体化する制度の多くは、それぞれの属性や課題に対応するための支援（現金給付、現物給付）を行う設計となっている。

これに対して、つながり続けることを目指すアプローチ（以下「伴走型支援」という。）は、支援者と本人が継続的につながり関わり合いながら、本人と周囲との関係を広げていくことを目指すものである。伴走型支援は、特に、生きづらさの背景が明らかでない場合、自己肯定感や自己有用感が低下している場合、8050 問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに有効である。

出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ、令和元年12月26日

- また、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する「包括的な支援体制」の構築を推進するため、以下の3つの支援を一体的に実施する事業の創設を行うべきとした。

「包括的な支援体制」の構築を推進するための新たな事業における3つの支援

① 断らない相談支援

本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援

② 参加支援

本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

出典：「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめ、令和元年12月26日

2 横浜市のこれまでの取組 ～包括的な支援体制を見据えて～

横浜市ではこれまで、様々な方法で、身近な地域における住民主体による地域活動を推進するとともに、関係機関との連携・協働による地域の課題解決に取り組んできました。

(1) より身近な地域での基盤づくり・体制づくりの推進

- ・ 全ての地区連合町内会単位で横浜市地域福祉保健計画「地区別計画」が策定・推進されていますが、地区連合町内会の中でも地域が抱える課題などは様々です。したがって、地域の課題をより小さい単位である「自治会町内会単位」で捉え、住民が取り組む活動も自治会町内会を単位として実施されるものもあります。
- ・ 自治会町内会単位など、より身近な地域の活動を支援できるよう取り組んでいます。

(2) 地区別支援チームによる住民主体の活動支援

- ・ 地区連合町内会単位で策定される地区別計画の推進に向けて、区役所・区社協・地域ケアプラザ等による「地区別支援チーム」が地区ごとに編成されており、地区別計画における地域の取組を住民が主体となって推進していけるよう支援を行っています。
- ・ 地区別支援チームは、地区別計画・推進組織の会議等に参加し、住民とともに協働で計画の策定・推進に関わり、地域づくりを支援することが主な役割です。
- ・ チームメンバーは、それぞれが把握した地域の情報・課題を共有し、その解決に向けた取組について住民と共に検討したり、必要な取組を提案するなどして、住民主体の活動を支援しています。

(3) 「地域に身近な福祉保健活動の拠点」としての地域ケアプラザの整備

- ・ 横浜市では地域ケアプラザを「地域に身近な福祉保健活動の拠点」として位置づけており、日常生活圏域ごとに設置しました。
- ・ 地域ケアプラザには、地域包括支援センターが設置され、高齢者に関する相談・支援などを行う機能に加え、独自に地域活動交流コーディネーターを配置するなど、高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、様々な方の相談を受け止めるとともに、地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援し、住民主体による支えあいの地域づくりを支援しています。
- ・ 地域住民や区役所等関係機関との協働により、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、総合的に支援するとともに、地域の課題を明らかにし、その解決に取り組んでいます。

包括的な支援体制の更なる充実に向けて

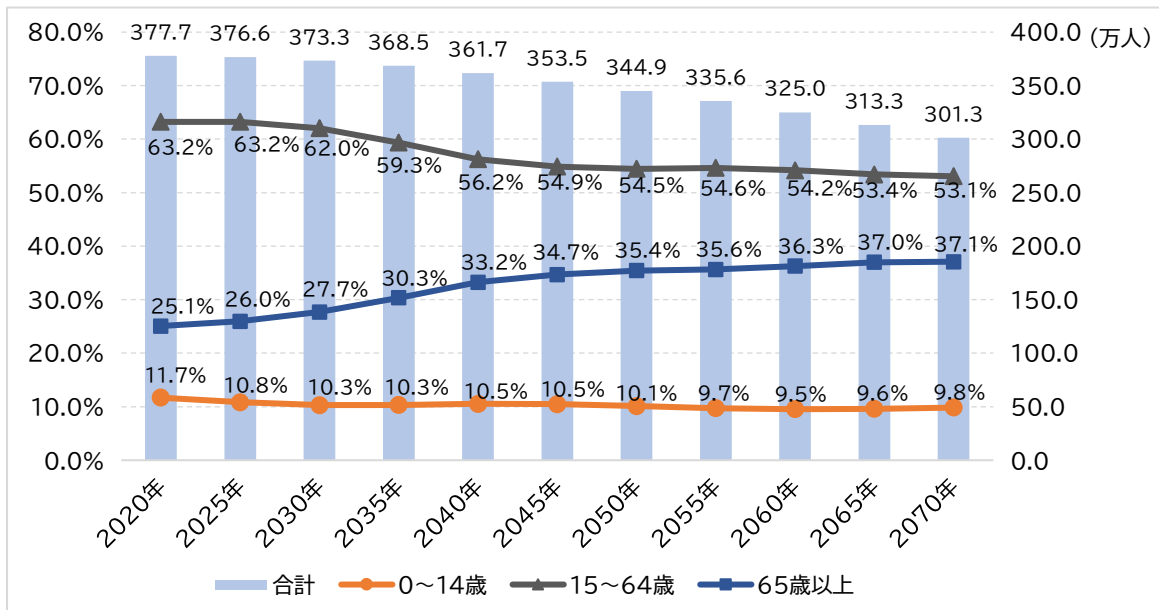
これまでの取組を生かしながら、今後も、地区別支援チームによる住民主体の活動支援など、包括的な支援体制の更なる充実に向け、各関係機関、支援機関が連携、協働して、様々な取組を進めていきます。

3 統計データからみる横浜市の状況

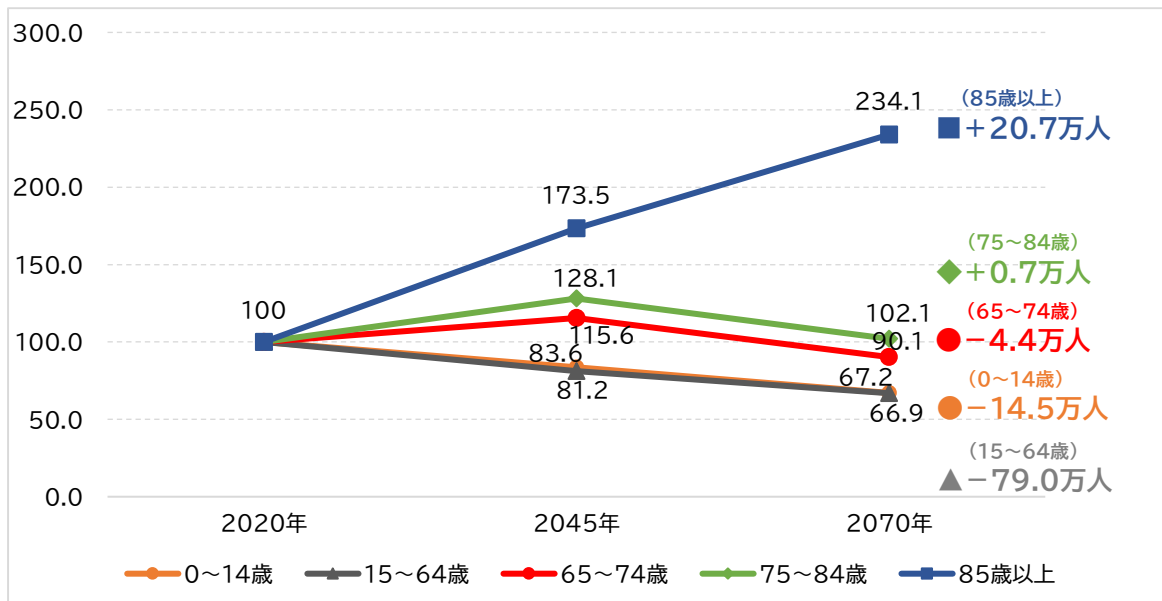
(1) 2021年をピークに人口は減少、今後は85歳以上人口が大幅に増加

- ・ 横浜市の人口は、2021年にピークを迎え、以降は減少傾向にあります。
- ・ 今後は少子高齢化が進むことが懸念されており、特に85歳以上人口の急激な増加が見込まれています。

<人口と年齢3区分人口の構成比の将来推計>



<年齢区分ごとの人口の増減(2020年=100.0)>

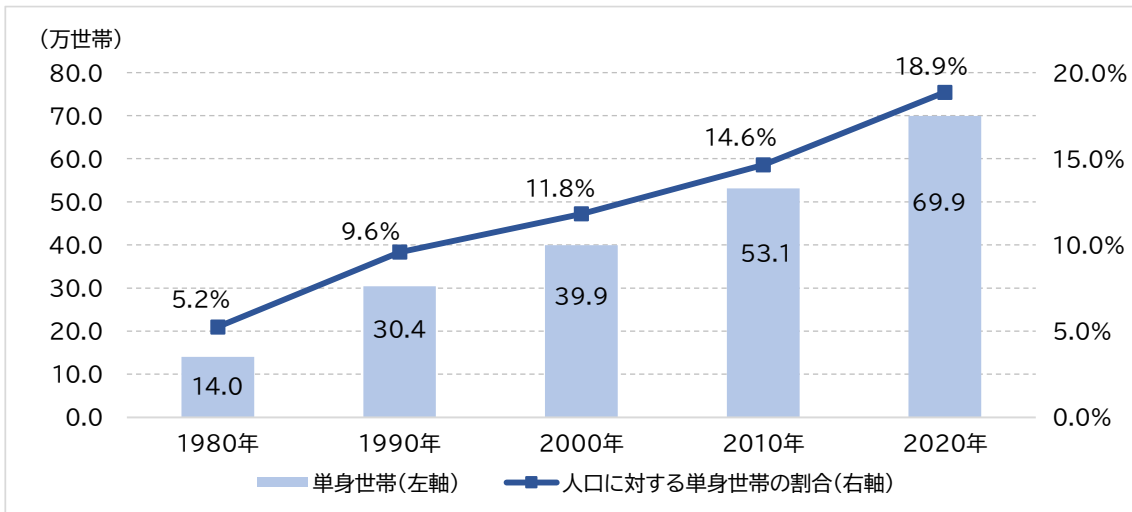


出典:横浜市将来人口推計(政策局 基準時点:2020年)

(2) 単身世帯の増加

- 横浜市では、単身世帯数が増加しており、1980年の約14.0万世帯から、2020年には約69.9万世帯と約5倍に増加しています。また、人口に対する割合も5.2%から18.9%へと約3.6倍となっています。家族機能が低下し、社会的に孤立するリスクが高くなることが懸念されます。

<単身世帯数と人口に対する単身世帯の割合(横浜市)>

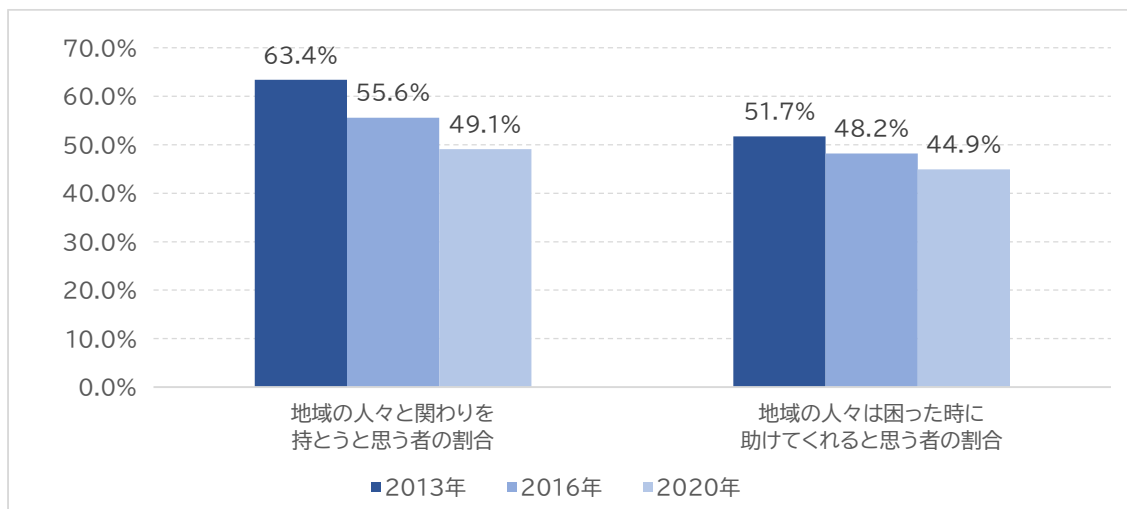


出典:国勢調査(総務省)

(3) 地域における「つながり」の希薄化

- 「健康に関する市民意識調査」の結果をみると、「地域の人々と関わりを持つと思う者の割合」と「地域の人々は困ったときに助けてくれると思う者の割合」は徐々に減少傾向にあり、地域における住民同士の「つながり」の希薄化が懸念されます。

<ソーシャルキャピタルの状況>

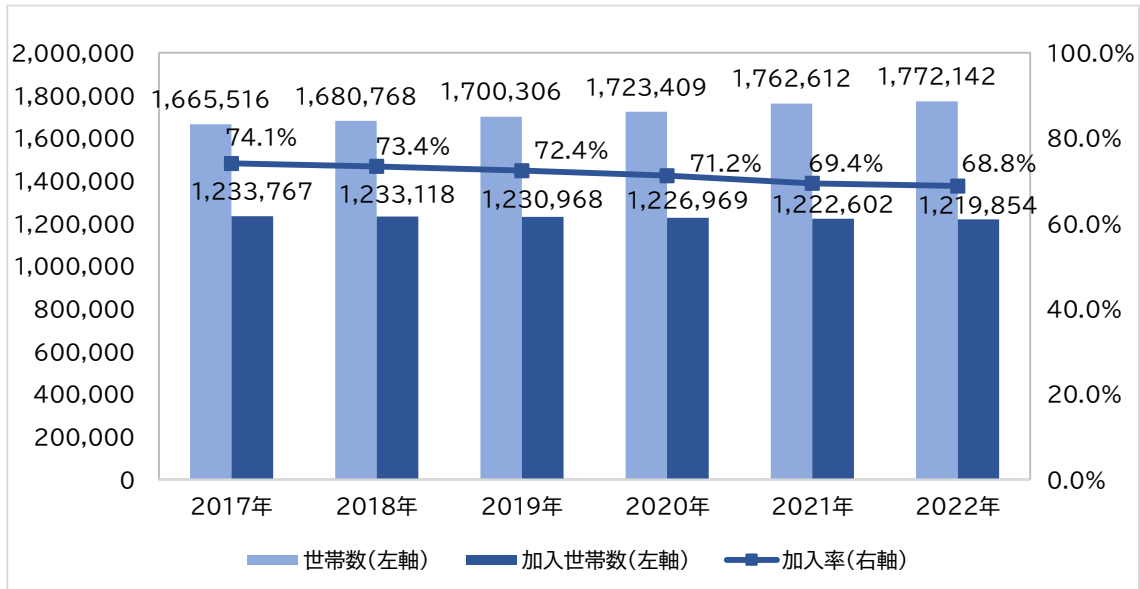


出典:健康に関する市民意識調査(健康福祉局)

(4) 自治会町内会加入率の減少

- 自治会町内会の加入世帯数および加入率は、徐々に減少しています。

<自治会町内会加入世帯数及び加入率の推移>



出典：自治会町内会実態調査(市民局)

(5) コロナ禍における地域活動・交流の機会の変化

- 地区社協の実施事業数は、コロナ禍の影響もあり2020年度には「交流(イベントなどの単発な物)」や「居場所」、「主催研修」などの件数が大きく減少しましたが、2022年度にかけては、多くの事業が増加しています。
- また、コロナ禍の状況をとりえ、各地域において様々な工夫がされており、個別世帯の見守りや地域全体の見守り(パトロール)の件数は、年々増加しています。

<地区社協の実施事業数>

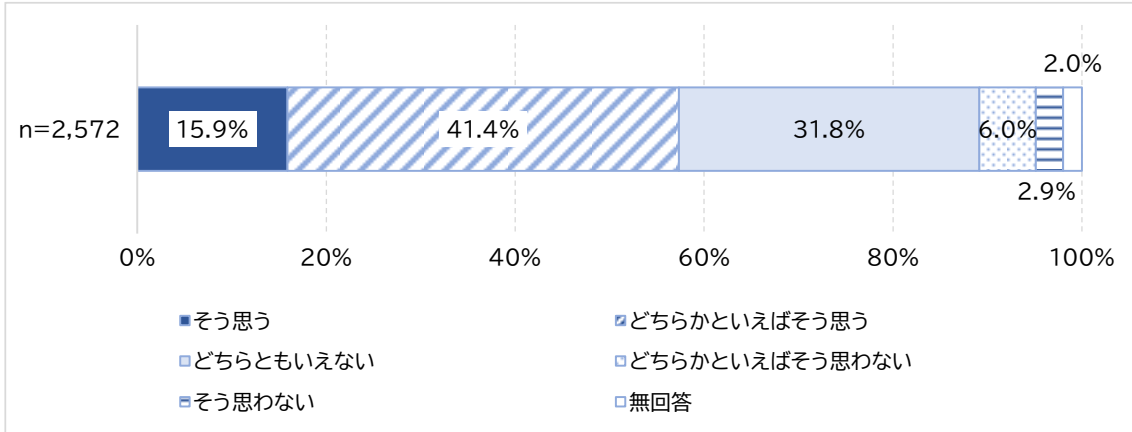
事業の種類	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
個別世帯の見守り	277	288	324	335
地域全体の見守り(パトロール)	235	245	274	298
地域全体の見守り(支え合いマップ・要援護者マップなど)	223	144	148	142
交流(イベントなど単発な物)	755	228	278	492
居場所(サロン・子ども食堂など継続的なもの)	1,056	788	968	1,192
配食活動	85	77	84	87
主催研修	163	65	112	115
合計	2,794	1,835	2,188	2,661

出典：地区社協データ集(横浜市社会福祉協議会)

(6) 「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人が半数以上

- ・ 市民意識調査における、「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」との問いへの回答をみると、「そう思う」が15.9%、「どちらかといえばそう思う」が41.4%でした(合計:57.3%)。

<「何らかの形で、積極的に社会に役に立つことをしたい」と思う人の割合>

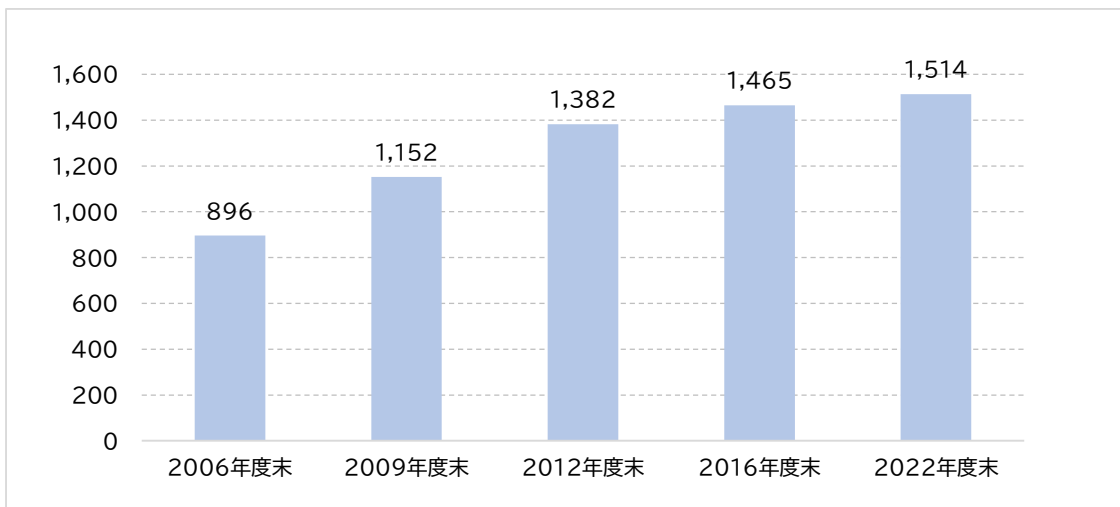


出典: 令和3年度市民意識調査(政策局)

(7) 市内の認証 NPO 法人等の増加

- ・ 市内の認証 NPO 法人の数は、2006 年度から 2022 年度の 15 年間で約 1.7 倍に増加しています(896 法人→1,514 法人)。
- ・ 2022年10月に施行された労働者協同組合法に基づき、法人格を持つ労働者協同組合が設立できるようになりました。地域課題解決に向けた活発な活動が期待されており、市内でも設立が進んでいます(2023年12月現在4法人)。

<市内認証 NPO 法人の推移>



出典:市民局

4 第4期計画の振り返りと第5期計画のポイント

第4期計画の最終評価から、以下のように振り返りました。これらの課題を第5期計画で引き継ぎ、取組を進めていきます。

(1) 身近な地域における「つながり」と「支えあい」の創出

- ・ 幅広い対象者を意識した、地域主体の見守りの仕組みづくりが進んでいます。今後は地域全体で日常的な見守りを進める重要性を周知することや、地域住民による日頃の支えあいを推進する支援が必要です。
- ・ 日常の中で緩やかにつながる機会が広がっています。また、より身近な地域での活動の重要性が共有され、実践が進められています。今後は、支えあえる地域づくりに向けて、若い世代や企業で働く人など幅広い層へのアプローチや啓発方法を工夫する必要があります。

(2) 世代や分野にとらわれない、包括的な支援体制の構築

- ・ 分野にとらわれない、地域主体の見守り・早期発見の仕組みづくりが進められてきています。今後は支援が必要な人が、生活課題が複雑化・深刻化する前の段階で適切な支援につながるよう、環境づくりを進めていく必要があります。
- ・ 地域にある活動団体が、課題ごとに分野の枠を超えて横断的につながり、必要な取組を進めています。地区連合町内会や地区社協等と企業、NPOなどの団体が連携した取組が多くの地域で進むよう、引き続き、活動事例の共有や取組検討の場づくりなどを進めていくことが必要です。
- ・ 判断能力の低下等があっても地域で安心して生活できるような、地域ネットワークの構築と拡充が必要です。
- ・ 地域活動の担い手不足解消と持続可能な運営のために、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野の拡大や、民生委員・児童委員の活動を安心して続けられるようなサポート体制が必要です。

(3) 困りごとを相談しやすい環境整備

- ・ 住民の生活により身近な地域で支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくりとして、地域ケアプラザや地域子育て支援拠点などの整備が進みました。
- ・ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進を目指し、成年後見制度利用促進の中心的な役割を担う中核機関が整備され、権利擁護支援が必要な方へ様々な取組を進めています。
- ・ 一方で、近年では、いわゆる「8050問題」やダブルケア、ヤングケアラー、ひきこもりなど困りごとを抱えていても、誰にも相談することができずに地域の中で孤立し、問題が深刻化してしまう人たちの存在も浮き彫りになっています。
- ・ 自分から支援を求めることが難しい人が、支援を受けにくいという問題もあり、生活困窮者自立支援方策との一体的実施を更に推進し、困りごとを相談しやすい環境整備や関係機関が連携した対応ができるような仕組みづくりが必要です。

(4) 様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる機会の創出

- ・ 幅広い対象に向けた普及啓発活動や福祉教育等の多様性理解のための取組に加え、子どもの居場所づくりや生活困窮世帯への支援、外国籍の子どもと地域の交流など、日常の中で緩やかにつながる機会や場が増えています。
- ・ 一方で、障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の異なる人やその考えについての理解をより一層深めていくことが求められています。
- ・ また、交流などを通じて市民一人ひとりが障害者に対する正しい理解を深めることにより、障害者が支援を求めやすい環境を整備することなどが必要です。
- ・ 今後は、多様性を理解しあう関係づくりに向けた、様々な人が立場や背景を超えて参加できる、日常的につながる機会や場づくりが必要です。

(5) 支援機関同士の情報共有・連携強化を通じた支援体制の強化

- ・ 支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向けて役割を果たしています。今後は、複雑化、多様化する地域課題に対応するため、より一層コーディネート機能を強化していくことが必要です。
- ・ 住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO、学校等の連携・協働の取組が広がっていますが、更に地域のニーズに応じて連携先の強みを生かした取組を行うためには、単発的な取組から継続的な連携へと広げていくことが求められます。
- ・ 複合的な生活課題についての検討では、分野を超えた様々な関係機関・団体や地域住民が参加し、協働した取組が行われていますが、今後は特に区域での課題共有等を進めるなどが必要です。

(6) 学校と地域が一緒になって子どもを育てるための取組

- ・ 地域子育て支援拠点の整備が進みました。今後は、地域での親子の居場所を利用したことがない親子を、身近な支援の場へとつなぐ取組などアウトリーチの活動を進めることが必要です。
- ・ 子どもの頃から地域の中でつながる場や機会が広がっていますが、今後は学校や地域が一緒になって青少年や若い世代の地域とのつながりを持続的に形成、発展させていくことも必要です。

(7) 一人ひとりの関心・参加意欲、個性に着目した多様な活動機会の創出

- ・ 多様な世代や人々が交流しつながる場や機会が徐々に広がってきていますが、新たな交流の方法や開催方法を工夫し、市民参加の裾野を更に広げていく必要があります。
- ・ 特に住民一人ひとりが楽しむことができる活動を広げ、社会参加につなげることが重要であり、福祉保健活動という枠にとらわれない自由な活動を推進していくことも必要です。
- ・ また、地域活動の活性化に向けて支援制度や活動のノウハウの周知を促進するとともに、制度を利用しやすくする必要があります。
- ・ それぞれの主体の強みや特徴を生かし連携・協働を促進していくために、様々な活動団体、参加者同士がつながる交流の機会や場を更に増やしていく必要があります。

第3章

第5期計画の方向性

- 1 全体像と基本理念
- 2 目指す姿
- 3 目指す姿と取組のつながり

1 全体像と基本理念

第5期横浜市地域福祉保健計画の全体像は以下のとおりです。

計画推進を通じて目指す全市に共通する目標像を「基本理念」として設定しました。

基本理念の達成に向けた地域像として「目指す姿(P.27)」を3つのキーワードに整理し、目指す姿に向けた具体的な取組を「推進のための取組(P.29)」として記載しました。

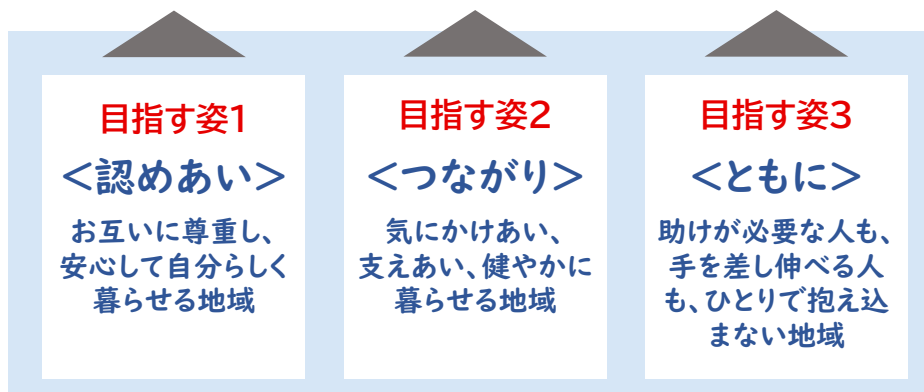
さらに、計画の推進にあたり主に支援機関が共通して持つべき視点・姿勢を「推進の視点(P.81)」としてまとめています。

第5期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

計画期間：2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう



<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<推進の視点>

- ① 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する
- ② 一人ひとりの暮らしに着目して支える
- ③ 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

2 目指す姿

1. 認めあい

～お互いに尊重し、安心して自分らしく暮らせる地域～

- ・ 地域には様々な立場や背景の人がいます。その中には、その存在が十分に認識されず、孤立しがちになるなどの生きづらさを抱えた人もいます。また、社会や生活環境の変化により、あるがままの自分であることが難しくなっている人もいます。
- ・ どのような人でも、安心して自分らしく暮らしていくためには、身近な地域で「受け入れられている」、「ここにいていい」と感じられることが必要です。
- ・ 同じまちの中で一人ひとりの多様性を広く受け入れ「お互いを知り、認めあい、尊重する」ことで、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会を目指します。

2. つながり

～気かけあい、支えあい、健やかに暮らせる地域～

- ・ 一人ひとりの「つながり」の形は多様です。近所の人と世間話をする、ひとり暮らしの方を日頃から気にかけている、共通の趣味を持った者同士で集まる、生活の中で様々な困難を抱えている人が近隣の住民や専門職のサポートを受ける。これらはいずれも暮らしの中にあるかけがえのない「つながり」といえます。
- ・ 交流する場や機会を通じて、人と人との「つながり」をつくることは、暮らしを生きがいのある充実したものとし、心身の健康にも良い効果をもたらすことが期待されます。
- ・ 人と人との「つながり」が、心身の健康や役割の創出などを通して支えあいへと発展し、暮らしやすい地域の実現へと近づきます。
- ・ 一方で、コロナ禍の影響や社会環境の変化により、これまでに比べて、つながりや気かけあう機会が減少してしまっている地域もあります。
- ・ 今改めて身近な地域でつながることの大切さを共有し、お互いに気かけあい、支えあえる地域を目指します。

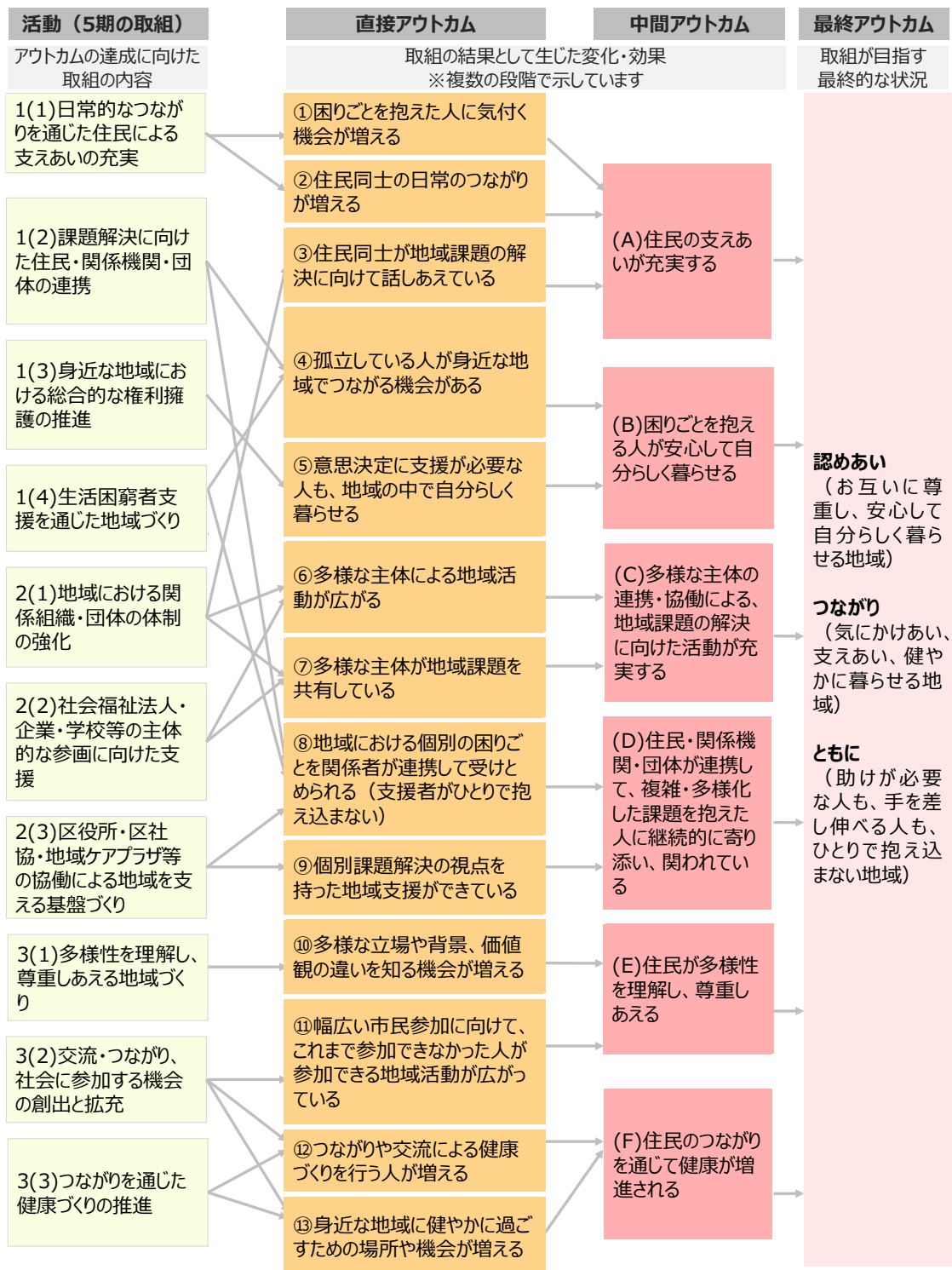
3. とともに

～助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、ひとりで抱え込まない地域～

- ・ 困りごとを抱えながら暮らしている人の中には、「周囲に知られたくない」、「誰に頼れば良いか分からない」など、助けてと言えない人も多くいます。その一方で、「困っている人に気付いていても、どうすればよいか分からない」、「どう支援したらよいか分からず、抱え込んでしまっている」といった人もいます。
- ・ 助けが必要な人も、手を差し伸べる人も、孤立することなく、周囲に相談できる環境を地域の中に整えていくことが必要です。
- ・ 「住民同士のつながり」や「行政・関係機関等の分野を超えた連携」の推進など、あらゆる人や主体が「ともに」取り組んでいくことで、ひとりで抱え込まない地域を目指します。

3 目指す姿と取組のつながり

第5期横浜市地域福祉保健計画では、取組が「目指す姿」に至るまでの流れを整理するために、ロジックモデルを作成しました。以下の図では、「目指す姿」を「最終アウトカム」とし、第5期横浜市地域福祉保健計画の取組とどのようにつながっているか示しています。（「ロジックモデル」についての詳細な説明は、P.84 を参照）



第4章 推進のための取組

- 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり
- 2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
- 3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

『第4章 推進のための取組』の見方

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

「推進のための取組」(3つ)ごとに全体の方向性を記載

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて…

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

(1)(2)…ごとに横浜市としての現状と課題を記載

<現状・課題>

- 自治会町内会や地区社協、民生委員・児童委員等を中心とした見守りやサロン活動等に加え、子どもの居場所や移動販売等の活動の場を通して、世代を超えた幅広い対象者を意識した…

取組のポイント

- 身近な地域で気かけあい、困りごとを抱えた人への気付きを広げる
- 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

現状・課題を受けた「取組のポイント」を記載

<取組>

情報発信・啓発

- 隣近所の人の様子や暮らしをさりげなく気かけあうような、緩やかな見守りや知啓発<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 一人ひとりの身近な「気付き」を共有するための地域住民がつながるきっかけ

事例・ノウハウの共有

- 住民と企業、商店、施設、NPO等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と共有…

人材育成・確保／体制強化

- 地域の特性に応じた様々な課題に対する支援を通じた地域のつながりづくり<市・市社協>

交流等の場の充実

- 住民相互の見守り、気付き、助けあいにつながる身近な地域における居場所づくりの推進…

市・市社協が行う取組を、以下の5項目に分けて記載

- 【情報発信・啓発】
- 【連携強化・ネットワーク構築】
- 【事例・ノウハウの共有】
- 【人材育成・確保／体制強化】
- 【交流等の場の充実】

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域の取組を共有する機会の数	52件

活動指標と関連する直接アウトカム指標を記載

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
①困りごとを抱えた人に気付く機会が増える 指標:つながりを目的とした地域主体の取組数	617件
②住民同士の日常のつながりが増える 指標:把握されている住民主体の交流・居場所の数	8,060か所

※ 評価指標については、P.84を参照

I 身近な地域で支えあう仕組みづくり

【全体の方向性】

日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実に取り組むほか、地域の課題解決に向けた住民・支援機関・関係機関の連携を促進していきます。また、高齢化の進展等を見据えて認知症や障害のある人の権利擁護を推進するとともに、生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ひきこもり状態にある人やヤングケアラー、ダブルケア等、その家族への支援などにも取り組みます。あわせて、子育て世帯が孤立しないよう地域における子育て支援の場や機会を拡充します。

(1) 日常的なつながりを通じた住民による支えあいの充実

<現状・課題>

- 自治会町内会や地区社協、民生委員・児童委員等を中心とした見守りやサロン活動等に加え、子どもの居場所や移動販売等の活動の場を通して、世代を超えた幅広い対象者を意識した地域主体の見守りの取組が進んでいます。
- その一方で、コロナ禍で急増した困窮者からの相談の背景に、困ったときに相談できる相手がおらず、つながりが乏しい社会的孤立状態に置かれている人が多くいることも明らかになっています。
- 周りの住民は、身近に困っている人がいるということを知らなかつたり、異変に気付いてもそれを誰に伝えたらよいのか分からず、抱え込んでいたりするという現状もあります。
- 困っている人が地域の中で孤立しないこと、また、何らかのきっかけで困りごとを抱えたときに、安心して自ら支援を求めることができるよう、これまで取り組まれてきた見守り・支えあいの活動だけでなく、地域全体でお互いに気にかけてあうことのできる関係を広げていくことが大切です。
- 世代や障害、国籍等、様々な立場や背景を超え、身近な地域での日常的な「つながり」を通じた地域ぐるみの緩やかな見守り体制を構築していく必要があります。

取組のポイント

- ・ 身近な地域で気にかけてあい、困りごとを抱えた人への気付きを広げる
- ・ 日常的なつながりを通じた見守りの体制づくり
- ・ 安心して地域生活を送るための支えあいの充実

第4章 推進のための取組

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

<取組>

情報発信・啓発

- 隣近所の人の様子や暮らしをさりげなく気かけあうような、緩やかな見守りが大切であることの周知啓発<市>
- 困りごとは多様であり、身近な地域にも困っている人がいるという視点を共有するための情報発信<市>
- 周囲の人の変化に気付いたときに、身近な支援者や支援機関、行政等につなげる大切さの周知啓発<市>
- 様々な支援機関・関係機関や当事者団体などの相談窓口の周知<市>
- 地域住民に幅広く地域福祉保健の取組、活動を知ってもらうためのPR<市>
- 社会的孤立等、地域と支援機関が協働して受け止め、解決していく必要のある課題の提示と取組推進の支援<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 一人ひとりの身近な「気付き」を共有するための地域住民がつながるきっかけづくり<市・市社協>
- 地域で様々な役割を担う人達が、困りごとを抱えている人を連携して見守る体制づくりに向けた支援<市・市社協>
- 認知症等の高齢者や障害のある人の外出中のトラブルや事故などを防ぐ、緩やかな見守り支援にむけた連携の仕組みづくり<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 住民と企業、商店、施設、NPO等、地域にある様々な主体による見守りの事例集約と共有<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域の特性に応じた様々な課題に対する支援を通じた地域のつながりづくり<市・市社協>
- 地域における見守り機能強化に向けた市域の取組の検討<市・市社協>
- 住民・企業・商店等を対象とした見守り活動に協力するサポーターの養成<市・市社協>
- 障害等への理解を深め、本人の意思決定と見守りを進めていくための取組の検討、拡充<市・市社協>
- 地域活動に幅広く活用される、誰でも参加ができるといった特徴を生かした共同募金の拡充<市社協>

- 個別支援級の通学や余暇などの付き添い等をきっかけとした、身近な地域のつながりづくりの推進
＜市社協＞
- 災害時要援護者支援等を通じた、平時からの地域主体の見守り活動の支援＜市・市社協＞
- コロナ禍で顕在化した課題の解決に向けた住民の支えあいによる取組の継続・拡充支援
＜市社協＞

交流等の場の充実

- 住民相互の見守り、気付き、助けあいにつながる身近な地域における居場所づくりの推進
＜市社協＞
- サロン、お茶会、趣味活動等の様々な交流の場が、地域の見守りにもつながる意識の共有＜市＞
- 地域ぐるみで子どもを育てる場の充実＜市＞
- 日常の様々な活動の中で、認知症や障害のある人等と交流し理解を深める機会や場の創出＜市＞
- 防災訓練・美化活動等、地域住民同士が顔を合わせ交流ができるような場への支援＜市＞
- 立場や背景、価値観の違いなどを互いに尊重し、必要なときに支えあうことができる関係づくりに向けた身近な地域の中で日常的に交流できる機会、場づくりの推進＜市＞

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域の取組を共有する機会の数	52 件

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
①困りごとを抱えた人に気付く機会が増える 指標:つながりを目的とした地域主体の取組数	617 件
②住民同士の日常のつながりが増える 指標:把握されている住民主体の交流・居場所の数	8,060 か所

※ 評価指標については、P.84 を参照

トピックス：ヤングケアラーへの支援

○ ヤングケアラーとは

法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。 (参考)一般社団法人日本ケアラー連盟

例えば“ヤングケアラー“の子どもたちは日常的にこんなことを担っています。



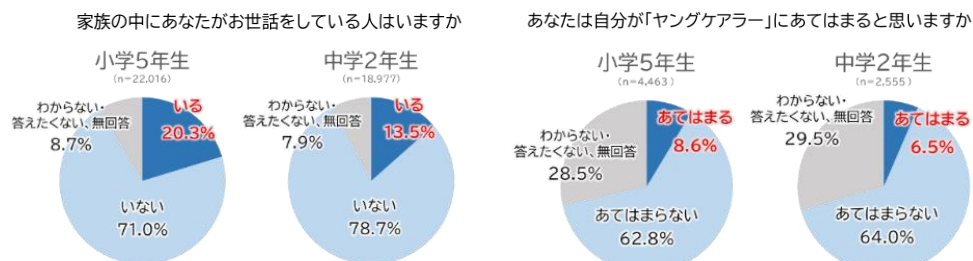
○ ヤングケアラーと子どもの人権

- ・家族のお世話をすること、そしてその子どもたちの想いは、決して否定されるべきものではありません。しかし、年齢や成長に見合わない重い責任や負担が続くことで、子どもらしい生活が送れず、辛い思いをしてしまう場合もあります。
- ・全ての子どもたちが元気で健やかに育まれるよう、子どもや家庭が抱える問題の背景をしっかりと捉え、社会全体で解決に向けて考えていくことが大切です。

○ ヤングケアラーに関する実態把握調査(令和4(2022)年度)から見た子どもたちの姿

世話をしている家族が「いる」子どもは、小学5年生で20.3%、中学2年生で13.5%でした。

そのうち、自分がヤングケアラーであると思う子どもは、小学5年生で8.6%(全体の約1.7%)、中学2年生で6.5%(全体の約0.9%)でした。



○ ヤングケアラーへの地域での取組(鶴見区:一般社団法人 Omoshiro の取組)

ひとり親のお母さんや精神疾患を抱えたお母さんなど、サポートが必要な家庭とその子どもに対して、「親子まるっと」で伴走していくことを大切にしながら、生活・就労・学習・居住支援などに関する事業を通して、ヤングケアラー支援を行っています。

トピックス：地域住民と共に取り組む見守りの仕組みづくり「旭区ご近助ほっこり活動」

○ご近所との「つながり」の希薄化が進む中で、様々な生活課題を抱える人が誰にも相談できずに孤立し、子どもの虐待などの問題が深刻化するケースがあります。「ご近所さんを見守るのは大変。責任も重い」と感じている方、「ご近所さんの名前も知らない、話したこともない」という方も少なくないと思われませんが、旭区社会福祉協議会では「旭区ご近助ほっこり活動」に地域住民と連携しながら取り組んでいます。

「旭区社協だより あさひいきいき宣言」(No.111)より

○「旭区ご近助ほっこり活動」とは、日常生活の中で「ちょっと気になる」、「なにか心配」という方を「お互いさま」の気持ちでそっと気かけたり、声をかけたりするゆるやかな見守り、つながりづくりの仕組みです。自治会町内会をはじめ、民生委員・児童委員、地区社協、友愛活動員、見守り組織、サロンや移動販売など、各地域にある組織や活動を有効に活用して実施されています。そして、既存の活動の見守りから抜けがちな、子育て世帯、ひとり親世帯、生活困窮者、障害者、単身世帯などについても、見守りができるように各地域で工夫し、できるところから、できる範囲で活動を広げています。



- 「見守り=小さな変化に気付く」には、直接お話をすることだけでなく、様々な方法があります。例えば、普段は新聞紙や郵便物が溜まっていないのに「ポストに郵便が溜まっている」、いままでゴミ出しを間違うことがなかったのに「ゴミが上手に分別されていない」、毎朝雨戸を開けていたのに「雨戸が締めっぱなし」などです。
- 「旭区ご近助ほっこり活動」は第4期旭区地域福祉保健計画「きらっとあさひプラン」の中で、地区社協を中心に地域の見守り意識を高められるよう、見守り活動の講義や取組事例報告、意見交換などを行っています。
- 特別なことではなく、「ご近所さんをちょっと気かけたり、挨拶をしたり、相談できたりする人を増やすことが、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせるまちになる」と考え進められています。

市沢地区 市沢町南自治会見守りマップ情報共有会の様子
「旭区社協だより あさひいきいき宣言」(No.111)より



旭北地区 大原南自治会の移動販売の様子
「旭区社協だより あさひいきいき宣言」(No.110)より



第4章 推進のための取組

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

トピックス：民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域からの推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、全国で約 23 万人、横浜市内で約 4,500 人が活動しています。

それぞれの担当する区域において、子育てや介護など生活上の相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ「つなぎ役」としての役割を担っています。民生委員・児童委員の中でも、子どもや子育て家庭への支援については主に主任児童委員が担当しています。



見守り活動



地域の親子の居場所
「子育てサロン」

民生委員制度は、これまで社会情勢に応じて様々な活動に取り組み、長い歴史と実績を有しています。近年は、個人や世帯を取り巻く環境が変化し、民生委員・児童委員活動への期待や役割はますます大きくなっています。民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めるとともに、民生委員・児童委員のみならず、様々な地域団体や人材、関係機関が連携・協力して、地域の見守りや支えあいの取組を更に広げる必要があります。

トピックス：災害時要援護者支援の取組

- 横浜市では、平成 19(2007)年度から、自力での避難が困難な方(災害時要援護者、以下「要援護者」という。)の円滑な避難支援に向けて地域の皆様とともに取り組んできました。
- 例えば、行政が保有する情報をもとに、特に避難行動が困難と思われる方々の名簿を作成し、個人情報等の取扱い等を定めた協定を締結いただいた自治会町内会等に、この名簿を提供しています。
- 一方で、名簿の提供を受けているものの、「名簿を活用した取組が進まない」といったご相談をいただきます。
- 冊子「共助による災害時要援護者支援の活動事例集」は、名簿を活用した具体的な取組を進めている地域の事例をご紹介します。震災だけでなく、風水害に触れた事例もあります。
- 普段から顔の見える関係を築いていくことが、要援護者支援の取組の一步です。防災、減災活動に向けて、本冊子を身近な地域にあてはめて活用してください。

🔍 横浜市 要援護者 事例集



(2) 課題解決に向けた住民、支援機関、関係機関・団体の連携

<現状・課題>

- 地域での見守り活動などは、自治会町内会や地区社協、民生委員・児童委員等関係者を中心に日常的な取組として行われており、それにより困りごとを抱えた人の気付きにつながっています。新型コロナウイルス感染症の影響下では、地域での日常的なつながりがあることで、身近な人の困りごとにより気付き、地域と関係機関が協力した食支援の取組などがありました。
- 地域には、いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー、ダブルケア、ひきこもりなどの生活課題を抱えた人もいます。その生活課題解決のためには、既存の制度やサービスだけでは、対応することが難しい場合もあります。
- 課題の背景には、社会的孤立に起因する課題が隠れていたり、制度の狭間や複合的な課題により適切な支援に結びついていないなど、様々な要因が複雑に絡んでいることが考えられます。
- 支援が必要な人が、生活課題が深刻化する前に適切な支援につながるには、地域と支援機関・関係機関の連携した対応が必要であり、関係者同士や人と社会資源などをコーディネートする役割が重要です。また、困り事があったときに相談しやすい環境づくりも大切です。
- 複雑多様化した困りごとを抱えた人の支援は多岐にわたるため、地域住民や一部の機関だけでは支えきれないことがあります。
- 困りごとを抱えた人を支援するときに、ひとりで抱え込むのではなく、地域住民と関係機関が連携して受け止め、それぞれが得意なことや役割を発揮し、その人の暮らしに寄り添いながら伴走支援をすることが大切です。

取組のポイント

- ・ 困りごとを抱えた人を住民、支援機関、関係機関・団体が連携して支援する
- ・ 各関係機関が持つ力を発揮できるようなコーディネート機能の充実
- ・ 支援する人がひとりで抱え込まずに、つながって受け止める体制づくり
- ・ 複合的な課題に対応するためのネットワークの構築

<取組>

情報発信・啓発

- 関係機関・活動団体等が、お互いの特徴や役割の理解を深めるための情報発信<市>
- 支援を必要とする人に早期に気付き、的確な支援につなげるために、行政や支援機関・関係機関の相談先の明確化や制度の周知、情報提供<市>
- 専門職を対象に、担当分野にとどまらず、まずは一歩踏み出し相談を受け止める意識の醸成<市・市社協>

第4章 推進のための取組

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

連携強化・ネットワーク構築

- 住民・住民組織と支援機関・関係機関等が連携・協働した地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり<市・市社協>
- 連携・協働が必要な機関、施設との調整やネットワーク化への支援<市>
- いわゆる「ごみ屋敷」や「8050問題」、ヤングケアラー等、複合的な課題への相談・支援体制の構築<市・市社協>
- 複合的な課題を抱えた人を支援するため、各地域の状況にあわせた地域住民と専門職による情報共有やネットワークづくり<市>
- 困っている人が、自分ひとりで抱え込まずに「助けて」と言える環境づくり<市>
- 地域で活動している人が課題を抱え込まずに安心して活動できるよう、活動者同士のつながりを意識したネットワークづくり<市>
- 事業・施策を通じた見守り・支援が必要な人の早期発見・課題解決のための支援や協働<市>
- 移動支援や買い物支援等、ネットワークを構築して、課題を解決する取組につなげるための共通課題の共有<市社協>
- 区域を超えて取り組む課題の明確化と、その対応に向けたネットワークの構築<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 複合的な課題や困りごとを抱えている人への支援方法に関する事例の共有<市>
- 既存のネットワークを生かした、地域と支援機関の情報共有、課題解決事例・ノウハウの集約と発信<市・市社協>
- 地域と支援機関・関係機関が課題解決に向けて連携して取り組んだ事例の紹介<市>
- 住民・住民組織と企業、NPO、施設、関係機関等、地域にある様々な主体による見守りの事例の集約や共有<市・市社協>
- 地域の状況に合わせた地域住民と支援機関との情報共有の仕組みづくりの推進<市・市社協>
- 地域住民と支援機関の連携による取組の更なる発展を目的とした事例発表の実施<市社協>
- 社会的孤立や生活困窮等、解決に向けた検討が必要な共通の地域課題の共有<市社協>
- 地域活動における個人情報正しい理解、取り扱い・活用方法の周知<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域では解決できないような生活課題や困りごとを抱えている人が、いつでも気軽に相談できる人材の育成<市>
- 地域をよく知る人等と一緒に、課題解決のポイントやノウハウについての研修や広報等による働きかけ<市>
- 関係団体・関係者に対する、連携の必要性やコーディネート力の向上を目的とした研修の実施(コーディネートの必要性や手法等)<市・市社協>

- 地域と行政・専門職をつなげる関係機関におけるコーディネート役の育成・強化<市>
- 専門職だけではなく地域福祉保健活動に関わる全ての行政職員に対する研修の実施<市>
- 行政をはじめ、地域ケアプラザや基幹相談支援センター、地域子育て支援拠点等、支援機関及び関係機関の専門職が、制度の狭間の課題に対して、その専門性を生かし積極的に支援に関わるためのネットワーク化<市・市社協>
- 地域住民と関係機関が協働した個別支援及び早期発見の仕組み、生活課題への支援策の検討等について、区社協や地域ケアプラザの理解を深める人材育成<市社協>

交流等の場の充実

- 地域に関する様々な情報を共有し、関係者同士で意見交換できる交流の場づくり<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
(複合的な課題を抱えた人を支援するため、)地域住民と専門職による会議の開催数	1,819回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある	
指標:・生活困窮者自立支援制度相談者数 ・社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数	10,642人 243件
⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者がひとりで抱え込まない)	
指標:民生委員・児童委員が困りごとを相談されたときの相談先と連絡調整回数 (委員相互・その他関係機関)	445,859回

※ 評価指標については、P.84を参照

トピックス：分野を越えた関係機関連携（西区「みんなの相談窓口」）

- 社会的に孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できず、生活問題が複雑化し、高齢、障害、子ども等、単一制度のみでは解決が難しい複合的な課題を抱えている方が増えています。
- 西区内の相談機関のネットワークとして、地域活動ホームが中心となって「地域センター会議」を立ち上げ、西区役所や地域ケアプラザを含め、高齢、障害、こども、生活困窮など各分野の相談窓口となっている15の機関が参画しています。

困りごとをどの機関に相談しても、参画機関へつなげられるように「西区みんなの相談窓口」を掲げ、PRのクリアファイルの配布、連携事例集の発行、地域のイベントでの出張相談窓口の設置、参画機関の相談員のスキルアップ研修などを行ってきました。

- 今後も多くの支援機関、関係機関が異なる分野の相談でもまずは受け止め、連携した相談支援を行い、だれもが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現のための一翼を担うことが期待できます。



～西区みんなの相談窓口（15の参画機関）～

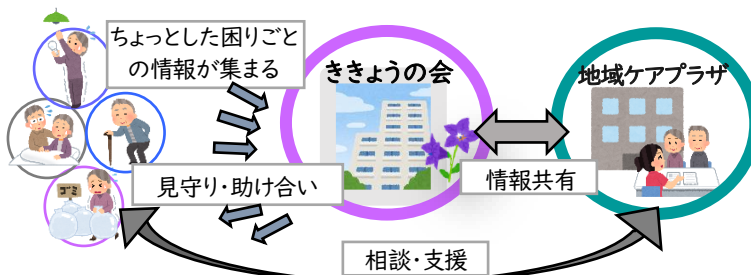
地域活動ホーム、基幹相談支援センター、精神障害者生活支援センター、中途障害者地域活動センター、横浜市障害者就労支援センター、区内4箇所の地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点、児童家庭支援センター、警察署、区社会福祉協議会、市民活動支援センター、西区役所（福祉保健課、生活支援課、高齢・障害支援課、こども家庭支援課）

トピックス：住民、関係機関が連携したマンション内での見守り・共有の仕組みづくり

青葉区荏田地区にある築 50 年を過ぎたマンション。住民同士「お互いさま」の気持ちで助け合いながら暮らしてきましたが、高齢化などによりひとりでは解決できないことが増えてきました。

同じ頃、地域ケアプラザにも心配で気になる方がいるという住民からの相談が増えてきました。そこで、住民や民生委員とともにマンション内の「住民支え合いマップ」(※1)を作成すると、日常的に自然な助け合いができていたことが見えてきました。

これまでは住民それぞれが受けていた相談を、皆で共有し、解決に向けて相談できる場として「ききょうの会」を発足。2か月に1度の定例会には毎回地域ケアプラザも同席し、気軽に相談できる関係ができてきました。住民と関係機関がともに気にかけてあいながら、適切なタイミングで専門職の支援にもつなげることができるようになっています。住民もメンバーや地域ケアプラザと相談しながら、ひとりで抱え込まずに皆で見守り、支えあえることで、「肩の荷が下りた」、「安心感が増した」と感じています。



【住民と支援機関が連携した見守り・共有の仕組みづくり】

※1) 住民支え合いマップ
地域の支え合いや見守り活動に向けて、支援が必要な方と、その方と関わりのある方とのつながりを地図上に起こし、関係性を把握するもの。

住民流福祉総合研究所 木原孝久氏 提唱

トピックス:進んでいます。ひきこもり理解促進の取組

「ひきこもり」は誰にでも起こり得ることであり、特別なことではありません。

「ひきこもり」とは、社会的な参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態を表す言葉です。職場での人間関係、心の不調、病気、障害、親の介護など、きっかけは様々であり、誰にでも起こり得ることです。このことを、多くの地域住民の方々に知ってもらうため、各区の生活支援課生活困窮者支援担当や社会福祉協議会が中心となり、「カンパニユラの夢」という DVD を活用し、民生委員・児童委員や地区社協の方などを対象とした上映会を行っています。

～ 参加された方からはこんな声をいただきました ～
 「できることはみんなが隣を気にかけること。日頃からの見守り、声かけが大事」
 「どの家庭でも起こり得ること。必要ときに必要な支援を届けることが大事」
 「大事なのは家族以外で声をかけてくれる人がいること。周りの人の協力が重要」



企画：兵庫県・（公財）兵庫県人権啓発協会

- ひきこもりは周りの理解がないことから誰にも SOS を出せずに社会から孤立していることが問題だということ
- 「ひきこもって問題がある人」ではなく「地域でともに生きている人」だということ

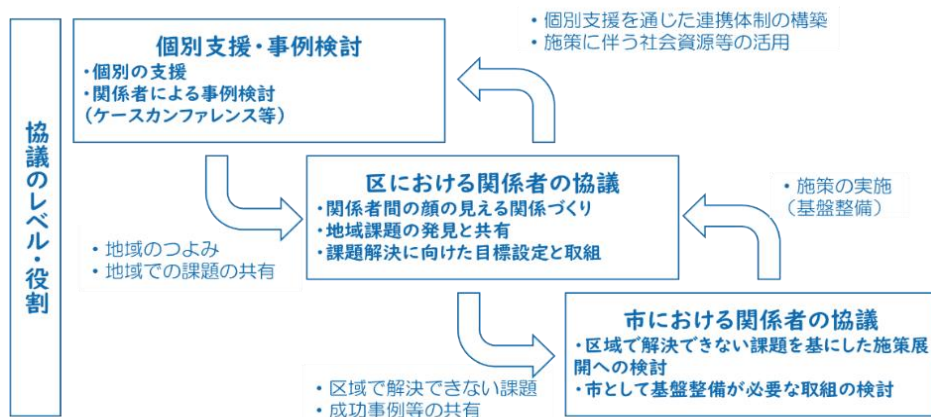
～ みなさんの地域でも、ひきこもりへの理解を進め、

誰もが生きやすい社会・地域づくりについて、考えてみませんか ～

トピックス:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- 精神障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らし続けられるには、医療・保健・福祉をはじめとする関係者が連携し、地域での取組を進めていく必要があります。このため、区福祉保健センター、生活支援センター、基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において、事例を通じた地域の課題を共有し、関係者が、共通の認識のもと、課題解決に向けて取組を進めていきます。
- 地域ごとの課題に対して特性を踏まえた対応ができるよう、これまでの社会資源を十分に活用しながら、ネットワーク機能の見直しや新たな支援者とのつながりを構築する等、支援者間の連携により、よりよい支援体制となるよう、地域づくりを進めます。

【協議の場のイメージ図】

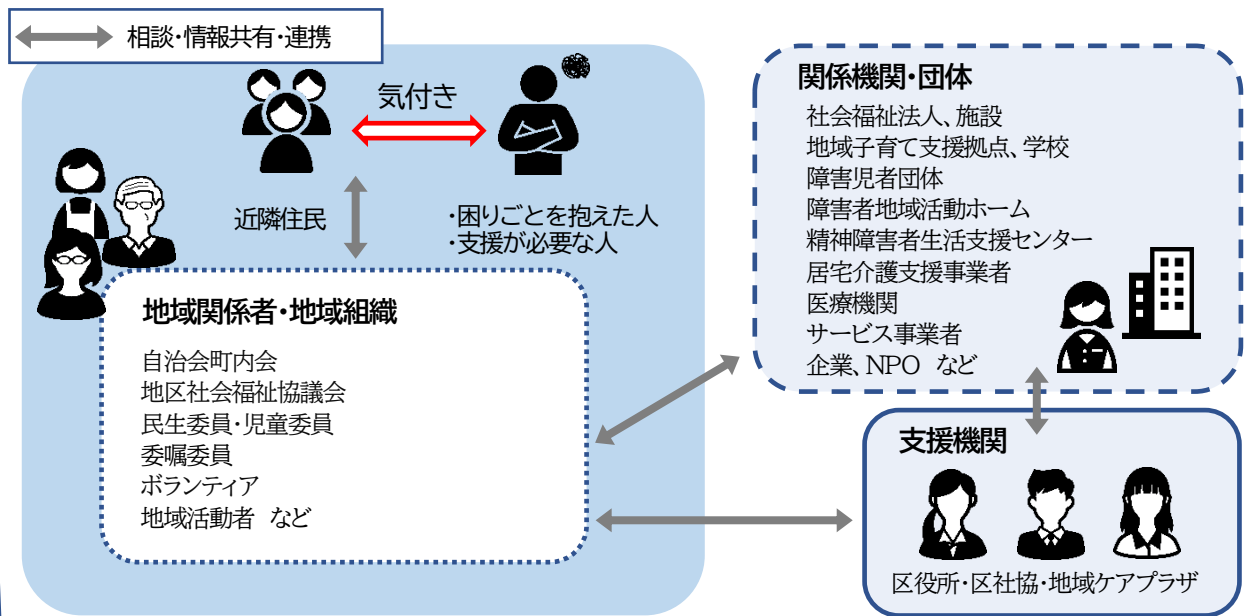


参考 圏域別 住民と支援機関が共に見守り支えあう仕組み

圏域別に地域住民と支援機関・関係機関との連携による、相談・支援、生活課題・地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進めます。

近隣自治会町内会での取組

① 支援が必要な事に気付き、共有する仕組み



② 困りごとや課題の対応に向けた具体策を検討する仕組み

日常生活圏域での取組
地区連合町内会や



③ 新たな支援策や制度の整備に向けて検討する仕組み

区域の取組



- 近隣住民が、見守り活動や日頃のつながりを通して「ご近所の方の様子が変わった」や「少し心配な子がいる」といったことに気づいたら、民生委員・児童委員を中心とした地域関係者・地域組織と共有します。地域関係者・地域組織は、必要に応じて支援機関、関係機関・団体と情報を共有します。
- 支援機関、関係機関・団体は、地域のサポートが必要な人について、民生委員・児童委員等と共有します。
- 支援を必要とする人が孤立せず、支援する側もひとりで抱え込むことがないよう、つながって受け止める体制を作ります。

- 困りごとを抱える人や地域の課題に対し、どのように寄り添い、支えられるか等について、検討する場を設けます。
- 例えば、地域ケアプラザなどがコーディネート役となり、関係機関・団体や民生委員などの地域関係者とともに情報共有し、困りごとへの対応策や、つながり続けることを目指すアプローチ(伴走型支援)などを検討します。
- 地域関係者・地域組織、関係機関・団体、支援機関が検討を積み重ねることで、複合的な課題にも対応できるようなネットワークを構築していきます。

- 区域の各分野別ネットワークから寄せられる報告や、既存の枠組みでは解決できない課題の提起等を踏まえ、区内の支援機関・団体等による実務者レベルの検討会議を開催します。
- 検討会議では、解決できない要因を明確にし、新たな仕組みや制度の整備を検討します。
- 検討結果については、区の福祉保健施策や局の支援策等に反映します。

(3) 身近な地域における総合的な権利擁護の推進

横浜市成年後見制度利用促進基本計画については地域福祉保健計画の一部として位置づけ、第4期に引き続き、本計画の一部として一体的に策定・推進します。

権利擁護は、高齢者・障害のある人も含めた全ての人の権利を尊重し、自己実現・自己決定を支援していくことです。成年後見制度利用促進も含め、児童虐待や消費者被害など、個人の権利や利益が侵害されることがないように取組を進めます。

<現状・課題>

- 高齢化が進むことで、判断能力が低下したり、認知症を発症する人も増えています。また、精神保健福祉手帳や愛の手帳（療育手帳）を所持する人の増加傾向が続いています。認知能力の低下や障害により判断能力が十分でない人に対する虐待や権利侵害を防ぐためには、権利擁護支援が必要です。
- 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の取組の中心的な役割を担う中核機関（よこはま成年後見推進センター）が設置され、成年後見制度利用促進の取組は少しずつ広がっていますが、制度利用が必要と見込まれるにも関わらず、実際に制度を利用する人は、まだ少ない状況です。
- 身寄りのない人や高齢者のみの世帯、また、虐待など深刻化、複雑化する課題を抱えた人も増加しています。認知症等で判断能力が低下した本人だけでなく、その家族を含めた支援を必要とする人の身近な関係者に、権利擁護支援や成年後見制度の理解を広げ、課題が深刻化する前に支援につなげていくことが必要です。
- 障害や認知能力の低下により判断能力が十分でなくても、状況に合わせた適切な支援を受け、能力を生かしながら、地域の中で安心して生活が送れるよう取組を進めていく必要があります。そのためには、支援を行う支援機関・関係機関同士がお互いの役割を理解し、地域連携ネットワークを構築していくこと、また、支援を必要とする人の意向を尊重する意思決定支援が大切です。
- 児童虐待は、子どもの心身の発達に深刻な影響を及ぼす重大な権利侵害です。全国の児童虐待相談対応件数は増加が続いており、子育ての大変さを保護者だけで抱え込まないように、地域の中で声かけや支援の輪を広げ、社会全体で支えていくことが必要です。

取組のポイント

- ・ 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の充実
- ・ 権利擁護支援を推進する地域連携ネットワークの拡充
（横浜市成年後見制度利用促進基本計画）

<取組>

情報発信・啓発

- 幅広い市民に成年後見制度を知ってもらうための分かりやすい制度案内<市・市社協>
- 対象者に合わせたパンフレットや動画等を用いた広報媒体の作成<市・市社協>
- 身近な地域で権利擁護の取組や成年後見制度を知ってもらうための幅広い周知<市・市社協>
- 高齢者・障害のある人と接する機会の多い身近な支援者への制度理解の推進<市・市社協>
- 障害福祉における権利擁護支援についての普及啓発<市・市社協>
- エンディングノートやあんしんノート等、終活支援、任意後見制度等の自己決定の後押しをする取組の推進<市・市社協>
- 意思決定支援と権利侵害の回復支援を基盤とした権利擁護に関する普及啓発<市・市社協>
- 詐欺被害等の相談も踏まえた、消費生活総合センターや警察とも連携した普及啓発<市・市社協>
- 「子どもの権利」、「体罰によらない子育て」、「ヤングケアラー」等に関する広報・啓発の推進<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 相談支援機関を中心とした、本人に寄り添った身近な地域での権利擁護支援チームの形成<市・市社協>
- 区協議会(成年後見サポートネット)を基盤とした地域における関係機関同士のネットワークの構築<市・市社協>
- 適切な制度運用や改善のための、中核機関を中心とした市域における連携強化<市・市社協>
- 適切な後見人等の選任・交代のための、司法、関係機関・団体等との連携強化<市・市社協>
- 後見人等を孤立させない権利擁護支援チームの形成や地域連携ネットワークの構築<市・市社協>
- 権利擁護事業を実施する区社協あんしんセンターへの支援<市・市社協>
- 市「障害者後見的支援制度」等、本人の意向に沿った見守りネットワークの構築・拡充<市・市社協>
- 要保護児童対策地域協議会や横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議等子どもの支援に関する会議の開催<市>

事例・ノウハウの共有

- 区協議会(成年後見サポートネット)における事例検討など、関係者での課題分析や共有<市・市社協>
- 事例集などを用いた、支援者の共通理解を得るための意識の醸成と研修等の実施<市・市社協>
- 地域を基盤とした権利擁護支援の実践に関する集約と共有<市・市社協>

第4章 推進のための取組

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

人材育成・確保／体制強化

- 権利擁護支援に関わる相談支援機関のスキルアップのための研修の実施<市・市社協>
- 本人の状況に合わせた適切な権利擁護支援につなげるための仕組みづくり<市・市社協>
- 意思決定支援のガイドラインの理念に基付いた支援体制の構築<市・市社協>
- 認知症や障害など本人の状況に応じた意思決定支援の推進<市・市社協>
- 身寄りのない高齢者への支援策の検討<市・市社協>
- 成年後見人等として活動している親族(親族後見人)の支援<市・市社協>
- 地域で権利擁護を担う「市民後見人」の養成・活動支援・受任促進<市・市社協>
- 法人後見を担う団体や新たに法人後見を行う団体等への活動支援<市・市社協>
- 成年後見制度利用支援事業における、本人・親族申立ての際の費用の検討及び報酬助成についての検討<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
区協議会(区成年後見サポートネット)参加者数	3,024人

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑤意思決定に支援が必要な人も、地域の中で自分らしく暮らせる	
指標:相談支援機関における権利擁護に関する相談取扱件数	2,864件

※ 評価指標については、P.84を参照

トピックス:市民後見人

市民後見人とは、横浜市では市が実施する市民後見人養成課程を修了した方が、「横浜市市民後見人バンク」へ登録し、その後家庭裁判所から成年後見人等として選任された方としています。

横浜市では認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方であっても尊厳を持って住み慣れた地域で暮らし続けることを可能とする「共に生きる」社会の実現を目的として、地域における権利擁護推進の一翼を担う市民後見人の養成・活動支援に取り組んでいます。

市民後見人は身近な存在として、本人の意思を丁寧に把握しながら成年後見人等として活動をする強みがあり、養成課程修了後も各種研修に参加し、研鑽を続けています。

2023年3月末時点で、のべ90人を超える市民後見人が成年後見人等として、本人に寄り添った活動を行っています。



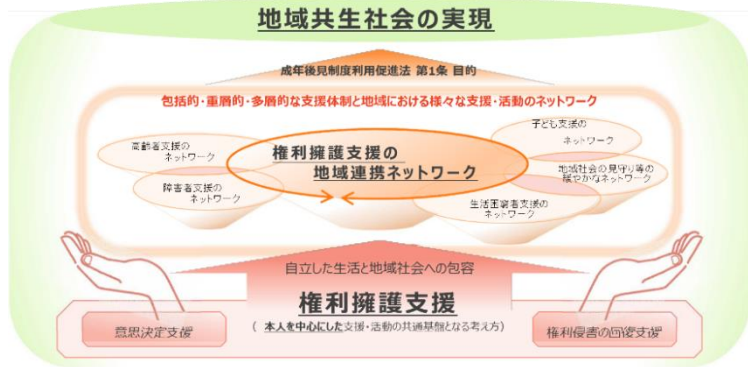
第6期横浜市市民後見人養成課程の様子

トピックス：成年後見制度利用促進と権利擁護支援における地域連携ネットワーク

成年後見制度利用促進

○ 成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害等により財産管理や日常生活に支障がある人の法律行為を支える制度です。家庭裁判所から選任された成年後見人等が本人の意思を尊重しながら福祉サービスの契約手続きや財産の管理などを行うものです。

○ 国・第二期成年後見制度利用促進基本計画[2022年度～2026年度(5か年)]では、「地域共生社会」の実現に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤の考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実などを成年後見制度利用促進の取組として進めることとしています。



出典：第二期成年後見制度利用促進基本計画 概要
(厚生労働省社会・援護局 成年後見制度利用促進室)

○ 成年後見制度の詳しい内容や相談先は、よこはま成年後見推進センターウェブサイト内の「ご存じですか 成年後見制度」パンフレットをご覧ください。

○ 判断能力が十分でない状況にあっても、必要な支援を受けながら地域で安心して生活できるよう、様々な支援・活動のネットワークを生かして取組を進めていきます。

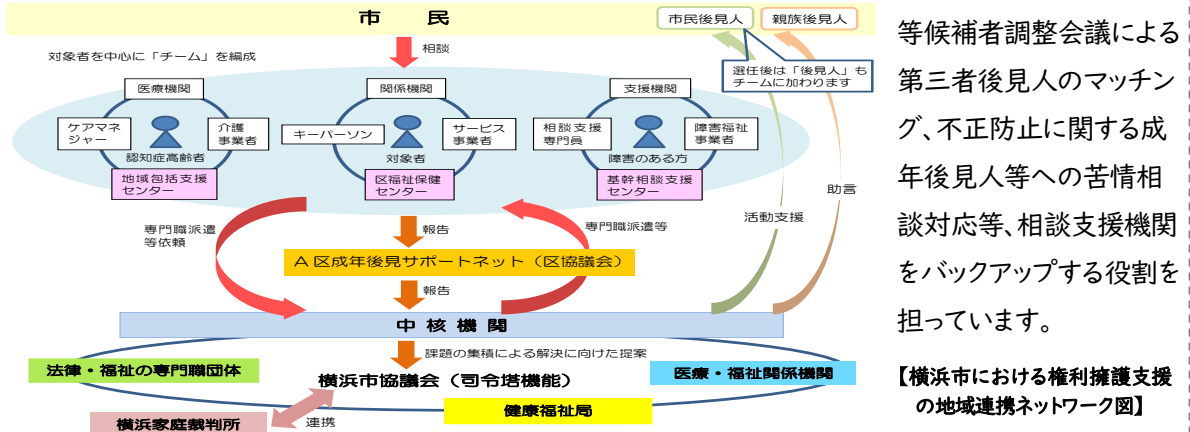


よこはま成年後見推進センターHP

権利擁護支援における地域連携ネットワーク

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築は、「①権利擁護が必要な人の発見・支援」、「②早期からの相談・対応体制の整備」、「③意思決定支援・身上保護を重視した後見活動の支援」を目的としています。

○ 横浜市では、この地域連携ネットワークを展開するために、対象者を支える「チーム」と、区ごとに実施する「協議会」の基本的仕組みを位置づけ、市域の機能として中核機関「よこはま成年後見推進センター」がネットワークの調整・推進を担い、横浜市成年後見制度利用促進基本計画を推進しています。チームの中心を担う相談支援機関(区福祉保健センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター)には、本人や家族、身近な支援者からニーズが集約され、権利擁護支援の検討(アセスメント)とチームづくりを展開します。中核機関はチームへの専門職派遣や申立書の書き方支援、成年後見人



等候補者調整会議による第三者後見人のマッチング、不正防止に関する成年後見人等への苦情相談対応等、相談支援機関をバックアップする役割を担っています。

【横浜市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク図】

トピックス:子どもの権利を守ろう!/STOP!子ども虐待

- 「横浜市子供を虐待から守る条例」は、子どもが虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、平成 26(2014)年に施行されました。令和元年(2019)に児童虐待防止法が改正され、親権者による体罰の禁止が明文化されたことなどを踏まえ、令和 3(2021)年 10 月に本条例の一部改正を行いました。

体罰など子どもの品位を傷つける行為がなく、全ての子どもがひとりの人間として尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組むことなどを追記しています。

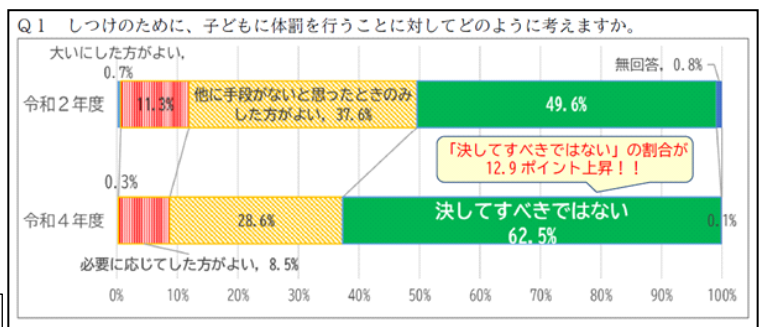


- 横浜市民を対象に「子どもに対するしつけと体罰に関するアンケート」を令和 2(2020)年度と 4(2022)年度に実施しました。

体罰を容認しない方の割合が前回調査よりも 12.9%増加し 62.5%になりました。体罰によらない子育てへの理解が、少しずつ広がっています。

アンケートの詳細はこちらから

🔍 体罰によらない子育てのために 横浜市



トピックス:地域の中での見守り体制の構築~横浜市障害者後見的支援制度~

- 横浜市障害者後見的支援制度は、障害のある人が地域で安心して暮らすために、「身近な地域での本人の見守り体制を構築すること」、「本人の思いに寄り添い、希望に基づく生活の実現をともに考えること」を柱とした横浜市独自の制度です。各区にある後見的支援室の取組から一例を紹介します。

Aさんは、知的障害のある50代。母親が施設入所し、一人暮らしを始めたことがきっかけで、後見的支援制度に登録しました。Aさんには「自治会の役員の順番が回ってきたらどうしよう」「回覧板の内容がよく分からず、大事なことを見落としていたらどうしよう」といった不安がありました。後見的支援室では、Aさんの了解のもと、区社協に相談しながら、近隣に住むBさんに「あんしんキーパー(日常生活をゆるやかに見守るボランティア)」を依頼するなど、地域の方たちとの関係づくりを進めてきました。

Aさんは「最近はBさんに自分から挨拶できるようになった」「部屋の水道のトラブルをBさんに相談し解決できた」と話しています。また、BさんがAさんの不安を自治会に相談して必要な配慮をしていただけるようになり、Aさんは安心した生活を送っています。



(4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者自立支援制度の基本理念の一つである「生活困窮者支援を通じた地域づくり」を実現するため、生活困窮者自立支援方策を本計画の一部として位置づけ推進していきます。

生活困窮者支援は、経済的な自立だけではなく、日常生活や社会生活の自立など、その方の状態に応じた自立を目指しています。そのために、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築するとともに、「支える・支えられる」ではない「相互に支えあう地域」の構築を本計画と一体的に推進します。

<現状・課題>

- 経済的な困りごとや生活の困りごとを抱えている人の多くは、社会的に孤立し、自ら必要な情報を取得したり、自ら声を上げ相談したりすることが困難な状況にあります。
- コロナ禍の影響など社会情勢の変化に伴い、顕在化した新しい相談者層の多様なニーズに適切に対応していく必要があります。
- 生活困窮者自立支援制度は、比較的新しい制度のため、地域や支援機関・関係機関へ引き続き制度周知を行い、認識を深める必要があります。
- 困窮状態にある人は様々な課題を抱えているため、一つの制度や一機関だけで解決できないことが多く、複数の関係機関や地域の新たな社会資源同士がつながり、連携していく必要があります。
- 困窮状態にある人の「それぞれの自立」に向けた支援やつながりが途切れることがないよう、生活保護制度との切れ目のない一体的な支援を行うことが求められています。

取組のポイント

- ・ 複合的課題に対応するための多機関連携
- ・ 社会的孤立状態の予防、解消
- ・ 支援者の孤立予防
- ・ 「支える側」、「支えられる側」にとらわれず、誰もが地域の一員としての居場所や役割を持てる地域づくり

<取組>

情報発信・啓発

- 誰でも経済的困窮や社会的孤立の状態になりうることもあり、特別なことではないという意識の醸成と相談しやすい地域づくり<市>
- 困りごとを抱えながら自ら相談できない人に、身近な人(家族・親族・友人など)が、相談につなげることができるよう、広く市民に向け様々な媒体を活用した制度周知や講座等を実施<市>

第4章 推進のための取組

1 身近な地域で支えあう仕組みづくり

- 問題が深刻化・複雑化する前に自ら対応することができるよう、広く市民を対象にした各種支援制度の周知や講演会の実施<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 複合的課題や既存制度では解決できないニーズに対して、多機関で連携しながら支援するためのネットワーク構築<市>
- 困窮者施策をより効果的に進めるための課題共有や役割分担及び庁内関係部署の連携の促進<市>
- 身近なところで、支援が必要な人に気付き、必要な支援につなぐことができる「気付きのネットワーク」、及び身近な地域で見守り支えあうことができる「支援のネットワーク」づくり<市>

事例・ノウハウの共有

- 包括的相談支援体制の実現に向け様々な関係機関と分野を超えて連携するための、支援事例や取組の共有<市>
- 市内関係者間における個別支援や地域づくりの好事例やノウハウの共有及び活用促進<市>
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度、双方の強みを生かした自立支援実現のためのノウハウの共有<市>

人材育成・確保／体制強化

- 身近なところで支援が必要な人に気付き、必要な支援につなぎ、連携して支援する担い手を育成するための制度周知及び研修の実施（支援機関・関係機関、地域の支援者向け）<市>
- 対象者の属性にとらわれず、複雑化・多様化したニーズを受け止め、庁内一丸となって支援するための人材育成及び庁内連携強化<市>
- 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の間で、切れ目のない一体的な支援を行うための意識醸成及び人材育成<市>
- 公的サービスの利用だけでなく、地域資源へのつなぎや創出も含め、社会的に孤立している人の支援を実現できる人材の育成<市>
- コロナ禍における寄付を活用した支援や食支援などのノウハウを生かした、生活困窮に関連する課題解決に向けた取組の検討実施<市社協>

交流等の場の充実

- 一人ひとりに寄り添った、それぞれの自立の形を実現するためのサポート（様々な形の社会参加の実現）<市>
- 社会的に孤立している人が、人とつながることのできる多様な場の創出<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
生活困窮者自立支援制度支援会議の参加者数	1,082人

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
④孤立している人が身近な地域でつながる機会がある 指標:・生活困窮者自立支援制度相談者数 ・社会的孤立の防止につながる地域主体の取組数	10,642人 243件
⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者が1人で抱え込まない) 指標:民生委員・児童委員が困りごとを相談されたときの相談先と連絡調整回数 (委員相互・その他関係機関)	445,859回

※ 評価指標については、P.84を参照

トピックス:地域のネットワークが広がる取組

- 生活困窮者を早期に把握するための「気付きのネットワーク」づくり、自立した生活を支えるための「支援のネットワーク」づくりを地域の関係機関等と協働して区ごとにすすめています。
- ネットワーク構築支援事業では「孤立しがちな人へのアプローチ」や「地域の居場所づくり」をテーマとした講座の実施、居場所マップや普及啓発ツールを作成するなど、生活にお困りの方を地域で支えるためのネットワークを広める取組を行っています。



窓口用普及啓発ツール

- 横浜市では「横浜市生活困窮者セーフティネット会議(関係機関が情報共有等を行う支援会議)」を市域・区域で行っています。区役所内外の多くの関係機関が一堂に集まり、地域課題や不足する社会資源等を共有、課題解決に向けた取組を検討する場となっており、ネットワークの強化につながっています。



セーフティネット会議の様子

また、区地域福祉保健計画のプロジェクト会議をセーフティネット会議と位置づけている区もあり、区役所全体で区民の困りごとを早期把握する体制を整える仕組みづくりを行っています。会議に参加する関係機関が増えていくことで、気付き・支援のネットワークが広がっていきます。

トピックス：生活困窮者等への食を通じた地域づくりの仕組み

○生活困窮者や制度の狭間で必要な支援が届かず、社会的に孤立をしている方などを支える地域づくりの一環として、食支援の仕組みが市域で広がっています。食支援とは、寄付でいただいた食糧をお渡しすることによって顔を合わせたり、会話をしたりしながら、関係機関や住民との関係づくりをすることを目指しているものです。横浜市社協では、2017年から食支援の取組を始めました。

○仕組みのひとつとして、株式会社セブン-イレブン・ジャパンから、セブン-イレブン店舗の改装時等に発生する商品（冷蔵・冷凍以外）を横浜市社協が受領し、福祉施設や、区社協を通じて相談者や地域活動団体等に提供する取組を2018年より行っています。いただいた商品は食糧だけではなく日用品もあり、生活に必要な身の周りのものをお渡しすることで生活の安定や安心感につながっています。



地域でのお渡し会の様子

○また、市民団体として食糧の寄贈受入れと配分を担っている「公益社団法人フードバンクかながわ」からも定期的に寄付をいただき、市内の障害事業所が、社会貢献活動の一環として区社協への配送業務を担っています。配送を通じ、障害のある方自身が、社会の役に立っていることを実感できる機会となっています。また、配送業務に携わる時間は、車内で障害のある方と職員がゆっくり話することができる貴重な時間にもなっています。

○これらの仕組みがあったことで、コロナ禍で急速に生活困窮者が増えた際にも、迅速に食糧を届け、支援することができました。

○市域の仕組みのほか、各区では身近な商店やスーパー、農家などからの寄付や住民から食糧を集めるフードドライブといった取組が行われています。

また、地区社協などの地域団体が行う食糧配分会も各地で実施され、食を通じたつながりづくりや支えあいの輪が広がっています。



地域で行われているフードドライブ活動



寄付でいただいた食材の一例

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

【全体の方向性】

地域では人口減少・少子高齢化等により地域活動の担い手不足等の課題があります。地域で活動している関係組織・団体の支援に取り組むほか、社会福祉法人・企業・学校等の福祉保健活動への参画を支援します。また、区役所、区社協、地域ケアプラザ等が協働して地域を支えるための基盤づくりを進めます。

(1) 地域における関係組織・団体の体制の強化

<現状・課題>

- 市内には 253 の地区連合町内会、256 の地区社協、263 の地区民生委員児童委員協議会（以下、「地区民児協」という。）（2022.4.1 現在）が組織されており、これまで身近な地域における見守りをはじめとした様々な取組を積み重ねてきました。
- 自治会町内会の加入率の低下や、民生委員・児童委員をはじめとした委嘱委員の充足率の低下が見られます。また、団体によっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による活動の縮小・休会・解散などがあり、地域のつながりや交流の機会が持ちづらくなっています。
- 地域には、特定のテーマ（目的）や課題の解決に取り組む団体、障害当事者団体等、様々な団体が活動しています。課題として、メンバーの減少や高齢化により思うように活動ができない、必要としている人に情報が届かない、活動資金の不足によって継続が難しいなどの声があります。

取組のポイント

- ・ 自治会町内会、地区社協、地区民児協等の活動や運営の継続・拡充に向けた支援
- ・ 地域における福祉保健活動の推進に向けた関係組織・団体の協力体制づくり
- ・ 新たな活動の立ち上げや継続・拡充に必要な支援の充実

第4章 推進のための取組

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

<取組>

情報発信・啓発

- 新たな取組を始める際の活動に関する支援制度について、市役所関係局課の連携による周知<市>
- 事例を用いて、誰もが役割を持って主体的に参加できる地域の居場所等の意義や効果の集約と発信<市社協>
- 地域活動団体支援の一環となる共同募金等の周知<市社協>
- 地域にある様々な活動団体情報の発信<市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 高齢者、障害のある人、子ども・若者等の地域の活動団体が、分野を越えて連携し、顔の見える関係性を構築するための支援<市>
- 他団体や社会貢献活動を行っている企業との連携・協働による課題解決策の提案<市>
- 地域で活動する関係組織・団体の継続・拡充に向けた連携支援<市社協>
- 区域を越えて活動する団体の連携・協働による課題解決の場づくりや協働事業の提案<市社協>

事例・ノウハウの共有

- 地区連合町内会、地区社協、地区民児協等による、地域の主体的な取組の立ち上げ・継続・発展を更に支援できるよう、様々な連携事例・ノウハウの集約と発信<市・市社協>
- 団体が自立し活動していくために必要な資金確保の手法等、支援策の提供<市>
- 検討会等で整理された地区社協活動の充実・強化に向けた方向性の「地区社協のてびき」等への反映、方針の策定<市社協>
- 地区社協活動の充実・強化に関する事例の集約と発信<市社協>
- コロナ禍による地域の変化を踏まえた人材確保事例の共有と発信<市社協>
- 活動の組織化における支援事例の集約と発信<市社協>
- 身近な地域福祉保健活動団体同士による連携・協力といった事例の集約と情報発信<市社協>
- 活動団体等が様々な活動に取り組めるよう、財源獲得を含む課題解決手法の検討・情報提供<市・市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の充実<市・市社協>
- 各種地域活動の持続可能な運営のための負担軽減に向けた支援<市>
- 各種地域活動の役割を補いあえる人材の確保に向けた支援<市>
- 既存の活動時間や内容にとらわれない、働く世代が地域活動に参加しやすい体制づくり<市・市社協>

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 関係組織・団体のデジタル技術の有効活用の推進<市>
- 「ネットワーク機能を生かして困りごとを抱える人を支える」という地区社協の目的・方向性の共有<市社協>
- 地区社協活動の充実・強化の方針に関する区社協及び地区社協向け研修<市社協>
- コロナ禍による地域の変化を踏まえた地区社協支援<市社協>
- 区域、地区連合町内会圏域等における地域人材の発掘・養成に係る事例の集約と発信<市社協>
- ニーズに合わせた助成金制度の見直し<市社協>

交流等の場の充実

- 地区連合町内会、地区社協、地区民児協等の地域の活動団体と行政や関係機関がお互いの強みを生かし協働する場の創出<市>
- 各種制度や枠組みを超えた取組の検討のための場づくり<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施回数	245 回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
③住民同士が地域課題の解決に向けて話しあえている 指標:協議体の開催数(生活支援体制整備事業)	682 回
⑥多様な主体による地域活動が広がる 指標:・地域貢献活動を実施している社会福祉法人数 ・民間事業者と連携した見守り参加事業者数	222 法人 56 事業者
⑦多様な主体が地域課題を共有している 指標:地域ケアプラザが事務局機能を果たしている地域福祉団体・機関とのネットワーク数	781 件

※ 評価指標については、P.84 を参照

第4章 推進のための取組

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

トピックス：子どもの居場所団体等の連携を通じた地域づくり

- 現在、南区では 28 の団体(2022 年 12 月時点)が「子どもが居場所につながり地域で見守りはぐくむ地域づくり」を目指して食事提供や学習支援等を通じた活動をしています。
- 令和4(2022)年から区全体を4エリアに分けたエリア会議を開催し、活動上の課題を共有し解決に向けた検討や団体の強みを生かした連携を進めています。
このエリア会議により、車を所持している団体がフードバンクかながわ等から受け取った寄付品をエリア内の他団体に配送する取組が生まれ、団体同士の助け合いに繋がっています。最近では、映画会などの合同イベントの開催、SNS を活用した情報発信、障害者が担い手として活躍する機会が創られるなど、エリア内の連携・取組が広がっています。
- 今後は、担い手不足、子どもたちにも分かりやすい啓発媒体の必要性といったエリア別会議であがっている課題について、区域で検討し取り組んでいく予定です。

区内の関係機関が参加する「南区子どもの居場所づくりネットワーク」を中心に作成した『南区子どもの居場所マップ』

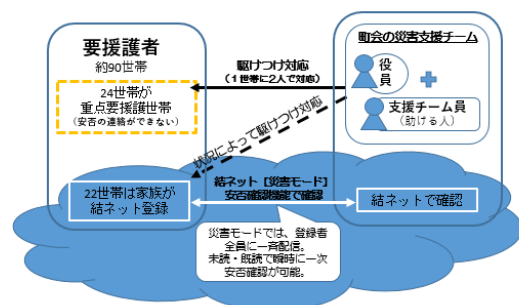


トピックス：災害時における情報伝達のデジタル化

- 神奈川区の大口仲町池下町会では、災害時の安否確認や電子回覧板といった機能があるアプリを2021年4月から運用しています。大口仲町池下地区はひな壇状の宅地造成で丘陵地が多く、歩行路が狭いうえ30メートルもの高低差で勾配がきつい地域です。会長は災害発生時の共助に不安を覚え、災害時支援チームを結成し、要援護者と支援チーム員(要援護1世帯につき2人)をグループ化しましたが、緊急時に従来の電話連絡では情報伝達に時間がかかりすぎるため、「結ネット」というスマホアプリを導入しました。このアプリの特徴は、平常時には町内会の情報のほか、市や区のHPにアクセスでき、もしものときには「災害モード」になり、緊急の連絡がリアルタイムでできるようになることです(イメージ図参照)。
- アプリの活用により、災害時には支援チームなど近所の助け合いがスムーズに行えることが期待されます。これまで「災害モード」を使うほどの大災害は起きていませんが、実際の地震の際には情報伝達の迅速化が実現しました。
- また、アプリでの情報発信を始めたことで、公園清掃等の行事参加者が増えたり、こども会役員の仕事が軽減するなどの効果も出ているとのことです。

大口仲町池下町会のアプリを使った要援護者への安否確認のイメージ図

全世帯：785世帯



(2) 社会福祉法人・企業・学校等の主体的な参画に向けた支援

<現状・課題>

- 昨今の社会環境の変化に伴い、社会福祉法人は、社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められています。
- 地域と社会福祉法人・企業等が連携した取組が広がっていますが、コロナ禍の影響を受け、今までの取組が思うように進められなくなりました。
- 子どもの頃から地域とつながることにより、地域に愛着を持ち、地域ぐるみで子育てをしていく風土づくりへとつながることから、学校を核とした地域づくりの視点が重視されています。
- 多様な主体が地域のニーズや連携先の強みを生かした取組を行うためには、支援機関のきめ細かな支援が必要であり、単発的な取組から継続的な連携を通じた地域づくりへと広げていくことが求められています。
- 地域課題解決に向けた取組に、多様な主体がそれぞれの役割や特徴を生かして、参画できるような支援機関によるコーディネートが必要です。また、様々な活動団体や活動者がつながる交流の機会や場を更に増やしていくことで、互いに気軽に相談できる関係づくりを支援していくことが必要です。

取組のポイント

- ・ 社会福祉法人・企業による地域貢献活動の促進
- ・ 地域と学校の連携・協働の推進
- ・ 多様な主体が連携して地域課題を解決するための支援

<取組>

情報発信・啓発

- 社会福祉法人が地域の活動団体と連携・協働する意義や必要性の周知<市>
- 市社協の会員施設の種別ごとの部会や研修等、様々な機会を通じた地域貢献活動の意義や必要性の周知<市社協>
- 企業・商店等へ向けた地域の課題、必要な支援についての情報発信<市>
- イベントなどを通じた子どもの頃から地域に興味・関心を持ってもらうための情報発信<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 地域課題の解決に向けた地域、社会福祉法人・施設、企業・商店、NPO等のコーディネート<市社協>
- 社会福祉法人・施設、企業・商店、NPO等の強みを生かした社会貢献のコーディネートと先駆的な取組の実践<市・市社協>

第4章 推進のための取組

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 地域と学校、関係機関が連携した、不登校やひきこもり、ヤングケアラー等への対応に向けた検討・対策の実施<市・市社協>
- 多様な主体が連携し、継続的に取組が進められるよう、支援機関によるコーディネート促進<市>
- 地域の課題共有や解決の検討に向けた区社協と会員施設の連携強化支援<市社協>
- 寄付の仕組みを生かした多様な主体による課題解決へ向けたコーディネート<市社協>
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する検討やシミュレーション等を通じた、関係機関の連携強化<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 社会福祉法人・施設の地域貢献活動の推進に向けた、課題の整理と提案<市社協>
- 学校・市民利用施設・社会福祉法人、企業・商店等、それぞれの特徴を生かした地域での活動事例の集約と発信を通じた地域づくりの方向性や視点の共有<市社協>
- 市内外の企業による取組事例や様々なデータの提供等による、多様な主体と地域がつながるための取組支援<市>
- 各地域に向けて多様な主体が既に協働している先進事例を周知する場の提供や周知方法の検討・実施<市>
- NPOと地域、関係機関等が連携した、生活課題、地域課題への対応事例の集約と発信<市社協>
- 市社協の会員組織としてのネットワークなどを活用した地域活動、地域づくりを協働する事例の集約とその分析を通じた視点・取組の方向性の共有ノウハウの集約<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 社会的な課題や地域課題の解決に向けた住民と企業が連携した取組等、多様な主体の連携に関する新たな事業の試行実施<市社協>
- 不登校やひきこもり、ヤングケアラー等の学齢期の課題対応に向けた、地域と学校、関係機関による検討と対応策の実施<市・市社協>
- 課題や地域ニーズの把握と多様な主体の活動をマッチングできるような人材・団体の育成<市>
- 市社協の会員施設や団体と連携した福祉人材の確保・育成支援<市社協>

交流等の場の充実

- 地域協議会の設置、開催を通じた社会福祉法人が地域と共に地域の福祉ニーズを検討する機会の提供<市>
- 様々な活動団体や活動者がお互いの強みや経験を知る、つながる交流の機会や場づくり<市>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
・共創「リビングラボ」の活動団体数	15 団体
・横浜市市民協働条例に基づく協働事業数	242 事業者

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑥多様な主体による地域活動が広がる	
指標:・地域貢献活動を実施している社会福祉法人数 ・民間事業者と連携した見守り参加事業者数	222 法人 56 事業者
⑦多様な主体が地域課題を共有している	
指標:地域ケアプラザが事務局機能を果たしている地域福祉団体・機関とのネットワーク数	781 件

※ 評価指標については、P.84 を参照

トピックス:民間企業と連携した見守りネットワーク事業「いそまる」

磯子区社協では企業、商店などの異業種の民間事業者と連携し、ゆるやかな見守り体制の構築や協力事業者同士のつながりを進めていくことを目指し、見守りネットワーク事業を推進しています。

きっかけは生命保険会社から区社協へ地域貢献活動の相談があったことです。生命保険会社の営業職は、顔なじみの顧客の異変や、街中で気にかかる人を見かけた際に相談機関につながりなどできることで協力したいとのことでした。そこで、業務を通じたゆるやかな見守りをしながら、個人情報に配慮しつつ異変を感じた住民の様子を関係機関と共有することなどを定めた協定を締結しました。協定ではほかに、営業職のスキルアップを目的とした研修の開催や、協力事業者同士のネットワークづくりを目的とした連絡会を開催することも定めています。

このネットワークは、区内の協力事業者が気になる人を重層的に見守ることを目指し、名称を「磯子で見守る」ことを意識し、「いそまる」と名付け、ロゴマークを作成しました。

また、動物病院とも協定を締結し、多頭飼育をしている飼い主の背景にある、認知症や高齢による寂しさなどの相談について、地域ケアプラザなどの支援機関と情報共有をしています。

地域に根差した様々な企業、商店と連携しながら、きめ細かい見守りのネットワークが広がることを目指しています。



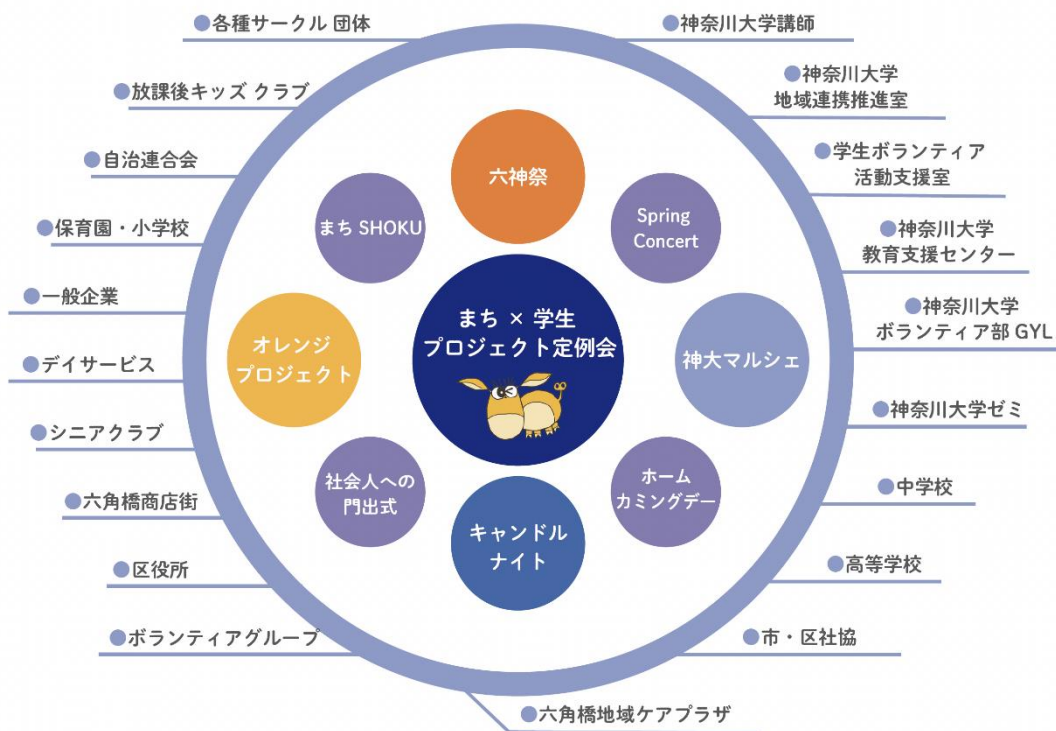
「いそまる」のロゴマーク



協定締結の様子

トピックス: まちと学生がつながり・つながる“まちづくり”「まち×学生プロジェクト」

- 2015年10月、神奈川区六角橋地区を中心としてまち（自治会）、地域ケアプラザ、大学生が協働し「まちづくり」を考え創るプロジェクト「まち×(かける)学生プロジェクト」が発足しました。
- きっかけは「同じまちに住む学生にもまちづくりに参加してもらいたい」という要望でした。まちと学生が直接顔を合わせて話し合う中で、『学生とまちの情報共有の場』『学生のイベントにまちが』『まちのイベントに学生が』そのような関係性を構築することで、よりよいまちづくりができるのではないかと動き出しました。
- 地道な関係づくりの成果として「六神祭^{ろくじんさい}」をはじめ認知症啓発活動を地元商店街や企業等と協働して取り組む「オレンジプロジェクト」、まちの誰もがまちづくりに参画できる「キャンドルナイト」等、様々な活動が発展し、まちのあらゆる人がつながる大きな“支えあいの輪”が生まれています。
- コロナ禍（非常時）には、平時に培ってきた関係があればこそ自治会、商店街、大学、市社協、ケアプラザ等多くの団体が結束し、コロナ禍で生活に困る学生の食・職支援「まち SHOKU」を実施しました。学生の「食」支援だけでなく、まちの「職（仕事）」を応援し、「お互いさまでつなぐ」、「地域でともに生活する」をコンセプトに、コロナ禍でも活動の形を変えながら活動を継続し現在に至っています。2022年には持続可能な団体活動の継続の為、「NPO 法人格」を取得しました。
- 「世代や立場を超えて一緒になってまちを盛り上げる」そして既存のコミュニティを活性化させ、よりよい社会を実現させるため、地域の中であらゆる団体が協働し“つながり”を持てるまちづくりの推進を行っています。



(3) 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の協働による地域を支える基盤づくり

<現状・課題>

- 区役所・区社協・地域ケアプラザ等の支援機関は、地区別支援チームを組織し、各職種の専門性を生かして地区別計画の策定・推進に関わり、地域を支援しています。
- それぞれの支援機関の総合力を発揮して住民・関係機関等との協働による課題把握・解決への取組を進めています。
- 地域における生活課題は複合化・複雑化しているため、区役所・区社協・地域ケアプラザ等において一層連携・協力し、解決を図ることが大切ですが、共有・検討・解決を図る場づくりは十分とは言えない状況です。
- 支援機関は、目指す地域像を共有し、その達成に向けて各機関が果たすべき役割を確認しながら、地域を継続的に支援する体制づくりが引き続き必要です。

取組のポイント

- ・ 地域特性を踏まえた地域支援の推進
- ・ 個別支援と地域支援の一体的な推進に向けた地区別支援チームの総合力の発揮
- ・ 包括的な支援の体制づくりに向けた関係機関の連携・協働

<取組>

情報発信・啓発

- データ活用の推進など、住民や関係機関が協働により地域課題を解決するための基盤を構築
<市>
- 生活困窮、いわゆる「8050問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題への地域支援の必要性について、講座等で周知<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 区役所・区社協・地域ケアプラザの各事業担当者会議や職員研修の実施による組織間・職種間の連携促進<市・市社協>

事例・ノウハウの共有

- 生活困窮、いわゆる「8050 問題」、ヤングケアラー等、複合化・複雑化した課題の対応事例の共有
<市・市社協>

第4章 推進のための取組

2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり

- 「地域ケアプラザ業務連携指針」に基づく地域ケアプラザの職種間連携事例の集約と共有
＜市・市社協＞
- 区役所・区社協と地域ケアプラザの連携による地域支援実践事例の集約と情報発信＜市社協＞
- 区社協、地域ケアプラザの実践に基づく手引きの作成・見直し＜市社協＞
- 行政等から地域に提供される情報を地域支援に有効活用していくための手法の提示＜市社協＞

人材育成・確保／体制強化

- 支援機関が、地域の課題を住民目線で捉え、支援者として関わるスキルを身につけるための研修の実施＜市・市社協＞
- 職員のコーディネート力の向上を目的とした区社協、地域ケアプラザ向け研修の実施
＜市・市社協＞
- 地域のニーズに合わせた地域ケアプラザの機能の検討＜市＞
- 複合化・複雑化する課題に対する支援機関としての解決策の検討と施策化＜市・市社協＞
- 地区別支援チームの総合力を発揮し、個別支援と地域支援を一体的に進めるための視点の共有
＜市・市社協＞
- 多機関連携により支援が必要な人を地域につなげる意識の醸成と情報の共有＜市＞
- 地区別計画の策定・推進支援のための研修、会議等の実施＜市・市社協＞
- 身近な地域のつながり・支えあい活動推進事業等を通じた、地域における切れ目のない支援とそれが実現できる地域づくりへの実践の方向づけ・支援＜市社協＞

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域福祉保健計画に関する職員研修の実施回数	80回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑧地域における個別の困りごとを関係者が連携して受けとめられる(支援者がひとりで抱え込まない) 指標:民生委員・児童委員が困りごとを相談されたときの相談先と連絡調整回数 (委員相互・その他関係機関)	445,859回
⑨個別課題解決の視点を持った地域支援ができています 指標:個別課題を見据えた地域支援の検討をした地区別支援チーム数	255件

※ 評価指標については、P.84を参照

トピックス：地域ケアプラザ ～地域の身近な福祉・保健の拠点～

- 地域ケアプラザは、高齢者、子ども、障害のある人など、誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている横浜市独自の施設です。概ね中学校区を目安に、市内の各地域に設置されています。
- 地域の皆様の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支えあいのある地域づくりを支援しています。また、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握して支援していくとともに、地域の課題を明らかにして地域住民と一緒に解決に取り組んでいます。

地域ケアプラザ ※1

- ・福祉・保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉・保健活動やネットワークづくりの支援
- ・地域の福祉・保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手の育成・支援

地域包括支援センター ※2

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など
- ・介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職種

- 所長
- 保健師 等
- 社会福祉士 等
- 主任ケアマネジャー 等
- 生活支援コーディネーター
- 地域活動交流コーディネーター

地域包括
支援センター

など



※1 地域ケアプラザではこの他に、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。

※2 地域包括支援センターは地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。

- 人を支える支援には、「専門的な支援（事業所や専門機関が提供するサービス等）」と「地域住民による支援（地域住民による自主的な取組や支えあい活動）」があり、日々の暮らしを切れ目なく支えるために、両者は一体的に行われる必要があります。地域ケアプラザは、個人を直接支援するだけでなく、その人に対して、「専門的な支援」と「地域住民による支援」を両輪で進められるよう、それぞれの取組や活動等を支援しています。
- 地域ケアプラザには複数の職種が配置されているため、それぞれの専門的な知識や視点を生かして各事業を連動させ、地域ケアプラザ全体で地域に根差した取組を行っています。

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

【全体の方向性】

障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景、価値観の違いといった多様性を理解し、尊重しあえる地域づくりを進めます。また、身近な地域で交流し、つながり、社会に参加する機会を創出・拡充するとともに、一人ひとりの状況に合わせた健康づくりを推進します。デジタル技術の活用など、アフターコロナも含めた新たな時代や環境の変化に即したつながりづくり等も検討・創出します。

(1) 多様性を理解し、尊重しあえる地域づくり

<現状・課題>

- 誰もが自分らしく暮らしていくためには、一人ひとりの立場や背景を踏まえて、それぞれの生き方や存在を相互に理解し、尊重しあえる意識をより一層高めていくことが大切です。
- 障害のある人や外国人、性的少数者など、様々な立場や背景のある人に対する偏見や差別があることで助けを求めにくい状況や、家族が抱え込んでしまっている状況があります。
- 福祉教育や啓発活動を通して、多様性の理解や困難な状況にある人を受け止める地域づくりが進められていますが、生きづらさの背景は多様化かつ複合化しており、より多くの人に理解を広めていく必要があります。
- 障害当事者同士や団体、相談支援機関の交流やネットワークは広がりつつあるものの、障害によるコミュニケーションの難しさもあり、障害のある人の中にはつながりが希薄であると感じている人もいます。
- 同じ地域で尊重しあって暮らすためには、日常の中でつながり、互いの状況を踏まえ、得意なことや不得意なことを理解し、支えあう関係性が育まれていくことが大切です。

取組のポイント

- ・ 立場や背景、価値観の違いを理解し、尊重しあえる風土づくり
- ・ 日常のつながりの中での相互理解の推進

<取組>

情報発信・啓発

- 学校での多様性の理解につながる周知、啓発<市>
- 地域住民の多様性の理解につながるような活動等の周知<市>
- ソフトとハードが一体となった地域づくりの推進、多様性を尊重し、安心して自由に生活できる福祉のまちづくり等に関する情報提供及び理解促進<市>
- 困ったときに、互いに支えあう関係づくりを構築できるよう、市と区の連携による関係機関や地域に向けた啓発<市>
- まちづくり等、福祉保健に限らず関連する他分野と連携した地域づくりの推進と支援制度の周知<市>
- 障害への理解の促進と活動機会の拡充に向けた、障害者施設等の自主製品販売や作業受注に関する情報発信<市・市社協>
- 障害のある人等の当事者講師による理解促進の取組拡充<市社協>
- 多様性への理解を促進するための啓発ツールの作成と頒布<市・市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 国際交流ラウンジ、市民協働推進センター、市民活動・生涯学習支援センター、市民利用施設等の様々な社会資源と関係機関等の多文化共生と地域福祉のつながりを意識したネットワーク構築<市>

事例・ノウハウの共有

- 多様性への理解を促進するため、安心、安全に地域活動を続けられる工夫等の取組事例の共有<市>
- 多様性への理解を促進するプログラムの検討と運用方法の提案<市社協>

人材育成・確保／体制強化

- 地域の中で高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人等との出合いやつながる機会の創出<市・市社協>
- 障害への理解を進めるため、障害のある人等による当事者講師の養成<市社協>

交流等の場の充実

- 同じ悩みを持った人や仲間とつながる場の提供<市>
- 多様性を理解しあう関係づくりに向けた、障害のある人等との共通体験の場の拡充<市社協>
- 世代や障害、国籍等様々な人が、立場や背景を超えて参加できる緩やかな場の創出<市>

第4章 推進のための取組

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
多様性理解啓発プログラム実施回数	206回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑩多様な立場や背景、価値観の違いを知る機会が増える	
指標：・学校の福祉教育の参加者数 ・福祉のまちづくりの研修参加者	新たに集計 285人

※ 評価指標については、P.84を参照

トピックス：支え手としての当事者団体の取組

- 「横浜市障害者社会参加推進センター」では、障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、「障害者自らによる様々な社会参加促進施策」を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進しています。
- その中でも、ピア相談事業は、障害者本人やその家族が相談員となって、同じような環境や悩み、経験を生かして困りごとの相談に応じています。ピア相談のご利用者からは、「当事者同士で相談できたことによる安心感やよく話を聞いてもらい、当事者目線による地域の社会資源やサービスにかかる情報提供をしてもらえた」といった感想が寄せられており、当事者同士ならではのきめ細かい相談が行われています。
- そのほか、当事者としての視点を踏まえたパンフレットや動画の作成、学校・地域・事業所等が福祉学習を行う場合の講師（障害当事者等）の紹介やDVD教材の貸出等の相談に応じるなど、地域に向けた普及啓発などにも取り組んでいます。



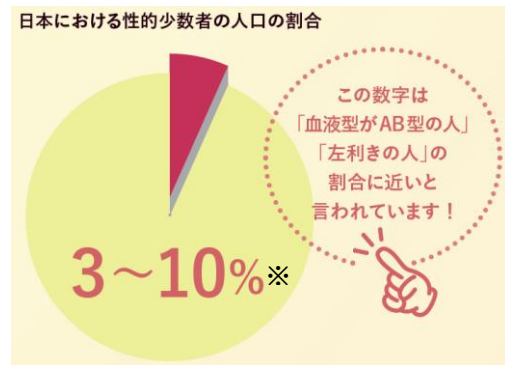
【写真】ピア相談の様子

トピックス:当事者団体と協力して実施する啓発の取組と当事者支援事業

- LGBT など性的少数者は私たちの身近に存在しています(人口の3~10%)。しかし、学校や職場、家族、そして地域社会からの誤解や偏見などを恐れ、周囲に悩みを伝えたくても伝えられずにいる人もいます。
- 性的少数者が抱える課題にきめ細やかに対応するためには、柔軟な行動力等を生かして啓発や相談に取り組む当事者団体との連携が不可欠です。横浜市では、市内の当事者団体と丁寧に対話しながら、様々な施策に取り組んでいます。

《当事者団体と連携・協力している取組の一部》

- 性的少数者やその家族などの悩みや困りごとにつながる展示等、多様な性について「自分に身近なこと」として考えるきっかけづくり
- 性的少数者の方々が悩みを誰にも相談できずに孤立し、ひきこもりや自死という深刻な状況に追い込まれることを防止することを目的とした、市内の当事者団体による性的少数者専門の相談窓口や当事者同士の交流スペースの提供



※ 「働き方と暮らしの多様性と共生」研究チーム(2019年)「大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生にかんするアンケート」、株式会社LGBT 総合研究所(2019年)「LGBT 意識行動調査2019」、電通ダイバーシティラボ(2018)「LGBT 調査2018」など

トピックス:福祉のまちづくりの推進

横浜市では、福祉のまちづくり条例に基づき、平成11(1999)年から「横浜市福祉のまちづくり推進指針(以下「推進指針」という。)」を策定しています。

令和3(2021)年に公表した新しい推進指針(令和3(2021)年度~7(2025)年度)では、福祉のまちづくりにあまり関わりがなかった人にも親しんでいただけるよう「ふくまちガイド」という愛称をつけました。

ふくまちガイドは、主に福祉のまちづくりを推進し、横浜が目指す姿である「ビジョン(未来像)」、ビジョンを実現するための大切な考え方である4つの「ポリシー(理念)」、ポリシーを踏まえ、ビジョンを実現するための「アクション(行動)」で構成されています。

横浜は、開港当初から国内外の様々な文化を受け入れて発展してきました。その中で培われた多様性を大切にす風土を将来につなげ、横浜に関わる全ての人のアクション(行動)を積み重ねることで、ふくまちガイドが目指す「安心して自由に生活できるインクルーシブ(全ての人を受け入れられ、参加できる)なまち」の実現につながります。

福祉のまちづくりは、障害のある人もない人も、子どもから大人まで誰もが安心して自由に生活できるよう、市、事業者、市民の三者が連携して推進することが求められています。

皆さんも、ふくまちガイドをきっかけに、ちょっとしたことから始めて、地域の活動に拡げてみませんか。



「ふくまちガイド」
(令和3年度~7年度)

横浜市 ふくまちガイド

トピックス：世代や国籍を超えてつながる、地域みんなの居場所「ぷらっと kiricafe」

- 2023年1月、地域コミュニティカフェ「ぷらっと kiricafe」は、緑区霧が丘にオープンしました。
「地域の人々が繋がれる、誰でもぷらっと立ち寄れるカフェ」がコンセプトとなっており、多世代（お子様からご年配の方）・多国籍の方など誰でも気軽に立ち寄っておしゃべりしながら、コーヒーやランチを楽しんでいただける場所として NPO 法人霧が丘ぷらっとほ一むが運営しています。
- この場所ができるきっかけになったのは、「みどりのわ・ささえ愛プラン（緑区地域福祉保健計画）」の話し合いで霧老連（シニアクラブ）の課題として「居場所づくり」が提案されたことでした。
- 昭和 50 年代にベッドタウンとしてできたまちは、年月が経ち、少子高齢化やインド人移住者の増加により、多世代・多文化が混ざり合う特色のあるまちへと変化しました。
- 居場所づくりの取組を進める中で、「シニア世代」、「子育て世代」、「多文化共生」の団体が出会い、三者が協働する NPO 法人「霧が丘ぷらっとほ一む」が設立されました。
- 平日（月火木金）はランチ、土曜はモーニングの営業をしており、曜日によって、日本語教室や学習支援などの時間もあります。その他にも楽しく、ためになる多世代・多文化交流イベントや地域の学びあいの機会になるような様々なイベントが開催されています。
- カフェでは、地域に暮らすシニア世代、子育て世代、月曜日にはインドのお母さんが一緒においしい料理を作りながらキッチンを支え、ホールスタッフとしても活躍しています。
シニア世代の男性がランチに訪れ、スタッフとも話が弾んでいたり、学校帰りに子ども達が立ち寄って声をかけてくれるなど、自然と交流ができ、笑顔があふれる場所です。
- また、普段出会えない立場の人々の交流の場であり、インド人の子どもたちにシニアの人が折り紙を教えるなど、世代も国籍も超えたつながりが生まれるきっかけにもなっています。
- 霧が丘地区では地域に住む様々な立場の人がつながり、「楽しむ」、「小さな困ったことを助け合う」、「学び合う」という、地域に住む人みんなが解決できる仕組みを作ることで、人の温かさが感じられる地域を目指しています。



オープニングセレモニー
霧が丘学園6年生が企画！



キッズスペースや地域の作家さんが作ったハンドメイドマルシェもあります

(2) 交流・つながり、社会に参加する機会の創出と拡充

<現状・課題>

- 就労地と居住地の分離や、世帯の少人数化などにより、地域における住民相互の「つながり」が徐々に希薄化しています。日々の暮らしの中で、多様な世代や様々な状況にある人が地域で知りあい、つながる仕掛けや働きかけが必要です。
- 令和元年度横浜市市民意識調査では、何かの形で社会に役立つことをしたいと考える人が6割近くいる一方、参加している地域活動が「特にない」と回答した人も約6割となっています。多くの人が自分ができる範囲で地域福祉活動に関わる機会を増やし、地域のニーズとつなげ、誰でも社会貢献ができることを改めて発信していくことが求められています。
- 横浜市の在住外国人は10万人を超え、今後更なる増加が見込まれます。就労や地域活動などに取り組みたいと考える外国人も多く、地域を支える存在になれるような環境整備が求められています。
- コロナ禍においては、SNSによる情報発信やオンライン会議等といった新たな方法によるつながりづくりが生まれました。また、身近なつながりや支えあいが途絶えないよう、地域で培ってきた取組の意味を再確認する動きもありました。さらに、これまで地域活動をしていなかった人も、寄付などを通じた新たな参加が生まれました。
- 市内では趣味やスポーツ等、様々な生涯学習・市民活動が行われています。身近な地域で交流し、つながることは、地域の課題や変化に気付くきっかけになります。気付きを自分事として捉えて、できることから取組を広げることで、自分の居場所や生きがいが見つかり、支えあう地域へとつながっていきます。様々な活動の中にある福祉保健活動としての要素を大切にする必要があります。
- 多様な世代が身近な地域でつながっていくためには地域で子どもを育てるという視点を重視し、子どもの頃から地域とつながるきっかけづくりが必要です。また、乳幼児期から学齢期・青年期、働く世代、高齢者や障害のある人、一人ひとりの状況や価値観に合わせた多様なつながりのきっかけづくりが求められています。
- 地域活動の担い手不足や多様化する地域課題に向きあうため、地域福祉保健活動に関わる人材の裾野を広げていく必要があります。

取組のポイント

- ・ 身近な地域で交流し、つながることの大切さの共有
- ・ 多様な世代や背景の人と人、人と組織がつながる場や機会の拡充
- ・ 生きがい・楽しみと福祉保健活動の一体的な推進
- ・ 子どもの頃から地域とつながるきっかけづくり
- ・ 時代や環境の変化に即したつながりづくりの検討・創出

第4章 推進のための取組

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<取組>

情報発信・啓発

- 地域の支えあいの取組や福祉保健活動の趣旨の地域住民・関係機関・団体への発信・啓発<市社協>
- 地域福祉保健計画の理念、目指す姿の広報・啓発<市>
- できる事から気軽に参加できる活動の情報発信<市>
- 一人ひとりの価値観や生活状況にあった多様な選択肢のある地域活動について情報発信<市>
- 趣味やスポーツ等の実施内容をはじめ、曜日や時間帯、所要時間等、きめ細かな参加メニュー情報の集約・提供<市社協>
- デジタル技術を活用した幅広い世代に向けた地域活動の情報発信<市>
- 地域学校協働本部、学校・地域コーディネーターの目的や役割について地域住民、関係機関・団体へ理解の促進及び周知<市>
- あらゆる人に役割や出番があるといった地域づくりの方向性の発信<市社協>
- 寄付を身近に感じ、多くの市民が参加したいと思える寄付文化の醸成に向けた取組<市社協>

連携強化・ネットワーク構築

- 乳幼児、小中高生、若者、妊婦、子育て世代等が地域とつながるための、地域子育て支援拠点、青少年の地域活動拠点、保育所、幼稚園、学校等と地域が連携した取組の推進<市・市社協>
- 地域と学校、社会福祉法人、企業・商店、NPO 等のつながりづくりの支援<市>
- 学校運営協議会等の仕組みを活用し、地域と小学校・中学校が協働し、より良い地域社会を実現するための支援策の推進<市>
- 学校・地域コーディネーター等の機能を生かした、小中高生の地域の活動への参加の促進<市>

事例・ノウハウの共有

- 誰もが役割を持って主体的に参加できる地域の居場所等の意義や効果、事例の集約と共有<市社協>
- 自身の興味関心が社会参加や自らが地域活動の担い手になることへとつながる環境づくりに関する情報の集約と発信<市社協>
- 趣味や生きがい活動と福祉保健活動を一体的に進める取組事例の集約と共有<市社協>
- 職業上の得意分野を生かした地域貢献活動の取組事例の共有<市>

人材育成・確保／体制強化

- 社会参加や地域貢献に関する市民向けの研修、ワークショップ等の開催<市>
- 各地域活動者を対象としたフォローアップ研修やリーダー層に向けた研修の実施<市・市社協>
- ボランティア活動を通じた社会参加プログラムの検討と支援メニューとしての提案<市社協>

- 職業上のスキルや専門知識を生かした人材の活用<市>
- 市民活動・生涯学習支援センターの地域課題に合わせたコーディネート機能の強化<市>
- 趣味や特技等を生かして、地域活動に関わってもらえるような地域の人材とのつなぎ役の育成<市>
- 子どもの居場所に関する団体・関係機関への活動支援、研修等の実施<市・市社協>
- 学校・地域コーディネーターの養成講座の実施と学校への配置<市>

交流等の場の充実

- 乳幼児から高齢者まで幅広い世代、外国人、障害のある人等、様々な人が個人の状況、価値観に合わせて、誰もが参加しやすく地域とつながりを持てるための多様な交流の場や機会の創出<市・市社協>
- 防災訓練等の地域の活動・行事への高齢者、障害のある人、妊婦、子ども、外国人等、様々な状況にある人の参加・参画の促進<市・市社協>
- それぞれの活動の特徴を生かしながら多世代交流や見守り等につなげられるような可能性の検討、活動の支援<市・市社協>
- 地域活動の新たな手法、デジタルの活用へ向けた支援<市>
- 子ども食堂や学習支援、地域のフリースペース等、子どもの居場所の実態把握と拡充支援<市・市社協>

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
地域活動への参加のきっかけとなる講座の開催回数	165回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
①幅広い市民参加に向けて、これまで参加できなかった人が参加できる地域活動が広がっている 指標:・市民協働推進センター及び区市民活動支援センターの相談件数 ・市民意識調査で「市民が地域活動に参加している」と回答した割合	16,761件 41.1%(R1)
②つながりや交流による健康づくりを行う人が増える 指標:通いの場への参加率	10.6%
③身近な地域に健やかに過ごすための場所や機会が増える 指標:健康づくり、保健活動の視点を重視した地域主体の取組数	821件

※ 評価指標については、P.84を参照

トピックス：ボランティア体験を通じて地域ぐるみで青少年を育む ～青少年の地域活動拠点の取組～

- 「青少年の地域活動拠点」は市内に7か所あり、中高生世代が安心して気軽に集える居場所と、社会参加プログラム等の体験活動や多世代交流等の機会を提供する場です。
- 都筑区青少年の地域活動拠点「つづき MY プラザ」では、「都筑区青少年指導員連絡協議会」と連携して、小学5年生～高校生を対象に、夏休みボランティア体験活動「はあと de ボランティア」を実施しています。2008年度から開始し、2022年度まで延べ1,265か所の体験先で、3,211名の青少年がボランティア活動をしました。
- ボランティア体験は、青少年が、地域とつながり、社会参加を通して成功体験を積み重ね、自己肯定感を持つきっかけとなります。
- 大人たちは、青少年がボランティア活動に参加し、多世代交流、多様な協働体験を通して、社会性、自主性を身に付けることを応援します。また、青少年の受け入れ先に、青少年への理解を持ってもらえるよう働きかけ、地域ぐるみで青少年を育てます。
- 青少年の地域活動拠点と青少年の成長を支える青少年指導員、そして地域が連携し、未来を担う青少年を育む「はあと de ボランティア」は、地域の可能性に気づき、新たなエネルギーを生む、地域に欠かすことのできない取組となっています。



トピックス：国際交流ラウンジにおける相互理解・活躍促進の取組

- 急速な在住外国人人口の増加に伴い、文化や習慣の違いなどにより、地域で暮らす在住外国人と日本人との間に誤解や溝が生じることがあります。
- このため、身近な多文化共生の拠点である「国際交流ラウンジ」のうち、外国人の集住が進む一部の区では、スタッフが外国人と日本人の相互理解や外国人の活躍促進の取組を進めています。
- 具体的には、自治会町内会の会合へスタッフが参加し、外国人との共生に際し生じている困りごとをヒアリングした上で、在住外国人への生活ルールの普及啓発に努めるとともに、日本人と外国人が交流を持つ機会を設けることなどを通じて、相互の理解を深め、互いに安心して暮らせるまちづくりを進めています。
- あわせて、在住外国人の地域活動への参画を促す取組も行い、誰もが自分らしく活躍できるまちづくりや地域活性化に取り組んでいます。
- 例えば、なか国際交流ラウンジでは、学習支援教室の卒業生である外国につながる若者が活動グループとして地域のお祭りや清掃活動などに参加しているほか、映画製作等などにも取り組み、若者の自己表現の機会としても機能しています。

【写真】外国人が集住する地区の小学校における保護者向け生活ガイダンスの様子



トピックス：学生の学びを生かしたボランティア活動

- 学校法人岩崎学園情報科学専門学校の先生から、「学生が学んでいることを生かして地域の困りごとの解決につなげたい」、「地域の方と交流することで学生にとって貴重な経験としたい」との相談をきっかけに、地域の高齢者を対象とした SNS 活用のスマホ講座を開きました。コロナ禍で対面できる機会が持てない中でしたが、SNS やオンラインミーティングなどで準備を重ねた結果、手作りのテキストなどを用いた学生による講座は、参加者に大変好評でした。
- 講座に参加した高齢者から「デジタル社会に置いていかれるのではないかと不安」と聞いた学生からは、「これからの授業の中で高齢者が ICT のツールやサービスを練習するためのアプリを作ってみよう」といった今後につながるような感想がありました。



学生が司会進行、講師を務めました



終盤は参加者、学生が入り混じっての講座になりました

トピックス：趣味をきっかけとした地域活動への参加（レコード鑑賞会）

「レコード鑑賞会」の活動は平成30(2018)年「地域づくり塾かなざわ」での最終課題「新たな社会資源を生み出す」の企画の中から誕生しました。コロナ禍でも密にならないよう工夫し、毎月第2火曜日に金沢区にある瀬戸町内会館で活動を続けています。

寄贈していただいたレコードや、懐かしいレコードを持ち寄り、音楽を聴きながらおしゃべりを楽しむ「レコード鑑賞会」。ジャンルは歌謡曲からジャズまで取り揃え、どなたでも楽しめるようにしています。当時の思い出や、それ以外のお話でも自由にお話しながらの仲間づくり。

参加者から「懐かしい曲に心が和む」、「生活に張り合いができていく」、「外出する機会ができて嬉しい」との声が寄せられるなど、地域での良い人間関係ができました。また、高齢者の参加も多いため、見守りの機会にもなっています。

「レコード鑑賞会」が地域活動に参加していただけるきっかけになればよいと考えています。



(3) つながりを通じた健康づくりの推進

<現状・課題>

- 健康づくりの活動は、世代を超えて身近な地域で広がり、市民の社会参加の機会となり、生きがいにもつながっています。
- コロナ禍の影響で地域の健康づくり活動の場や機会が減少し、心身の健康状態の低下や社会的孤立の増加が懸念されました。日常の人とのつながりを通じた健康づくりの重要性が再認識されました。
- 健康に関心がない人や、地域とつながりのない人へ健康づくりの働きかけが届きにくい現状があります。人と人のつながりを通じて、身近で気軽な健康づくりの活動を多くの市民に広めていく必要があります。
- 病気や障害のある人もない人も、全ての人が、一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごせるための環境づくりが必要です。
- 人と人のつながりを通じた健康づくりの推進の意識の醸成は、徐々に広まりつつありますが、更に多くの住民に意識の定着を図り、健康づくりの活動を広げていくことが必要です。
- うつ病、依存症などこころの病気に対する誤解や偏見をなくしこころの健康の保持増進に努めていけるよう環境づくりが必要です。

取組のポイント

- ・ 様々な状況にあっても一緒につながることができる健康づくりの推進
- ・ 一人ひとりの状況に合わせて健やかに過ごすための環境づくり
- ・ 地域住民、関係団体、医療機関、教育機関、企業・商店など様々な主体による健康づくりの推進

<取組>

情報発信・啓発

- 乳幼児から高齢者まで、ライフステージに合わせた運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣について、学校、医療機関、関係機関、企業等を通じた周知・啓発<市>
- 身近な場所で気軽に参加できる健康づくりに関するイベント、講座等の情報の周知<市>
- 地域で健康づくりに関わる機関・団体・グループの活動内容の周知<市>
- 気軽に参加できる交流の場、イベント等の場所での健康づくりに関する情報の普及・啓発<市>
- 疾病の早期発見のために、特定健診やがん検診の定期的な受診の勧奨<市>
- 生涯にわたって健康な歯・口腔を維持するため歯科健診の定期的な受診の勧奨<市>
- 様々な分野の活動者に向けた、地域でのつながりを通じた健康づくりの考え方の広報・啓発<市>

- 障害等の状態に合わせた運動や食事、睡眠等の適切な生活習慣について、医療機関、関係機関、企業等を通じた周知・啓発<市>
- 市民へ向けた、人とつながりを保つこと、普段の生活の中で生きがいや楽しみを見つける事の重要性の周知・啓発<市>
- こころの健康について症状が深刻化する前の段階での見守りや相談・受診につながるように、地域での理解の促進<市>
- 自殺対策、依存症対策についての市民に向けた広報・啓発<市>
- SNS など様々な手法を活用した若い世代への健康情報の普及啓発<市>
- 災害、感染症等の予期せぬ危機的な事態でも健康を維持するための行動、備えの啓発<市>

連携強化・ネットワーク構築

- 地域での仲間づくりを通じた健康づくり活動の組織化支援<市・市社協>
- 地域の活動者、企業、商店街、医療機関、教育機関、関係機関等との連携を通じた幅広い世代や様々な状況の人への健康づくりの推進<市>
- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等の、地域や様々な分野の活動団体や関係機関同士のつながりづくり<市>

事例・ノウハウの共有

- 地域と学校、関係機関、企業等の具体的な健康づくりの取組事例の紹介<市>

人材育成・確保／体制強化

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員等、健康推進に関わる団体・関係機関、地域住民への健康課題の変化や地域の課題についての情報提供や研修等の実施<市・市社協>
- 健康づくりに関わるグループ、団体の活動継続の支援<市>

交流等の場の充実

- 保健活動推進員や食生活等改善推進員、地域活動団体と連携した身近な地域での健康づくり活動の推進<市>
- 老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)や地域の親子の居場所等と連携した健康づくり講座の推進<市社協>
- デジタル技術を活用した健康講座や交流の場の開催<市>

第4章 推進のための取組

3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

<指標>

(活動指標)

	現状値(R4年度)
保健活動推進員・食生活等改善推進員の研修実施回数	186回
介護予防人材の発掘と支援の実施回数	165回

(関連する直接アウトカム指標)

	現状値(R4年度)
⑫つながりや交流による健康づくりを行う人が増える 指標:通いの場への参加率	10.6%
⑬身近な地域に健やかに過ごすための場所や機会が増える 指標:健康づくり、保健活動の視点を重視した地域主体の取組数	821件

※ 評価指標については、P.84を参照

トピックス:港南区「笹寿会」(老人クラブ)の「自立と支援」をモットーにつながり、交流、まちづくり

○ 港南区「笹寿会」は笹下台団地で活動しています。現在高齢化率44%のこの団地は、丘の上に位置し、高齢化による住民の外出困難、孤立・孤独化、交流頻度の低下といった課題があります。そのため「笹寿会」では「自立と支援」をモットーに解決手段を考案・実現してきました。

○ 取組例①「ささカフェ」

住民の孤立・孤独化を防ぐため月1回、集いの場づくりとして「ささカフェ」を開催。最初からこうすべきという決まりを作らず、アイデアなどを生かして、変化を楽しみながら活動を続けています。富士山が見えるこの場所で、お茶を飲みながら皆で集まり交流しています。

○ 取組例②「ささげ台マルシェ」

朝市「ささげ台マルシェ」は移動車店舗による食料品、地域の手工芸品・パンなども購入できます。外出して立ち寄り、自然に交流の機会となっています。この取組により、団地内で様々な世代の交流が増え、地域の活性化にもつながっています。



○ 取組例③「ラジオ体操」、「モルック」

マルシェの日に合わせ、同じ場所で「ラジオ体操」と「モルック(北欧発アウトドアスポーツ)」も同時に開催。楽しく交流しながら、健康維持増進になっています。



トピックス：つながりで健康づくり～保健活動推進員、食生活等改善推進員の地域の取組～

保健活動推進員の地域の取組

- 横浜市保健活動推進員として、横浜市長から委嘱を受けた約 3,800 名の市民が活動しています。地域の健康づくりの推進役で、行政の健康づくり施策のパートナーです。2023 年には、制度発足から 75 周年を迎えました。
- 自ら健康づくりを実践するとともに、家族や周囲の人に広め、地域全体で健康づくりを実践できるようなきっかけづくりや、健康づくりを継続するための支援を行っています。企画開催にあたっては、区福祉保健センターはもちろんのこと、地域のネットワークを生かし、医師・歯科医師・薬剤師、地域ケアプラザやスポーツセンター等の専門家の協力を得ながら取り組んでいます。
- 市や区における活動報告会等で、お互いの取組を発表し合い、切磋琢磨しながら、活動の視野を広げています。地域のつながりを生かし、楽しむことも大切にする健康づくりの活動は、保健活動推進員らしさであり、横浜市にとってかけがえのないものとなっています。



区民まつり



体操教室



ウォーキング

食生活等改善推進員（ヘルスマイト）の地域の取組

- 食生活等改善推進員（愛称：ヘルスマイト）は、「私たちの健康は、私たちの手で」のスローガンのもと、地域ぐるみの健康づくりを目指し全国で活動するボランティアグループです。各区福祉保健センターで実施する食生活等改善推進員養成講座を修了した市民で構成されています。
- 46 道府県、5 市に協議会がある全国組織で、全国で約 11 万人、横浜市では市内 18 区全てに組織されており、約 1,300 人の推進員がいます。子どもから高齢者までの全ての世代を対象に、食を通じた健康づくりを推進するため、健康課題やニーズを踏まえて、地域に密着した活動を行っています。



学校での食育講座



健康イベントでの啓発

ヘルスマイト
シンボルマーク

第5章 推進体制

- 1 推進体制
- 2 推進の視点
- 3 計画の評価方法

Ⅰ 推進体制

① 策定・推進委員会【附属機関】

市民委員、各分野の活動関係者及び学識経験者等で構成し、地域福祉保健計画の策定・推進・評価に関する検討及び決定を行います。

② 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会

横浜市と市社協が共同で事務局を運営し、地域福祉保健計画と地域福祉活動計画の策定・推進・評価に関する意見交換を行い検討を進めます。

また、必要に応じテーマ別検討会を設置し、重点的に検討を進めます。

③ 関係局区検討プロジェクト

市の関係局区が連携して、地域福祉保健の推進に向けた取組を総合的・横断的に進めるための検討、連絡調整を行います。

計画の推進にあたっては、行政・社協・地域ケアプラザが、生活課題や地域課題の解決に向けたコーディネートの中心を担います。また、各区、各地区で地域福祉保健計画を推進していく際も、区役所・区社協・地域ケアプラザの三者が連携しながら、その役割を果たしていきます。

しかしながら、地域づくりは支援機関だけで行うものではありません。横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。また、地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域には様々な主体の参画も進んでいます。

住民・支援機関・関係機関等が連携し、住民主体の地域運営が行われるよう、協働して取組を進めていきます。

2 推進の視点

社会情勢や家族機能の変化等を背景に生活課題が複雑・多様化する中で、社会的孤立や制度の狭間の問題、複合的な課題など、一人ひとりの状況に合わせて包括的に対応していくことが求められています。

地域福祉保健計画は、高齢者、障害のある人、子どもといった分野別計画を横断的につなぎ、地域の視点から共通する理念、取組推進の方向性を地域住民と支援機関、関係機関で共有し、地域における暮らしの充実を目指すものです。誰もが孤立することなく、一人ひとりの困りごとを受け止め、支えあう地域づくりに向けて、地域福祉保健計画の推進を通して、支援機関が共通して持つべき視点・姿勢を「推進の視点」として整理します。

(1) 地域住民と支援機関・関係機関の協働により、地域福祉保健を推進する

地域においてこれまで築いてきた身近な支えあいを継続し更に高めていくためには、地域の課題に気付き解決するまでの過程において、地域住民の主体的な参画が不可欠です。暮らしの中での変化への気付きや、生活の延長線上での声かけ、気かけあいといったことは、同じ地域に暮らしているからこそできるものです。

支援機関は、そうした地域住民の主体性を大切にしながらも、住民任せとせず、地域とともに課題や目指す姿を共有し、合意形成を図りながら、解決に向けて主体的に取り組みます。

また、横浜の地域社会には、多様な人材と活発な市民の力が豊富にあります。地域住民だけでなく、施設、企業・商店、NPO、学校等、地域の関係者を幅広く捉え、それぞれが参画できるような働きかけていきます。

(2) 一人ひとりの暮らしに着目して支える

なんらかの「支え」が必要になっても、これまでの生活やつながりを途切れさせることなく自分らしく暮らしていくためには、地域との関係性の継続・構築も踏まえた上で、制度やサービスと地域住民の支えあいを一体的に捉えて支援する必要があります。また、地域共生社会の目指す、支え手・受け手を越えた双方向の関係性は、これまでの暮らしの中にこそ、その人なりの強みや出番につながるヒントがあります。

一人ひとりの価値観やどのように暮らしていきたいのかという思いに着目し、これまでの暮らしやつながりを大切にします。

(3) 既存の枠組みにとらわれず解決に向けて取り組む

地域では、様々な創意工夫により、数多くの支えあいの取組が生まれています。しかし、地域で新たな取組を始めようとしたときに、既存の制度や規制により、思うように進められないといったケースもあります。

また、社会の変容や生活課題の複雑・多様化により、これまでの支援制度では解決できない課題が増えています。

支援機関は既存の制度や業務の枠組みの中で捉えるのではなく、課題解決に向けて、各組織内、関係機関との連携を強化し、分野横断的な体制を整えながら、施策化や事業化も含めて、粘り強く取り組めます。

3 計画の評価方法

(1) 計画の評価時期

- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画の評価は、2026（令和8）年度に中間評価を実施し、計画期間後半の取組の推進方策に反映させます。
- ・ その後、計画推進の最終年度の2028（令和10）年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、次期の計画策定に生かしていきます。

(2) 評価の基本的な考え方

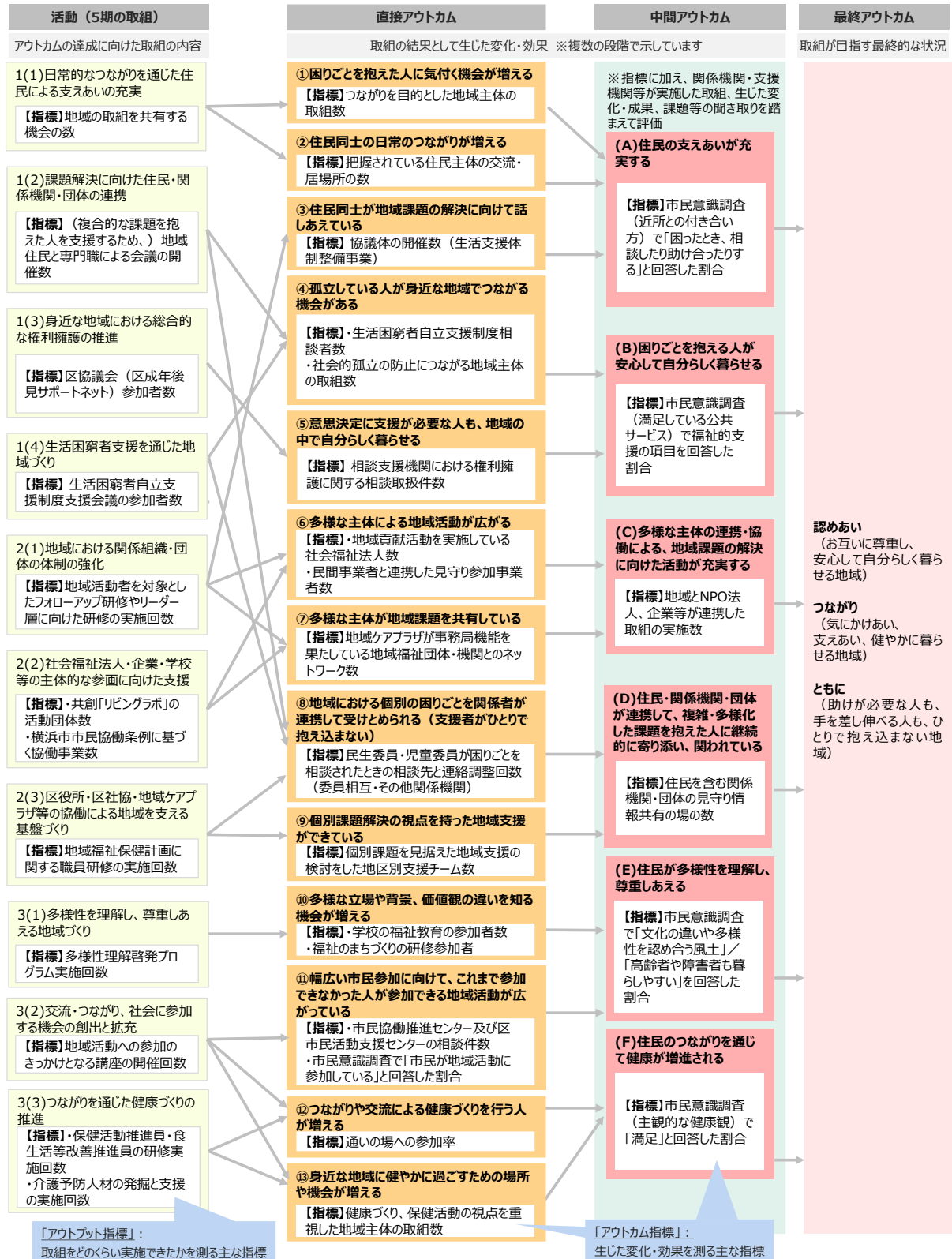
- ・ 地域福祉保健計画の策定・推進にあたっては、取組を定めて進めていくとともに、その取組の進捗や成果・効果等を定期的に振り返り、確認した上でその後の活動に生かしていくことが重要となります。
- ・ その一方で、第5期横浜市地域福祉保健計画の目指す姿である「認めあい」、「つながり」、「ともに」は、第5期横浜市地域福祉保健計画に記載された取組以外にも様々な取組と合わせて目指すものです。
- ・ また、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりは長い年月をかけて進めていくものであり、第5期横浜市地域福祉保健計画の計画期間である5年間では、その成果を適切に測ることが困難です。
- ・ したがって、評価については、「取組の良し悪しを判断する」のみではなく、「どのような変化があったか」、「次期計画に向けて何が必要か」を関係者間で話し合い、取組の推進や次期計画策定に生かすことを重視します。

(3) ロジックモデルを活用した評価

- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画の評価では、取組と目指す姿の関係を明確にし、関係者間でのコミュニケーションを促進することを目的に、ロジックモデルを活用した評価を実施します。
- ・ ロジックモデルは、取組が目標に至るまでの流れを、フローチャートの形で論理的に説明するものです。
- ・ ロジックモデルを評価に取り入れることで、以下のような効果が期待できます。
 - 目的と手段の因果関係をビジュアルで示すことができ、その考え方を関係者間で共有することができます。
 - 目指している状態を明確に定義することで、妥当な評価指標を設定することができます。
 - 取組が総覧化されるので、足りない取組や不要な取組に気付くことができます。
- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画のロジックモデルは、次のページに示しています。

第5期横浜市地域福祉保健計画のロジックモデル

以下のロジックモデルでは、第5期横浜市地域福祉保健計画の目指す姿である、「認めあい」、「つながり」、「ともに」と各取組の因果関係を図示しています。取組によって生じる変化・効果(アウトカム)を段階的に示し、最終的な目標(最終アウトカム)にどのようにつながっているかを整理しています。



(4) 評価内容・手順

① 評価に必要な情報の収集

- ・ ロジックモデルの「5期計画の取組」では、地域や関係機関・支援機関がどのような取組をどれくらい実施できたかという観点から定量データ(数値で把握できる情報)と定性データ(数値で表せない質的情報)を把握します。
- ・ 「直接・中間アウトカム」では、取組が地域にどのような変化をもたらしたか、抱えている課題と解決に必要なことは何かという観点から必要な定量データと定性データを把握します。
- ・ 定性データは、地域や関係機関・支援機関の取組や課題について、区役所等を対象としたヒアリング(もしくは紙面調査)により情報を収集します。

② 定量評価・定性評価の実施

- ・ 上記で収集したデータを基に、ロジックモデルの「中間アウトカム」ごとに評価を実施します。
- ・ 評価結果を踏まえて、「最終アウトカム」について最終評価(定性的なまとめ)を行います。取組の進捗状況とその結果や成果、地域や住民の変化、課題などについて総合的に振り返ります。
- ・ 関係者間での話し合いを通じて、最終評価を確定します。確定した最終評価は、住民・関係機関・支援機関等で共有するとともに、今後の取組推進にも活用します。

参考:ロジックモデルとは何か

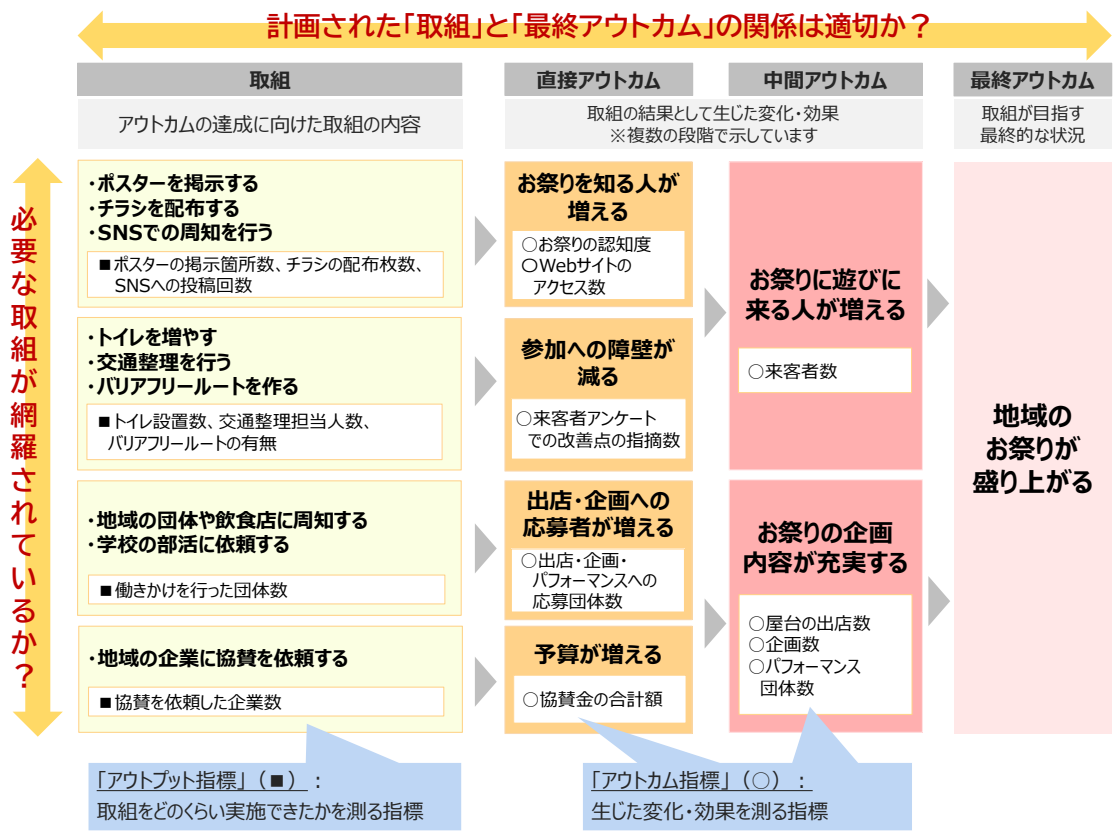
第5期横浜市地域福祉保健計画の評価で活用するロジックモデルとは、取組が目標に至るまでの流れをフローチャートの形で論理的に説明するものです。ロジックモデルの考え方は、様々な場面で活用することができます。ここでは、「地域のお祭り」を題材とした簡易な例でロジックモデルについて説明します。

以下の図は、「地域のお祭りが盛り上がる」を最終アウトカムとしたロジックモデルの例です。最終アウトカムは、事業において達成したい最終的な状況を指します。ロジックモデルを作成する際には、原則として最終アウトカムの検討から始め、目指す状況を達成するために必要なことを逆算して検討します。

今回の例では、「地域のお祭りが盛り上がる」という最終アウトカムを「お祭りに遊びに来る人が増える」・「お祭りの企画内容が充実する」という2つの中間アウトカムに落とし込み、更に「お祭りを知る人が増える」といったより具体的なアウトカム(直接アウトカム)を設定しています。そして、直接アウトカムを達成するために必要な取組を左側に整理しています。

このようにロジックモデルを作成することで、計画した取組と目指す状況の関係が適切か、必要な取組が網羅されているかどうかについて関係者で検討することが容易になります。

<「地域のお祭り」を題材としたロジックモデルの例>



資料編

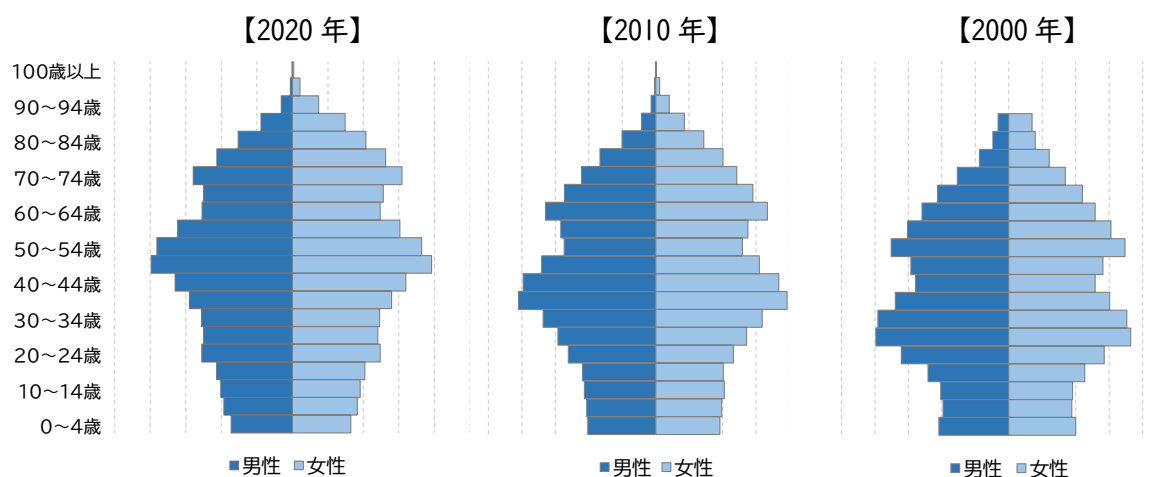
- 1 横浜市の状況(統計データ)
- 2 用語解説
- 3 横浜市地域福祉保健計画の検討経過
- 4 パブリックコメント実施結果
- 5 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿(2022・2023年度)

Ⅰ 横浜市の状況（統計データ）

（Ⅰ）横浜市の福祉保健に関わる基礎データ

ア 人口ピラミッド

人口ピラミッドは「つば型」を示しています。最も割合が高い層は2000年時点では20～30代でしたが、2020年には40～50代に移行しています。また、30代以下の割合は年齢が下がるのに従って縮小し、70～80代の割合が、特に女性で拡大していることが特徴的です。



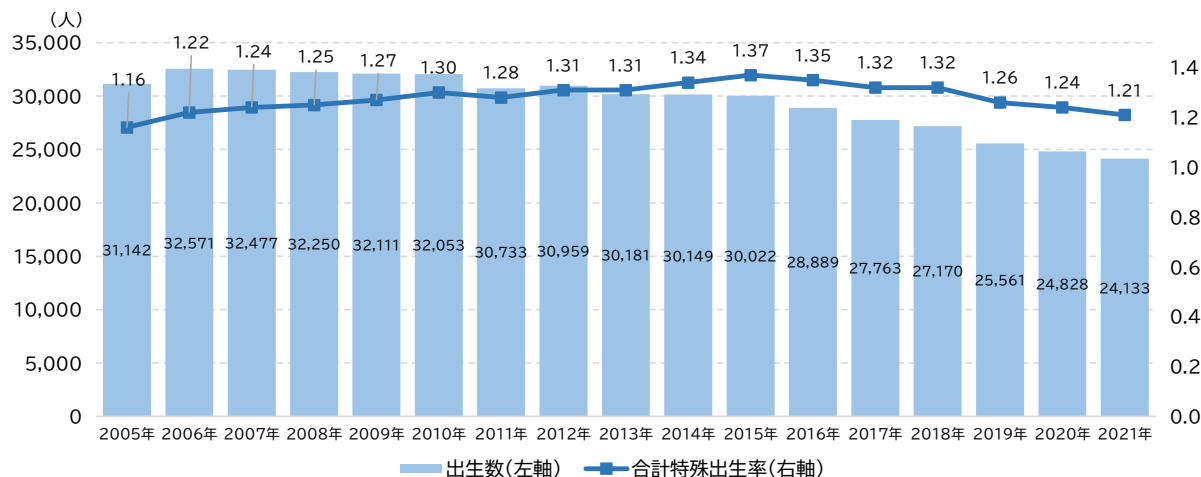
注)2000年のデータは、85歳以上が最大の階級

出典:総務省「国勢調査」

イ 合計特殊出生率、出生数の推移及び初婚年齢の平均の推移

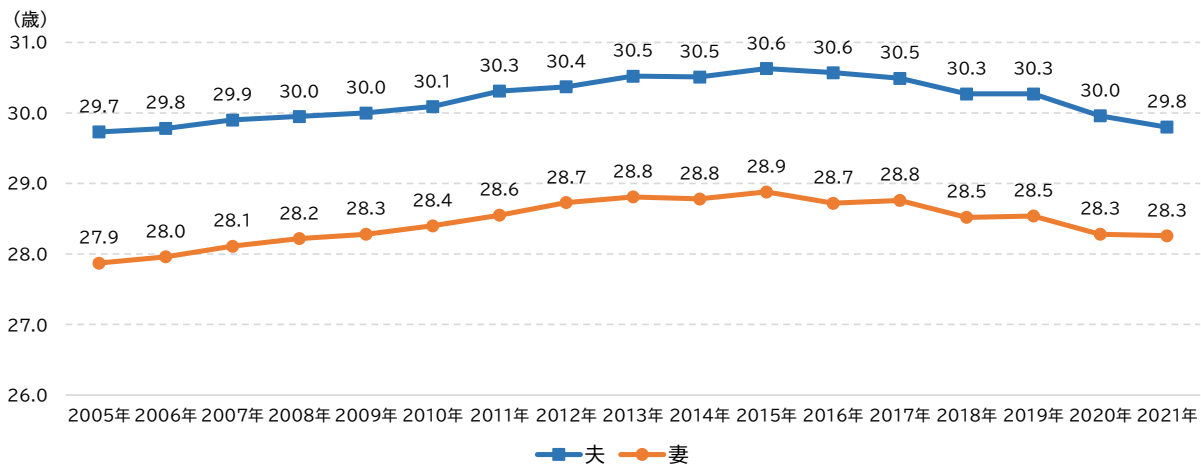
合計特殊出生率は、2015年頃まで回復傾向にありましたが、2016年以降低下が続き、2021年には1.21となっています。また、初婚年齢は、男女ともに上昇傾向が止まり、近年緩やかに下降しています。2021年時点で夫は29.8歳、妻は28.3歳となっています。

<合計特殊出生率、出生数の推移>



出典:「横浜市統計書」(出生の福祉保健センター別状況)

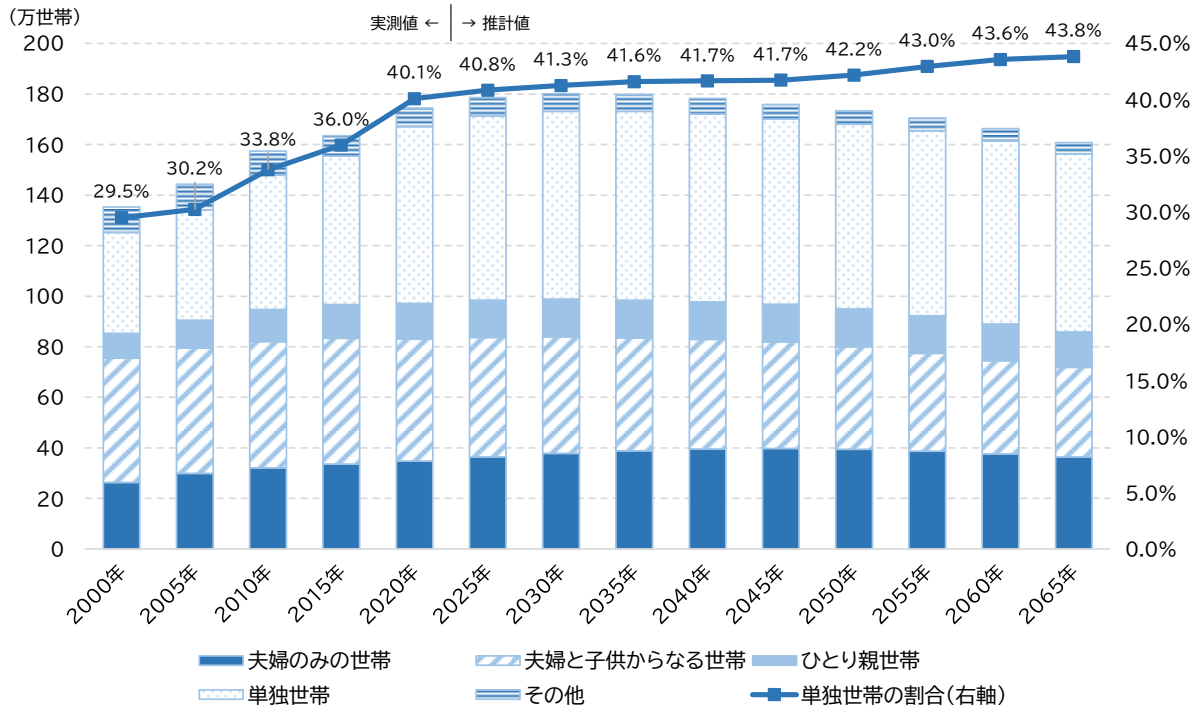
<初婚年齢の平均の推移>



出典:「横浜市統計書」(婚姻の福祉保健センター別状況)

ウ 家族類型別世帯数の推移と推計

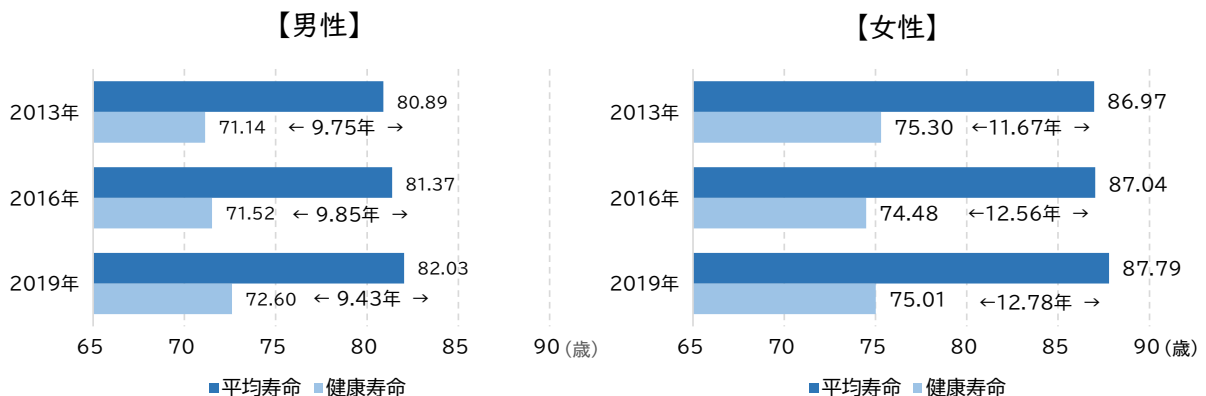
単独世帯の割合が年々増加しており、2020年には全体の40%を超えました。2065年には全体の43.8%を占めると見込まれています。



出典:2020年までは総務省「国勢調査」、2025年以降は「横浜市将来人口推計」

エ 平均寿命と健康寿命の推移

男性の平均寿命と健康寿命は、2013年以降伸び続けており、その差はおおむね10年弱となっています。女性の健康寿命は、2013年から2016年にかけて縮小しているものの、2016年から2019年にかけて平均寿命、健康寿命ともに伸びており、その差は12歳前後となっています。



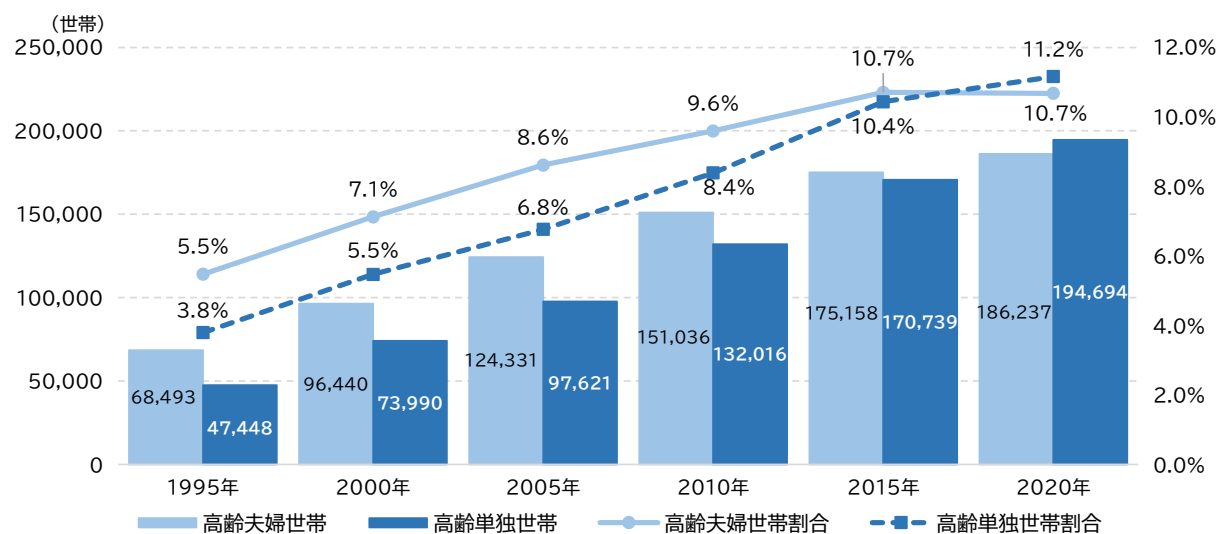
出典:「第2期健康横浜21最終評価報告書」(2022年6月)

(2) 各分野別における状況

① 高齢者

ア 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の推移

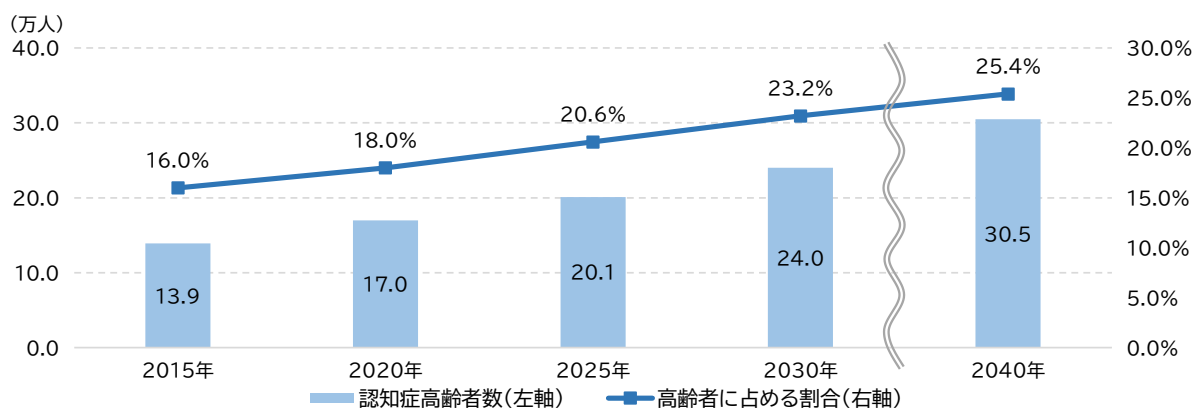
高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）、高齢単独世帯ともに増加が続いています。総世帯数に占める割合は、2020年には高齢単独世帯が11.2%、高齢夫婦世帯が10.7%と、ともに10%を超えています。特に高齢単独世帯割合は1995年と比べて約2.9倍と大幅に増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

イ 認知症高齢者数の推移

認知症高齢者数は、2020年は約17.0万人で、65歳以上の高齢者に占める割合は18.0%でした。2020年からの20年間で約1.8倍になることが見込まれており、2040年には約30.5万人となる見込みです。高齢者に占める割合は25.4%まで増加し、高齢者の4人に1人が認知症高齢者となることが予想されています。

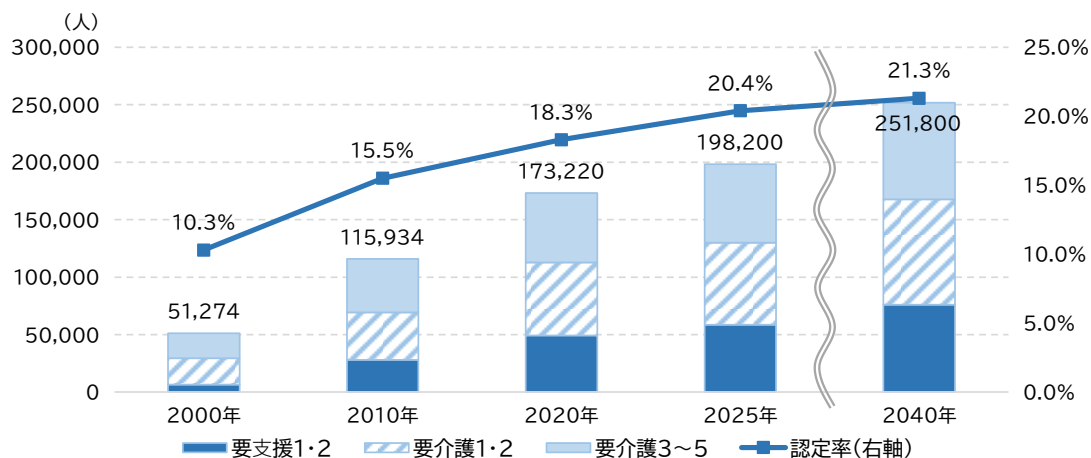


出典：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授)の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計
 ※2020年度国勢調査を基準とした将来人口推計(横浜市)を基に算出。

ウ 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定を受けている認定者数は、2020年で17万人を超えており、高齢者数の増加に伴い、今後も増加していく見込みです。

第1号被保険者に占める認定率は、2020年で18.3%となっており、2025年には20.4%に上昇する見込みです。



	2000年	2010年	2020年	2025年	2040年
要支援1・2	6,479	28,098	49,378	58,500	76,100
構成比(%)	12.6	24.2	28.5	29.5	30.2
要介護1・2	22,864	41,322	63,406	71,500	91,700
構成比(%)	44.6	35.6	36.6	36.1	36.4
要介護3～5	21,931	46,514	60,436	68,200	84,000
構成比(%)	42.8	40.1	34.9	34.4	33.4
認定者数(合計)	51,274	115,934	173,220	198,220	251,800
うち第1号被保険者数	48,938	112,275	169,341	194,000	248,100
第1号被保険者数(全体)	475,905	726,619	925,125	949,900	1,165,300
認定率(%)	10.3	15.5	18.3	20.4	21.3

注1) 認定率は、第1号被保険者数(全体)に占める、第1号被保険者の認定者数の割合。

注2) 要支援は、2006年度より要支援1と2での区分を開始(2000年度は「要支援」のみの区分)。

注3) 要支援・要介護認定者数および第1号被保険者数は、2020年までは実績値、2025・2040年は推計値。(各年9月末時点)

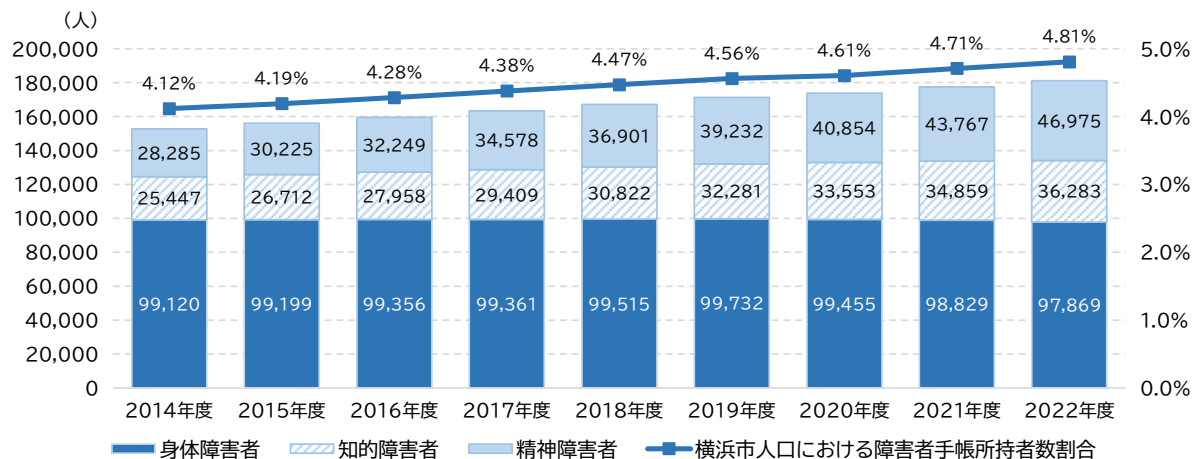
注4) 端数処理を行っているため、構成比等の割合は、合計が一致しないことがある。

出典:「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画」(2024年3月)

② 障害者

ア 障害者手帳所持者数と人口割合

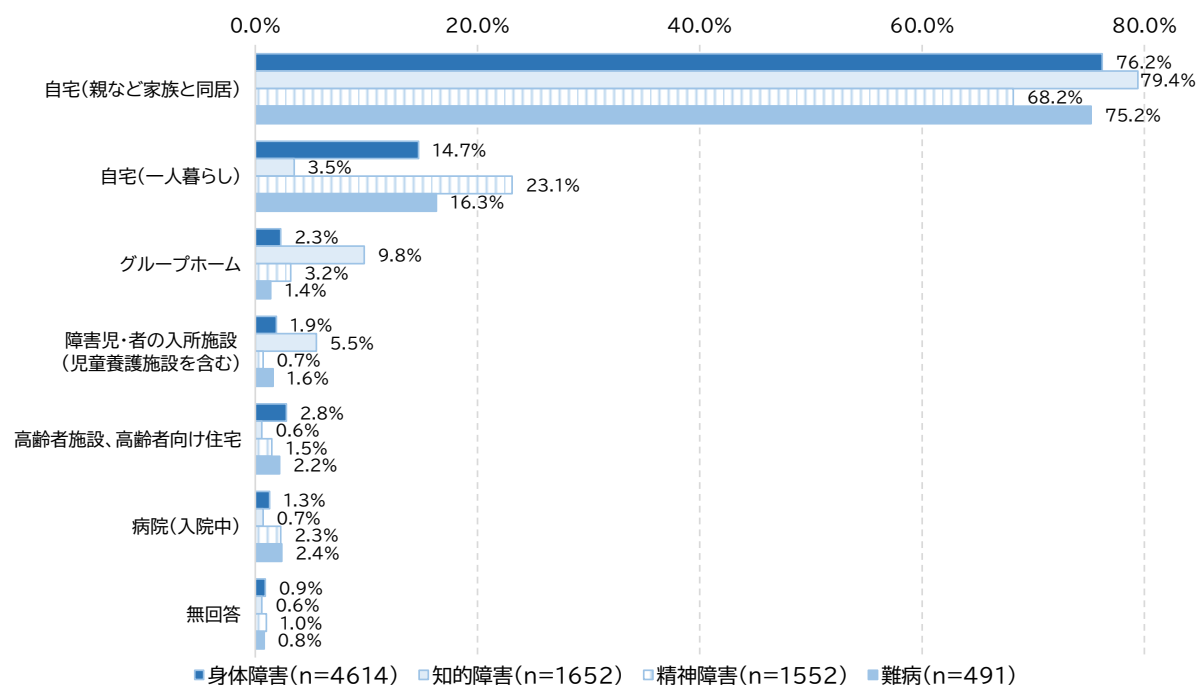
人口に対する障害者手帳所持者の割合は増加傾向にあります。内訳を見ると、身体障害者はほぼ横ばいで推移していますが、知的障害者、精神障害者が増加しており、その中でも精神障害者の増加が大きくなっています。



出典:「横浜市統計書」、健康福祉局障害施策推進課

イ 現在暮らしているところ

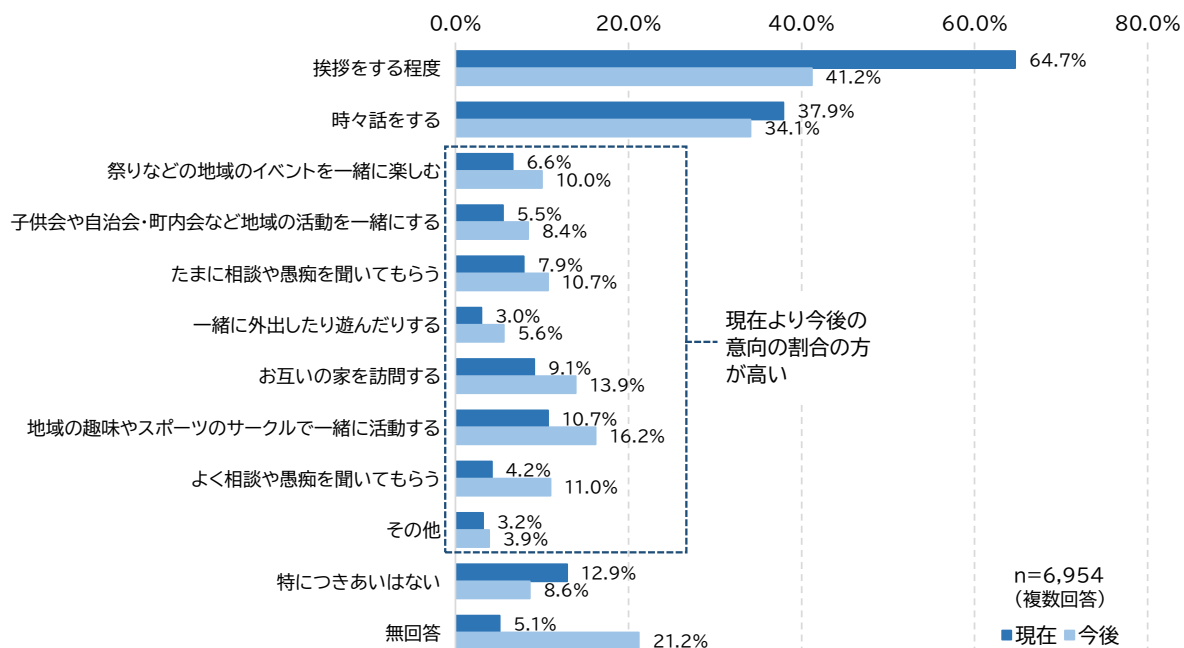
身体障害・知的障害・精神障害・難病のいずれでも、「自宅（親など家族と同居）」が最も多くなっています。また、身体障害・精神障害・難病では、「自宅（一人暮らし）」が2番目に多くなっているのに対し、知的障害では、「グループホーム」が2番目に多くなっています。



出典:「第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査」(2020年3月)

ウ 近所の人とのつきあい

現在、近所の人とのつきあいは、「挨拶をする程度」が最も多く64.7%、次いで「時々話をする」が多く37.9%となっています。一方、「特につきあいはない」は12.9%となっています。また、今後、近所の人とどうつきあいたいかについて、「よく相談や愚痴を聞いてもらう」、「地域の趣味やスポーツのサークルと一緒に活動する」、「お互いの家を訪問する」では、それぞれ6.8ポイント、5.5ポイント、4.8ポイント、現在の状況より高くなっています。

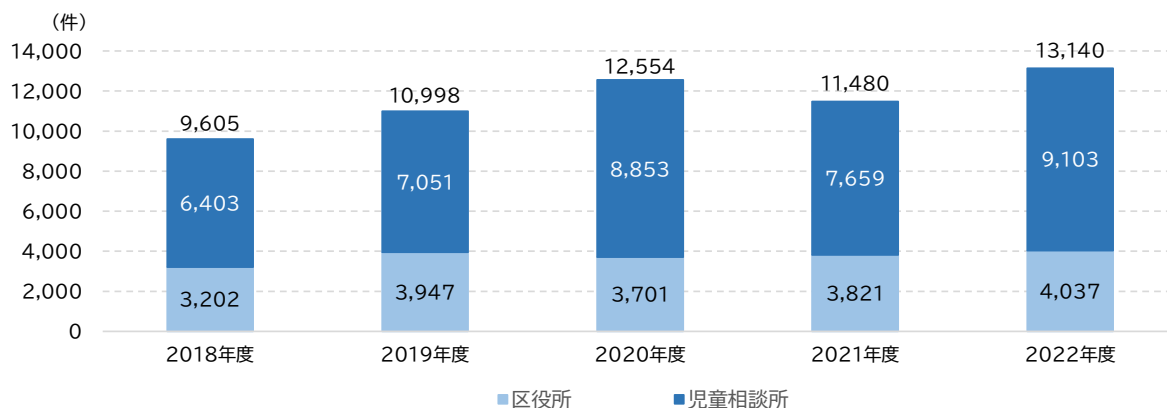


出典:「第4期横浜市障害者プラン策定に向けたニーズ把握調査」(2020年3月)

③ 子ども

ア 児童虐待相談対応件数

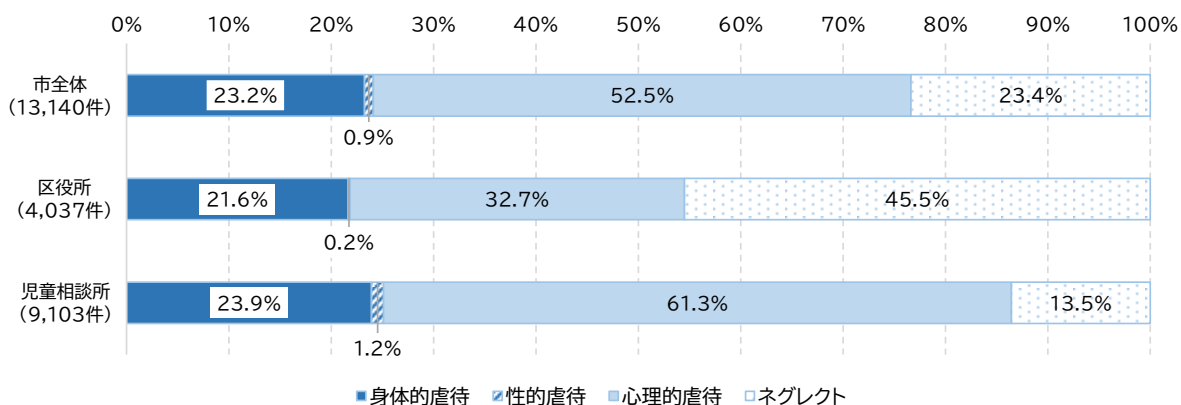
児童虐待対応件数は増加傾向が続いています。2022年度は前年度から1,660件増加し、13,140件と過去最も多い対応件数になりました。



出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

イ 児童虐待相談種別件数(2022年度)

児童相談所が全体の約7割の相談に対応しています。相談種別については、区役所ではネグレクト、児童相談所では心理的虐待への相談対応がそれぞれ最も多くなっています。



出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

ウ 児童虐待経路別件数

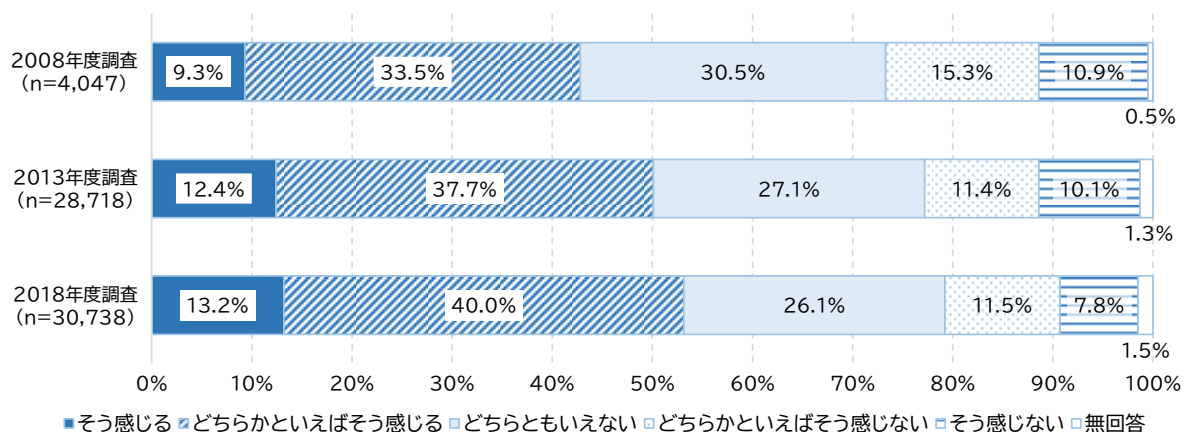
市全体の経路別件数は、多い順に「警察等」(32.7%)、「学校」(12.7%)、「家族・親戚」(11.9%)、「福祉保健センター」(10.9%)となっています。

区分	市全体			区役所			児童相談所		
	2021年度	2022年度		2021年度	2022年度		2021年度	2022年度	
	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数	件数	構成比
福祉保健センター	1,203	1,430	10.9%	851	993	24.6%	352	437	4.8%
他都道府県市町村	248	204	1.6%	247	203	5.0%	1	1	0.0%
児童相談所	963	927	7.1%	201	169	4.2%	762	758	8.3%
保育所	365	456	3.5%	290	367	9.1%	75	89	1.0%
児童福祉施設等	98	164	1.2%	52	61	1.5%	46	103	1.1%
警察等	3,529	4,302	32.7%	4	3	0.1%	3,525	4,299	47.2%
医療機関	357	353	2.7%	238	184	4.6%	119	169	1.9%
幼稚園	57	68	0.5%	30	38	0.9%	27	30	0.3%
学校	1,378	1,663	12.7%	601	629	15.6%	777	1,034	11.4%
教育委員会等	15	35	0.3%	15	23	0.6%	0	12	0.1%
児童委員	31	54	0.4%	30	54	1.3%	1	0	0.0%
家族・親戚	1,444	1,562	11.9%	538	545	13.5%	906	1,017	11.2%
近隣・知人	1,140	996	7.6%	351	336	8.3%	789	660	7.3%
児童本人	179	203	1.5%	32	30	0.7%	147	173	1.9%
その他	473	723	5.5%	341	402	10.0%	132	321	3.5%
合計	11,480	13,140	100.0%	3,821	4,037	100.0%	7,659	9,103	100.0%

出典:こども青少年局こどもの権利擁護課

エ 子育てをしていて、地域社会から見守られている、支えられていると感じるか

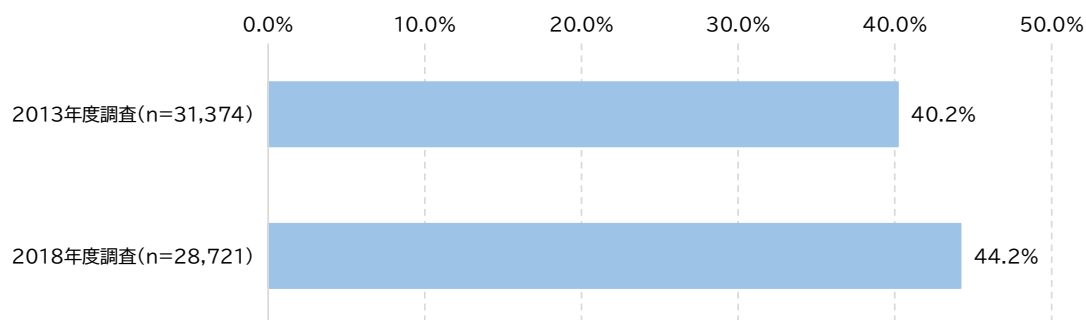
「地域社会から見守られている、支えられている」と感じる（「そう感じる」又は「どちらかといえばそう感じる」）保護者の割合は以前に比べて増加しているものの、半数近くはそう感じていないのが現状です。



出典:「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(小学生)」(2018年11月)

オ 地域での子育て支援の場を利用している親子の割合

地域での子育て支援の場を利用している親子の割合は増加しており、2013年度では40.2%でしたが、2018年度では44.2%となっています。

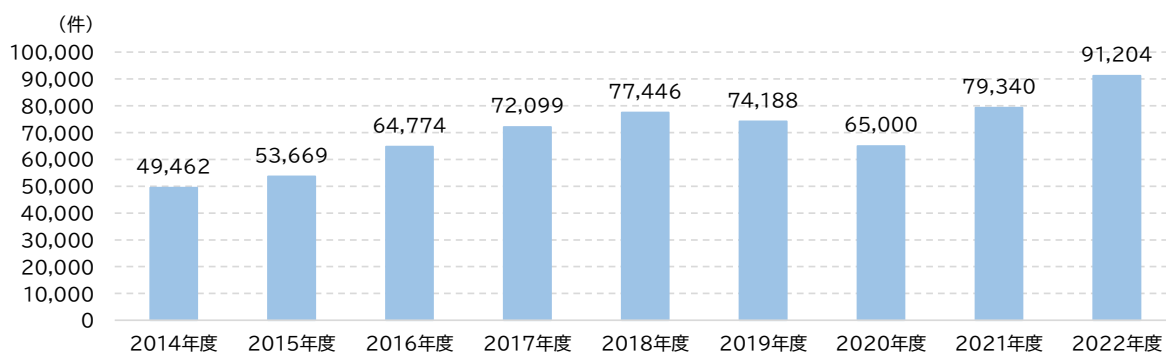


注)地域子育て支援拠点、親と子のつどいの広場、私立幼稚園等はまっ子広場、認定こども園及び保育所子育て広場、子育て支援事業のいずれかを利用している親子の割合

出典:「横浜市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズ把握のための調査(未就学児)」(2018年11月)

カ 地域子育て支援拠点における相談件数

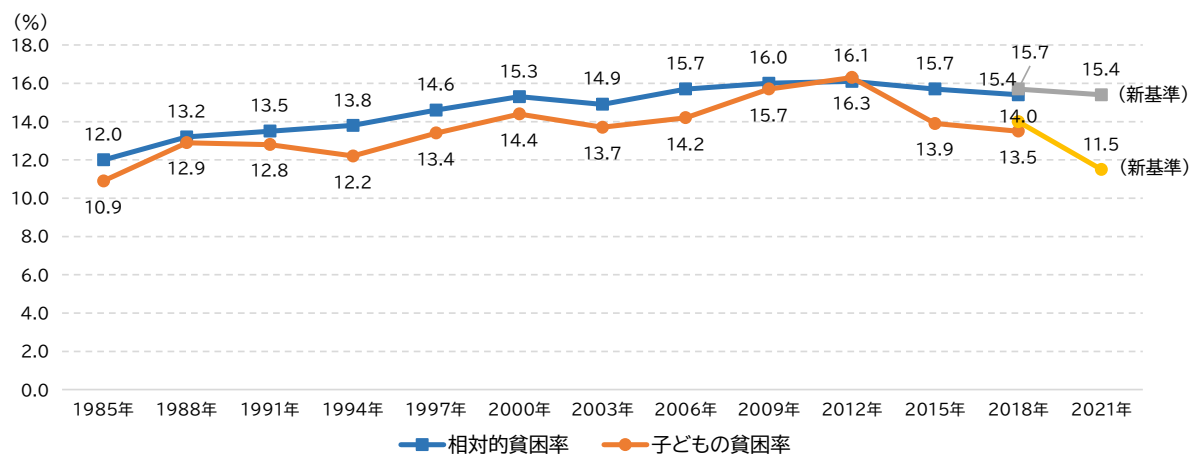
地域子育て支援拠点における相談件数は増加傾向が続いており、2022年度は2014年度の約1.8倍となっています。



出典:こども青少年局地域子育て支援課

キ 子どもの貧困率の年次推移(全国)

2021年の相対的貧困率(全国)は15.4%となっており、過去10年間は、ほぼ横ばいで推移しています。子どもの貧困率(全国)は1990年代半ば頃からおおむね上昇傾向にありましたが、2015年以降は減少しており、2021年は11.5%となっています。



注1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

注2) 2015年の数値は、熊本県を除いたものである。

注3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

注4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

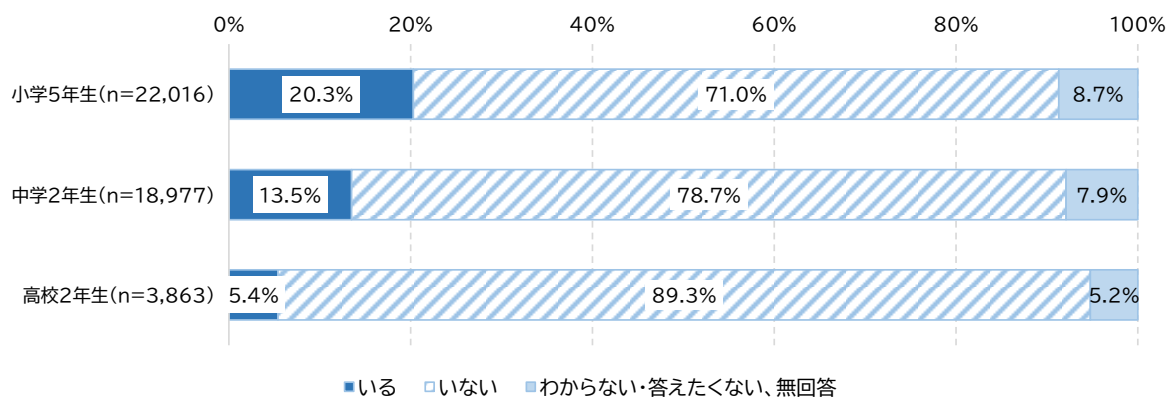
注5) 2018年以降の「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

注6) 2018年は旧基準と新基準の数値を併記し、2021年は新基準の数値のみ掲載している。

出典:厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」

ク 家族のお世話をしている子どもの割合

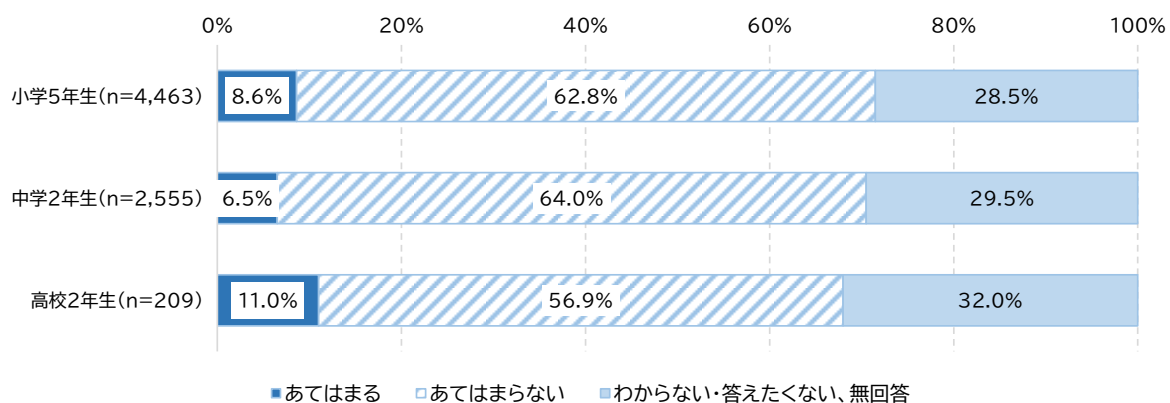
小学5年生の20.3%（5人に1人）、中学2年生の13.5%（7人に1人）、高校2年生の5.4%（19人に1人）が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答しています。



出典:「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果」(2022年11月)

ケ 家族の世話をしている子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合

自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%（全体の約1.7%）、中学2年生の6.5%（全体の約0.9%）、高校2年生の11.0%（全体の約0.6%）となっています。

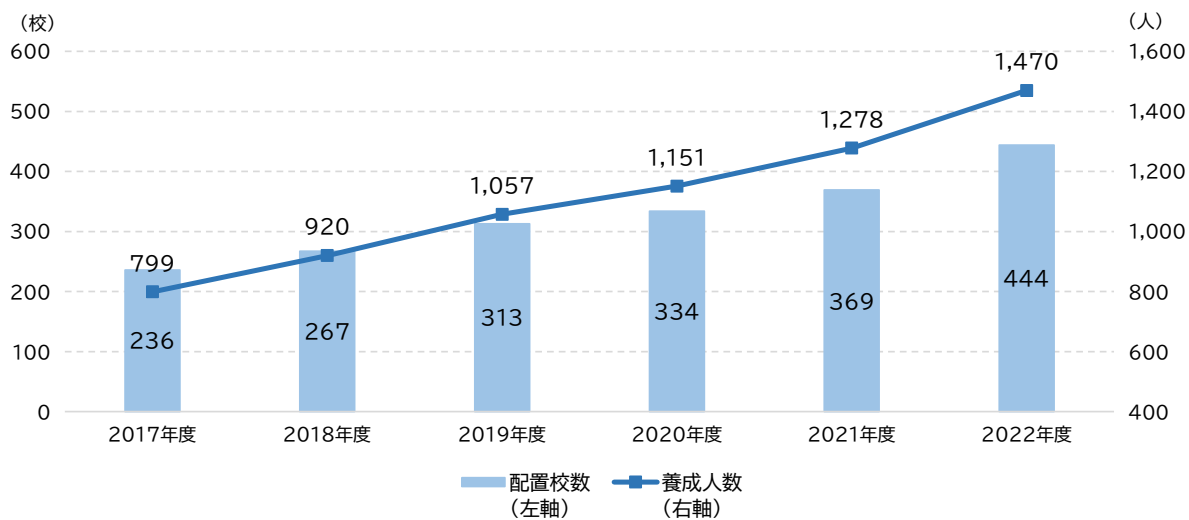


出典:「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査結果」(2022年11月)

④ 学校

ア 学校・地域コーディネーターの養成人数及び配置校数

学校・地域コーディネーターの養成人数及び配置校数は年々増加しています。2022年度には学校・地域コーディネーターの養成人数は1,470人に達し、市内の市立学校507校のうち444校に配置されています。



出典:教育委員会事務局学校支援・地域連携課

地域と学校の連携・協働 ～学校における地域福祉保健活動に通ずる実践～

今、家庭・地域等の多様な主体と学校との連携・協働が求められています！

○ なぜ、地域と学校が連携・協働するの？

学校や子どもを取り巻く問題が複雑・困難になっている現在、未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働しながら課題解決に臨むことが重要です。子どもたちが社会とつながる機会を創出することにより、子どもの学びや育ちを支えます。

○ どのように進めるの？

連携・協働を進める仕組みとして、地域住民や保護者等が、学校と目標を共有し、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する「学校運営協議会」があります。また、「学校・地域コーディネーター」が、地域と学校のつなぎ役となり、連携・協働の様々な活動（※）を行っています。

※様々な活動 → キャリア教育、地域防災マップづくり、授業や放課後の学習支援、福祉体験
登下校や校外活動の見守り、図書室を活用した読書活動 など

○ 取組の効果を教えて！（教育活動の充実やまち全体の活性化にむすびついた事例の紹介）

- ・ ある小学校では、学年遠足を実施する際、学校・地域コーディネーターが中心となり、引率をサポートするボランティアと遠足を担当する教員の連絡・調整を行い、情報共有を進めました。遠足当日、子どもたちはグループごとに決めたコースを安全にかつ楽しく回ることができました。
- ・ ある地域では、子どもたちが小中学校をタスキでつなぎながら、地域住民や保護者も参加した挨拶運動を行っていました。その様子を学校運営協議会に報告したことで、子どもたちの主体的な取組をバックアップし、学校だけでなく地域と共に行う活動へ発展しました。地域と学校のつながりが更に深まり、活気のある挨拶でまちを盛り上げています。

◆詳しくはこちらをご参照ください。

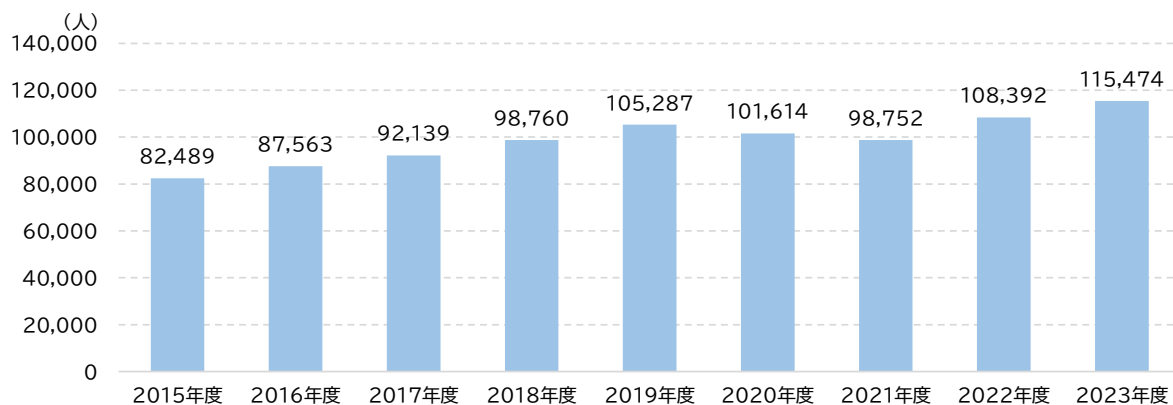
→第4期横浜市教育振興基本計画
柱5 施策I (P64～67)



⑤ 外国人

ア 外国人人口

外国人人口は、新型コロナウイルス感染症による入国制限のあった2020年度・2021年度には減少がみられましたが、2023年度は115,474人となっており、過去最多となっています。

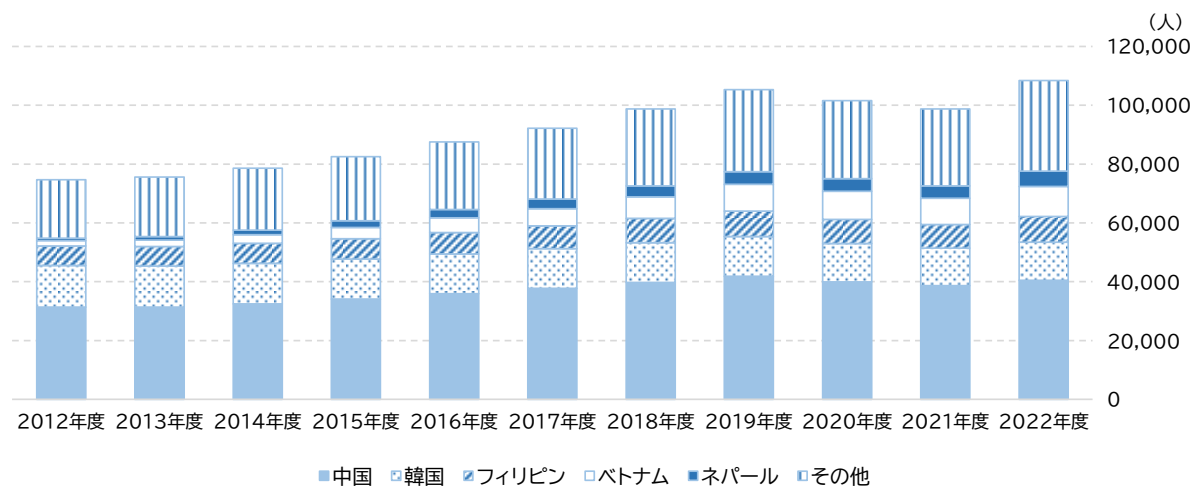


出典:「横浜市統計書」

注)2022年度以前は各年度末の数値であり、2023年度に関しては2023年10月末現在の数値

イ 国籍別外国人人口

2022年度時点の国籍別内訳を見ると、多い順に中国、韓国、ベトナム、フィリピン、ネパールと続きます。近年特に増加しているのは、ベトナム・ネパールです。



出典:「横浜市統計書」

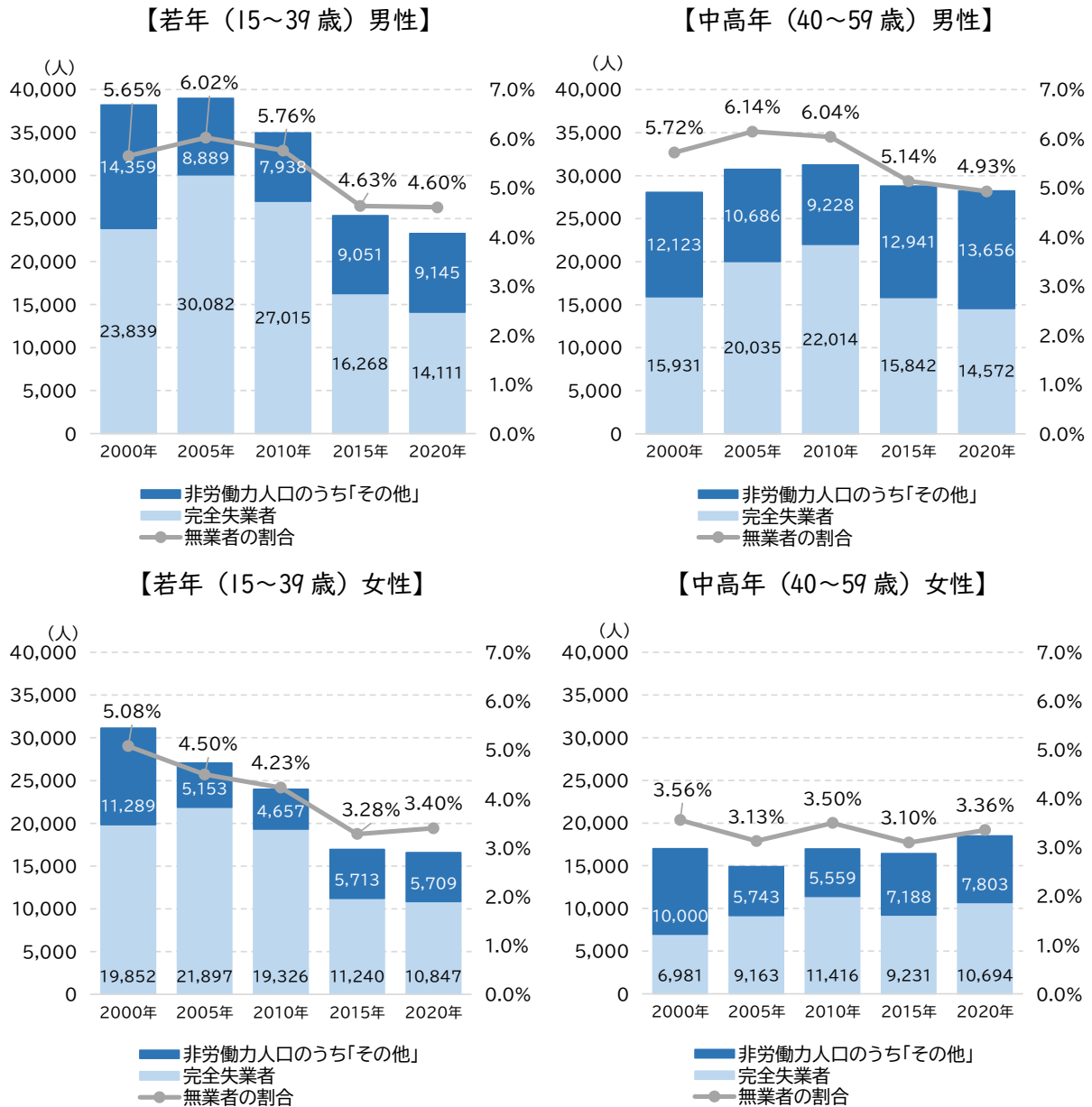
在住外国人への支援・現状と課題

- 本市の在住外国人数は 2023 年に 11 万人を超え、今後も増加が見込まれています。国籍別で見ると、直近 5 年間でインド国籍の方が約 6 割、ベトナム国籍の方は約 7 割、ネパール国籍の方は約 8 割増加するなど、一部の国籍で急増が見られます。
- 外国人は、言葉の問題だけではなく、医療・健康、福祉、教育・子育てなど多岐にわたる悩みを抱えています。また、税金や健康保険・年金などの制度の違い、防災など環境の違いに起因する困りごとなども多く寄せられています。
- このため、市では「多文化共生総合相談センター」や市内 13 か所の「国際交流ラウンジ」において、地域での日常生活に関する幅広い内容に対して情報提供・相談対応を実施しているほか、行政サービスの多言語対応や地域日本語教育の充実により、誰もが安全・安心に暮らすことができる環境づくりを行っています。
- あわせて、在住外国人に長く横浜に住んでもらうため、また、地域の担い手不足を解決する観点からも、在住外国人の皆様にご協力いただき地域活動等に参画していただくための取組も進められています。
- このような「課題解決」と「活躍促進」の両輪により、誰もが自分らしく活躍できる、多様性と包摂性に富んだまちづくりを進めるため、(公財)横浜市国際交流協会(YOKE)、国際交流ラウンジ、市民団体等と連携して多文化共生政策を推進しています。

⑥ 生活困窮

ア 無業者数・無業者の割合の推移

男性の無業者の割合は、若年（15～39歳）・中高年（40～59歳）ともに、2005年以降は減少傾向にありましたが、2015年以降は横ばいとなっています。女性の無業者の割合は、若年（15～39歳）では、2015年まで減少傾向にありましたが、2020年には横ばいとなっています。また、中高年（40～59歳）では、2000年以降横ばいとなっています。



注1) 完全失業者とは、就業しておらず、かつ就職活動をしている失業者のことをいいます。

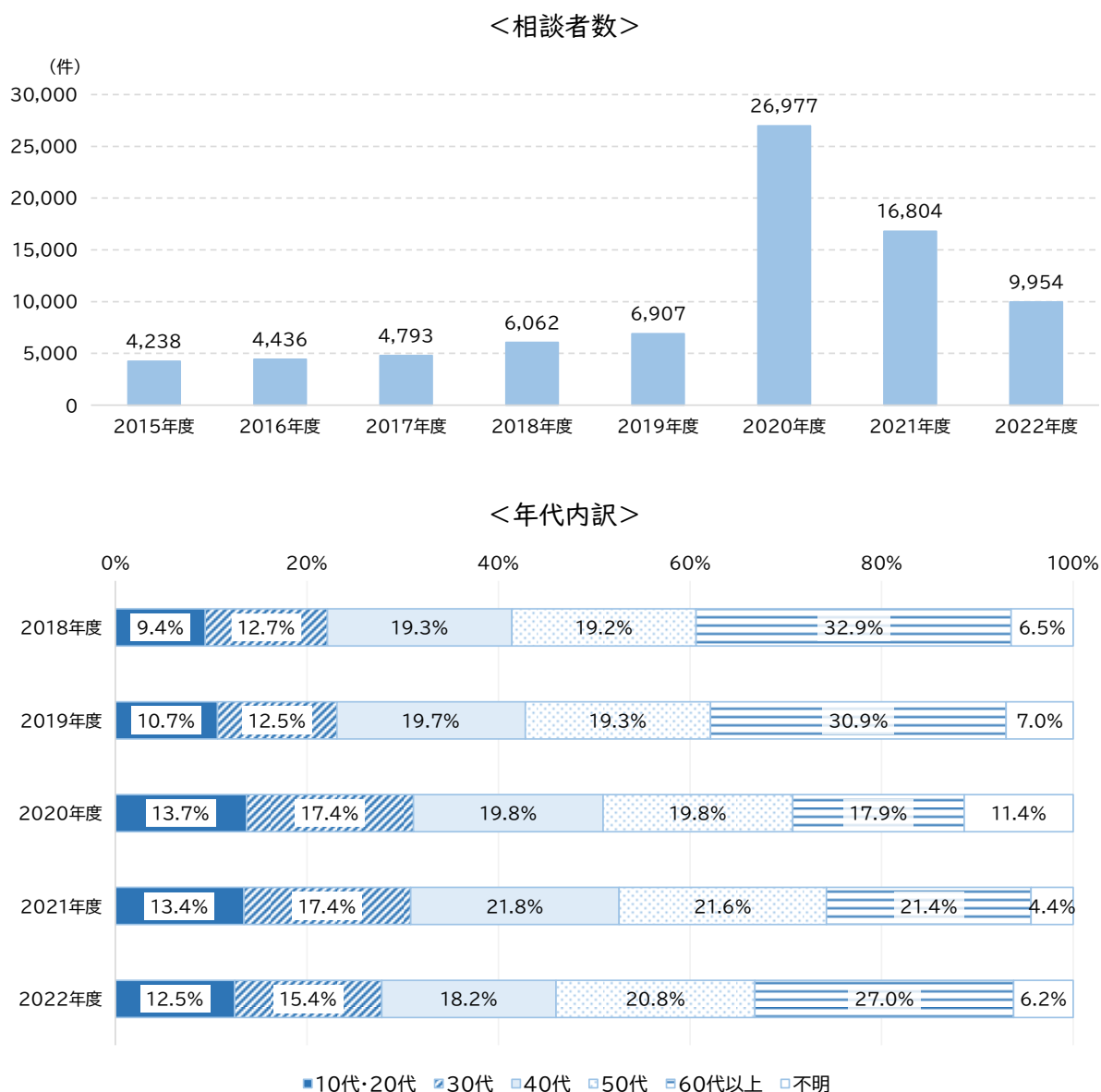
注2) 非労働力人口のうち「その他」とは、就業しておらず、かつ就業の意思のない者のうち、家事も通学もしていない者のことを指しています。

出典：総務省「国勢調査」

イ 横浜市生活困窮者自立支援制度相談者数と年代内訳

横浜市生活困窮者自立支援制度相談者数は、新型コロナウイルス感染症の影響で、失業や収入減に直面する人の相談で2020年度に急増しました。家賃補助を行う住居確保給付金や社会福祉協議会による緊急小口資金等の特例貸付の実施が背景にあります。その後相談者数は減少しているものの、コロナ禍以前より高い水準が続いています。

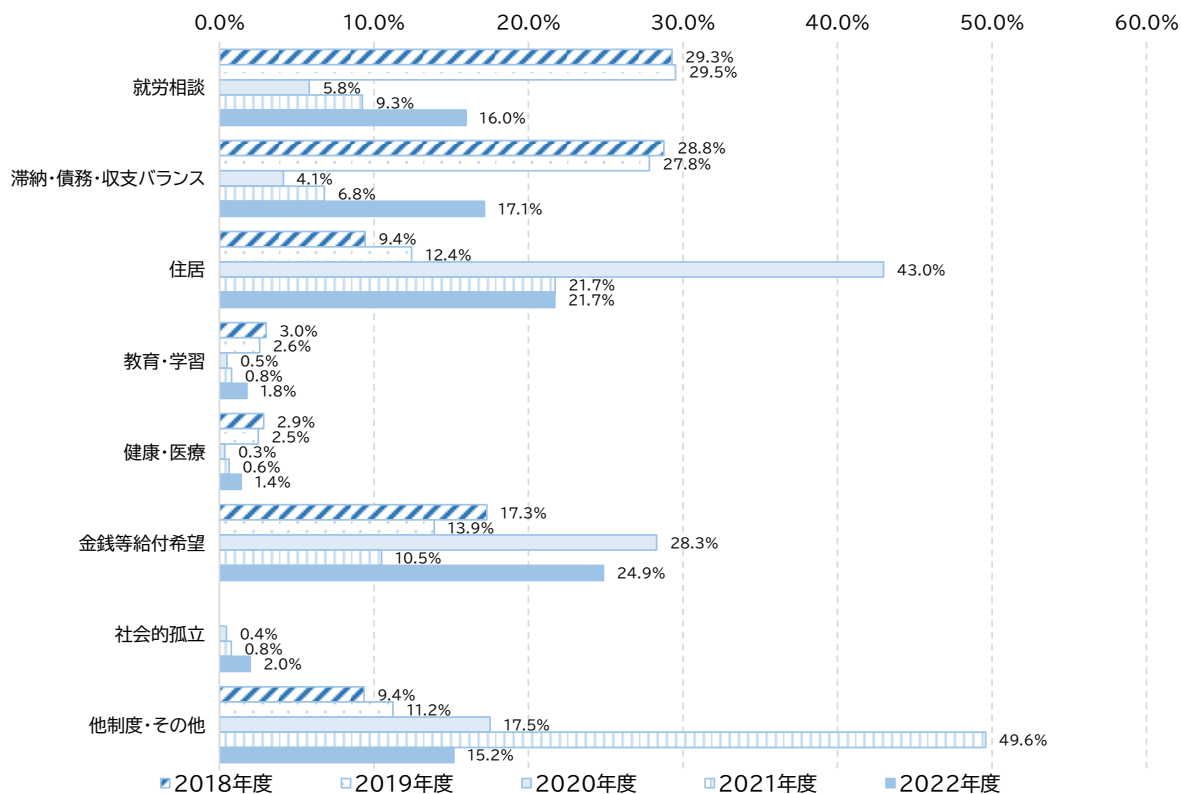
年代内訳を見ると、2022年度は60代以上が27.0%で最も多く、次いで50代が20.8%、40代が18.2%、30代が15.4%、10代・20代が12.5%の順となっています。経年で見ると、比較的若い世代の割合が増加傾向にあります。



出典:健康福祉局生活支援課

ウ 横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳(初回相談の主訴)

2022年度の横浜市生活困窮者自立支援制度相談内容内訳を見ると、最も多いのは「金銭等給付希望」の24.9%、次いで「住居」の21.7%、「滞納・債務・収支バランス」の17.1%となっています。コロナ禍以前の2018年度・2019年度と比較すると、「就労相談」や「滞納・債務・収支バランス」の相談割合が減少し、「金銭等給付希望」や「住居」の相談割合が増加しています。

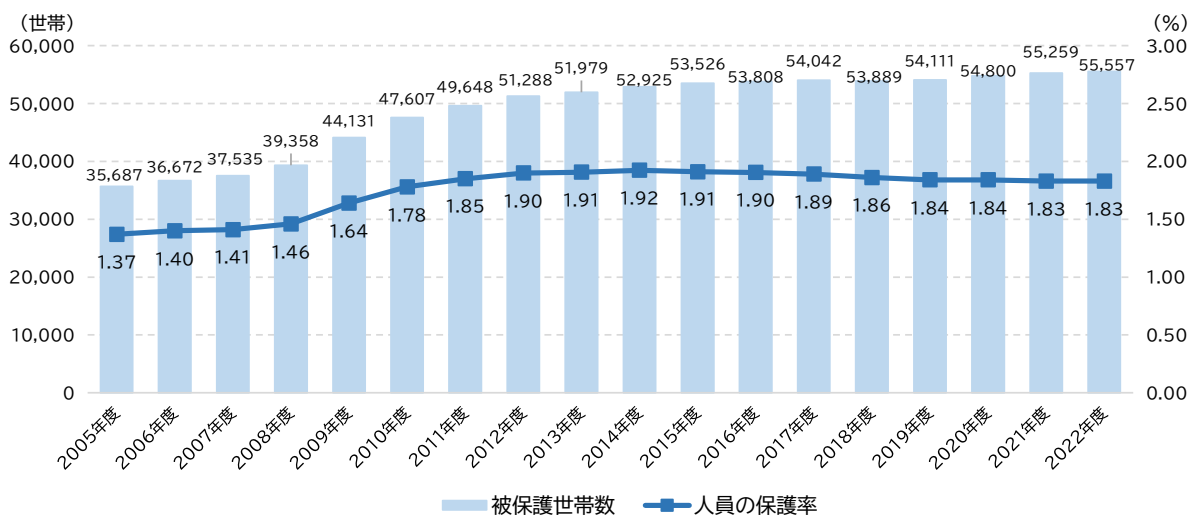


- 注1) 住居確保給付金の相談は「住居」に含まれる。
- 注2) 貸付等の制度利用は「他制度利用」に含まれる。
- 注3) 2020年以降、「社会的孤立」の項目が新たに追加されている。

出典:健康福祉局生活支援課

工 生活保護世帯数・保護率の推移

生活保護世帯数は、2005年度以降、一貫して増加していましたが2016年度～2019年度頃は横ばいで変化し、近年は緩やかに増加し、2022年度は55,557世帯となっています。また、人員の保護率は年々上昇していましたが、ここ10年は横ばいで推移し、2022年度は1.83%となっています。



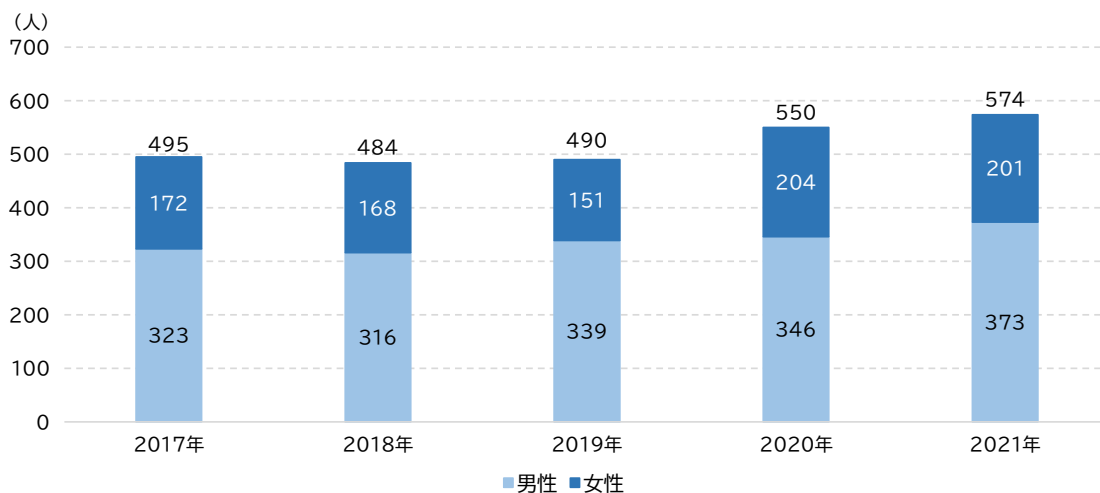
出典:健康福祉局生活支援課

⑦ こころの健康

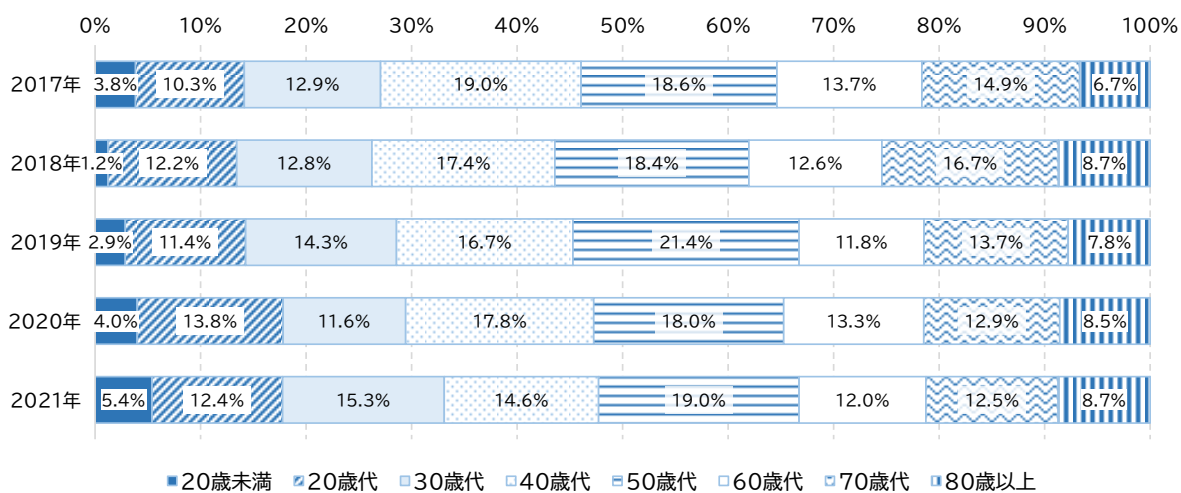
ア 自殺者数

自殺者数は近年増加傾向が見られ、2021年は574人となっています。自殺者の年齢構成を見ると、2021年では50歳代が19.0%で最も多く、次いで30歳代が15.3%、40歳代が14.6%、70歳代が12.5%、20歳代が12.4%、60歳代が12.0%、80歳以上が8.7%、20歳未満が5.4%の順となっています。

<男女別自殺者数の年次推移>



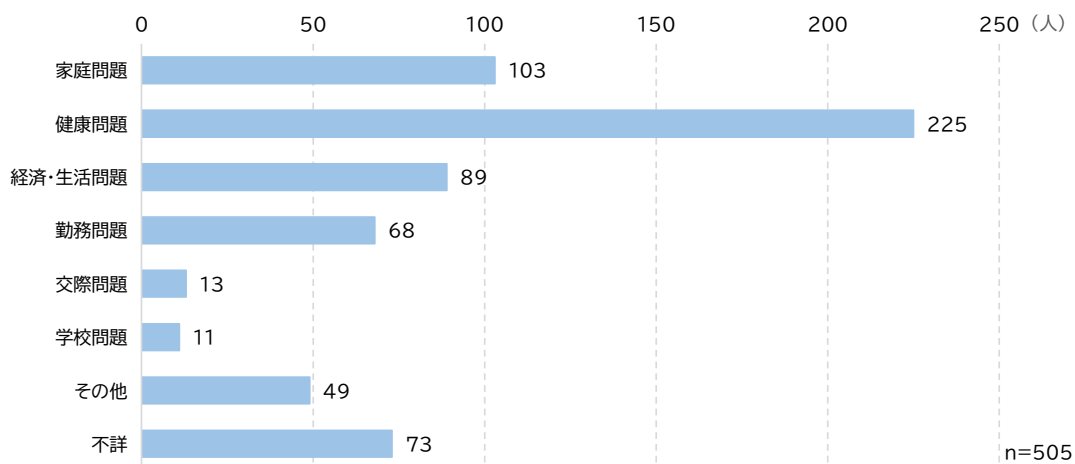
<年齢階級別自殺者数>



出典:健康福祉局こころの健康相談センター(厚生労働省「人口動態調査」の結果を本市で独自集計)

イ 自殺の原因・動機(2022年)

自殺の動機（延べ数）を見ると、最も多いのは「健康問題」で、225人と突出しています。次いで「家庭問題」が103人、「経済・生活問題」が89人、「勤務問題」が68人の順となっています。



注)自殺の原因・動機は、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合と家族等の証言から考える場合を含め、自殺者一人につき最大4つ計上されているため、延べ数
 出典:健康福祉局こころの健康相談センター(神奈川県警察本部「令和4年自殺統計」を基に本市で独自集計)

あなたも、誰かの「ゲートキーパー」

- 「ゲートキーパー」という言葉を聞いたことはありますか？
 「ゲートキーパー」とは、家族や友人などの身近な人のいつもと違う様子に気付き、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る人のことです。苦しい思いや悩みを誰にも打ち明けられず追い詰められている人にとって、気にかけてくれる人の存在が、生きる気持ちを支えます。ゲートキーパーには、特別な資格は必要ありません。誰でもできる役割です。
- 自殺の背景には、健康問題、家庭問題、経済・生活問題、勤務問題などが複合的に絡み、心理的に追い込まれることがあげられます。自殺に至る要因はひとつとは限りません。
- 身近な人のいつもと違う様子や変化に気付いたら、勇気を出して声をかけてみてください。その行動が、誰かのこころと命を守るにつながります。
- 横浜市では、ゲートキーパーの役割の普及啓発を行っています。今後更に、広く市民の皆さまに知っていただけるよう、取組を進めていきます。

誰も自殺に追い込まれることのない社会へ

詳しくは



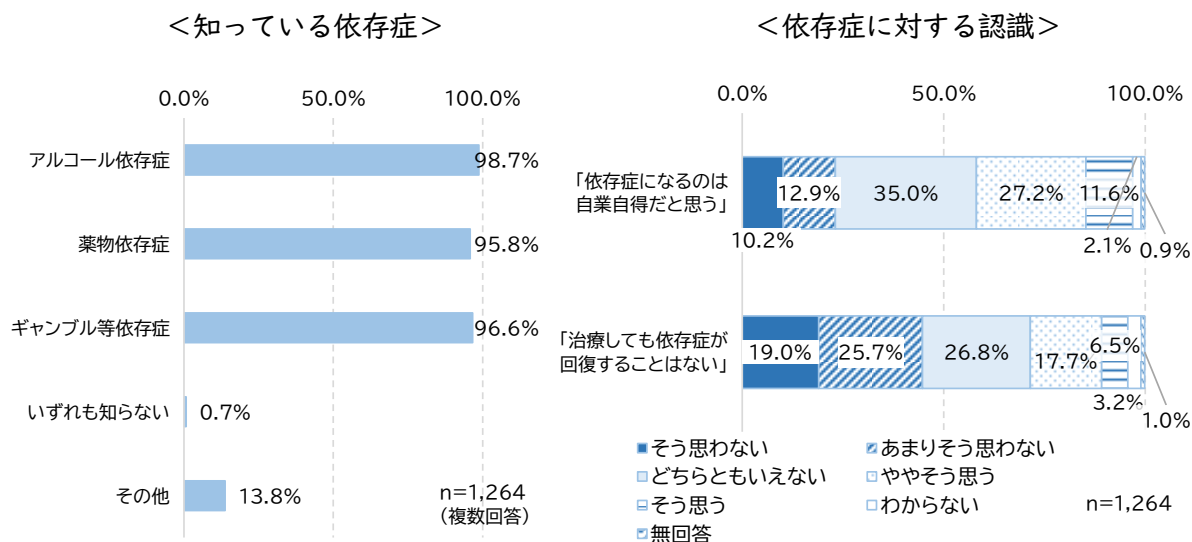
横浜市 ゲートキーパー

心配している
 気持ちを
 言葉で伝える



ウ 「知っている依存症」及び「依存症に対する認識」

アルコール・薬物・ギャンブル等依存症については、それぞれ9割以上の方が知っているという回答しています。一方、「依存症になるのは自業自得だと思う」、「治療しても依存症が回復することはない」に対して「ややそう思う」、「そう思う」と回答した割合がそれぞれ 38.8%、24.2%と、依存症に対する正しい知識が浸透していない層も一定程度みられます。



出典:『ヨコハマ e アンケート『依存症に対するイメージや知識に関するアンケート』(2020年)

依存症って知っていますか?～依存症の正しい知識を身につけよう～

依存症は、アルコール依存症、薬物依存症及びギャンブル等依存症の3種類にとどまらず、その種類は多様です。全ての種類の依存症を網羅することは難しいですが、大きく「①特定の物質に対する依存症」と「②特定の行動に対する依存症」の2つに分類できるとされています。①には、アルコールや薬物(処方薬・市販薬を含む)のほか、カフェインなどの嗜好品への依存などがあります。②には、ギャンブル等のほか、買い物、インターネット利用、ゲーム、性行為、窃盗などへの依存などがあります。いずれも、依存することによって日常生活や健康に問題が生じているにもかかわらず、自らをコントロールできない状態に陥っている点が共通します。

依存症の人は意志が弱いといった認識は大きな間違いで、誰でもなる可能性があります。また、一度依存症になってしまうと回復することはできないというのは、多くの人が抱く依存症に対する誤解です。こういった依存症に対する様々な誤解や偏見が本人や家族を孤立させ、依存症の悪化や治療・回復支援を妨げるにつながります。

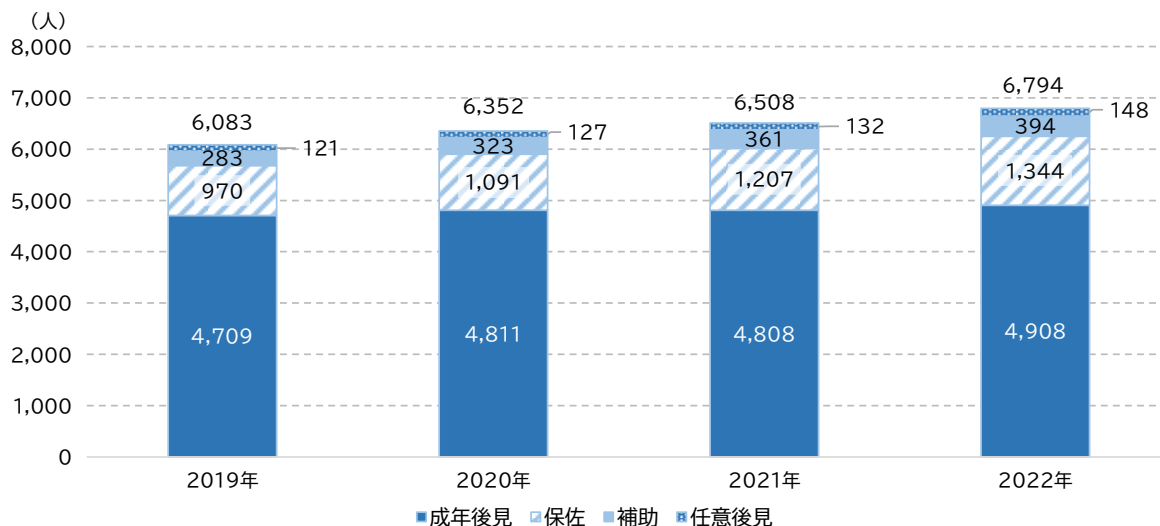
横浜市では、2021年10月に横浜市依存症対策地域支援計画を策定し、依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできる社会の実現を目指しています。



⑧ 成年後見制度

ア 成年後見制度利用の利用者数の推移

成年後見制度の利用者数は、成年後見・保佐・補助・任意後見のいずれも年々増加しています。2022年の成年後見制度利用者6,794人の内訳は、成年後見が4,908人、次いで保佐が1,344人の順となっています。



注1) 成年後見制度の利用者(以下「利用者」という。)とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

注2) 本資料は、各年12月末日時点で横浜家庭裁判所(管内支部を含む。以下同じ。)が管理している事件の利用者数を集計したものであるが、その数値は自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

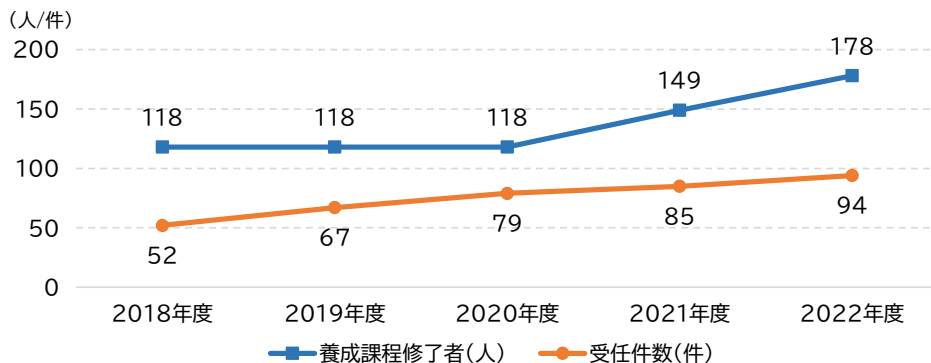
注3) 2)の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している事件の利用者の数は含まれない。また、横浜家庭裁判所が管理している事件の利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していない。なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれている。

注4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地(原則として住民票所在地)である。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではない。

出典:横浜家庭裁判所

イ 市民後見人養成課程修了者数及び後見人受任件数

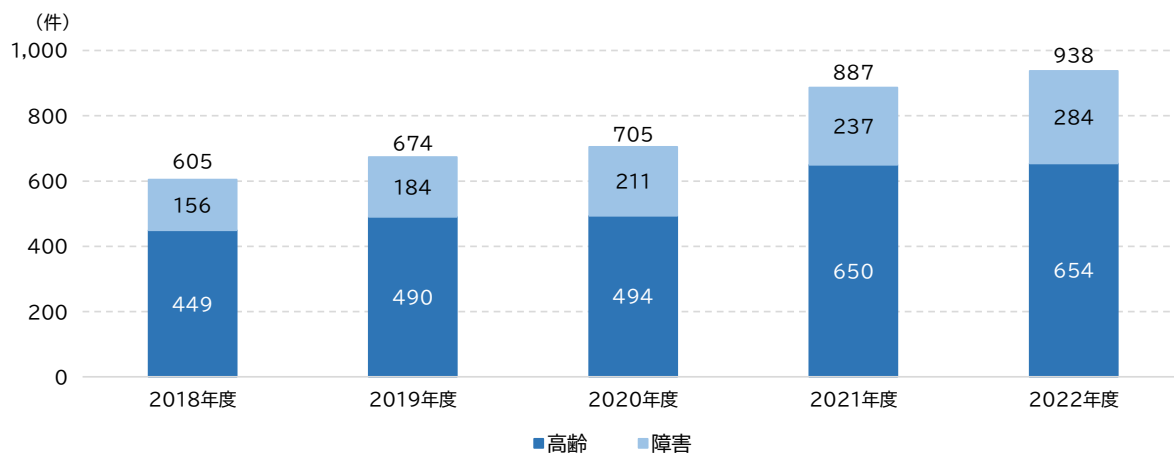
市民後見人養成課程の修了者数は2020年度から2022年度にかけて大きく増加し、2022年度には178人となっています。また、市民後見人受任件数も増加傾向で、2022年度には94件となっています。



出典:横浜生活あんしんセンター

ウ 後見人等への報酬助成件数

成年後見制度を利用する方のうち、報酬を支払うことが困難な方に対して、一定の要件のもと助成を行っています。後見人等への報酬助成件数は、高齢者・障害者とも一貫して増加傾向にあり、2022年度には938件となっています。



出典:健康福祉局福祉保健課

⑨ ひきこもり

ア ひきこもり状態にある方の推計人数

2022年度に実施した調査では「ほとんど家から出ない状態が6か月以上継続し、かつ、身体的な病気・障害等をその理由としない者」をひきこもり群と定義しました。ひきこもり群の出現率は、若年で1.36%（1,102件中15件）、中高年で1.53%（1,435件中22件）でした。2022年1月1日現在の横浜市の各年齢層における推計人口を乗じたひきこもり状態にある者の推計人数は、若年では約13,000人、中高年では約20,000人です。

調査実施年度	15～39歳(若年)				40～64歳(中高年)		
	横浜市			内閣府	横浜市		内閣府
	2012年度	2017年度	2022年度	2015年度	2017年度	2022年度	2018年度
標本サイズ	3,000件	3,000件	3,000件	5,000件	3,000件	3,000件	5,000件
有効回答率	46.2%	33.5%	36.7%	62.3%	44.2%	47.8%	65.0%
ひきこもり群の出現率	0.72%	1.39%	1.36%	1.57%	0.90%	1.53%	1.45%
対象年齢の推計人口	約1,136千人	約1,046千人	約983千人	約3,445万人	約1,311千人	約1,330千人	約4,235万人
ひきこもり状態にある者の推計人数	約8,000人	約15,000人	約13,000人	約54.1万人	約12,000人	約20,000人	約61.3万人

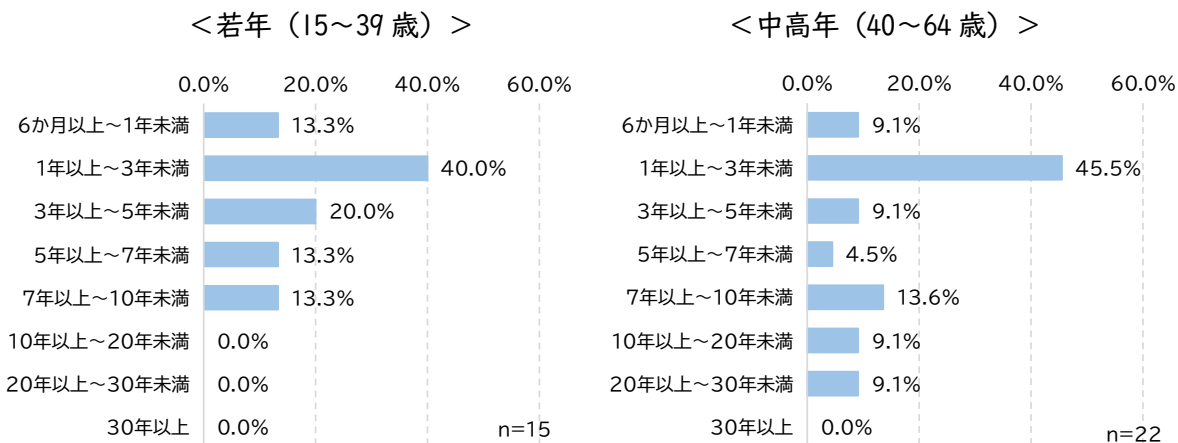
注1) 横浜市2022年度調査におけるひきこもり群の定義は、横浜市過年度調査、内閣府2015年度調査と異なるため、比較する際には留意が必要です。主な変更点としては、専業主婦・主夫や家事・育児を行っている者等で、家族以外の人との会話頻度が低い者をひきこもり群に含めたことが挙げられます。

注2) 横浜市2022年度調査の定義は、内閣府2018年度調査の定義に概ね沿っているが、設問の選択肢等が一部異なっている点に留意が必要です。

出典:「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」(2023年1月)

イ ひきこもり状態となってからの期間

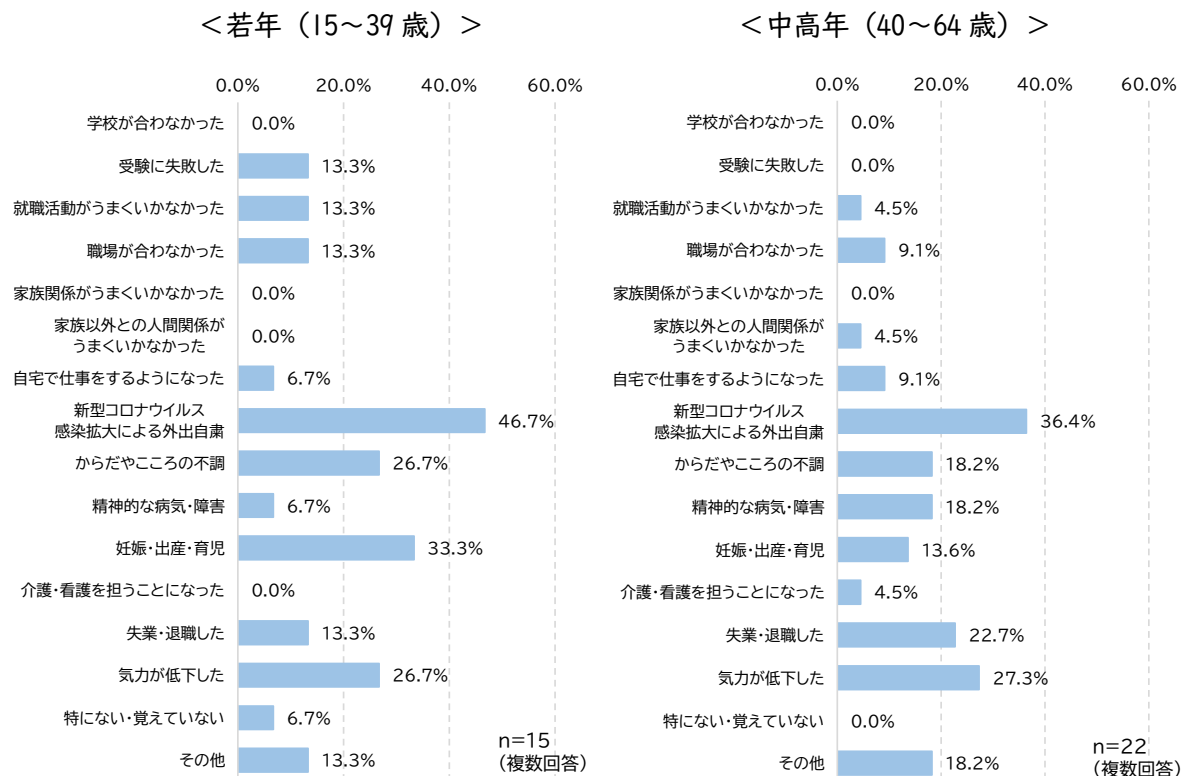
ひきこもり状態になってからの期間は、「6か月以上～3年未満」が、若年、中高年ともに約5割となっています。「10年以上」は、若年は該当者がおらず、中高年では約2割となっています。



出典:「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」(2023年1月)

ウ ひきこもり状態となったきっかけ

ひきこもりの状態となったきっかけとしては、各年齢層に共通して「新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛」や「からだやこころの不調」、「気力が低下した」を挙げる人が多くなっています。



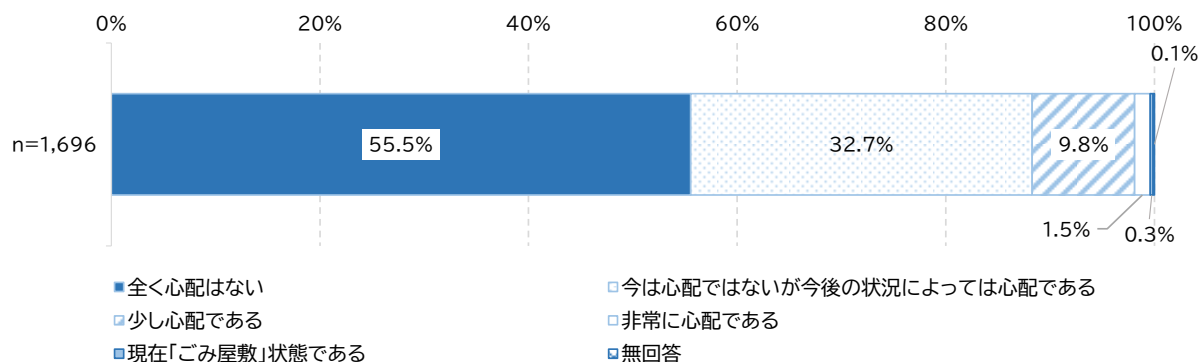
注)ひきこもり群の定義より、「身体的な病気・障害」を選択した者、「精神的な病気・障害」を選択し、病名等に統合失調症と回答した者は、ひきこもり群に含まれていません。また、「自宅で仕事をするようになった」を選択した者については、その他の設問の回答状況を踏まえてひきこもり群に含めるかを判断しています。

出典:「横浜市子ども・若者実態調査」、「市民生活実態調査」(2023年1月)

⑩ 不良な生活環境 いわゆる「ごみ屋敷」対策

ア 自宅が「ごみ屋敷」状態になるかもしれないという心配

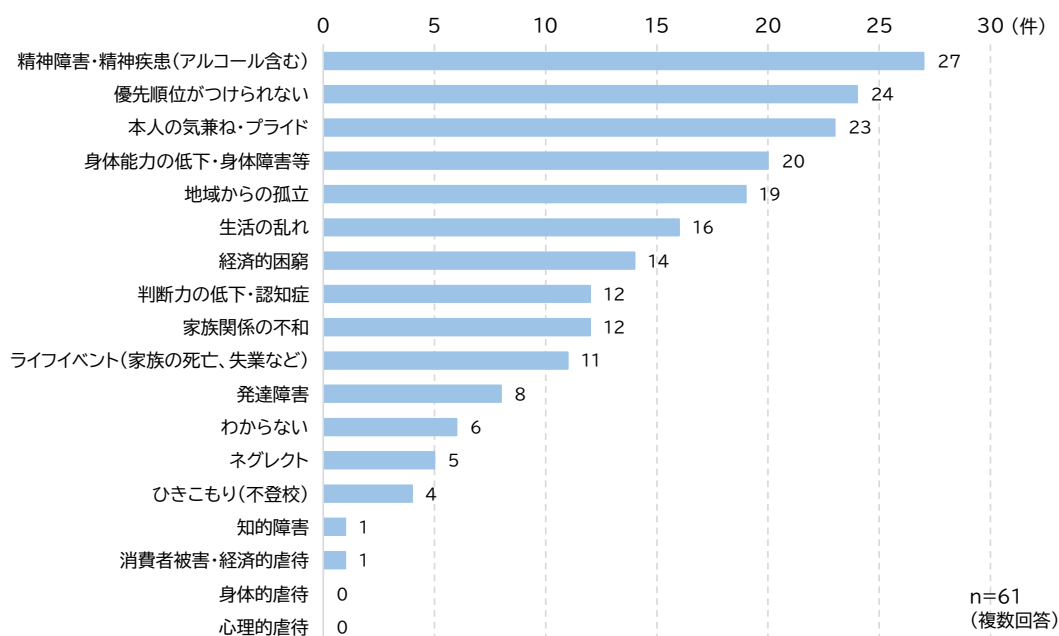
「あなたの自宅が「ごみ屋敷」状態になるかもしれないと心配になることはありますか」との質問に対し、回答者の4割以上が心配を感じています。いわゆる「ごみ屋敷」の問題は特別なことではなく身近な問題であると言えます。



出典:福祉保健課、資源循環局業務課「ヨコハマ e アンケート いわゆる「ごみ屋敷」に関するアンケート」
(2021年)

イ ごみ問題を抱えている当事者の背景・課題

令和3年度に対応した事例から、ごみ問題を抱えている当事者の背景、課題は様々であることが見て取れます。



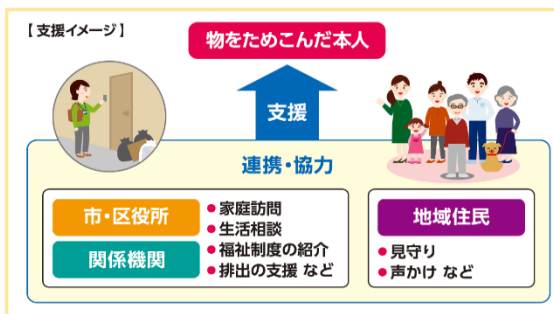
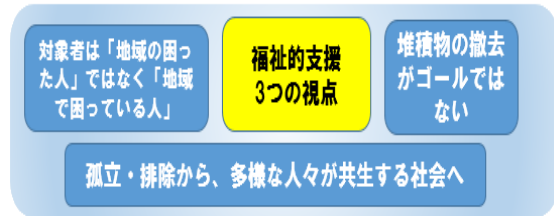
出典:健康福祉局福祉保健課

ごみ問題を抱えている人への支援事業について

- ごみなどによる「不良な生活環境」（ごみなどの物が、屋内や屋外に積まれることにより、悪臭や害虫の発生、火災の危険性や通行上の支障など、本人または近隣の生活環境が損なわれている状態）の解消・発生防止を図るため、2016年12月に、いわゆる「ごみ屋敷」対策条例を施行し、取組を進めています。

- 横浜市のいわゆる「ごみ屋敷」対策では、単に「ごみを片付ける」だけでなく、「本人に寄り添った支援」を行っています。

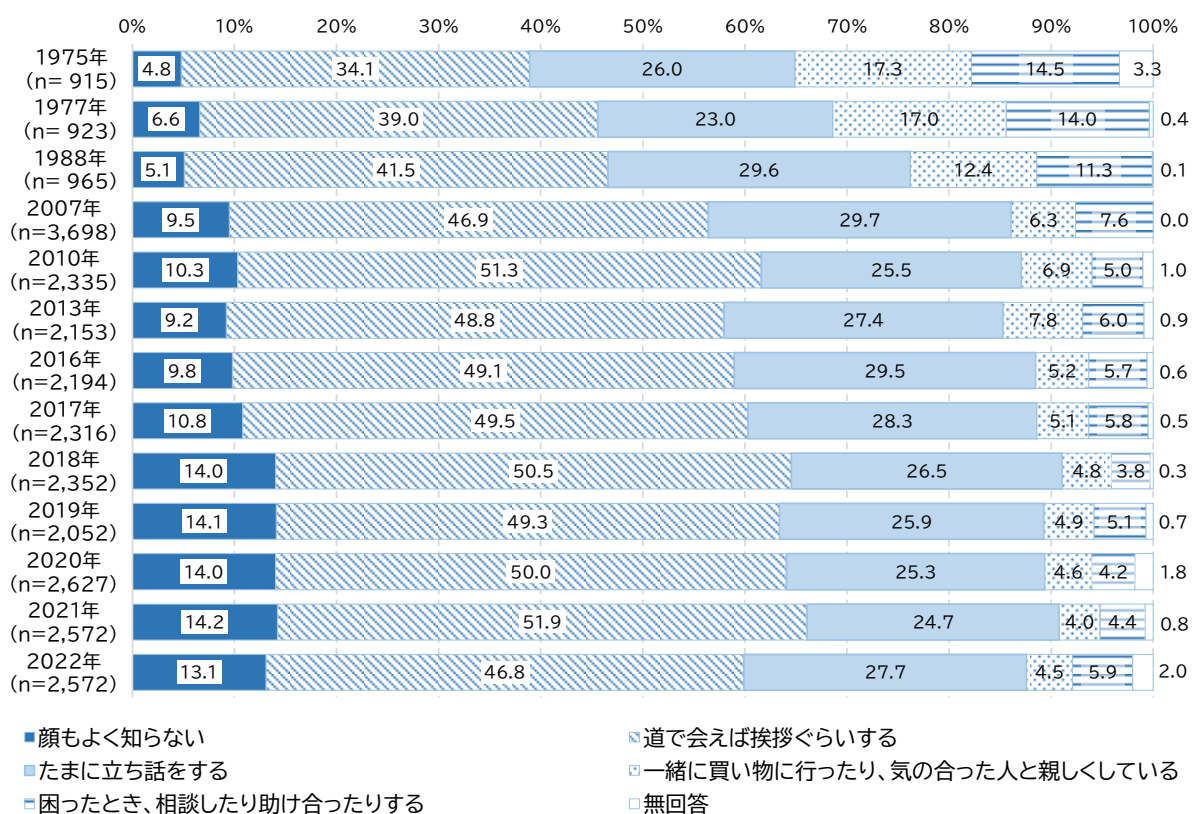
ごみ問題を抱えている人の背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な要因があります。そこで、市・区役所と関係機関や地域住民が協力して、本人に寄り添った支援を行うことで、単にごみを片付けるだけでなく、生活上の諸課題の解決を目指します。



(3) 地域活動や市民活動の状況

ア 隣近所とのつきあい方 <経年変化>

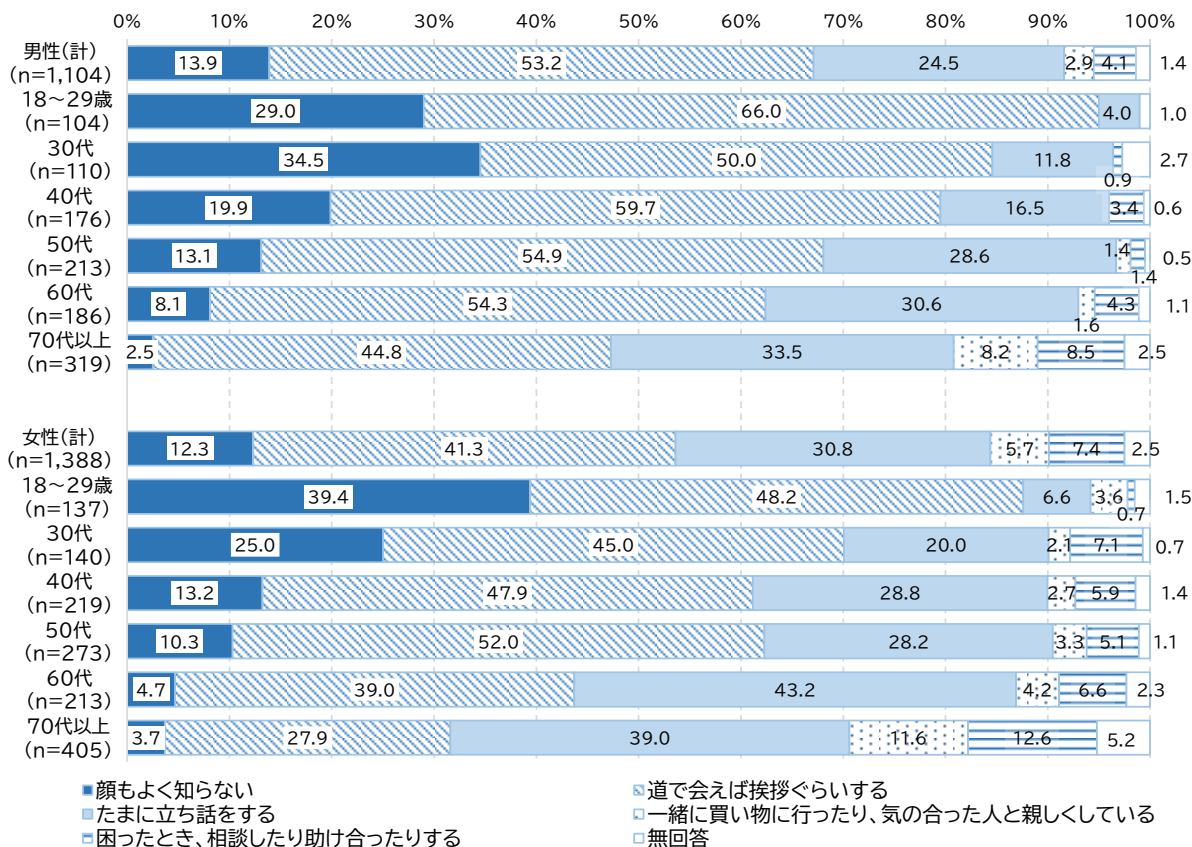
2022年度の横浜市民意識調査では、隣近所とのつきあい方は、「道で会えば挨拶ぐらいする」(46.8%)が最も多く、次いで「たまに立ち話をする」(27.7%)となっています。「一緒に買い物に行ったり、気の合った人と親しくしている」と「困ったとき、相談したり助け合ったりする」の2つを合わせた、『比較的親密なつき合い方』をしている割合は、過去50年の間減少傾向が見られ、ここ数年は約1割となっています。



出典:「令和4年度横浜市民意識調査」(2023年3月)

イ 隣近所とのつきあい方 <男女年齢別>

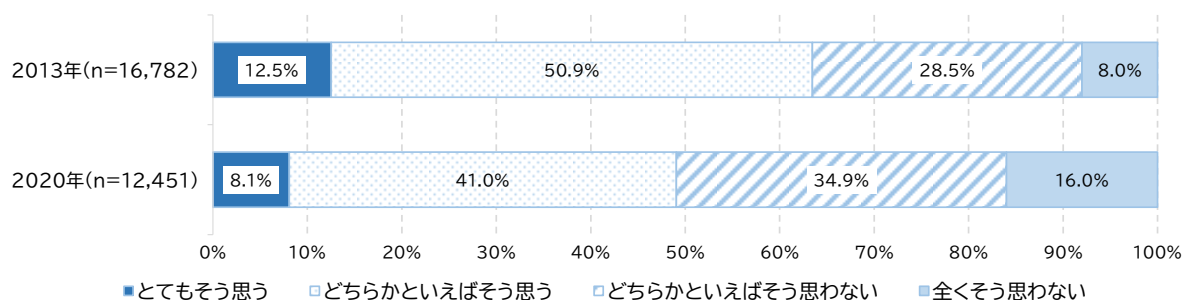
年齢が低いほど「顔もよく知らない」と回答した人の割合が高い傾向にある一方で、70代以上の女性では「一緒に買い物に行ったり、気のあった人と親しくしている」、「困ったとき、相談したり助け合ったりする」と回答した人の割合が高くなっています。



出典:「令和4年度横浜市民意識調査」(2023年3月)

ウ 地域の人々と関わりを持とうと考えているか

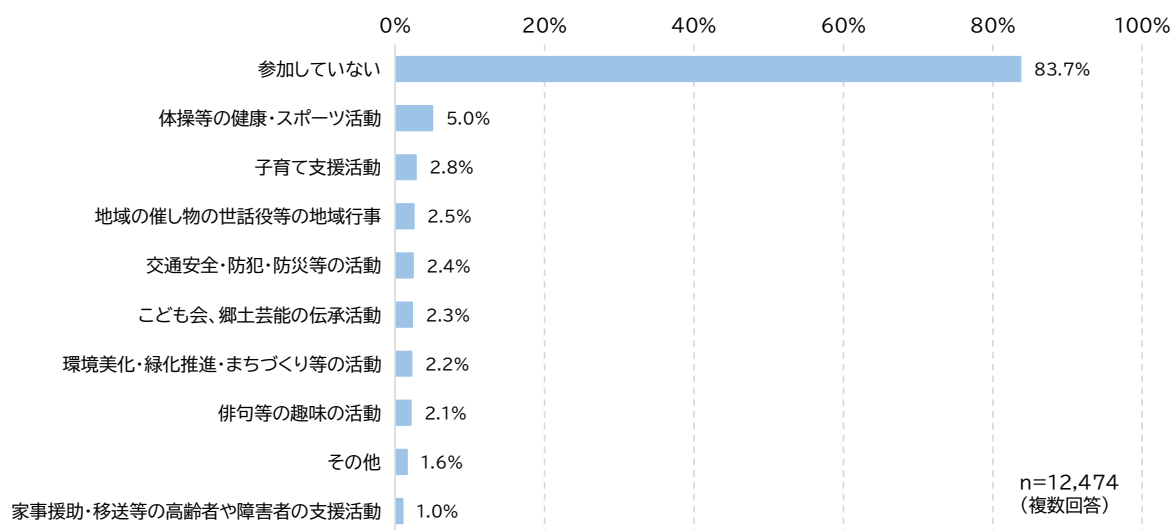
地域の人々と関わりを持とうと考える人の割合は、2013年の63.4%から14.3%減少し、2020年には49.1%となっています。



出典:「令和2年度健康に関する市民意識調査」(2021年6月)、「平成25年度健康に関する市民意識調査」(2014年3月)

エ 趣味活動・地域活動への参加状況

「あなたはこの1年間に、個人・団体で次のような趣味活動や地域活動に参加したことがありますか」という質問には、83.7%の人が「参加していない」と回答しています。参加している人が最も多かったのは、「体操等の健康・スポーツ活動」で、5.0%の人が参加しています。

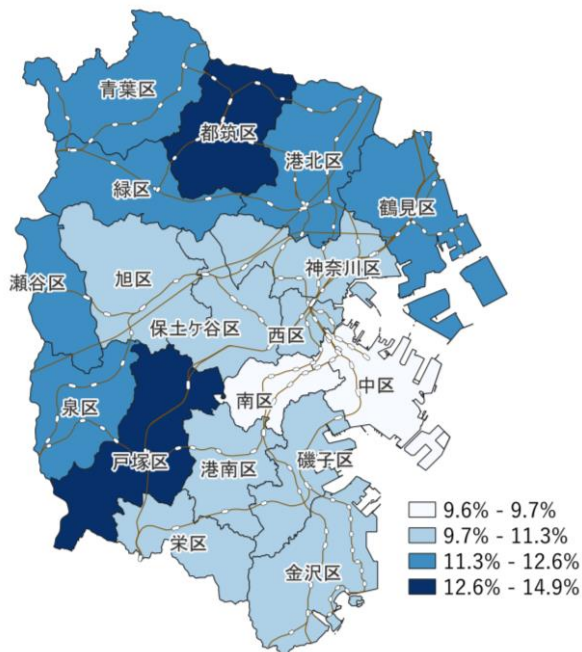


出典:「令和2年度健康に関する市民意識調査」(2021年6月)

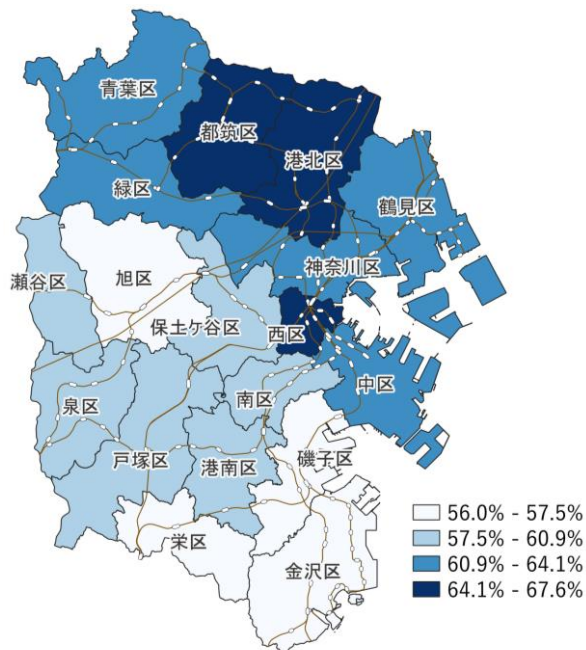
(4) 項目別の区域特性状況

ア 人口関連

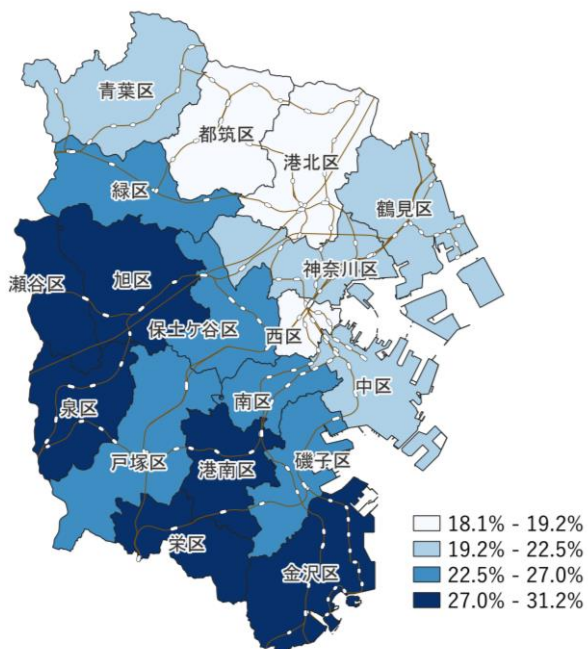
< 0～14 歳人口比率 >



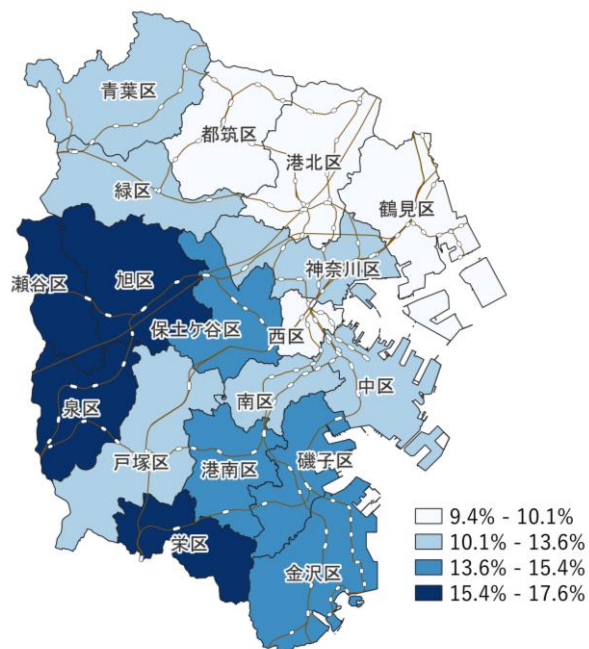
< 15～64 歳人口比率 >



< 65 歳以上人口比率 >



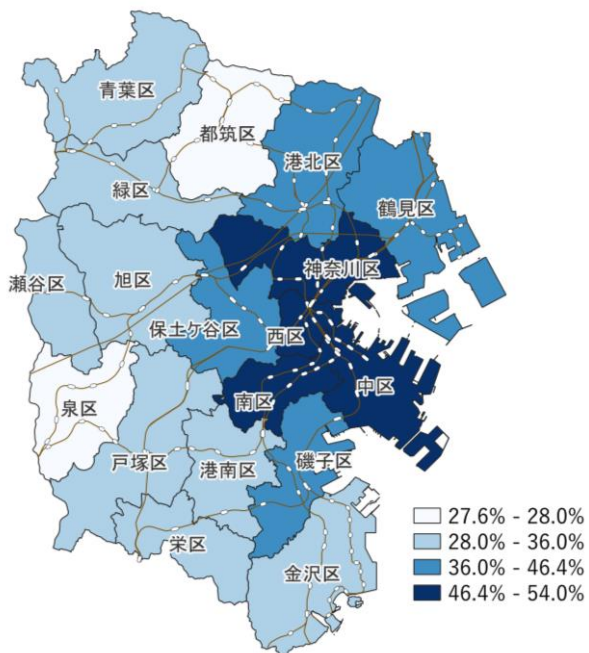
< 75 歳以上人口比率 >



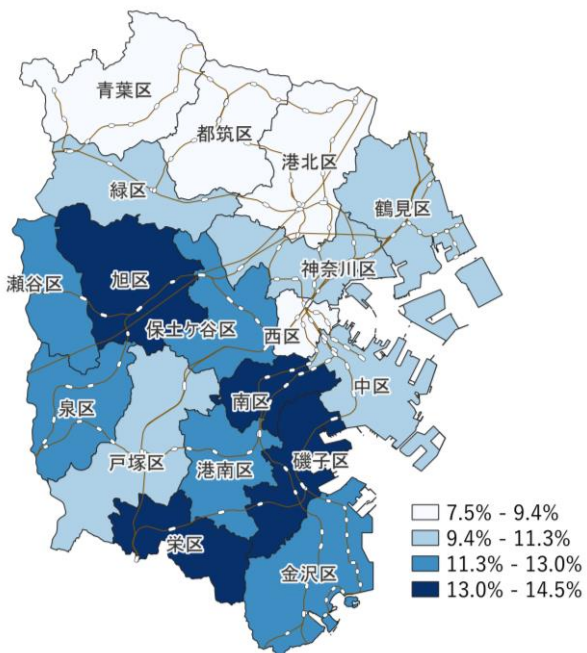
出典:総務省「国勢調査」(2020 年)より作成

イ 世帯関連

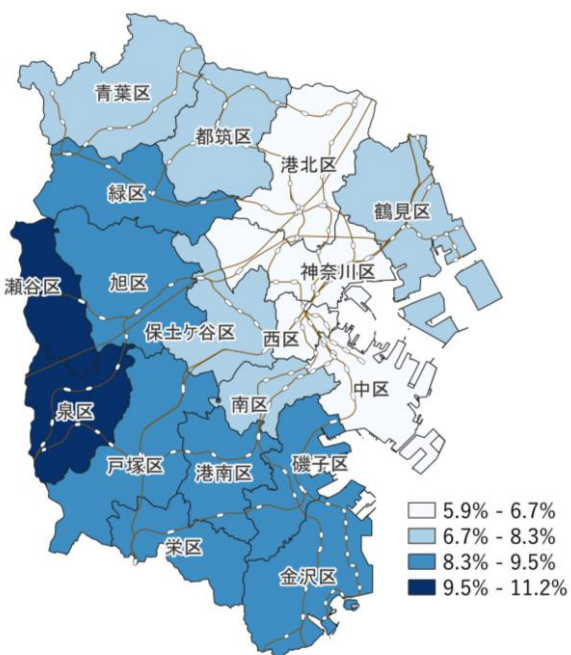
<単身世帯比率>



<単身高齢者世帯比率>



<ひとり親世帯比率>

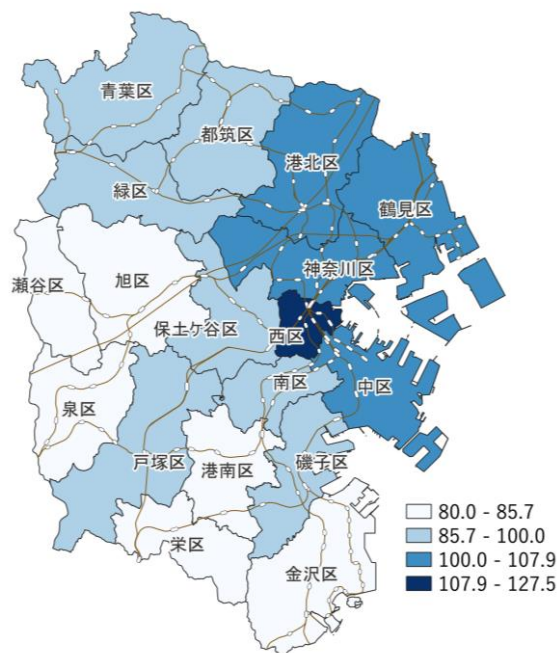


出典:総務省「国勢調査」(2020年)より作成

ウ 将来人口推計(2040年)

<総人口の変化>

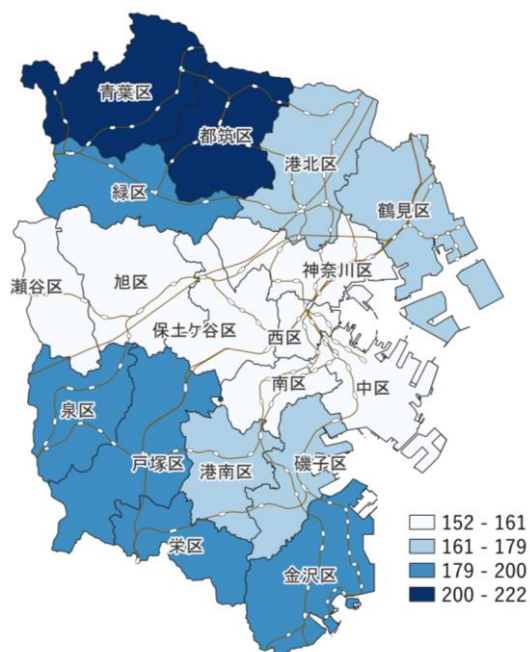
※2020年を100とした場合の指数



	総人口 (2020年)	総人口 (2040年)	2020年を 100とした 場合の指数
鶴見区	297,448	321,061	107.9
神奈川区	247,271	266,889	107.9
西区	104,934	133,761	127.5
中区	151,383	161,557	106.7
南区	198,162	193,630	97.7
港南区	215,247	184,441	85.7
保土ヶ谷区	207,814	195,575	94.1
旭区	245,175	208,979	85.2
磯子区	166,729	152,894	91.7
金沢区	198,940	161,869	81.4
港北区	358,522	382,147	106.6
緑区	183,083	174,202	95.1
青葉区	310,753	281,081	90.5
都筑区	213,132	196,804	92.3
戸塚区	283,707	279,124	98.4
栄区	120,192	96,157	80.0
泉区	152,378	126,855	83.3
瀬谷区	122,621	99,922	81.5

<85歳以上人口の変化>

※2020年を100とした場合の指数



	85歳以上人口 (2020年)	85歳以上人口 (2040年)	2020年を 100とした 場合の指数
鶴見区	9,206	16,504	179
神奈川区	8,887	14,339	161
西区	3,462	5,275	152
中区	5,642	9,043	160
南区	8,708	13,396	154
港南区	9,848	17,672	179
保土ヶ谷区	9,931	15,056	152
旭区	13,071	20,702	158
磯子区	7,790	12,743	164
金沢区	9,350	18,168	194
港北区	11,872	20,959	177
緑区	7,545	14,527	193
青葉区	11,324	24,510	216
都筑区	6,714	14,874	222
戸塚区	11,812	23,424	198
栄区	5,848	10,925	187
泉区	7,385	13,828	187
瀬谷区	6,161	9,906	161

注)2020年を基準時点とした、2040年の将来人口推計に基づいている。

出典:「横浜市将来人口推計」より作成

2 用語解説

50音	用語	内容
ア	アウトリーチ	必要な支援が届いていない人に対し、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報や支援を届けること。
ア	あんしんノート	障害のある子どもや高齢者の方が、親や親族が亡くなった後を見据え、財産のことだけではなく、その人の特性や希望すること、関係機関のこと等についても書き残すことによって、日常生活を過ごしていく上で困らないようにするためのもの。
イ	意思決定支援	知的障害や精神障害等で意思決定に困難を抱える人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるように、本人の意思の確認や意思及び選好の推定、最後の手段としての最善の利益の検討のために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。
イ	移動支援	外出が困難な障害者や高齢者に対して、通院等、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための移動を支援すること。
イ	いわゆる8050問題	80代の親がひきこもり状態にある50代の子の生活を支え、親の介護の問題など課題が多様化・複雑化し、地域の中で孤立している状態にある世帯。背景には、ひきこもりの長期化・高年齢化がある。
エ	エンディングノート	認知症等で意思疎通ができなくなった時や亡くなった時のために自身の思いを書き留めておく「覚書」のこと。遺言のような法的な効力はない。
カ	買い物支援	外出が困難な障害者や高齢者等、日常的な買い物で困っている人へ商品の配達や出張サービス、買い物代行、移動販売の誘致を通じて支援すること。
カ	学校・地域コーディネーター	学校と地域が連携・協働するために、地域と学校をつなぐ役割を担うボランティアのこと。横浜市では平成19(2007)年度から「学校・地域コーディネーター」と呼び、平成29(2017)年度から社会教育法で規定された「地域学校協働活動推進員」として委嘱。
カ	学校運営協議会	「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、地域住民や保護者等が一定の権限と責任をもち、それぞれの立場で当事者として活動し、学校運営に参画する仕組み。一定の権限とは、①校長の定める学校運営の基本方針を承認すること(必須)、②学校運営に関して教育委員会や校長に意見を述べること(任意)、③教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べること(任意)の3点。
カ	関係機関・団体	この計画では、社会福祉法人、施設、地域子育て支援拠点、学校、障害児者団体、障害者地域活動ホーム、精神障害者地域活動ホーム、精神障害者生活支援センター、居宅介護支援事業者、医療機関、サービス事業者、企業、NPOなどを位置づけている。
キ	基幹相談支援センター	2016年4月から、各区にある社会福祉法人型障害者地域活動ホームに設置された障害のある方やその家族等のための総合相談支援機関。基幹相談支援センターでは、区福祉保健センターや精神障害者生活支援センターと連携し、障害のある方やその家族等からの相談に応えるとともに、地域の方や関係機関等とも連携し、地域づくりに取り組んでいる。
キ	協議体	この計画では、第一層協議体(生活支援体制整備事業)を位置づけている。

ク	区協議会(成年後見サポートネット)	成年後見制度等に関して、法律上専門性の高い対応等について専門職から助言を得るために、各区単位で事例検討会や情報交換会等を実施し、地域の権利擁護団体との連携を図っている。
ク	区社会福祉協議会(区社協)	18区に組織されており、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という共通の活動理念のもと、各区の状況に合わせた事業や取組を実施している。
ク	区社協あんしんセンター	市内に在住する、ご自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢者や障害者が安心して生活できるよう、権利擁護に関わる相談や日常生活の支援を行う機関で、市内18区社会福祉協議会が運営している。 事業内容:権利擁護事業(①相談②福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類等預かりサービス)
コ	コーディネート	課題の解決や連携・協働等、目的に応じて個人や団体・関係機関をつなぎ、互いの情報共有や必要な調整を行うこと。
コ	国際交流ラウンジ	市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行っている。(トピックス掲載有り P.72)
サ	災害時要援護者	高齢者、障害者等、地震等の災害時に自力避難が困難な方のこと。(トピックス掲載有り P.36)
シ	支援機関	この計画では、行政・社協・地域ケアプラザを指し、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進を支援する機関として位置づけている。
シ	自治会町内会	一定の地域で、地域の課題解決や住民相互の親睦を目的に自主的に組織された住民団体。住民ならだれでも加入でき、親睦のためのイベント、清掃等の環境整備、防災等に関すること等の様々な事業を行う。
シ	市民活動・生涯学習支援センター	地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、市民公益活動と生涯学習を支援する区域の中間支援組織。
シ	市民協働推進センター	地域課題の解決や魅力の創出、それらに資する新しい取組の創発に向け、市民活動支援に加え、自治会町内会をはじめとした地域団体、企業、学校、行政など様々な主体の交流と連携が生まれる対話と創造の場として、市民協働を推進している。
シ	市民後見人	市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た一般市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人のこと。(トピックス掲載有り P.46)
シ	社会的孤立	家族や知人、職場や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどないため、生活上の問題が生じたときに支援につながりづらい状態。
シ	社会福祉協議会	社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会②住民主体の任意団体でおおむね地区連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会がある。
シ	社会福祉事業	社会福祉法第2条において、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に大別され、具体的な事業が列挙されている。主として第一種社会福祉事業が入所施設中心、第二種社会福祉事業は通所・在宅サービスが中心。
シ	社会福祉法人	特別養護老人ホームの運営等、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立される公益法人の一種。

シ	住民主体	一人ひとりの住民が地域福祉保健(困りごとの解決やより良い暮らし)への関心を高めるとともに、自らができることを生かして主体的に関わったり、参加すること。
シ	食生活等改善推進員	各区で実施している食生活等改善推進員養成講座を受講した、食生活改善等の地域の健康づくりの活動を行うボランティア。(トピックス掲載有り P.77)
シ	親族後見人	成年後見人として選任された親族のこと。
セ	生活困窮者自立支援制度	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、個々の状況に応じた包括的な支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度。(第4章1(4)に掲載あり P.49)
セ	生活支援コーディネーター	高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりを進めるコーディネーターのこと。横浜市では、第1層生活支援コーディネーターを18区の社会福祉協議会に、第2層生活支援コーディネーターを地域ケアプラザ等に配置し、地域のニーズに合わせて、高齢者に必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させるための取組の支援、関係者間の情報共有、連携体制づくり等を行っている。
セ	性的少数者	性自認(自己の性別についての認識)や性的指向(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向くか、向いていないか)のあり方が多数派とは異なる人のこと。「LGBT」は「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」の頭文字をとった言葉で、性的少数者の総称として使われている言葉の一つ。(トピックス掲載有り P.67)
セ	制度の狭間	課題があるにもかかわらず、どの制度、サービスの対象にもならない状態。
セ	成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定する計画。市町村は国の計画を勘案して、市町村計画を策定するよう努めることとなっている。(トピックス掲載有り P.47)
セ	成年後見(制度)	認知症、知的障害、精神障害などの理由で自分ひとりで判断することが難しい方が安心して生活できるように保護し、法律的に支援する制度。成年後見人等は、本人の意思を尊重し、健康や生活状況に配慮しながら、本人に代わり財産管理や契約などの法律行為を行う。(トピックス掲載有り P.47)
ソ	ソーシャルキャピタル	社会や地域における人々の信頼関係や結びつきを表す概念。
チ	地域学校協働本部	学校が地域とつながり、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制。「本部」は事務所のような特定の場所を意味するのではなく、「機能」を表している。また、地域学校協働活動とは、持続可能な地域社会をつくるために、共に子どもたちを育て、共に地域を創るという理念に立ち、地域と学校がパートナーとして、未来を担う子どもたちの成長を社会全体で支えていく様々な活動をいう。
チ	地域関係者・地域組織	この計画では、自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、委嘱委員、ボランティア、地域活動者などを位置づけている。
チ	地域ケアプラザ	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点として様々な取組を行っている、横浜市独自の施設。(トピックス掲載有り P.63)
チ	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊んだり、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供等を行う子育て支援の拠点。地域で子育て支援に関わる方のために研修会等も実施している。
チ	地区社会福祉協議会(地区社協)	その地域に暮らす人たちが、自らの地域を良くするために様々な活動を行う任意の団体。

チ	地区別支援チーム	地区別計画の推進に向けて、区役所、区社協、地域ケアプラザ等で編成され、地区ごとに設置するチーム。
チ	地区民生委員児童委員協議会(地区民児協)	民生委員同士の連携を図ると共に、様々な課題を抱える世帯への支援方法等についての検討を行う組織。おおむね連合自治会・町内会ごとに設置されている。
チ	地区連合町内会	自治会町内会が集まって構成され、主に自治会町内会相互の連絡調整や地域住民の福祉増進のために広域的な事業(例えば、地区での運動会や、災害を想定した防災訓練、青少年健全育成のための繁華街でのパトロールなど)を実施する組織。
チ	中核機関 (よこはま成年後見推進センター)	相談対応や専門職によるサポートのコーディネート等を行うとともに、各地域における連携ネットワークを形成・強化していくため、法律専門職団体、社会福祉専門職団体、医療・福祉の関係団体等をはじめとする関係者からなる協議会等の事務局機能を担う機関。(トピックス掲載有り P.47)
ト	特定健診	40歳から74歳の被保険者を対象に医療保険者が行う健康診査。内臓脂肪の蓄積に起因する高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病をみつけ、生活習慣病の改善、病気の予防につなげる。
ニ	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域。横浜市では、おおむね中学校区程度(人口平均25,000人程度)を目安として設定。
ニ	日本型雇用慣行	1960年代の高度成長期に大企業を中心として確立し、1970年代・80年代に最盛期を迎えた終身雇用・年功賃金・企業別労働組合を特徴とする雇用慣行のこと。
ヒ	ひきこもり	様々な要因の結果として、社会への参加が狭まり、就学や就労など、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。(トピックス掲載有り P.41)
フ	福祉教育	子どもから大人まで全ての人を対象とし、学校や地域でのボランティア体験・交流・出前授業等を通じて、高齢・障害等の当事者理解や身近な地域の福祉課題の理解等を進める取組。
フ	フリースペース	この計画では、誰もが気軽に安心して集まり、相談や交流ができる場所を指す。
ホ	法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO法人等の法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、判断能力が十分でない高齢者や障害者の保護・支援を行うこと。
ホ	保健活動推進員	地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、地域で健康づくり活動を行っている。(トピックス掲載有り P.77)
ミ	民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員。地域の身近な相談相手として、介護や子育て等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供を行ったり、行政や関係機関を紹介する「つなぎ役」。(トピックス掲載有り P.36)
ヤ	ヤングケアラー	法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされる。(トピックス掲載有り P.34)
ヨ	要援護者マップ	住民、支援機関、関係機関等により、住民地図等を使用して対象地域の要援護者や支援が必要になるとと思われる人の情報共有をするもの。
ヨ	要保護児童対策地域協議会	要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う協議会
ク	老人クラブ(シニアクラブ・シルバークラブ)	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりに重要な役割を果たしている。(トピックス掲載有り P.76)

3 横浜市地域福祉保健計画の検討経過

年度	月	市計画策定推進委員会、検討会等	市会・関係団体・区役所・区社協・ 地域ケアプラザ等との調整
2021 年度	11月 ～ 3月	<p>★地域福祉保健計画・地域福祉活動 計画検討会【12月】 (計画策定の考え方、テーマ別分科会 の設置について)</p> <p>★第2回策定・推進委員会【2月】 (計画策定の考え方について、中間評価) ※開催中止、書面意見照会</p>	<p>●関係局区検討プロジェクト【1月】 (計画策定の考え方について、テーマ別 分科会の設置について)※書面開催</p> <p>●区・区社協との意見交換【12月～3 月】 (第4期区計画策定・推進状況、第5期市 計画への意見等)</p>
2022 年度	4月 7月 3月	<p>★第1回策定・推進委員会 (計画策定の考え方・分科会について)</p> <p>★テーマ別分科会 ①多様な世代や人々がつながり地域活動 に参画し活躍できる地域づくり ②分野にとらわれず支援が必要な人に早 期に支援が届く仕組みづくり 【①②は9月までに各2回開催】</p> <p>★地域福祉保健計画・地域福祉活動計画 検討会【7月・11月】 (分科会報告、素案骨子(案))</p> <p>★第2回策定・推進委員会【3月】 (素案(案))</p> <p>★第1回評価検討会【3月】 (第5期計画の評価方法の考え方)</p>	<p>●関係局との意見交換 (第5期市計画策定に向けた他分野計画 との調整)</p> <p>●関係団体等との意見交換【8～10月】 (現状と抱えている問題、必要な支援・取 組、第5期市計画への意見等)</p> <p>●庁内検討プロジェクト【8～3月】 (第5期市計画策定に向けた方向性、記 載内容の調整)</p> <p>●策定・推進委員会委員、区、関係局、区 社協、地域ケアプラザ意見照会【11～12 月】(素案(案))</p>
2023 年度	5月 6月 7月 8月 9月 11月 1月 3月	<p>★第2回評価検討会【6月】</p> <p>★第1回策定・推進委員会【7月】 (パブリックコメント実施結果、評価方法)</p> <p>★第3回評価検討会【9月】</p> <p>★第2回策定・推進委員会【11月】</p> <p>★第1回地域福祉保健計画・地域福祉 活動計画検討会【3月】</p>	<p>●関係団体への説明、記者発表</p> <p>素案公表・市民意見募集(パブリックコメント)【5月26日～6月27日】</p> <p>●第1回庁内検討プロジェクト【8月】 (パブリックコメント実施結果、評価方法、 資料編、トピックス)</p> <p>●第2回庁内検討プロジェクト【1月】</p>
第5期市計画確定・公表			

4 パブリックコメント実施結果

計画の策定に市民の意見を反映するため、素案を公表し、パブリックコメントを実施しました。

(1) 実施期間

2023年5月26日(金)から6月27日(火)まで

(2) 周知方法 素案冊子 8,073部、リーフレット 11,882部

ア 素案冊子の配布 計 319 箇所

区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、市民情報センター、地域子育て支援拠点等

イ 関係団体等への説明 計 89 箇所

市・区町内会連合会、市・区民生委員児童委員協議会、区社会福祉協議会、横浜市身体障害者団体連合会、横浜市老人クラブ連合会、地域子育て支援拠点連絡会、横浜市保健活動推進員会等

ウ 広報

市ウェブサイト、広報よこはま、はまインフォ（LINE・SmartNews）等

(3) 意見総数

総計 170件 97人・団体からの意見

(4) 個人からの意見提出方法

電子申請 44人・団体、電子メール 11人・団体、FAX 3人・団体、
郵送 25人・団体、その他 14人・団体

(5) 内容別意見数（総計 170件）

項目	意見数
計画全体に関すること	47件
推進のための取組に関すること	72件
（1 身近な地域で支えあう仕組みづくり）	(27件)
（2 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり）	(33件)
（3 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進）	(12件)
その他（個別分野の福祉施策へのご意見等）	51件

(6) 提出された意見への対応の考え方（総計 170件）

項目	意見数
(1) 御意見を踏まえ、原案に反映したもの	26件
(2) 御意見の趣旨が素案に含まれているもの、または、素案に賛同いただいたもの	27件
(3) 今後の検討の参考とさせていただくもの	80件
(4) その他（質問・感想等）	37件

5 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 委員名簿(2022・2023年度)

2024年3月現在

(五十音順 敬称略)

	委員名	所属	分野
1	有本 梓	横浜市立大学大学院医学研究科地域看護学分野教授	学識経験者(保健)
2	生田 純也	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市踊場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
3	内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会 理事長	障害分野関係者
4	内海 宏	株式会社 地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
5	宇野 雅紀	市民公募委員	市民委員
6	小林 政晴	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
7	小宮山 滋 (2023年6月23日から)	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
	池田 宏史 (2023年6月22日まで)	横浜市社会福祉協議会 理事	
8	佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター (地域学校協働活動推進員)	学校・地域連携関係者
9	佐藤 潮	横浜市町内会連合会 幹事	自治会町内会関係
10	塩田 良英	港南区シルバークラブ連合会 会長	高齢分野関係者
11	鶴見 伸子	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 幹事	障害分野関係者
12	名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者(コミュニティ)
13	西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者(福祉)
14	福本 雅美	戸塚区地域子育て支援拠点とつとの芽 施設長	子育て分野関係者
15	星 勉	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 権利擁護・成年後見事業部ぱあとなあ神奈川 運営委員長	成年後見関係者
16	本宿 剛志	金沢区生活支援センター 愛&あい 施設長	障害分野関係者
17	増子 眞智子	横浜市保健活動推進員会 鶴見区会長	保健活動推進員
18	水野 千鶴 (2023年6月15日から)	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
	赤羽 重樹 (2023年6月14日まで)	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	
19	山田 秀人	市民公募委員	市民委員
20	山野上 啓子	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 監事	NPO・市民活動団体等 中間支援組織

<臨時委員>

1	久保田 充明 (2022年11月5日から)	一般社団法人横浜市薬剤師会 副会長	薬剤師会
	川村 幸久 (2022年11月4日まで)	横浜市薬剤師会 常務理事	
2	坂本 揺子	一般社団法人横浜市歯科医師会 常任理事	歯科医師会



横浜市地域福祉保健計画キャラクター
「ちふくちゃん」

明日をひらく都市
OPEN X PIONEER
YOKOHAMA



ほら、
よこはまは
あったかい

横浜市健康福祉局福祉保健課

横浜市中区本町6-50-10
TEL 045 (671) 3428
FAX 045 (664) 3622
kf-chifukukeikaku@city.yokohama.jp

社会福祉法人横浜市社会福祉協議会

横浜市中区桜木町1-1
TEL 045 (201) 2090
FAX 045 (201) 8385
kikaku@yokohamashakyo.jp

この概要版は「第5期横浜市地域福祉保健計画」の一部を紹介したものです。

詳細については、

横浜市 地域福祉保健計画

検索

2024(令和6)年3月発行

区連会 資料 2-5

市連会 5月定例会説明資料
令和6年5月13日
市民局地域活動推進課

自治会町内会館の脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

3月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシについて、新たな情報を追記しましたので改めて配布させていただきます。

(変更点は「3 チラシについて」のとおりです。)

引き続き、補助金の活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

(2月配付時からの変更点：

- ①補助対象となる会館の拡大：マンションなどの集会所も対象とする旨の追加【表面】
- ②設備導入にあたって建築士のアドバイザー派遣 問合せ先の追加【裏面】

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。

(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社 (事務委託先)

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00~17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 松永、高橋、石栗

電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

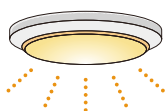


自治会町内会館の 脱炭素化を応援します!

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- 統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- 省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4つ以上

業務用

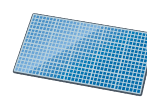
トップランナー基準達成製品

対象
製品

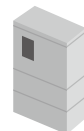
断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

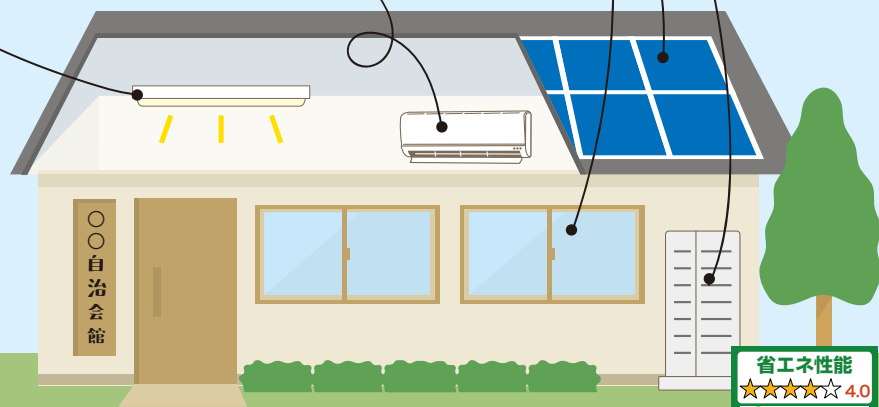
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「**募集案内**」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。



対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

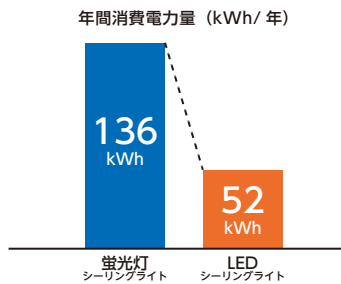
令和 **6年9月30日** 月 まで

令和6年12月までの整備が対象

導入効果

LED 照明器具

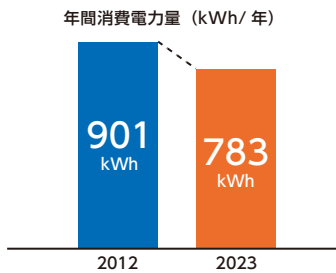
年間 CO₂排出量 1台あたり
約 **38kg 削減!**
年間電気代
約 **2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

年間 CO₂排出量 1台あたり
約 **53kg 削減!**
年間電気代
約 **3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
（施工前との比較）
年間 CO₂排出量
約 **340kg 削減!**
年間電気代
約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法：
Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）
申請期限：
令和6年9月30日（月）
なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和6年12月27日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

お問合せ（申請方法等）

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話 **045-451-7740**

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。相談・訪問にかかる料金は無料です。

お問合せ先 **横浜市建築士事務所協会**

電話 **045-662-2711**

受付時間

平日 9:00 ~ 12:00/
13:00 ~ 16:30

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

よこはま防災 e-パークのリニューアルについて【周知依頼】

1 事業の趣旨

いつでも、どこでも、オンラインで身近に防災を学べる「よこはま防災 e-パーク」を令和5年4月に開設し、運用しています。

この度、利用者の方の声を踏まえ、更なる利便性の向上のため、システムの機能改善や動画制作など、ウェブサイトのリニューアルを行い、令和6年4月16日（火）から市民の皆様の利用を開始しました。

つきましては、別添チラシを活用し、自治会町内会の皆様へお知らせいただくようお願いいたします。

よこはま防災 e-パークとは？

70 本以上の動画やミニテストなど、充実したデジタル教材を揃え、火災、救急、地震、風水害など、いざという時に備える幅広い防災の知識を学ぶことができるウェブサイトです。



よこはま防災 e-パーク
二次元コード



よこはま防災 e-パークトップ画面
(スマートフォン)

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 リニューアルの主な内容

(1) 機能・デザイン

ア 年代や学びたい内容など、簡単な質問に答えることで、利用者が学びたい学習コースを見つけることが可能になりました。

イ 写真やイラストを使用し、分かりやすく、より見やすいデザインに変更しました。

ウ 未就学児、小学生の学習コースでは、消防車等の写真が入ったデザインや月ごとに違うデザインの修了証の発行が可能になりました。

(2) 動画・コンテンツ

要点をまとめた短編動画を新たに掲載し、時間がない方でも気軽に学ぶことができる学習コースを作成しました。

(3) 新たな学習コース

ア 3分シリーズ（一般の方向け）

1本3分の動画により、防災の基本的な知識を簡単に学べるコースを構築

イ 子育て世代コース

ウ 子どもの命を守る視点で親子で楽しみながら防災対策やケガの予防対策などの予防

エ 救急について学べるコースを構築

オ 住宅防災診断

ご家庭における防火・防災の取組状況を診断し、点数化するほか、診断結果を確認できるコンテンツを構築

※ リニューアル内容の詳細につきましては、別添チラシをご参照ください。

4 その他

よこはま防災 e-パークをさらに利用しやすいウェブサイトにするため、利用者の皆様にアンケートをお願いしています。ウェブサイト上からアンケートに回答いただけますので、御協力をお願いいたします。

【旭消防署総務・予防課予防担当】

担当 中澤、古尾谷

電話 045-951-0119 /FAX 045-951-0119

メール sy-asahi-sy@city.yokohama.lg.jp



いつでも・どこでも
身近に防災を学ぼう

e-防パーク

よこはま防災



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3分シリーズ



3分シリーズ

1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



子育て世代コース



子育て世代

こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース



こども

未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース



WEB研修

防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース



住宅防災診断

お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース



事業所

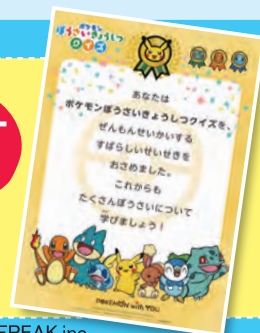
防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET
しよう!



地域防災活動の支援に向けた研修のご案内【協力依頼】

1 事業の趣旨

地域における防災活動の支援として、自治会・町内会員等向けに2つの研修をご案内します。

①横浜市での防災対策や地域防災活動の事例を WEB 研修で学ぶ「よこはま防災研修<基礎編>」

②地震火災や風水害の備え等、地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する「よこはま防災研修<支援編>」

①「よこはま防災研修<基礎編>」については今年度から全編 WEB での受講となりましたので、いつでもどこでも気軽に受講することができます。地域防災力の強化につながりますので、②「よこはま防災研修<支援編>」と合わせ、受講の勧奨をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長あてに自治会町内会の研修受講の勧奨を依頼します。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で研修受講の勧奨をお願いします。

3 研修の概要

(1) 内容

①「よこはま防災研修<基礎編>」

今年度からは横浜市消防局が運用している「よこはま防災 e-パーク」のWEB研修を受講する形式としています。災害に対する日頃の備えなどの自助、地域防災拠点の運営取組例を通じた共助の紹介、いざという時の避難方法の確認など、防災の基礎を学び、地域の防災の担い手の育成や地域の防災・減災活動を推進する内容となっています。

②「よこはま防災研修<支援編>」

地域にアドバイザーを派遣し、防災まち歩きや安全マップ作成等を実施することにより、地域の防災力向上に向けた取組を支援します。

地域の方と話し合いながら、地形、戸建てやマンション等の住居種別など、地域の実情に沿った研修を実施します。

(2) 期間

①「よこはま防災研修<基礎編>」

WEB研修のため24時間いつでも受講できます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から令和7年3月（具体的な受講日は各自治会・町内会等と調整）

4 ご参加いただける方

①「よこはま防災研修<基礎編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員等を含む、どなたでもご参加いただけます。

②「よこはま防災研修<支援編>」

自治会・町内会員、マンション管理組合員

5 お申込みについて

【申込方法】以下の、URL やQR コードから申し込みいただけます。

①よこはま防災研修<基礎編>

URL : <https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>

QR コード :



②よこはま防災研修<支援編>

URL : <https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/portal/home>

QR コード :



【申込期限】①「よこはま防災研修<基礎編>」

通年

②「よこはま防災研修<支援編>」

令和6年6月から10月末まで

総務局地域防災課
担当 佐久間、佐渡
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.jp

令和6年 よこはま防災研修〈基礎編〉のご案内

「よこはま防災研修」では、町の防災組織（自治会・町内会等）において、防災・減災活動の担い手を育成し、地域の防災・減災活動を推進してもらうことを目的としています。

今年度から集合型研修を廃止し、横浜市消防局が運用している「よこはま防災e-パーク」内で学ぶWEB研修となっています。

※昨年度の防災・減災推進研修〈基礎編〉から名称が変更となりました。

1 対象者

どなたでも受講することができます。

2 研修内容

次の4つのコンテンツから構成されています。

- ・日頃の備え（自助・共助・公助、自宅の備え、マンションの防災対策）
- ・風水害の備え（マイ・タイムラインの作成支援等）
- ・町の防災訓練（町の防災組織の取り組み）
- ・災害時の避難（新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害時の避難、在宅避難）

3 研修期間

「よこはま防災e-パーク」内で24時間受講可能です。

※11月以降にステップアップ編（旧応用編）及び事例発表会を開催する予定のため、早めの受講をオススメします。

4 研修受講方法

「よこはま防災e-パーク」の【WEB研修】に入ってください、自由閲覧内にある【よこはま防災研修】において各コンテンツを受講できます。受講後、修了証の発行を希望される場合は、新規登録をして受講いただくことで発行可能となります。

下記のURL、検索またはQRコードから指定のサイトにアクセスいただけます。

<https://bousaie-park.city.yokohama.lg.jp/>



5 お問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456

令和6年 よこはま防災研修＜支援編＞のご案内

地震火災や風水害の備えなど地域特性に応じた防災活動について、アドバイザーを派遣して支援する研修です。

1 実施方法

- (1) 対象・・・・・・・・自治会・町内会、マンション管理組合等
- (2) 日数・・・・・・・・1地域につき、1日1時間半～2時間程度（ワークを希望する場合は3時間程度）
- (3) 受付・・・・・・・・令和6年6月から10月末まで
- (4) 日時・・・・・・・・日程については地域の御担当者様と調整させていただきます。
- (5) 場所・・・・・・・・原則、アドバイザーが地域に伺いますので、研修場所の確保をお願いします。

2 研修内容について

下記②～⑤の中から最大3つまで選択し、①と希望されたプログラム及び所要時間を基に内容を決定します。支援編お申込み後に、具体的な研修内容をアドバイザーと調整させていただきます。

研修プログラム（全団体共通）	所要時間
① 地域における被害想定 / 基本的な災害への備え（自助・共助の取組）	30分
研修プログラム（自由選択）※最大3つまで	所要時間
② 風水害への備え（マイ・タイムラインの作成支援等）	30分～60分
③ 地震火災への備え（地震火災の危険性、感震ブレーカー設置助成等）	30分～60分
④ マンション防災	60分
⑤ グループワーク（災害時のケーススタディー、地域の危険性の把握等）	60分

3 申し込み要件

- 複数(5人以上)の研修参加者を確保することができること
- 研修実施場所を確保することができること

4 お申し込み方法・お問い合わせ

横浜市電子申請システムで必要事項を入力の上、研修希望日の2か月前までお申し込みください。



横浜市電子申請・届出システム

もしくは



5 研修受講の決定

研修受講の決定は、アドバイザーから直接申請者宛に御連絡いたします。その際に研修内容等の調整をさせていただきます。なお、申込状況や気象警報の発令等により、研修日を再調整させていただくことがあります。

希望する地域が多数の場合、調整により今年度の派遣ができない場合もありますので予め御了承ください。

6 問い合わせ

その他、ご不明な点は担当までお問い合わせください。

総務局地域防災課 佐久間・佐渡
電話：045-671-3456



いつでも・どこでも
身近に防災を学ぼう

e-パーク

よこはま防災



1

70本以上の動画やミニテストなど、デジタル教材が充実!



2

火災、救急、地震、風水害など、幅広い分野をオールインワンで学習!



3

「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズで親子で楽しく学習! 全問正解してポケモンの修了証をゲット!!



横浜市消防局
YOKOHAMA FIRE BUREAU

よこはま防災 e-パーク 🔍

だれでも、かんたんにアクセスできます。

3分シリーズ



1本3分の動画により、防災の基本的な知識をスキマ時間で簡単に学習。何を学んでいいかわからない方はこのコースから！



子育て世代コース



こどもの好奇心が引き起こす思いがけない火災や事故の事例、乳幼児への応急手当など、こどもを守るために必要な知識を学習。

こどもコース



未就学児、小学生、中学生など成長段階に応じて、楽しみながら防災を学習。消防車やヘリコプター等の写真の入った修了証をゲットしよう！

WEB研修コース



防災を深く学びたい方、地域で防災活動を担う方にオススメ！動画の視聴履歴など、受講状況の確認ができるほか、修了証のダウンロードが可能。

住宅防災診断コース



お家には危険がないかな？大地震への備えの状況や火災の危険性を診断。診断後は、結果に応じたアドバイスにより、防災対策を見直そう！

事業所コース



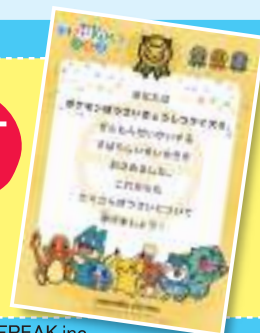
防火管理者や従業員の方にオススメ！防火管理の知識や消防用設備等の取扱い方法などを学習。消防訓練の実施方法等もこちらから確認！



「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズに\挑戦/
ポケモンの修了証をGET!

一般財団法人ポケモン・ウィズ・ユー財団の制作した「ポケモンぼうさいきょうしつ」クイズと連携。全問正解して、ポケモンの修了証を「GET」しよう！

GET
しよう!

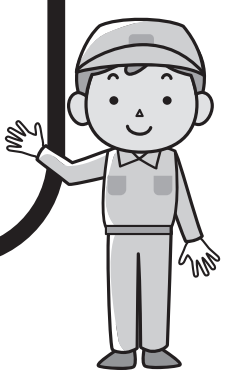


令和6年度
年間
500件

横浜市からのお知らせ

家具転倒防止器具の 取付けを代行します!

申込期間 令和6年6月1日～令和7年1月31日
*必着



～横浜市家具転倒防止対策助成事業(令和6年度)～

横浜市では、家具転倒防止対策の取組を支援するため
転倒防止器具の取付けを無料代行します。
(器具代は申請者のご負担となります。)

対象

同居者全員が、下記の①～⑥のいずれかであること

- ① 65歳以上
 - ② 身体障害者手帳の交付を受けている
 - ③ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
 - ⑤ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
 - ⑥ 中学生以下
- ※「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯については②～⑤に該当しない限り、制度対象となりません。

注意事項等

- 事前調査及び取り付け作業は一般社団法人横浜市建築士事務所協会が実施します。
- 取付員は作業に必要な器材を持参するため、車で訪問します。
- 調査・作業時は、申請者の立会いをお願いします。
- 初回訪問時に対象世帯であることを書類で確認するため、生年月日が分かる書類・障害者手帳・介護保険証等をご用意ください。(写しの提出は不要です)
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。(3つ目以降は御相談ください。)
- 器具はご自身で用意していただく他、一般社団法人横浜市建築士事務所協会にて用意することもできます。
- ※ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取り付けできないことがありますので、事前に確認ください。
- 過去にこの事業を利用して取り付けされた方は、再度お申し込みできません。

相談窓口 (横浜市が下記の事業者に運営を委託しています)

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 ●受付時間:平日10時～16時

電話 045-662-2711

FAX 045-662-8981

最後にセロテープでニスをしっかり止めてください。

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓折り線①

2 3 1-8 7 9 0
0 0 3



横浜市中央区北仲通四丁目40
商工中金横浜ビル5階
一般社団法人
横浜市建築士事務所協会
行

↑折り線③

↓折り線④

↑折り線②

申込方法

郵送

本紙付属の申請書を記入し、郵送で申し込みます。

※記入漏れがないか必ず確認してください。
※記入を終えたら、チラシから切り取り申請書裏面の折り線に沿って封筒の形に折ります。

最後にセロテープでしっかり止めて、郵便ポストへ投函してください。

電子申請

横浜市ホームページを検索、または下記のQRコードから申込フォームにアクセスし、必要事項を入力します。

横浜市 家具転倒防止対策 **検索**

●電子申請QRコード



申請書が追加で必要な場合

一般社団法人横浜市建築士事務所協会 TEL:045-662-2711 へお電話ください。

申請書を送付します。内容を記入の上、ご返送ください。

●受付時間：平日10時～16時(12時～13時を除く)

※夏季休暇及び年末年始を除く。

取付けまでの流れ ※お申込みから取付までお時間がかかる場合があります。

申込

① 本紙付属の申請書を郵送、または ② 電子申請にてお申込みください。

利用可否決定

- ▽ 申込内容をもとに、横浜市が利用可否を決定します。
- ▽ 利用決定後、「利用決定通知書」を郵送でお届けします。
- ▽ 対象世帯でない場合は「利用却下通知書」が届きます。

訪問日の日程調整

▽ 「利用決定通知書」が届いた後、一般社団法人横浜市建築士事務所協会の担当取付員から調査訪問日の日程調整のお電話をいたします。

調査訪問

- ▽ 訪問した担当取付員が対象世帯であることを確認します。
- ▽ 家屋状態を確認し、ご相談の上、取付家具と転倒防止器具を決めます。
- ▽ 器具購入のご相談も承ります。

取付訪問

- ▽ 決めた家具に転倒防止器具を取り付けします。
- ▽ 器具購入を依頼された場合は、器具代金をお支払ください。



第1号様式の2 (第4条)

(整理番号) _____

____年__月__日

家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	____人(下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください) 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	〒_____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 (どちらかに○をつけてください)

【注意事項等】

- 事前調査及び取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 事前調査時に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できないことがあります。
- 無料で取付代行できる家具は原則2つまでとします。3つ以上ご希望の場合は、御相談ください。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

最大
1/2
補助

\\ 横浜市からお知らせ \\

地震火災防止のために 感震ブレーカーを設置しましょう



感震
ブレーカー
とは

大きな揺れで電気を自動的に遮断し、
地震火災の多くの原因と言われている
「電気出火」を防ぐ効果が大きい器具です。

対象地域を 市内全域に拡大

先着6,000件

感震ブレーカー「簡易タイプ」の購入を
最大1/2補助します！

2ページでご確認！

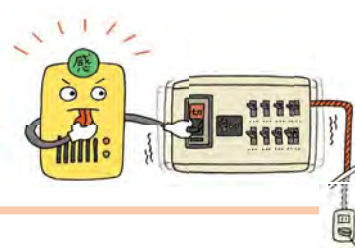
申請期間 令和6年6月1日～令和6年12月27日(必着)

申請について

申請期間	令和6年6月1日～令和6年12月27日必着
対象団体	横浜市内の自治会・町内会・マンション管理組合
補助要件	加入世帯の <u>10世帯以上</u> へ、補助対象製品を購入・設置すること
補助率	最大1/2（上限額：器具1個当たり2,000円補助、千円未満端数は切捨て） 例：1個3,000円×150個×消費税=495,000円 495,000円×1/2=247,500円（端数切捨て） → 補助金額247,000円 （器具1個当たり2,000円の上限内であれば、器具購入費の他に設置費も補助します。）
補助件数	6,000個 （先着順）
対象製品	感震ブレーカー「簡易タイプ」（次ページ記載の 11器具 ）
申請方法	本ご案内付属の「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、申請先へ郵送してください。（ <u>郵送代はご負担いただきます</u> ）
相談申請先 （横浜市が運営を委託しています）	株式会社長寿乃里 感震ブレーカー設置補助受付担当 〒220-0012 横浜市西区みなとみらい3-6-3 MMパークビル12F 電話：045-900-4188



地震火災の
6割以上は
「電気」が原因

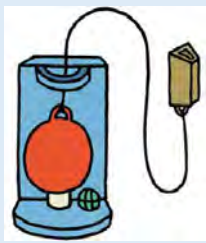


地震火災の
発生を抑えるのに、
「感震ブレーカー」
が役立ちます。

注意事項

- 本補助事業は、感震ブレーカーの購入・設置が条件となります。これが適正に履行されない場合は、補助金を返還していただくことがございます。
- 過去に感震ブレーカーの補助金申請をしたことがある自治会町内会でも、これまでの申請個数が、自治会町内会加入世帯数を満たしていなければお申し込みできません。（※ただし、過去に横浜市の感震ブレーカーに関する補助や助成事業を利用し、器具の購入や取付けを行った世帯が自治会町内会やマンション管理組合の補助金を利用することは認められません。ご注意ください。）
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

おもり式



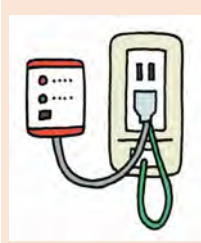
揺れを感知するとおもり玉が落下し、ブレーカーのスイッチを落とします。

バネ式/電池式



揺れを感知するとバネの力や電池によりバンドが作動してブレーカーのスイッチを落とします。

コンセント差込式



コンセントに差し込んで使います。基本的には漏電遮断器に配線されている系統の電気のみを遮断します。

ご案内の補助対象器具は、すべての分電盤に対応可能ではありません。分電盤の種類によって設置が困難なことがあります。判断が難しい場合は、各メーカーにお問い合わせください。

	商品名	メーカー名	取付方法	参考
おもり式	スイッチ断ボールⅢ	(株)エヌ・アイ・ピー	付属の両面テープで分電盤に取付	
	“光る”おもり君	(株)ブルーウッド	付属の両面テープで分電盤に取付	
バネ式／電池式	ヤモリ	(株)リンテック21	付属の両面テープで分電盤に取付	
	ヤモリ de セット		本体と作動部を付属の両面テープで壁と分電盤に取付	
	パワーヤモリセット			
	ピオマ	(株)生方製作所	壁に本体を、作動部を分電盤に付属のビス又は両面テープで取付	
コンセント差込式	震太郎	大和電器(株)	アース付きコンセントに取付	
	地震みはりロボ	(株)サルバ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	KI感震センサー	ケー・アイ技術(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	一発遮断	多摩岡産業(株)	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	
	瞬断	(株)エコミナミ	壁に本体をビスで固定し、アース付きのコンセントに取付	

商品の詳細や取付の可否については、横浜市HPもご利用ください
「横浜市 感震ブレーカーHP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



横浜市HP

1 購入製品/ 数量決定	自治会・町内会で購入製品と購入数のとりまとめをしてください。
2 見積依頼/ 購入額決定	購入金額が100万円以上（消費税込）の場合は、市内業者2社以上の見積書を比較して、購入額を決定してください。
3 申請/ 交付可否決定	<ul style="list-style-type: none">● 本紙付属の「補助金交付申請書」を下記【申請窓口】へ郵送してください。● 申請内容をもとに、横浜市が交付可否を決定します。● 交付決定後、「補助金交付決定通知書」「補助金交付請求書」「実績報告書」を郵送でお届けします。
4 請求書の提出 補助金の入金	「補助金交付請求書」を【申請窓口】へ郵送してください。 請求書の確認後、1か月半～2か月程度で申請口座へ入金されます。
5 購入・支払 設置	補助金の入金確認から、 <u>1か月以内</u> に手続きをお願いします。
6 報告書の提出	領収書を添付した「実績報告書」を【申請窓口】へ提出してください。 報告書確認後、「補助金額決定通知書」を郵送でお届けします。

【相談・申請窓口】 (横浜市より下記の事業者に運営を委託しています)

株式会社長寿乃里

住所 〒220-0012
横浜市西区みなとみらい3-6-3
MMパークビル12F

宛名 株式会社長寿乃里
感震ブレーカー設置補助受付担当

電話 045-900-4188

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
補助金交付申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

団体名

(申請者) 住所

代表者

電話番号

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	
	製品名・個数	個
団体加入世帯数		世帯
購入・設置に要する金額		円
申請金額		円
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 （申請者と異なる場合にご 記入ください）	担当者名	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号）	
	書類送付先住所	

記入例

横浜市使用欄
受付番号

第1号様式（第6条）

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業 補助金交付申請書

令和6年〇月〇日

(申請先)
横浜市長

団体名 **みなと自治会**

(申請者) 住所 **横浜市〇区〇〇町〇丁目〇番地〇**

代表者 **横浜 太郎**

電話番号 **045-000-0000**

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業について補助金の交付を受けたいので、横浜市感震ブレーカー等設置推進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係図書を添えて、次のとおり申請します。

購入・設置 予定製品	メーカー名	(株) エヌ・アイ・ピー ※複数記入可
	製品名・個数	スイッチ断ボールIII 10個 ※複数記入可
団体加入世帯数	100世帯	
購入・設置に要する金額	40,000円	
申請金額	20,000円	
添付資料	購入・設置に要する金額が確認できる書類（見積書等）	
担当者連絡先 (申請者と異なる場合にご 記入ください)	担当者名 港 次郎	
	連絡先（日中連絡がとれる電話番号） 090-0000-0000	
	書類送付先住所 横浜市〇区〇〇町△丁目△番地△	

区連会 資料 3-3

区連会 5月定例会資料
令和6年5月17日
旭 区 役 所

各自治会町内会長 様

旭区総務課長

旭区防災講座の開催について（御依頼）

旭区では、令和元年度に「旭区ご近助マニュアル」を作成し、令和2年度以降、自治会町内会を中心とする町の防災組織のみなさまに、訓練を実施していただいているところです。

また、令和4年度から、旭区ご近助マニュアルに基づき研修会を開催しており、各自治会町内会の防災担当の方を中心にご参加いただきました。

今年度は、従来の集合形式の研修に加え、自治会町内会等への出前形式の研修も新たに実施することとしましたので、多くの皆さまのお申込みをお待ちしております。

◆集合形式の研修

対象：「町の防災組織」の防災担当者、旭区に在住・在校の学生など

今年度新たに防災担当になり、ご自身の組織の活動を考えるにあたり他の町の防災組織の取り組みを参考にしたい方や、防災に関心のある学生の方は集合形式の研修がおすすめです。

◆出前形式の研修（新規募集）

対象：「町の防災組織」の構成員などを対象とした、団体向けの研修です。

ご自身の組織内で防災の周知啓発を進めたい方、ご自身の組織が抱える課題等の解決に繋がる知識を習得したい方は出前形式の研修がおすすめです。

1 集合形式の研修

(1) 日時

令和6年7月10日（水）9時～12時

令和6年8月3日（土）9時～12時

※いずれも同じ内容です。

(2) 場所

旭区役所 新館2階大会議室

(3) 研修内容（予定）

ご近助マニュアルを基にした自助・共助に関する座学及びグループワーク

2 出前形式の研修

(1) 申込方法・期限

【期限】令和6年7月19日（金）まで
別添「旭区防災講座（出前）申込書」にご記入いただき、旭区役所総務課庶務係まで郵送、メールまたはFAXでお申し込みください。

「申込書」は旭区ホームページからもダウンロードできます。

【二次元コード】



裏面あり

集合形式

(4) 申込方法・期限について

【期限】各回の前日 12 時まで（必着）
各回先着 40 名まで

①電子申請

【二次元コード】



②郵送・メール・FAX

別添「旭区防災講座（集合）申込書」にご記入いただき、旭区役所総務課庶務係まで送付してください。

「申込書」は旭区ホームページからもダウンロードできます。

【二次元コード】



(5) 受講の決定について

申込後 1 週間以内に、受講者ご本人あてに、メールもしくは郵送で受講決定通知を送付させていただきます。

(6) その他

今回のお知らせは上半期実施分についてのお知らせです。下半期実施分については、別途区連会にてお知らせします。

3 その他

- (1) 当日の気象状況等により、中止とさせていただく場合があります。
- (2) 参加費、講演料は無料です。

出前形式

(2) 派遣可能期間

令和 6 年 9 月から令和 7 年 2 月まで

(3) 研修内容（予定）

自助・共助の取組み（旭区ご近助マニュアル）／地域における被害想定

その他、地域が抱える課題への対応や関心のあるテーマなど、自治会・町内会の実情に応じたプログラムを組ませていただきます。

(4) 抽選について

多くの団体からお申込みいただいた場合、お受けできる団体を抽選にて決定いたします。

抽選結果は、申込み期間終了後、令和 6 年 7 月 31 日（水）までに申込者へお伝えします。

(5) 派遣決定後の流れ

研修実施機関（認定 NPO 法人 かながわ 311 ネットワーク）より、申込者へご連絡をさせていただきます、日時、場所、研修内容等の調整を行います。

(6) 注意事項

自治会・町内会等の会合の場をご活用いただくなど、できるだけ多くの方にご参加いただけるようお願いいたします。

また、やむを得ず延期、中止を希望する場合は、速やかに旭区総務課庶務係までご連絡ください。

【お問合せ先】

担当：旭区役所総務課庶務係

TEL：954-6007 FAX：951-3401

E-mail：as-anzen@city.yokohama.jp

別添

令和6年 月 日

令和6年度 旭区防災講座（集合）申込書

■ 受講者について

団体名（町の防災組織の名称）

又は学校名

受講者氏名

住 所

電話番号

メールアドレス

■ 受講希望日程（第2希望まで①、②とご記入ください。）

令和6年 7月10日(水)	令和6年 8月3日(土)

■ 受講の決定について

受講者あて、申込みから1週間以内にメールもしくは郵送でお知らせさせていただきます。

締 切：各研修日の前日（12時）必着
送付先

郵 送：241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12
旭区役所総務課庶務係

F A X：045-951-3401

メール：as-anzen@city.yokohama.jp

旭区総務課 行

自治会・町内会等団体名 _____

申請者名 _____

住 所 _____

電 話 _____

メールアドレスは必ずご記入ください。
※ご連絡可能な方のアドレスで構いません。

メールアドレス _____

旭 区 防 災 講 座 (出 前) 申 込 書

令和6年度旭区防災講座(出前)について申込みします。

注意事項(必ずご確認ください。)

- ・申込み期間は、令和6年5月17日(金)から令和6年7月19日(金)までです。
- ・申込団体多数の場合は、抽選にて実施団体を決定します。当選・落選結果は、申込み期間終了後、7月31日(水)までに申請者様の電話またはメールアドレスへご連絡いたします。

地域の状況

【住居形態】 戸建て 共同住宅 混在【防災活動状況】 防災活動を実施している 実施していない

実施している場合の活動例()

【防災組織体制】 構築されている 構築されていない

地域の課題

【自治会・町内会が抱える平時または発災時の防災に関する課題を教えてください。】

基本構成

① 自助・共助の取組み(旭区ご近助マニュアル) / 地域における被害想定 ※全団体共通

② 地域が抱える課題への対応や関心のあるテーマなど、自治会・町内会の実情に応じたプログラムを組ませていただきます。(研修決定後、研修実施機関と内容について打ち合わせをいたします。)

希望日

第1希望(月 日 曜日 AM・PM) 第2希望(月 日 曜日 AM・PM)

第3希望(月 日 曜日 AM・PM)

※派遣期間は令和6年9月から令和7年2月までです。可能な限り、複数の希望日をご記入ください。

※希望日が未定の場合は、空欄でも構いません。

希望時間 () 時間

※研修決定後、研修実施機関と実施時間についても調整させていただきます。

実施場所

住所:

施設名(●●会館●階会議室等):

※申込みの時点で実施場所が未定の場合は、空欄でも構いませんが、研修当日までには実施場所をご用意ください。

<p>研修環境（使用・利用可能な場合は<input checked="" type="checkbox"/>を付けてください。）</p> <p><input type="checkbox"/>プロジェクター <input type="checkbox"/>ディスプレイ <input type="checkbox"/>長机（ 台） <input type="checkbox"/>駐車場（ 台）</p> <p><input type="checkbox"/>スクリーン <input type="checkbox"/>マイク、スピーカー <input type="checkbox"/>椅子（ 脚） <input type="checkbox"/>その他（ ）</p> <p>※実施場所未定の場合は、空欄で構いません。</p> <p>※映像機器、音響機器等がない場合でもお申込みは可能です。</p>	
<p>参加予定者数（ ）人 ※目安：10名以上</p>	
<p>自由記入欄（その他ご要望事項など、自由にご記入下さい。）</p>	
<p>同意事項（右の<input type="checkbox"/>にレ点チェックをしてください。）</p> <p>申し込みにあたって、派遣日及び研修内容の調整をするために、氏名や連絡先など申込書に記載した情報を、研修実施機関（認定NPO法人かながわ311ネットワーク）へ提供することに同意します。</p> <p>同意いただいた場合は、当選後に、認定NPO法人かながわ311ネットワークから申請者の電話番号またはメールアドレスへご連絡させていただき、研修内容や当日の段取りなどの調整をさせていただきます。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

研修の申込みにあたり収集する氏名、電話番号、住所等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」の規定に従い、適正に管理し、研修内容の調整や研修の中止等、連絡の必要が生じた場合にのみ利用します。

【お問い合わせ先】

旭区総務課庶務係危機管理・地域防災担当

TEL：045-954-6007

FAX：045-951-3401

メールアドレス：as-anzen@city.yokohama.jp

無料

となり近所の助け合い

自助

共助

地域として、学生として、災害時に何ができるかをお伝えします！

こんな方にお勧め！

自治会・町内会などの町の防災組織の担当者
旭区在住、在校の学生など



(一財)消防防災科学センター
「災害写真データベース」

旭区防災講座(集合形式)

令和6年7月10日(水) 9時-12時

令和6年8月3日(土) 9時-12時

@旭区役所新館2階大会議室

※各回同じ内容

申込
フォーム

研修会の
詳細



問合せ 旭区総務課防災担当 TEL 045(954)6007 FAX 045(951)3401

● 研修内容

1、座学

各自（家庭）で備えるべき備蓄品、防災知識

町の防災組織の取組、旭区ご近助マニュアルについて学ぼう

2、グループワーク

地震発生直後の町の防災組織の対応を体験しよう

● 開催日時・場所

◆ 令和6年7月10日（水）9:00～12:00 @旭区役所新館2階大会議室

◆ 令和6年8月3日（水）9:00～12:00 @旭区役所新館2階大会議室

※いずれも同じ内容です。

● 募集内容

- (1) 対象者 ① 自治会町内会等「町の防災組織」の防災担当者など
② 旭区に在住・在校の学生（保護者もぜひ一緒に参加してください。）
- (2) 募集人数 各回40名まで
- (3) 受講費用 無料
- (4) 募集期間 各研修日の前日12時00分まで（必着）
- (5) 申込方法 電子申請または郵送・メール・FAX（詳細は裏面をご覧ください。）
- (6) その他 当日の気象状況等により、中止または日程の変更となる場合があります。

● 申込要領

◆ 申込期限 各研修会の前日12時00分まで（必着）

◆ 申込方法

【電子申請システムでの申込方法】

【郵送・メール・FAXでの申込】



次の二次元コードから申請してください。

HPで「申込用紙」をダウンロードし、
旭区役所総務課庶務係にお送りください。



【申込用電子申請システム】



【旭区 HP】

◆ 受講の決定について

申込後1週間以内に、受講者ご本人あてに、メールまたは郵送で受講決定通知を送付します。

旭区防災講座（出前形式）

自助・共助の取組や地域が抱える防災に関する課題などについて出前講座を実施します！

無料

こんな時にお勧め！

- ◆ 自治会内で防災の周知啓発を進めたい
- ◆ 自分の自治会が抱える課題のヒントがほしい

詳細は
裏面参照

【派遣可能期間】

令和6年9月から令和7年2月まで

【申込方法】

「旭区防災講座（出前）申込書」にご記入いただき、令和6年7月19日（金）までに旭区総務課まで郵送、メールまたはFAXでお申し込みください。

【内容】

（必須）

- ・自助・共助の取組み（旭区ご近助マニュアル）
- ・地域における被害想定

（オプション）

- ・地域が抱える課題への対応や関心のあるテーマなど
※講師派遣決定後、研修実施機関と内容について
打ち合わせをいたします。

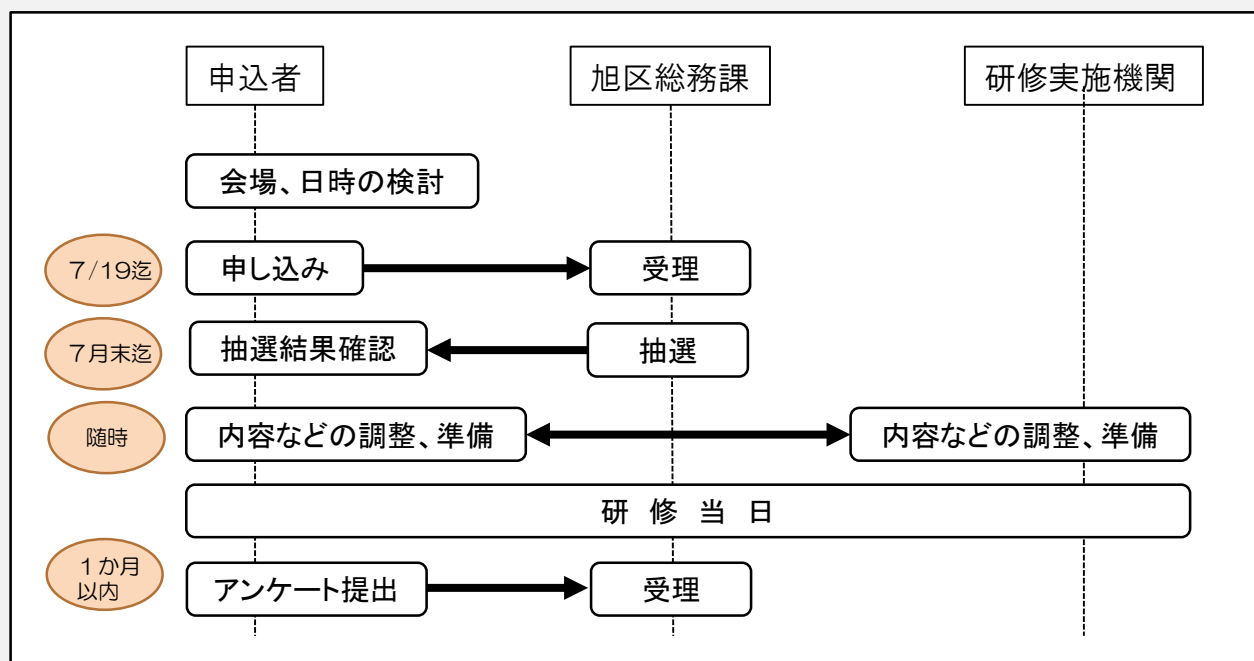


申込書のダウンロードはこちら
（区ホームページ）

問合せ（送付先）

旭区総務課防災担当 TEL 045(954)6007 FAX 045(951)3401
メール as-anzen@city.yokohama.jp

【基本的な流れ】



【抽選について】

多くの団体からお申込みいただいた場合、お受けできる団体を抽選にて決定いたします。

抽選結果は、申込み期間終了後、令和6年7月31日（水）までに申込者へお伝えします。



【注意事項等】

- ◆ 講演料は無料です。
- ◆ 会場は申込者でご用意ください。なお、会場が未定の場合でもお申込みは可能ですが、研修当日までにはご用意をお願いします。
- ◆ 自治会・町内会等の会合の場をご活用いただくなど、可能な限り多くの方にご参加いただけるようお願いいたします。
※目安：10名以上
- ◆ やむを得ず延期、中止を希望する場合は、速やかに旭区総務課庶務係までご連絡ください。
- ◆ 当日の気象状況等により、開催を中止させていただく場合があります。
- ◆ お申込みの際は、申込書の同意事項（申込者の連絡先等の研修実施機関への提供）を必ずご確認の上、をお願いします。

令和6年5月17日

各地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和6年度日赤災害・救急法講習の開催について【ご依頼】

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本会の活動並びに会員増強運動（会費募集）の推進にご理解とご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、この度日赤旭区地区委員会として、地域向け災害・救急法講習を別添のとおり開催する運びとなりました。

つきましては、各自治会町内会のみなさまへの周知及び参加者の取りまとめにご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、参加申込については、別紙申込書にご記入のうえご返答くださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

1 お問い合わせのこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】周知及び参加者の取りまとめをお願いいたします。

【単位会長】ご承知おきください。

2 参加申込について

【提出期限】令和6年6月24日（月）

【提出方法】同封の返信用封筒にてご返送、または、FAX、メール、直接窓口へお持ちください。

【申込人数】定員を60名とさせていただきます。各地区3名程度で希望者の取りまとめをお願いいたします。

3 添付資料

(1) 令和6年日赤災害・救急法講習の開催について（ご案内）

(2) 参加申込書

【事務局】旭区社会福祉協議会 杉山・門脇
電話：392-1123 / FAX：392-0222
MAIL:asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

令和6年5月17日

各地区連合自治会町内会長 様

日本赤十字社神奈川県支部
横浜市地区本部旭区地区委員会
委員長（旭区長）権藤 由紀子

令和6年度「日赤災害・救急法講習」の開催について（ご案内）

日頃より本会の活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。
この度、標記講習会を下記の通り開催いたします。
この機会にぜひ皆様に受講いただきたくご案内申し上げます。

- 日 時： 令和6年7月8日（月） 14：00～16：00
- 会 場： 旭区福祉保健活動拠点「ぱれっと旭」 2階 多目的研修室
旭区鶴ヶ峰 1-6-35
- 対 象： 旭区内の自治会町内会のみなさま
- 内 容： ①健康生活支援講習（災害への備えや避難所生活について）
②救急法講習（止血、骨折等けがをした時の応急処置について）
- 講 師： 日本赤十字社指導員
- 参加費： 無料
- 定 員： 60名 ※各地区3名程度
- 申込方法： 6月24日（月）までに別紙「参加申込書」にご記入のうえ、郵送またはFAX、メール、直接窓口へお持ちください。

【事務局】旭区社会福祉協議会 杉山・門脇
電話：392-1123 / FAX：392-0222
MAIL:asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

令和6年度 日赤災害・救急法講習 参加申込書

地区

NO	参加者氏名	所属・役職名等
1		
2		
3		
4		
5		

※会場の都合上、1地区3名程度の出席をお願いいたします。

【送付先】

旭区社会福祉協議会 担当：杉山行

FAX：045-392-0222

MAIL:asahi-ks@ceres.ocn.ne.jp

6月24日(月)までにご提出ください。

令和6年度 横浜動物の森公園の中央道路整備について

横浜動物の森公園未整備区域では、中央道路の整備を公園整備の一環として進めています。令和5年度の進捗及び6年度の整備予定についてご報告します。引き続き事業を推進し、早期完成を目指してまいりますので、皆様のご理解とご協力をいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 令和5年度の進捗

(1) 中央道路の整備

① 設計・協議・調査

地質調査を実施するとともに、道路管理者や交通管理者等、関係機関との協議を行い設計を進めました。

② 搬入路整備工事

北門駐車場に道路整備に必要な車両搬入路入口及び工事ヤードの整備を行いました。

(2) 軟弱地盤対策工事（1期）

中央道路を含む軟弱地盤全体の安定化を図るため、北門駐車場北側の臨時駐車場において、地盤改良を実施しています。

2 令和6年度実施予定

(1) 中央道路基盤整備工事

北門駐車場に整備した搬入路から道路整備を進めます。本年度は樹木の伐採等を行います。

(2) 軟弱地盤対策工事（2期）

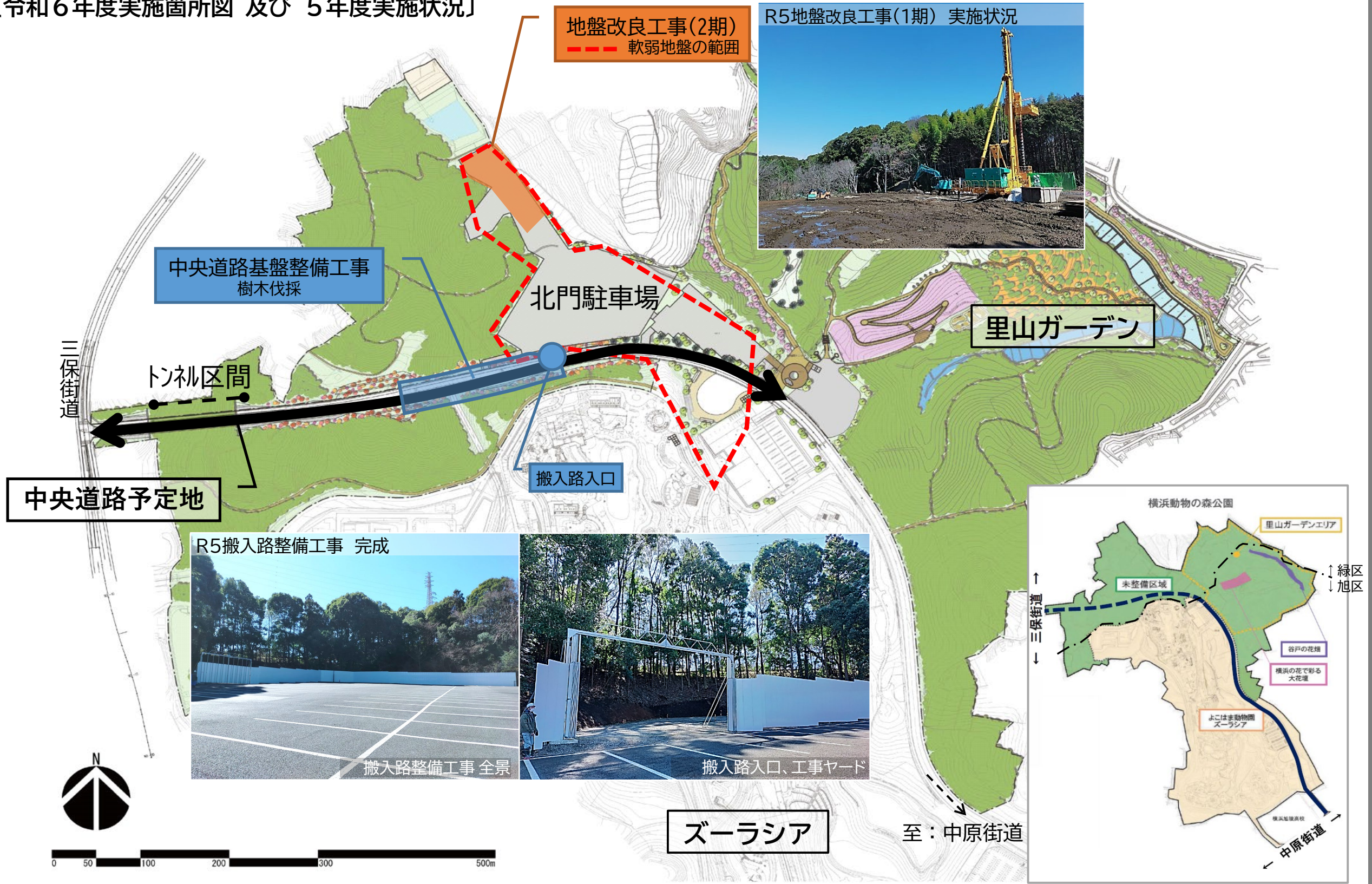
1期工事に引き続き、軟弱地盤全体の安定化を図るため、地盤改良を実施し年度内の完了を予定しています。

(3) 調査・設計、等

- ・造成や擁壁などの詳細設計を進めるとともに、周辺交通への影響も含め、道路管理者や交通管理者等関係機関との協議を進めます。
- ・中央道路が接続する三保街道の改良設計に必要な地質調査を行います。

担当：みどり環境局公園緑地事業課 担当課長 菅谷 浩明
電話：045-671-2684 FAX：045-671-2724

〔令和6年度実施箇所図 及び 5年度実施状況〕



区連会 資料 3-6

区連会 5 月 定例会 説明資料
令和 6 年 5 月 17 日
旭 区 福 祉 保 健 課
旭 区 社 会 福 祉 協 議 会

第 13 回（令和 6 年度）きらっとあさひ福祉大会の開催日程について（情報提供）

日頃から皆様には旭区の福祉保健事業に御理解、御協力いただきありがとうございます。

毎年 2 月に開催しております、きらっとあさひ福祉大会につきまして、第 13 回（令和 6 年度）の開催日が決定いたしましたので御報告いたします。

1 開催日

令和 7 年 2 月 8 日（土）14 時から 16 時

2 会場

旭公会堂（旭区役所 4 階）

3 その他

大会内容や申込方法等につきましては、区連会 12 月定例会にて御案内させていただきます。

【お問合せ先】

□旭区福祉保健課事業企画担当

伊藤、泉谷、岡田

TEL:954-6143/FAX:953-7713

□旭区社会福祉協議会

村瀬、宮地、門脇

TEL:392-1123/FAX:392-0222

★GREEN×EXPO 2027

開催 1000 日前 フェスタ

in 旭区役所 1F

2024

6/21 金

11:00~13:00

『GREEN×EXPO 2027』
の開催まで、2024年6月22日
で1000日となります。

地元区である旭区から、
開催を盛り上げていきます！

新鮮な野菜がたくさん！ あさひの朝市



新鮮な季節の野菜や
地元農作物を使用した
お菓子や加工品、お弁当を販売！
※売り切れ次第終了



2027年国際園芸博覧会

2027年国際園芸博覧会
は、国際的な園芸文化の普
及や花と緑のあふれる暮ら
し、地域・経済の創造や
社会的な課題解決等への
貢献を目的に開催される
国際的な博覧会です。



あさひまちなか 健康チェック



野菜の推定摂取量や
ご自分の筋力を確認
してみませんか？



ご来場
おまちしています



GREEN×EXPO 2027 クイズ & フォトコンテスト写真展

参加者
プレゼント



あさひくんの
キーホルダー



※写真・イラストはイメージです ※イベント内容は予告なく変更・中止する場合があります

旭区マスコットキャラクター
「あさひくん」

主催・お問合わせ

旭区役所 区政推進課・福祉保健課・地域振興課 TEL:045-954-6027
横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 E-mail:as-kikaku@city.yokohama.jp

GREEN×EXPO 2027 の開催地から魅力を発信
**旭区の花・緑・農の魅力あふれる
 オリジナル フレーム切手を販売します**

この度、GREEN×EXPO 2027 の開催地元区である旭区から花・緑・農の魅力を発信するため、旭区の自然の豊かさと賑わいを伝える、華やかで魅力あるオリジナルフレーム切手を販売することになりました。このオリジナルフレーム切手は、旭区及び横浜国際園芸博覧会旭区推進協議会が素材を提供し、日本郵便株式会社が製作し販売するものです。

1 オリジナルフレーム切手概要

✿旭区の自然の豊かさと賑わいを伝える、
 華やかで魅力ある切手✿

切手シート上部には、旭区にある里山ガーデンの大花壇の写真を配置し、切手のデザインには、旭区フォトコンテスト 2022 及び 2023 の受賞作品を使用しています。

- ・販売開始：
 令和6年5月15日（水）
- ・シート構成：
 84円切手×10枚
- ・販売価格：
 1シート 1,330円（税込）
- ・販売部数：
 500シート（WEB等含む）
- ・販売場所：
 - ・旭区内の全郵便局（20局）
 - ・WEBサイト「郵便局のネットショップ」
<http://www.shop.post.japanpost.jp/>
 ※ネットショップの場合、会員登録が必要です。
 また、販売価格の他に郵送料等が加算されます。



① 写真提供は、以下のように実施いたします。
 ② 郵送料は、郵便局のネットショップから購入する場合は、別途郵送料がかかります。写真は、郵送料が加算されます。

※「フレーム切手」は日本郵便株式会社の登録商標です

【担当】旭区役所 区政推進課企画調整係 954-6027

※在庫状況等は最寄りの郵便局でお尋ねください

裏面あり

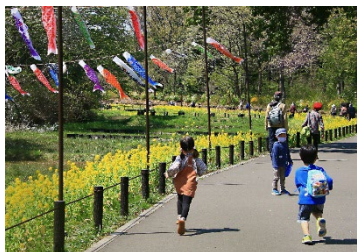
2 旭区フォトコンテスト概要（参考）

【旭区フォトコンテスト2022】

<テーマ>あさひの街並みと花・緑・農

<期 間>令和4年3月1日から5月31日まで

<受賞作品>



最優秀賞

「春はわくわくうきうき」(里山ガーデン)



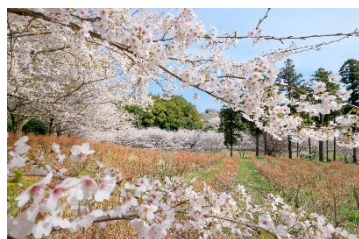
相模鉄道賞

「川井丘陵に雪」(下川井町)



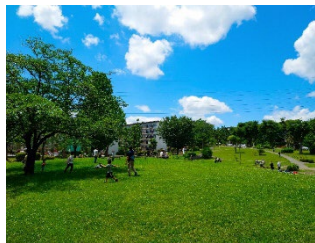
J A横浜都岡支店賞

「こども旭区」(鶴ヶ峰7号踏切道近く)



横浜市造園協会旭区班賞

「ドウダンツツジの丘の春」(追分市民の森)



旭区長賞

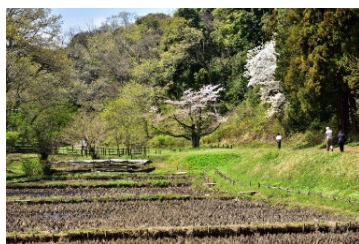
「自然とともに、暮らす。」(左近山団地サバンナ広場)

【旭区フォトコンテスト2023】

<テーマ>あなたに魅せたい旭の風景～花・緑・農～

<期 間>令和5年3月25日から5月28日まで

<受賞作品>



最優秀賞

「里山の春」(こども自然公園)



相模鉄道賞

「水辺の賑わい」(こども自然公園)



J A横浜都岡支店賞

「お花にかこまれてランチ」(矢指市民の森)



横浜市造園協会旭区班賞

「初夏の静寂」(こども自然公園)



旭区長賞

「春光」(若葉台2丁目)



GREEN × EXPO 2027
2027年国際園芸博覧会

地元 旭区から
盛り上げよう!

開催期間 2027年3月19日から9月26日まで

旭区マスコットキャラクター あさひくん

区連会 資料4-3

区連会説明資料
令和6年5月17日
旭区地域振興課

自治会町内会 各位

旭区地域振興課長

旭区市民活動支援センター「みなくる」の自主企画事業 「旭区サークル見学・体験会」の自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

日頃より、旭区の市民活動・生涯学習事業に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。
このたび、旭区市民活動支援センターでは、サークル活動の活性化に向けた取り組みとして、「旭区サークル見学・体験会」を実施します。
つきましては、広く区民の皆様に周知するため、案内チラシの各自治会町内会の掲示板への掲出について御協力をお願いいたします。

1 掲出期間等

令和6年7月末まで A4チラシ1部（表面のみ掲示をお願いいたします。）

2 掲出場所

各自治会町内会の掲示板

3 添付資料

「旭区サークル見学・体験会」案内チラシ

【担当】

旭区地域振興課地域力推進担当（奥村、福井、板橋）

電話：045-954-6028 Fax：045-955-3341

旭区市民活動支援センター「みなくる」（木村）

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰 2-82-1 ココロット鶴ヶ峰 4階

電話：045-382-1000 Fax：045-382-1005

メール：as-manabi@city.yokohama.jp

新しい出会いがきっとある
一緒に好きなこと楽しもう！！

令和6年6月～7月

旭区サークル見学・体験会

実施会場(11施設)

- ・希望が丘地区センター・若葉台地区センター・白根地区センター
- ・今宿地区センター・市沢地区センター
- ・横浜わかば学園コミュニティハウス・東希小コミュニティハウス
- ・今宿南小学校コミュニティハウス・白根地域ケアプラザ
- ・左近山地域ケアプラザ・サンハート

旭区マスコットキャラクターあさひくん

事前申込制

➤ 詳細は「みなくる」ホームページでご覧ください

「サークル見学・体験会実施一覧」を掲載しています
(「みなくる」と旭区役所2階(地域振興課)でも配布)



HPはこちら

➤ 実施会場に直接お申込み下さい(窓口・電話)

申込先

地区センター	
希望が丘地区センター	045-361-0424
若葉台地区センター	045-921-2213
白根地区センター	045-953-4428
今宿地区センター	045-392-1500
市沢地区センター	045-371-6662
コミュニティハウス	
横浜わかば学園 コミュニティハウス	045-922-3221
今宿南小学校 コミュニティハウス	045-951-6141
東希小 コミュニティハウス	045-363-2889

地域ケアプラザ	
白根地域ケアプラザ	045-958-2571
左近山地域ケアプラザ	045-353-1121
その他施設	
旭区民文化センター サンハート	045-364-3810

新しい出会いが
ありますように！



申込方法

・参加を希望するサークルの実施会場に申込(窓口・電話)

※申込後、ご参加できなくなった場合は、必ず実施会場に連絡してください

あさひくんポロシャツ大作戦！

～あさひくんでクールビズ～

「あさひくん」のワンポイントプリントが入ったポロシャツを今年も販売します！

2027年国際園芸博覧会まであと3年ということで、今年は花冠バージョンのあさひくんです。

取りまとめ発注につき、特別価格でご購入いただけます！あさひくんポロシャツで今年も暑い夏を快適に過ごしましょう♪♪

【イメージ】 イラスト：タテ 10cm(旗含む)、ヨコ7cm

【カラー（10色）】



※画像はイメージです。今年のあさひくんイラストは花冠のあさひくんになります。

※イラスト仕様：プリント（カラー）5cm×4cm 角

※ポロシャツ仕様：10色、8サイズ展開 綿60%、ポリ40%



【購入価格】 取りまとめ発注につき、特別価格での販売です。

注文数/サイズ	SS~LL	3L	4L	5L
特別価格	2,100円	2,300円	2,550円	2,850円

【購入方法】

- ① 購入をご希望の方は裏面注文書を担当業者（(株)ウエマツ）まで、FAXにてお送りください。
- ② 注文書を確認の上、担当業者（(株)ウエマツ）より、御依頼確認書（御請求書）をFAXにて返信させていただきます。
- ③ 御注文内容を確認し、ご請求金額及び振込手数料を、指定振込先にお振り込みいただきます。

【申込期限】 令和6年6月14日（金）

【納期】 7月中旬～下旬（但し6月16日以降にご入金の場合は、入金確認後約2～3週間後に納品いたします。）

【納品方法】 宅配便による発送となります。

【その他】 自治会町内会名等の刺繍：部位は基本、左袖、大きさ(10～14mm/字)、字体(楷書・明朝・角ゴシック・行楷書)をご指定いただき通信欄に内容を明記願います5文字360円。1文字追加20円程度です。別途、御請求書内で御見積り申し上げます。

【注文先】 株式会社ウエマツ
TEL 952-2525
FAX 953-4888

【問合せ】 旭区地域振興課生涯学習支援係
TEL 954-6094
FAX 955-3341

区連会 資料 4 - 5

自治会町内会長 各位

旭区地域振興課長

広報紙「あさひ」の配布について（情報提供）

日頃より旭区の子ども会活動にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、旭区子ども会育成連絡協議会では毎年、広報紙「あさひ」を発行しております。この度、旭区子ども会育成連絡協議会の活動について、広く自治会・町内会長の皆様にご案内するため、送付させていただきます。旭区子連の一年間の活動や各地区の子ども会の活動が掲載されておりますので、ご一読いただければ幸いです。

今後とも、温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

※旭区子ども会育成連絡協議会（会長：嶋崎伸子）とは

子ども会並びにその指導者相互の連絡協調により、子ども会活動を振興し、子どもの健全育成をはかる事を目的として設立され、旭区内子ども会及びその指導者並びに、ジュニア・リーダースクラブ会員で組織されています。

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係

真栄田・中村

TEL 045-954-6099

あさひ

旭区子ども会育成連絡協議会

2024年3月31日発行



niko rise ensemble



イハラ音楽教室キッズバンド



スクエア



Jump ☆ Up-Kids



「KOSHYES」

第48回旭区子ども大会

令和5年11月26日(日) 旭公会堂



第48回旭区子ども大会

主催 旭区子ども教育振興協議会
 後援 旭区庁

日時 令和5年11月26日(日) 13時~15時(12時30分開演)

- ♪ ~ ♪ ~ ♪ プ ロ グ ラ ム ♪ ~ ♪ ~ ♪
- 1.開会のことば
 - 2.主催者あいさつ
 - 3.イハラ音楽教室キッズバンド
ひくりんぼ
えびあの手
愛想こねれたら
 - 4.Jump&Up-Kids
September
Barbie
California Love
 - 5.niko rise ensemble <種々橋地区市民音楽会所属>
エルクワンパチエロ
ドラムマーチ
空海
 - 6.スクエア
Shut Up And Dance Mix
Warmabe
On The Floor Mix
 - 7.みんなであそぼう
演奏 イハラ音楽教室「KOSH-YES」
さんぽ
Believe
 - 8.閉会のことば

この大会の開催の皆さんへお礼の言葉
 この大会の開催にあたり、お礼の言葉を申し上げます。
 この大会の開催にあたり、お礼の言葉を申し上げます。
 この大会の開催にあたり、お礼の言葉を申し上げます。

第48回子ども大会は3年ぶりの開催となりました。バンド演奏・鼓笛隊・バトンダンス・ヒップホップなどの4団体の発表の他に、イハラ音楽教室の先生方の演奏で会場の皆さんと大きな声で合唱をしました。幕間では、会場の子どもたちが出題した「なぞなぞ」で盛り上がりました。このような、子どもたちとの交流イベントが再開できたことはいずれしく思います。



育成者研修会

令和5年6月25日(日) ぱれっと旭 多目的室



リスクウオッチプログラム「何ができる? 私たちから変わろう」と題して育成研修会を行いました。講師の(一社)RISKW A T C H 理事長の奥田悦子氏による子どもに伝えたい防災防犯の講義の他に、参加者によるグループミーティングでそれぞれのテーマを話し合いました。今回の研修会では各地区の育成者と情報交換ができ「楽しく参加できた」「知らない事がたくさんあり勉強になった」「子どもや地域に伝えたい」などの意見がありました。とても好評でしたので今後も継続していければと思います。



旭区子ども会書道展

日時 令和6年1月23日(火)～1月29日(月) 場所 区役所ろびーぎゃらりー

各地区より132点参加
入賞者 40名

年齢	氏名	所属地区
1年	まきの ひろき	希望が丘南地区
1年	しらす がく	さちが丘地区
1年	たか田 まき	さちが丘地区
2年	やすもと ゆり	希望が丘南地区
2年	おの みれい	希望が丘南地区
2年	中村 学	希望が丘南地区
2年	今ふじ はな	さちが丘地区
2年	小林 りなこ	万騎が原地区
3年	鈴木 萌衣	鶴ヶ峰地区
3年	小泉 なおと	希望が丘南地区
3年	牧野 光希	希望が丘南地区
3年	原田 ひかり	希望が丘南地区
3年	角田 花菜子	万騎が原地区
3年	高橋 実優	万騎が原地区
4年	長谷川 芽衣	希望が丘南地区
4年	山田 杏	希望が丘南地区
4年	渡邊 実杏	希望が丘南地区
4年	今藤 瑛大	さちが丘地区
4年	山田 あおい	さちが丘地区
4年	中嶋 恵菜	万騎が原地区
4年	森脇 綺美	万騎が原地区
4年	早川 結水花	旭中央区
4年	みな川 れ音	旭南部地区

年齢	氏名	所属地区
5年	牧野 祥己	希望が丘南地区
5年	長谷川 咲希	希望が丘南地区
5年	小堀 宏樹	希望が丘南地区
5年	多胡 結菜	さちが丘地区
5年	田丸 依吹	さちが丘地区
5年	栗原 愛	万騎が原地区
5年	石田 有奈	旭中央区
5年	阿部 桜介	旭中央区
6年	今園 舞華	鶴ヶ峰地区
6年	永石 結布奈	希望が丘南地区
6年	渡邊 杏武	希望が丘南地区
6年	片野 紗彩	万騎が原地区
6年	小林 悠乃	万騎が原地区
6年	和田 唯花	万騎が原地区
6年	花輪 明依	旭中央区
6年	神鳥 咲	旭中央区
6年	皆川 詩音	旭南部地区

横浜市子ども会書道展入賞者

賞名	氏名	年齢
横浜市教育委員会賞	まきの ひろき	1年
公益財団法人よこはまユース賞	今ふじ はな	2年
神奈川県子ども会連絡協議会会長賞	小林 りなこ	2年
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会会長賞	鈴木 萌衣	3年
公益財団法人よこはまユース賞	早川 結水花	4年
一般社団法人横浜港振興協会会長賞	牧野 祥己	5年
神奈川県子ども会連絡協議会会長賞	小林 悠乃	6年
横浜市PTA連絡協議会会長賞	花輪 明依	6年

8名



子ども会

あさひ区民まつり手芸教室

旭南部地区 皆川 薫

薄暗くシトシトと雨が降る中、あさひ区民まつりが始まりました。始まってすぐは、天気の良い日もあり人はまばらで、手芸教室のテントには人が来る気配もありませんでした。

雨が止むとだんだんと人も増え、周りも賑やかになっていきました。ポプリ作りは事前に練習したものの、人に教えることに少し不安がありました。ですが、どの方も一生懸命説明を聞いてくれたので、そんな不安もなくなりました。ポプリが仕上がるとみなさんとても喜んでくれたので、私もすごく嬉しくなりました。

お昼を過ぎると、手芸教室にも人がまともに入って来ようになりました。始めはぎこちなく動いていた私達役員も、だんだんと連携が取れるようになっていきました。

どこか学園祭のようなとても楽しい気持ちで参加することが出来、いい思い出となりました。



仲間とジャンプ！大なわとび大会

万騎が原地区 6年 福島 めぐみ

昨年の12月に大なわとび大会の万騎が原地区大会に参加した。参加するのは初めてで、クラスの友達を誘って参加した。自分たちが出る高学年の部には、同じクラスからもう1チーム出ていて、2つのチームが合同で事前に練習をした。練習では2チームが記録を抜いたり抜かれたりしてお互いに高めあいつつ、笑わせて邪魔をしてみたりと和やかな空気で、とても楽しく充実した時間を過ごすことができた。

いよいよ地区大会当日。本番は3分間で、その間は何度も跳ぶことができ、時間が終わっても跳び続けていれば、引つかかるまで跳べるというルールだ。低学年の部・高学年の部・大人と子供と一緒に跳ぶ混合の部に分かれ、旭区大会に出場するチームを決める。跳んでいる間、自然と応援の声飛び交う。どのチームも頑張れ、と会場は温かい雰囲気、会場にいた色々な世代が繋がったと感じた。

自分たちのチームは負けてしまったが、息を合わせて何かをするという事の楽しさを実感できた。これからも地域の色々なイベントに参加したい。



思い出つくろう

みんなで灯そう希望の光

希望が丘南地区 植村 龍馬

昨年度に引き続き、「みんなで灯そう希望の光」と題したオリジナルランタン作りを開催しました。各家庭に配布したキャンドルを使い、思い思いのランタンを作る催しです。

今年度は、K・K・ネットが主催する「夕涼み会」が希望が丘ふれあいの森公園で行われ、そこで展示いたしました。



各ご家庭から、計42点もの作品が応募され、当日は応募した子供たちやそのご家族の他、お友達と一緒に作品を眺めながら楽しんでくれている様子が見られました。

真夏の夕暮れの中、ほのかな光を照らしますランタンは幻想的で、見に来てくれた方全員が魅入っているように感じられました。子どもたちにとっても良い思い出になったのではないかと思います。今後もぜひ継続していけたらと思います。

学校の授業で経験できない体験

旭中央地区 青木 亜香根

今年度も昨年度に続きコロナ禍以前のスケジュールで「親子ふれあいスポーツ大会」を開催する事が出来ました。暑さなどを心配しましたが、青少年指導員さん、スポーツ推進委員さん、引率して頂いた方々のおかげで、終始安全に大人も子どもも楽しい時間を過ごす事ができたと思います。

ポッチャ、グランドゴルフは、普段学校の授業で経験できない体験だなあ!と思いました。ポッチャでは、狙いを定めて真剣に勝負している子ども達の姿が見れてよかったです。

その他グランドゴルフなどさまざまな競技を体験させて頂きました。

近代大人と子どもと一緒に遊んだりする事が少なくなっている中で、このようなイベントが開催される事はとても素晴らしい事だと思います。



町内会の方々に支えられて

鶴ヶ峰地区 前山 衣織

今年度は、夏休み中のラジオ体操を復活させました。三日間朝早くから集合して体を動かしました。

夏祭りや餅つき大会は、町内会の方々のお力を借りて行うことができています。子ども山車やかき氷の準備、また餅つき大会では実際に臼と杵を使って餅つき体験をさせていただきました。子どもたちをも大満足です。餅の種類も定番のあんこから大人の味の大根おろしまであり充実した取り組みとなっています。子ども会だけではそこまでの活動を提供することが難しいのでとても感謝しています。

三月には、毎年恒例のいちご狩りをします。六年生を送る会ということで、六年生の保護者の方も招待して二宮いちご園さんにお邪魔しています。

今後、子ども会独自で主催すること、地域の方々に支えていただく活動を合わせて充実していきたいなと思っております。



令和5年度を振り返って

さちが丘東部子ども会 木下 いつき

今年度5月に新型コロナウイルスが5類に移行され、徐々に各地でイベント等が再開されました。東部子ども会でも7月のこども祭に始まり、神輿や日吉神社祭礼の余興、ふれあい福祉まつり等が再開されることになりました。久しぶりの開催に色々な不安もありましたが、子ども会役員・自治会の皆様と協力し、当日は沢山の子供達の笑顔を見ることができました。

特に印象深かったのはさちが丘小学校の校庭に4自治会が集まって行われた大運動会です。リレーやボール送り等の競技の中に未就学児が参加できる玉入れもあり、小さな子から大人世代まで幅広い参加がありました。大人リレーでは先生方の参加もあり、地域との繋がりを感じる1日になりました。



令和5年度 横浜市子ども会連絡協議会

新春のつどい



日時 令和6(2024)年1月27日(土) 11:30~13:30
会場 大龍飯店(旭区二俣川1-64)
主催 横浜市子ども会連絡協議会
主管 旭区子ども会育成連絡協議会



旭区マスコットキャラクター「あさひくん」

今年度の横浜市子ども会連絡協議会の「新春のつどい」は旭区が当番区でした。当日は43名の参加で交流を図りました。他区の方々にはオリジナルの「あさひ区クイズ」で旭区を楽しく知っていただきました。

区子連では、単位子ども会に協力していただき毎年赤い羽根共同募金活動をしています。この広報誌は、赤い羽根共同募金の活動助成金により発行させていただいております。皆様のご協力に感謝いたします。



赤い羽根共同募金

自治会町内会 各位

旭区地域振興課長

横浜FCあさひ区民DAYの開催に伴う チラシの自治会町内会掲示板への掲出について（依頼）

日頃より旭区のスポーツ振興にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

旭区では、スポーツ振興の一環として、地元のプロサッカーチーム『横浜FC』と連携して、「あさひ区民DAY」を開催しています。

あさひ区民DAYは旭区に在住・在勤・在学（在園）の方とそのご家族を横浜FCのホームゲームにご優待等を行うものです。

つきましては、一人でも多くの方々に「あさひ区民DAY」をお知りいただけますよう、同封いたしましたチラシについて、各自治会町内会掲示板での掲示についてご協力を賜りたく存じます。

自治会町内会長の皆様におかれましては、お忙しい中大変恐縮ですが、どうぞよろしくお願いいたします。

【送付資料】

あさひ区民DAYチラシ(A4版)

担当：旭区地域振興課生涯学習支援係
佐々木、松本（954-6095）



Jリーグ
横浜FCの
ホームゲームを
観に行こう

永井賢梧
GK 11

杉田 隼
DF 23

橋本文
MF 156

山根永遠
MF 18


あさひ区民DAY

旭区 在住・在勤・在学(在園)の方々とそのご家族
1,000名様をご招待、ご優待!

高校生以下 **無料** 大人 **1,500円**

7.6 SAT 18:00
KICK OFF

対象試合

明治安田J2リーグ 第23節
vs ブラウブリッツ秋田 

ニッパツ三ツ沢球技場

横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 ※一般開場16:00予定

販売日 6月14日[金]~7月6日[土]キックオフまで

対象 旭区在住・在勤・在学(在園)の方とご家族

席種 バックホームエンド指定席、

ホームゴール裏指定席

※席種は変更になる可能性があります。

早期お申込み者限定!

試合当日の区民限定体験イベントに参加できるチャンス!

※抽選でご当選された方のみ参加いただけます。(当選メールをお送りします)

※状況によっては、開催の延期・中止、イベント参加不可などの場合がありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ 横浜FC ☎045-443-6592 旭区役所 ☎045-954-6091

二次元コードもしくは、次のURL からお申込み手続きを行ってください。

<https://www.yokohamafc.com/ticket/240706asahi/>

横浜FC
オフィシャル
クラブマスコット
フリ丸

